知的財産権制度入門

平成 30 年度

特　許　庁

【特許庁ホームページ】

http://www.jpo.go.jp/indexj.htm

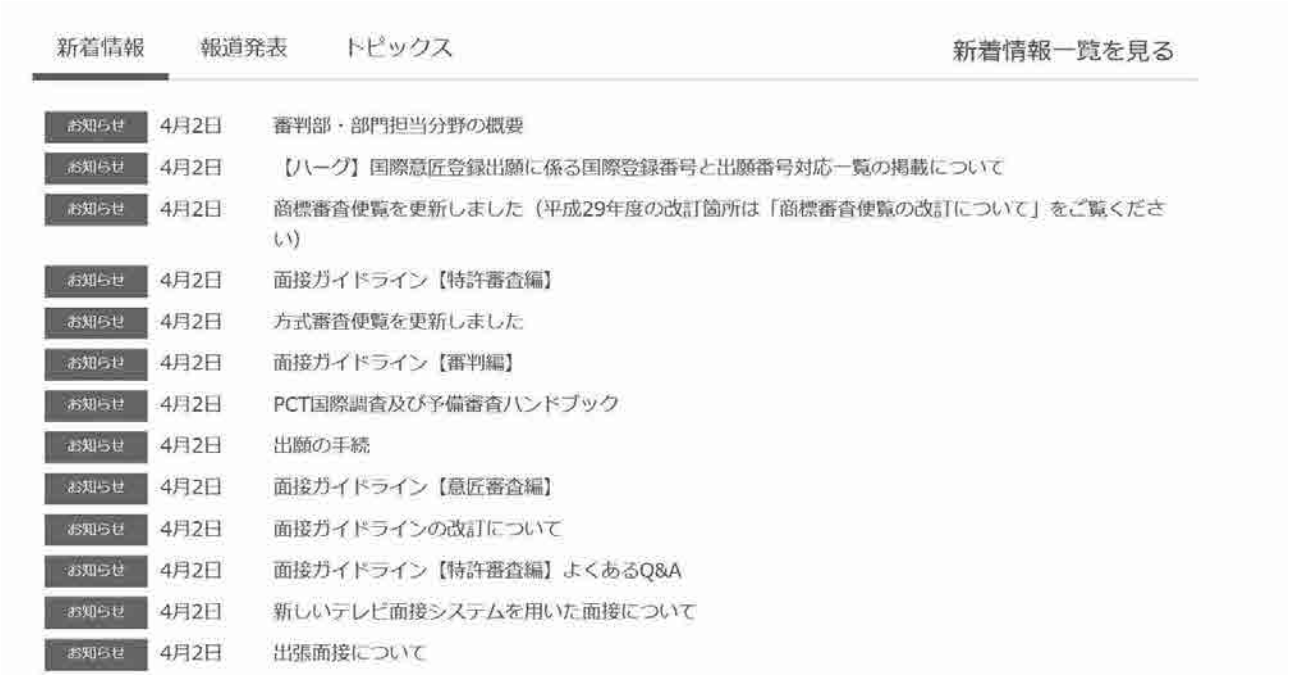

目　　次

Ⅰ　概要編

第１章　知的財産権と産業財産権制度の概要

第１節　知的財産権とは ……3

第２節　産業財産権制度とは ……5

第２章　産業財産権の概要

第１節　特許制度の概要 ……6

［１］特許制度の目的 ……6

［２］特許法上の発明（保護対象） ……7

［３］特許を受けることができる発明とは ……9

［４］発明の種類と捉え方……17

［５］特許を受けることができる者 ……20

［６］職務発明制度とは ……21

［７］出願から特許権取得までの流れ ……24

(1)　特許出願に必要な書類 ……24

(2)　特許出願の手続 ……25

(3)　様々な制度に基づく出願 ……31

(4)　出願公開 ……33

(5)　出願審査請求 ……35

(6)　方式審査への対応 ……36

(7)　実体審査への対応 ……37

(8)　特許査定と特許権の成立 ……39

(9)　特許権の維持・消滅 ……40

(10)　特許権の効力 ……42

(11)　特許発明の技術的範囲……42

(12)　特許権の効力の例外……43

(13)　拒絶査定 ……44

(14)　拒絶査定不服審判 ……44

(15)　無効審判……44

(16)　特許異議の申立て ……45

(17)　訂正審判 ……45

第２節　実用新案制度の概要 ……46

［１］実用新案制度の目的と保護対象 ……46

［２］実用新案制度と特許制度の違い ……47

［３］出願から実用新案権取得までの流れ ……48
［４］実用新案権の行使 ……50
第３節　意匠制度の概要 ……51
［１］意匠制度の目的 ……51
［２］意匠登録を受けるためには ……51
［３］出願から意匠権取得までの流れ ……55
［４］ニーズに応じた意匠登録出願 ……61
⑴部分意匠 ……61
⑵画面デザイン ……62
⑶組物の意匠 ……63
⑷関連意匠 ……63
⑸秘密意匠 ……64

第４節　商標制度の概要 ……65
［１］商標とは ……65
［２］商標登録を受けることができない商標 ……71
［３］出願から商標権取得までの流れ ……79
⑴事前調査 ……79
⑵商標登録出願に必要な書類……80
⑶手続に必要な料金 ……81
⑷出願公開 ……81
⑸実体審査 ……82
⑹商標権の存続期間と更新登録申請 ……82
［４］地域団体商標制度……84
［５］商標登録の効果 ……87
［６］商標登録異議の申立て・審判……88
［７］その他の制度……90

第５節　外国での権利取得 ……91
［１］特許・実用新案 ……91
［２］意匠 ……97
［３］商標 ……101

第３章　特許情報の利用
［１］特許情報とは ……105
［２］特許の分類（ＩＰＣ）とＦＩ・Ｆターム ……109
［３］特許情報プラットフォームを利用した特許情報の検索……115
⑴特許情報プラットフォームを利用した特許・実用新案検索……117

⑵特許情報プラットフォームを利用した意匠検索……120
⑶特許情報プラットフォームを利用した商標検索 ……122
⑷特許情報プラットフォームを利用した経過情報検索……125
［４］画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）を利用した画像ﾃﾞｻﾞｲﾝに関する意匠公報の調査 ……127

第４章　産業財産権の活用と権利侵害への対応（特許権を中心として）
第１節　産業財産権の活用 ……132
⑴産業財産権利用形態の類型 ……132
⑵ライセンスの類型 ……134
⑶出願しない形態での知的財産の活用（ノウハウ管理） ……137
⑷共有に係る特許権 ……138
⑸技術移転の活用 ……139
第２節　権利侵害への対応 ……141
第３節　判定・無効審判制度 ……148

第５章　その他の知的財産等
第１節　不正競争の防止(不正競争防止法) ……152
第２節　著作権の目的と保護対象……162
第３節　植物の新品種の保護（育成者権）……168
第４節　地理的表示（GI）保護制度の概要……175

第６章　その他の運用
第１節　早期審査（審理）・優先審査・面接等……182
［１］特許・実用新案……182
［２］意匠……190
［３］商標……193
第２節　特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）……196

第７章　地域における支援サービス
第１節　経済産業局等知的財産室 ……197
第２節　地域知的財産戦略本部 ……199
第３節　ＩＮＰＩＴ知財総合支援窓口 ……199
第４節　弁理士・日本弁理士会 ……200
第５節　独立行政法人 中小企業基盤整備機構 ……202
第６節　商工会・商工会議所 ……203
第７節　よろず支援拠点 ……203

Ⅱ　様式編

１．特許 ……207
（１）特許願（２）明細書（３）特許請求の範囲（４）要約書（５）図面
（６）出願審査請求書（７）拒絶理由通知書（８）意見書（９）手続補正書
（10）特許料納付書（11）移転登録申請書（12）譲渡証書
２．実用新案 ……225
（１）実用新案登録願（２）明細書（３）実用新案登録請求の範囲（４）要約書
（５）図面（６）実用新案技術評価請求書（７）実用新案技術評価書
３．意匠 ……233
（１）意匠登録願（２）図面（３）拒絶理由通知書
（４）意見書（５）手続補正書（６）特徴記載書
４．商標 ……237
（１）商標登録願（２）地域団体商標登録願 （３）拒絶理由通知書
（４）意見書（５）手続補正書

Ⅲ　参考編

１．産業財産権関係料金一覧 ……247
２．公開特許公報（見本）……254
３．特許原簿（見本）……255
４．登録証（見本）……257
５．意匠　組物の物品構成表 ……258
６．商品及び役務の区分 ……261
７．経済産業局等知的財産室一覧 ……263
８．独立行政法人工業所有権情報・研修館（ＩＮＰＩＴ）公報閲覧室……263
９．独立行政法人工業所有権情報・研修館（ＩＮＰＩＴ）相談・支援窓口一覧……264
10．ＩＮＰＩＴ知財総合支援窓口一覧……265
11．外国出願補助金実施支援センター……267
12．日本弁理士会本部・支部一覧……268
13．独立行政法人中小企業基盤整備機構 地域本部一覧……269
14．よろず支援拠点一覧……270
15．承認・認定ＴＬＯ（技術移転機関）一覧 ……271
16．農林水産分野に関する知的財産相談窓口一覧……273
17．営業秘密侵害事犯　窓口連絡先一覧……274
18．お問い合わせ先一覧……275

Ⅰ　概　要　編

第１章　知的財産権と産業財産権制度の概要

第１節　知的財産権とは

人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間の独占権を与えるようにしたのが知的財産権制度です。知的財産権は、様々な法律で保護されています。

（１）知的財産権とは

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。「知的財産」及び「知的財産権」は、知的財産基本法において次のとおり定義されています。

＜参照条文＞　知的財産基本法

第２条　この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

２　この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

知的財産の特徴の一つとして、「物」とは異なり「財産的価値を有する情報」であることが挙げられます。情報は、容易に模倣されるという特質をもっており、しかも利用されることにより消費されるということがないため、多くの者が同時に利用することができます。こうしたことから知的財産権制度は、創作者の権利を保護するため、元来自由利用できる情報を、社会が必要とする限度で自由を制限する制度ということができます。

近年、我が国政府は「知的財産立国」の実現を目指し、様々な施策を進めております。また、産業界や大学等の動向についてみると、産学官連携の推進、企業における知的財産戦略意識の変化、地方自治体における知的財産戦略の策定等、知的財産を取り巻く環境は大きく変化しています。今後も、知的財産権制度の活用は、我が国経済の活性化だけではなく、企業や大学・研究機関においても重要な役割をはたすことになります。

（参考）

「知的財産立国」とは、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、ものづくり

に加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。（２００２年７月「知的財産戦略大綱」）

（２）知的財産権の種類

知的財産権には、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別されます。

また、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び育成者権については、客観的内容を同じくするものに対して排他的に支配できる「絶対的独占権」といわれています。一方、著作権、回路配置利用権、商号及び不正競争防止法上の利益については、他人が独自に創作したものには及ばない「相対的独占権」といわれています。

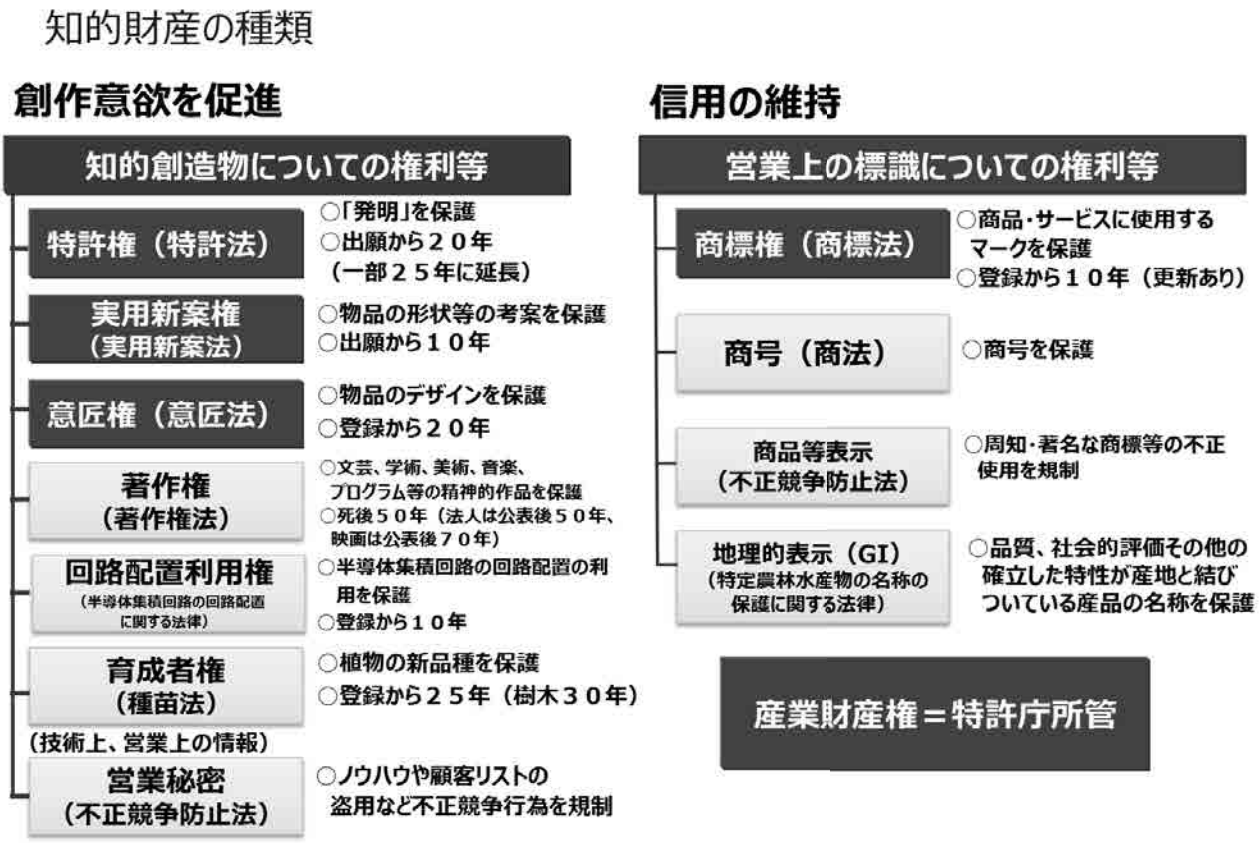

第２節　産業財産権制度とは

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の４つを「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。

産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持することによって、産業の発達を図ることを目的にしています。

これらの権利は、特許庁に出願し、登録することによって、一定期間、独占的に実施（使用）することができます。

産業財産権の例

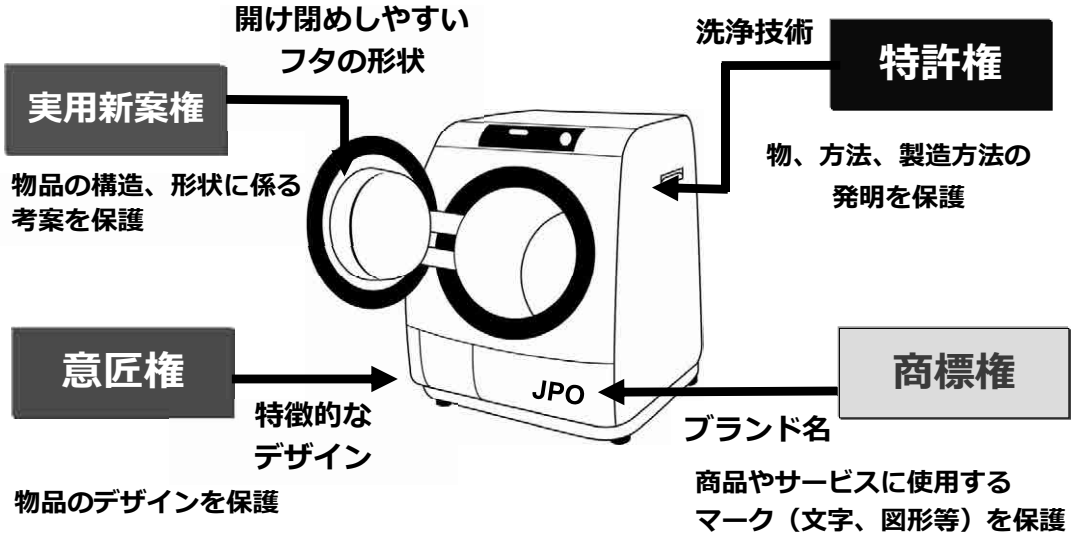

第２章　産業財産権の概要

第１節　特許制度の概要

［１］特許制度の目的

特許法の目的は、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」（特許法第１条）と定義しています。

発明は目に見えない思想、アイデアなので、家や車のような有体物のように目に見える形でだれかがそれを占有し、支配できるというものではありません。したがって、制度により適切に保護がなされなければ、発明者は自分の発明を他人に盗まれないように、秘密にしておこうとするでしょう。しかしそれでは、発明者自身もそれを有効に利用することができないばかりでなく、他の人が同じものを発明しようとして無駄な研究、投資をすることになってしまいます。

そこで、特許制度はこういったことが起こらぬよう、発明者には一定期間、一定の条件のもとに特許権という独占的な権利を与えて発明の保護を図る一方、その発明を公開して利用の機会を図ることにより新しい技術を人類共通の財産としていくことを定めて、これにより技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与しようというものです。

言い換えれば、特許制度は、発明を世にオープン（開示）することを条件に、発明者に対して独占的実施権を付与するとともに、この発明の開示により、発明利用の途が提供されることになり、改良発明の誘発や新たな発明が生まれる機会が生ずることになるのです。

この目的は、特許制度のほか、実用新案制度、意匠制度も同様です。

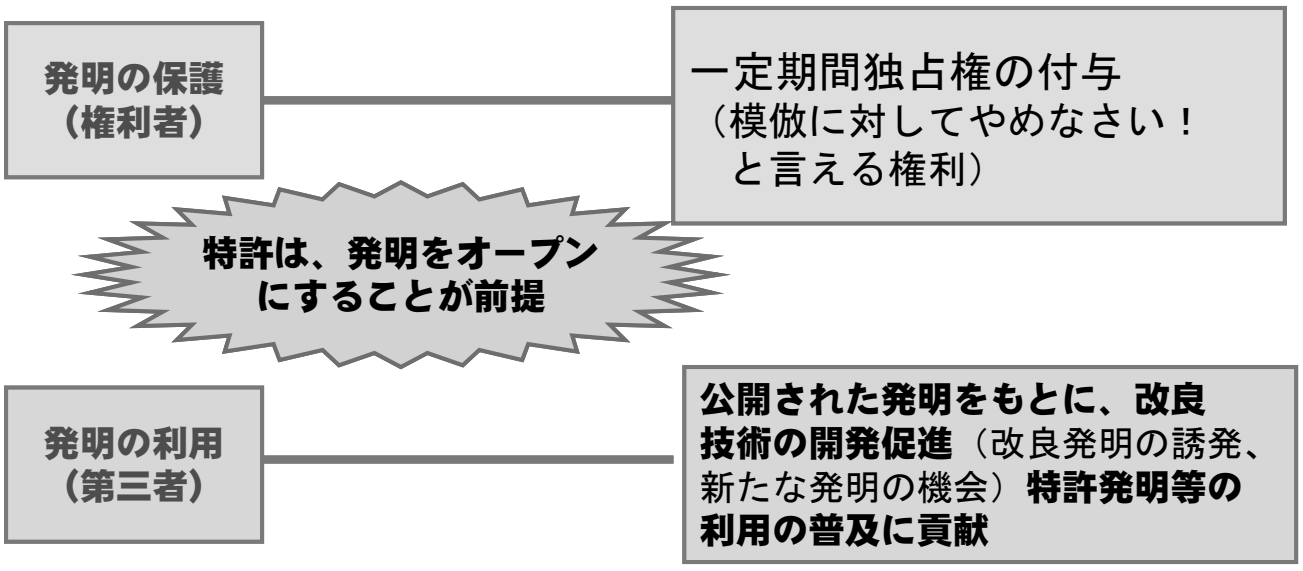

［２］特許法上の発明（保護対象）

特許法では、「発明」を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義し（特許法第２条第１項）、産業上利用できる発明を保護対象としています。

（１）自然法則を利用していること

「自然法則」とは、自然界において経験的に見出される科学的な法則をいいます。

特許法上の「発明」であるか否かのポイントは、課題に対する解決手段が自然法則を利用しているかどうかです。したがって、エネルギー保存の法則や万有引力の法則などの自然法則それ自体、数学上の公式やゲームのルールなどのように自然法則を利用していないもの、永久機関のように自然法則に反するものなどは、特許法上の「発明」には該当しません。

なお、一部に自然法則を利用していない部分があっても、全体として自然法則を利用していると判断されるときは、自然法則を利用したものとなります。

（２）技術的思想であること

フォークボールの投球方法等の個人の技能によるものや、絵画や彫刻などの美的創作物、機械の操作方法についてのマニュアル等の単なる情報の提示は技術的思想に該当せず、特許法上の「発明」には該当しません。

（３）創作であること

「発明」は、創作されたものでなければなりません。したがって、天然物の単なる発見などは、特許法上の「発明」になりませんが、天然物から人為的に単離精製した化学物質は「発明」に該当します。

（４）高度のものであること

「高度のもの」は、主として実用新案法の考案と区別するためのものであるので、「発明」に該当するか否かの判断に当たって、「高度」でないという理由で「発明」に該当しないとされることはありません。

特許法上の「発明」とは

○自然法則を利用しているか

×自然法則以外の法則→経済法則など
×人為的取り決め→ゲームのルールそれ自体など
×自然法則自体→エネルギー保存の法則、万有引力の法則など

× ゲームのルール

○技術的思想であるか

×いわゆる技能→フォークボールの投げ方など
×単なる情報の提示→デジタルカメラで撮影された画像データなど
×美的創作物→絵画、彫刻など

× フォークボール
の投げ方

○創作であるか

○天然物から人為的に分離した化学物質
×天然物の単なる発見など

○高度であるか

［３］特許を受けることができる発明とは

発明が完成したからといって、すべての発明について特許を受けることができるとは限りません。特許を受けるためには、特許法で定める「特許を受けることができる発明」の要件を満たす必要があります。

（１）産業上利用することができるかどうか（特許法第２９条第１項柱書）

特許を受けることができる「発明」であるためには、第一に、産業として利用することができなければなりません。これは、ただ単に学術的・実験的にしか利用することができない発明は「産業の発達」を図るという特許法の目的からして、保護することが適当ではないからです。

特許法における「産業」は、工業、鉱業、農業などの生産業だけでなく、サービス業や運輸業などの生産を伴わない産業も含めた広い意味での産業を意味します。

○産業として利用できるか＝産業上の利用可能性＝（特許法第29条第1項柱書）

×産業として利用できるものに該当しないもの

①人間を手術、治療又は診断する方法の発明

（→○医療機器、医薬自体は物の発明に該当）

②業として利用できない発明

・個人的にのみ利用される発明（喫煙方法等）

・学術的、実験的にのみ利用される発明

×医療行為

③理論的には発明の実施が可能であっても、その実施が実際上考えられない発明

（２）新しいものであるかどうか＝新規性＝（特許法第２９条第１項）

特許を受けることができる「発明」は、今までにない「新しいもの」でなければなりません。これを**「新規性」**と呼んでいます。すでに誰もが知っているような発明に特許権という独占権を与えることは、社会にとって百害あって一利もないからです。特許法では、新規性を有しない発明の範囲を定めており、次に該当する場合は特許を受けることができません。

① 特許出願前に日本国内又は外国において公然と知られた発明

例：テレビで放映、発表

② 特許出願前に日本国内又は外国において公然と実施をされた発明

例：店で販売、製造工程における不特定者見学

③ 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明や電

気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

例：日本国内又は外国において公表された特許公報、研究論文、書籍、ＣＤ－ＲＯＭなどに掲載、インターネット上で公開

●どの時点を基準として「新規性」を判断するのか

「新規性」があるか否かは、出願の時点で判断されます。出願した日だけでなく、時・分も問題となります。したがって、午後にある発明を出願しても、その日の午前中に行われた学会で他の研究者によって同じ発明が発表されていた場合には「新規性」はありません。

すでに知られている発明であるとして拒絶される特許出願が少なくありませんので、特許出願をするときには、特許を受けようとする発明に「新規性」があるかどうか、事前に十分調査することが大切です。

●どういう場合に「公然」となるのか

「公然」とは一般的に知れわたった状態をいいますが、ここでは発明者又は出願人のために秘密にすべき関係のない人（これを「不特定人」といいます。）に公になることをいいます。この場合、不特定人の多い少ないは関係ありません。

なお、自分が行った発明は、自らの手で特許出願前に「公然と知られた発明」又は「公然と実施をされた発明」となっても特許を受けられると誤解している人がいますが、たとえ自分から「公然と知られた発明」などにしてしまった場合でも、「新規性」がないものとして特許を受けることができませんので注意してください。

＜参照条文＞

特許法第２９条第１項　産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

１　特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明

２　特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明

３　特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

【例外的に救済が受けられる場合―新規性喪失の例外（特許法第３０条）】

特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された（新規性を失った）ものについて、例外的に救済（これを「新規性喪失の例外」といいます。）を受けられる場合があります。

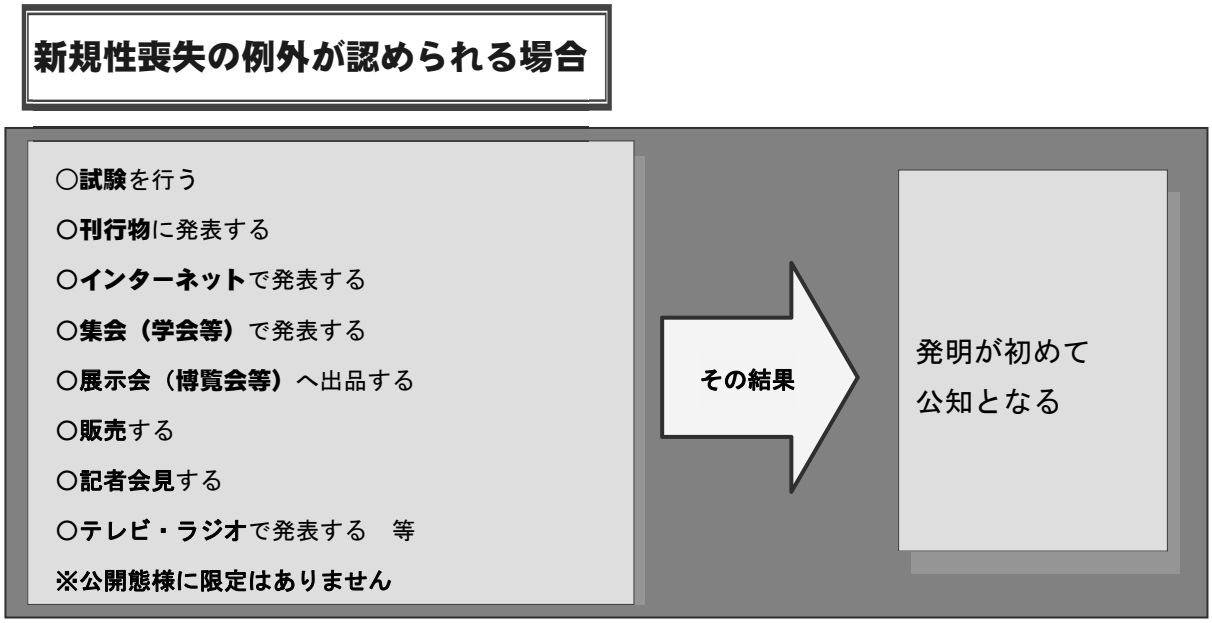

この例外的な救済を受けるためには、公開された日から６月以内に例外規定の適用を受けたい旨の書面を特許出願と同時に提出（又は願書にその旨を表示）しなければならないほか、特許出願日から３０日以内に公開の事実等を証明する書面を提出しなければなりません。（この「証明する書面」については、特許庁ホームページの「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について」（http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/hatumei_reigai.htm）を参照下さい。）

ただし、本制度は、あくまでも特許出願より前に公開された発明は特許を受けることができないという原則に対する例外規定であることに留意する必要があります。仮に出願前に公開した発明についてこの規定の適用を受けたとしても、例えば、第三者が同じ発明について先に特許出願していた場合や先に公開していた場合には、特許を受けることができませんので、可能な限り、早く出願をすることが重要です。

また、海外への出願を予定している場合には、各国の発明の新規性喪失の例外規定にも留意する必要があります。各国の国内法令によっては、自らが公開したことにより、その国において特許を受けることができなくなる可能性もありますので十分にご注意ください。

したがって、適切に権利を確保するためには、論文発表等の前にまず出願をすることを心がけて下さい。

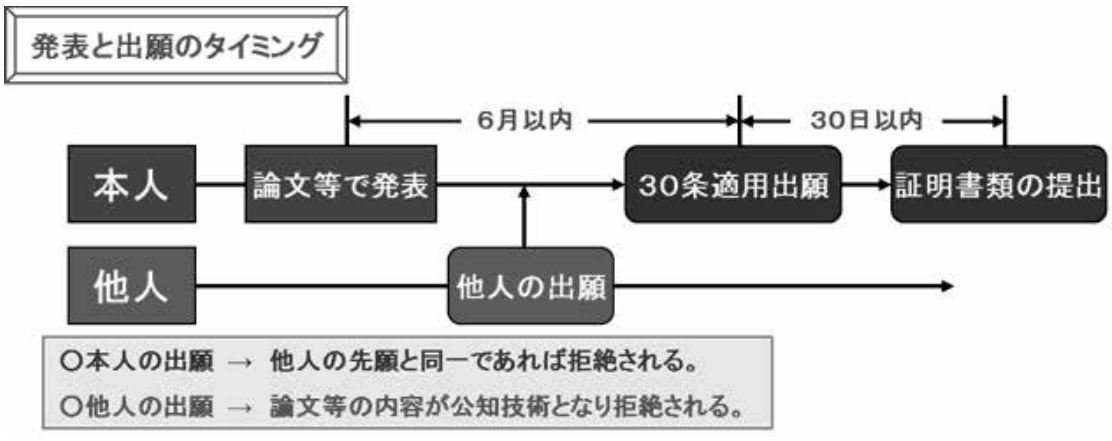

（３）容易に思いつくものでないかどうか＝進歩性＝（特許法第２９条第２項）

すでに知られている発明を少し改良しただけの発明のように、誰でも容易にできる発明については、特許を受けることができません。科学技術の進歩に貢献していない自明の発明には特許を受けるほどの価値がありませんし、容易に思いつく発明まで特許が受けられるようになると、日常的に行われている技術的な改良についても次々出願しないと他人に特許をとられてしまうという状況に陥り、支障がでるからです。

「容易に発明をすることができた」場合を、一般に**「進歩性」**がないと表現します。この「進歩性」についての判断は、「発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者」（これを一般には「当業者」といいます。以下同じ。）からみて、その発明に至る考え方の道筋が容易であるかどうかで判断します。例えば、次の場合には「進歩性」がないと判断されます。

① 公然と知られた発明や実施された発明を単に寄せ集めたにすぎない発明

例：「船外機を設けた船」と「空中プロペラを設けた船」が既に実在すると仮定した場合、「船外機と空中プロペラの両方を設けた船」を特許出願しても、既に実在する発明（アイデア）を単に寄せ集めたにすぎないとして「進歩性」がないと判断される可能性があります。

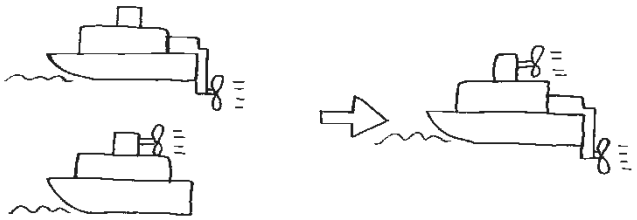

② 発明の構成の一部を置き換えたにすぎない発明

例：「椅子の移動をスムーズにする」キャスターの技術を「机の移動をスムーズにする」キャスターの技術に応用して特許出願しても、実在する発明（技術）の一部の置き換えとして「進歩性」がないと判断される可能性があります。

＜参照条文＞

特許法第２９条第２項　特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

【進歩性の判断について】

まず審査官は進歩性の判断の対象となる発明を認定します。進歩性の判断の対象となる発明は、請求項に係る発明（請求項に記載された発明）です。次にその発明の属する技術の分野における出願時の技術水準を的確に把握します。そして当業者であればどのようにするかを常に考慮しつつ、先行技術として引用された発明から当業者が請求項に係る発明を容易に思いつくことができたかどうか、論理づけを試みます。その結果、論理づけができた場合には請求項に係る発明の進歩性は否定され、論理づけができない場合には進歩性が認められます。このとき引用発明と比較した有利な効果が明細書等の記載から明確に把握される場合には、進歩性の存在を肯定的に推認するのに役立つ事実として考慮されます。

当業者は、「発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者」として想定されていますが、複合技術・先端技術分野においても適切な進歩性の判断がなされるように、当業者として複数の専門家からなるチームを想定した方が適切な場合もあります。

一方、論理づけは、種々の観点、広範な観点から行うことができます。例えば、請求項に係る発明が、引用発明からの最適材料の選択あるいは設計変更や複数の引用発明の単なる寄せ集めに該当するかどうかを検討したり、あるいは引用発明の内容に請求項に係る発明を思いつくための動機づけとなり得るもの（技術分野が関連していることや、作用、機能、課題が共通していることなど）があるかどうかを検討します。

（４）先に出願されていないかどうか（特許法第３９条及び特許法第２９条の２）

別々の発明者が同じ発明を同時期に完成して、同時期に特許出願をする場合があります。この場合、我が国では先に発明をした者ではなく、先に特許庁に出願した者に特許を与えています。これを**「先願主義」**と呼んでいます。どちらが先に発明したかよりも、どちらが先に出願したかの方が判断しやすく、いち早く発明を公開しようとした者を保護しようという特許制度の目的にも沿っています。

このように、同一の発明について、先に他人に出願されてしまうと特許を受けることができなくなりますから、発明をしたらできるだけ早く出願することが大切です。

○先に出願されていないか＝先願主義＝（特許法第39条、第29条の2）

先に発明を完成した者でなく、先に特許庁に出願した者に特許を与える

【 ダブルパテント排除（同一出願人も適用）特許法第39条 】

○特許請求の範囲が同一の場合は後願を排除

【 拡大された先願の地位（同一出願人は除く）特許法第29条の２】

○出願公開等された先願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明と同一の場合は後願を排除

（５）公序良俗等を害しないか（特許法第３２条）

公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生（公序良俗等）を害するような発明は、たとえ産業として利用することができたり、新しいものであったり、容易に考え出すことができないものであっても、特許を受けることができません。

例：遺伝子操作により得られたヒト自体等。

（６）明細書等の記載は規定どおりか（特許法第３６条）

特許制度の目的である発明の保護及び利用については、発明の技術的内容を公開するための技術文献及び特許発明の技術的範囲を定める権利書としての使命を持つ「明細書、特許請求の範囲及び必要な図面」（以下「明細書等」といいます。）を介して行われます。

したがって、明細書等の記載について、具体的にどのような発明をしたのか、当業者が実施できる程度に発明の内容を明らかにする必要があります。また、明細書等は技術的に正確かつ簡明に記載する必要があります（特許法施行規則様式２９備考６～８、様式２９の２備考７～９）。

なお、平成１４年９月１日以降の特許出願から、出願人が知っている先行技術文献情報の開示が義務づけられました。出願人は出願時に知っている文献公知発明があるときは、明細書中にその情報の所在を記載しなければなりません。

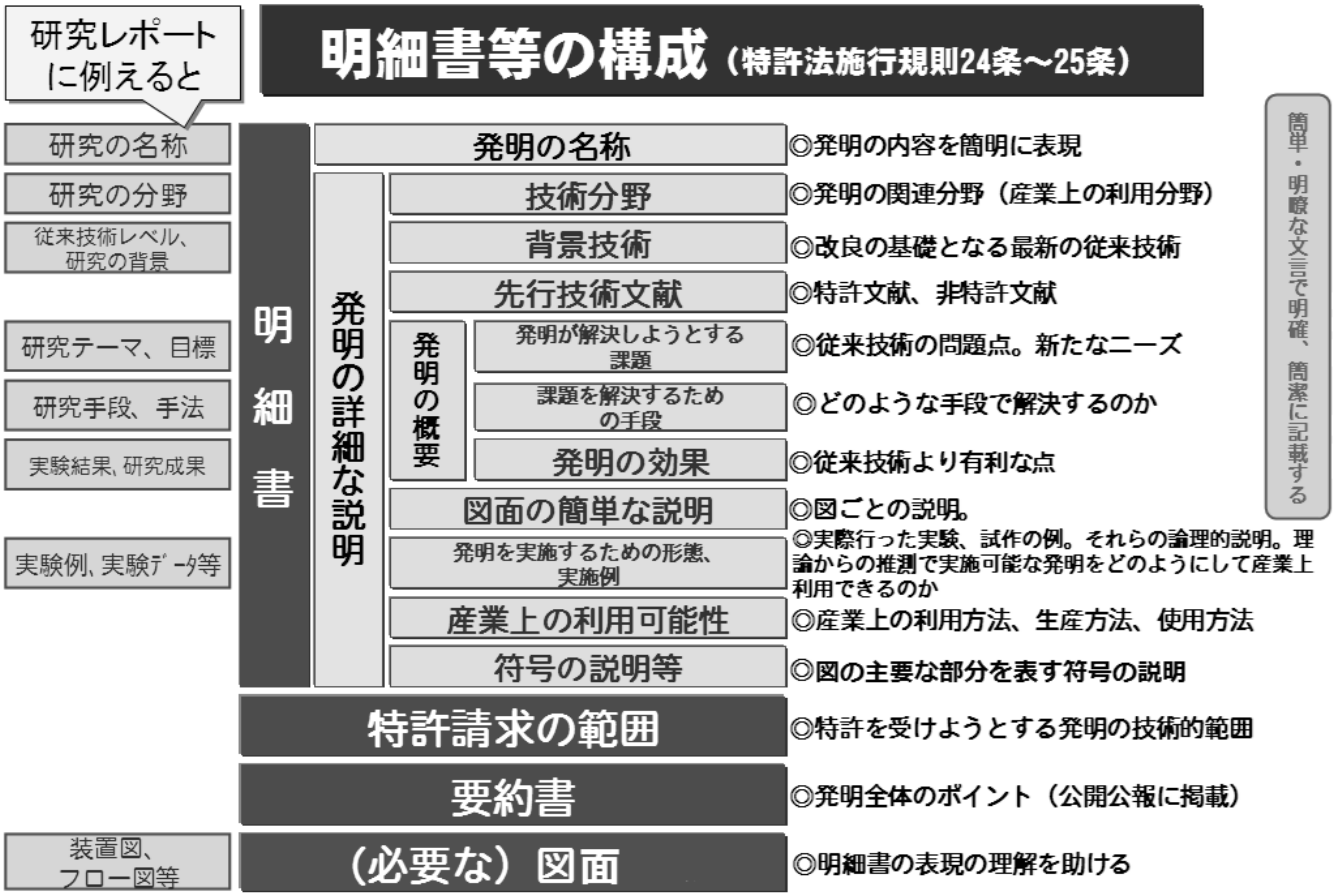

＜参照条文＞

特許法第３６条（抜粋）

２　願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

３　前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　発明の名称

二　図面の簡単な説明

三　発明の詳細な説明

４　前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。

二　その発明に関連する文献公知発明（第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知つているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

５　第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

６　第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

二　特許を受けようとする発明が明確であること。

三　請求項ごとの記載が簡潔であること。

四　その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

明細書等を記載するにあたっての考え方の事例

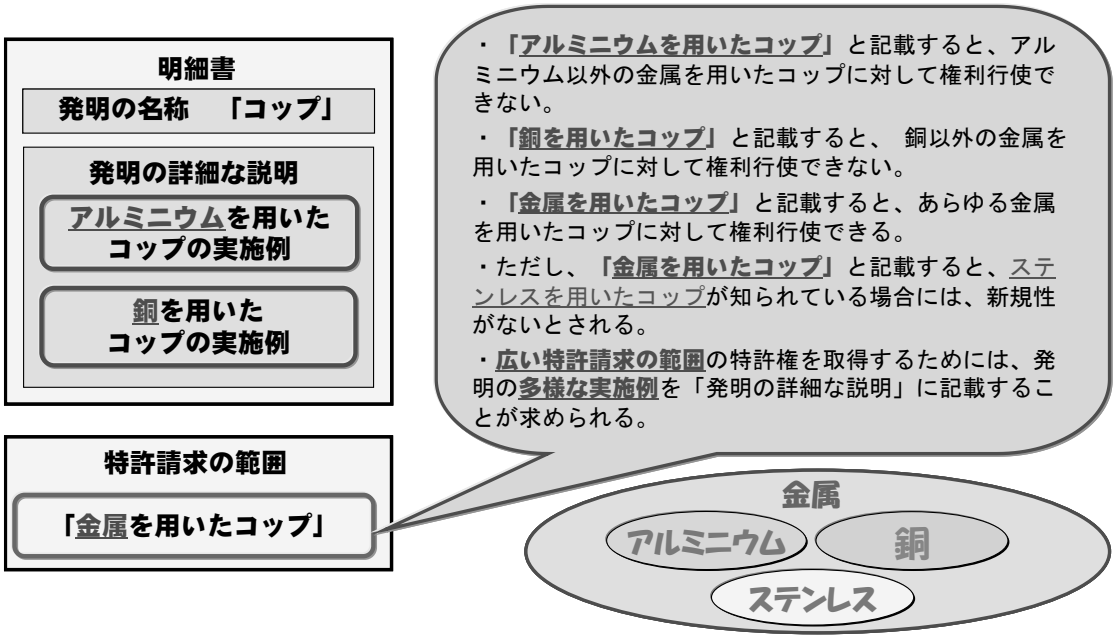

＜図の補足説明＞

権利行使できる範囲は、「特許請求の範囲」の記載によって決まります。例えば、「アルミニウムを用いたコップ」は、アルミニウム以外の金属を用いたコップに対して権利行使できません。一方で、「金属を用いたコップ」は、あらゆる金属を用いたコップに対して権利行使できます。ただし、「ステンレスを用いたコップ」が既に知られている場合には、「特許請求の範囲」の「金属を用いたコップ」という発明は、新規性がないとされ特許を受けることができません。

ここで、「特許請求の範囲」は、発明の内容が明確にわかるように記載するとともに、「発明の詳細な説明」に記載したものを記載する必要があります。例えば、「発明の詳細な説明」に「銅を用いたコップ」の実施例のみが記載されている場合、「金属を用いたコップ」という、広い特許請求の範囲の発明が「発明の詳細な説明」に記載されているとはいえないため、特許を受けることはできません。このような広い特許請求の範囲の発明について、「発明の詳細な説明」に記載されているといえるためには、「アルミニウムを用いたコップ」、「銅を用いたコップ」など、多様な実施例を「発明の詳細な説明」に記載する必要があります。

また、「発明の詳細な説明」は、当業者がその発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載する必要があります。

［４］発明の種類と捉え方

特許法では、発明を「物の発明」と「方法の発明」に大別し、さらに方法の発明として「物を生産する方法の発明」という種別を設けて、発明の「実施」について定義をしています。そして、この発明の３つの表現形式の違いによって特許権の効力の及ぶ範囲が異なります。

（１）発明の３つの表現形式（特許法第２条第３項）

広くて強い権利にするためには、特許を受けようとする発明をいろいろな角度から検討し、把握しなければなりません。発明の種類（カテゴリー）によって特許権の効力の及ぶ範囲が異なりますので、このカテゴリーを上手に活用して、発明の内容を表現していきます。物にも方法にも発明がある場合には、「物の発明」「方法の発明」の両方で表現できます。

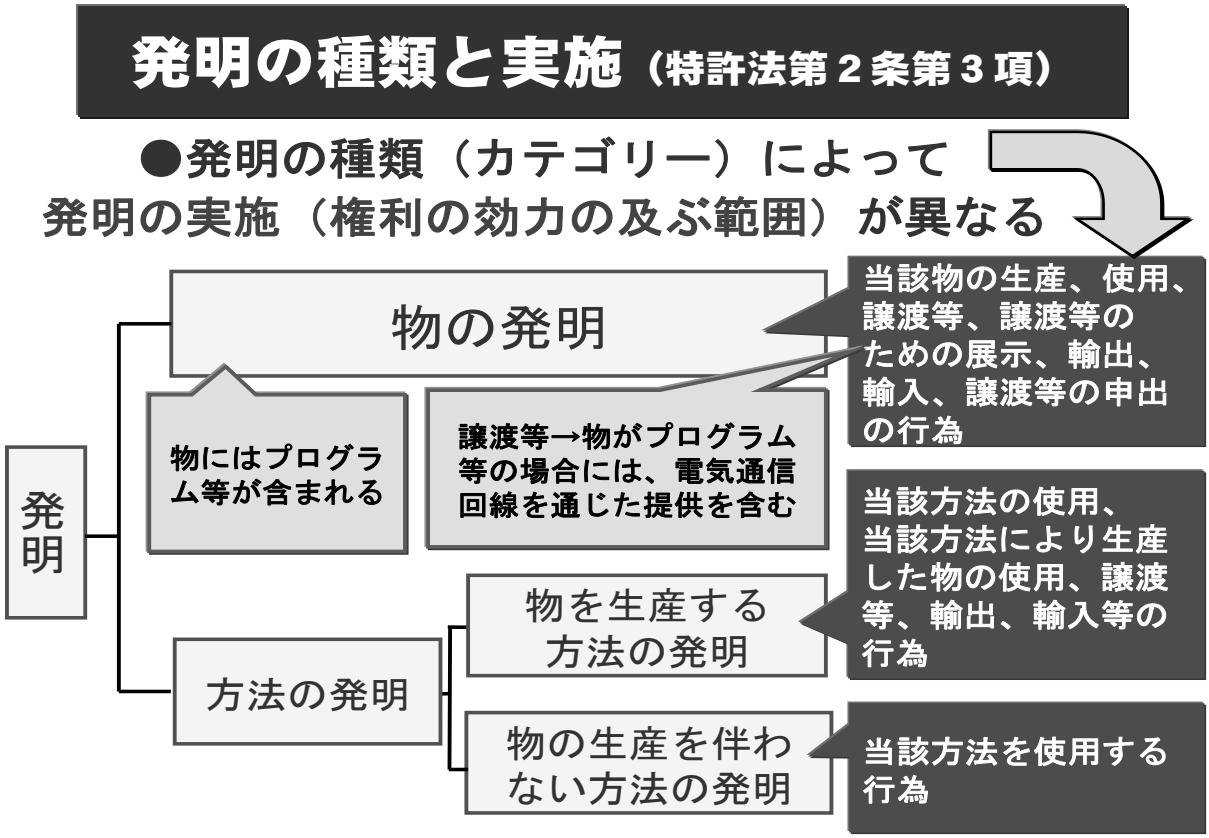

① 物の発明の場合

その物を生産し、使用し、譲渡し、貸渡しし、輸出し、若しくは輸入し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含みます。）をする行為について権利の効力が及びます。

② 方法の発明の場合

その方法を使用する行為について権利の効力が及びます。

③ 物を生産する方法の発明の場合

その方法を使用する行為、その方法により生産した物を使用し、譲渡し、貸渡しし、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為について権利の効力が及びます。

（２）複数の発明の出願＝発明の単一性＝（特許法第３７条）

技術革新の進展により技術開発の成果は、多様な形で密接に関連する一群（複数）の発明から成り立つ場合が多くなっています。これらの技術的に密接に関係する発明は、別々の出願とするよりも、一つにまとめて出願する方が、出願人においてはコスト的にも出願手続をする上でも有利となります。また、第三者においては関連する発明の情報が効率的に入手可能となりますし、特許庁においては効率的な審査が期待できます。

そこで、複数の発明が発明の単一性の要件を満たす場合には、これらの発明を一つの願書で特許出願することができます。「発明の単一性」とは、一つの願書で出願できる発明の範囲をいいますが、この要件を満たしているかは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しているかどうかなどで判断されます。

詳細は、特許・実用新案審査基準の「発明の単一性の要件」を参照してください。

(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/tukujitu_kijun/02_0300.pdf)

＜参照条文＞

特許法第３７条　二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。

特許法施行規則第２５条の８　特許法第３７条の経済産業省令で定める技術的関係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的関係をいう。

２　前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。

３　第一項に規定する技術的関係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

（３）特許権の効力が及ぶ範囲

＜事例１＞

公知の化合物であるエチレンについて、従来の生産方法よりも効率よく生産する方法を発明しました。この発明について「物を生産する方法」としての特許を取得した場合は、権利者以外の者が同じ生産方法でエチレンを生産し、そのエチレンを国内に輸入すれば、生産地が海外であっても、権利者の特許権の効力が及ぶことになります。

＜事例２＞

成分ａの接着剤にエタノールを添加して接着効果を増強させる発明について、特許権を取得するための発明の表現形式について考えてみましょう。主な発明として次のような発明の表現が考えられます。

①エタノールを添加した成分ａの接着剤。

②エタノールを有効成分とする成分ａの接着剤の接着効果増強剤。

③エタノールを利用した成分ａの接着剤の接着効果増強方法。

発明①は「物の発明」ですので、発明①について特許権を取得すれば、エタノールが添加された成分ａの接着剤自体について特許権が付与されます。無断でその接着剤を生産したり使用したりする人に対して権利行使ができます。

発明②も「物の発明」です。この発明②について特許権を取得すれば、接着剤そのものを生産していなくても、無断でエタノールを有効成分とする成分ａの接着剤の接着効果増強剤として生産したり販売したりする人に対して権利行使ができます。

これに対して、発明③は「方法の発明」となり、エタノールを用いて成分ａの接着剤の接着効果を増強する行為自体に特許権の効力が及びます。エタノールが添加された成分ａの接着剤を生産する人は、発明③の接着効果増強法を利用して接着力の強い接着剤を生産していることとなります。つまり、この接着剤を生産する際に、発明③を使用していることとなりますから、無断でこの接着剤を生産している人に対して権利行使ができます。

また、広い概念で発明を把握して特許権を取得しないと、似ているけれども同じではない方法で、特許に抵触しない類似品を他人に生産されてしまい、十分に権利の保護を受けることができなくなることがあります。

［５］特許を受けることができる者

特許法では、特許を受ける権利は発明者にあります。この特許を受ける権利は財産権として自由に譲渡することができます。
また、特許を受けるためには、出願をしなければなりませんが、出願人の資格は特許法で要件が定められています。

（１）特許を受ける権利

特許を受ける権利は「発明者」にあります。この権利は、発明の完成と同時に発明者に原始的に帰属します。当然のことですが、他人の発明を盗んだ人には特許を受ける権利がありません。

発明者は、この特許を受ける権利を他人に譲り渡すことができます。発明者から権利を譲り受けたり相続した人のことを「承継人」といいます。

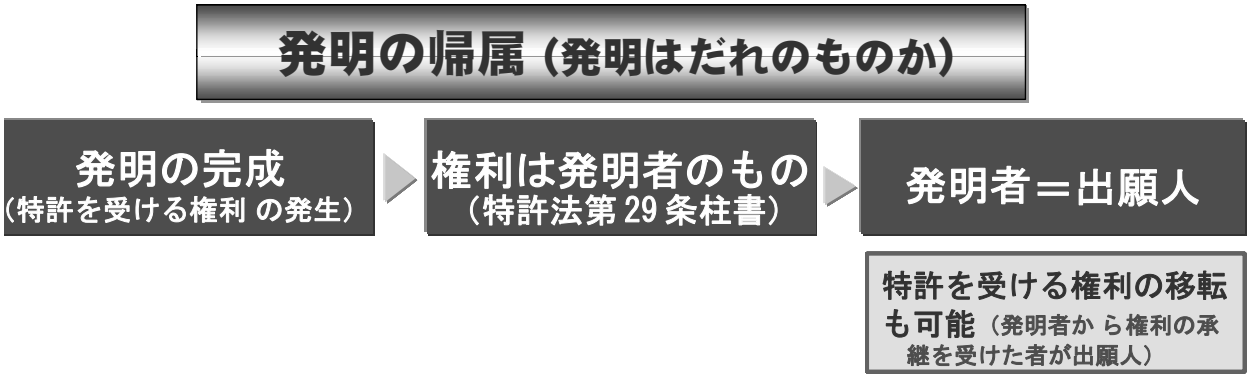

（２）特許を出願するための資格

特許を受けるためには出願をしなければなりません。この出願をするためには、法律上の権利義務の主体となる資格が必要です。これを「権利能力」といいます。この権利能力は、一般的にいう「人」（これを法律上「自然人」といいます。）と、法律上の「人」としての地位を認められた団体（これを「法人」といいます。）に認められています。

つまり、個人として出願する場合は問題ありませんが、法人格のない団体の名義で出願することはできません。

また、未成年者が出願する場合には、「権利能力」はありますが独立して法律行為を行う「行為能力」がありませんから、法定代理人（通常は親権者である「親」）に出願の手続をしてもらうことになります。

［６］職務発明制度とは

職務発明制度とは、使用者等が組織として行う研究開発活動が我が国の知的創造において大きな役割を果たしていることにかんがみ、使用者等が研究開発投資を積極的に行い得るよう安定した環境を提供するとともに、職務発明の直接的な担い手である個々の従業者等が使用者等によって適切に評価され報いられることを保障することによって、発明のインセンティブを喚起しようとするものです。

我が国の職務発明制度の下では、職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権若しくは仮専用実施権を設定した場合に、当該従業者員等は「相当の利益」を受けることができ、その「相当の利益」の決定については、使用者と従業者との間の自主的な取決めに委ねることを原則としています。

自主的な取決めがない場合又は自主的な取決めによって利益を付与することが不合理である場合は、一定の要素を考慮して裁判所が「相当の利益」を決定します。不合理であるか否かは、自主的な取決めの策定から利益の付与までの全過程のうち、特に協議、開示、意見聴取といった手続面が重視されることとしています。

（１）職務発明とは（特許法第３５条）

従業者等がした発明は、下記のように、職務発明と自由発明の２つに大別されます。

①　職務発明

従業者等がした発明であって、性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明を「職務発明」といいます。この「職務発明」は、従業者等自身によって生み出されたものではありますが、使用者等も、給与、設備、研究費の提供等により、発明の完成に一定の貢献をしているといえます。

②　自由発明

「自由発明」とは、職務発明以外の発明です。例えば、バスの運転手が個人的に楽器の発明をした場合などがその例です。

（２）職務発明制度の基本的考え方

特許法は、特許を受ける権利を発明者に与えていますが、従業者等がした職務発明に関しては、従業者等への給与、設備、研究費の提供等、使用者等による一定の貢献が不可欠であることを重くみて、使用者等に無償の通常実施権（特許発明を実施できる権利）を付与するとともに（特許法第３５条第１項）、あらかじめ使用者等が特許を受ける権利を承継すること等を取り決めておくことを認めています（同条第２項反対解釈）。

さらに、あらかじめ使用者等が特許を受ける権利を取得することを取り決めている場合には、従業者等が職務発明を完成させた時から、その特許を受ける権利は当該使用者等に帰属すること（いわゆる原始使用者等帰属）を規定しています（同条第３項）。なお、そのような取決めがない場合には、その特許を受ける権利は当該従業者等に帰属します（いわゆる原始従業者等帰属）。

一方、職務発明を生み出した従業者等は、当該職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権若しくは仮専用実施権を設定したときは、「相当の利益」を受ける権利を有することとなります（同条第４項）。

これらの規定によって、発明をした従業者等と、それに貢献した使用者等との間の利益の調整が図られているのです。

「相当の利益」の決定は、原則として使用者等と従業者等との間の自主的な取決めに委ねられています。すなわち、契約等において、金銭その他の経済上の利益について定めていた場合には、その定めたところに従って決定される利益を「相当の利益」とすることを原則とします（同条第５項）。

ただし、自主的な取決めに従って利益を付与することが不合理である場合や、自主的な取決めが存在しなかった場合も考えられ、その場合には、一定の要素を考慮して裁判所により決定される利益が「相当の利益」となります（同条第７項）。

なお、使用者等と従業者等との間の自主的な取決めをできる限り尊重し、法が過剰に介入することを防止する観点から、不合理であるか否かは、自主的な取決めの策定から利益の付与までの全過程のうち、特に手続的な要素（自主的な取決めの策定の際に使用者等と従業者等との間でどのような協議が行われたか、策定された取決めが従業者等にどのように開示されたか、及び利益の決定について従業者等からどのような意見の聴取が行われたか等）を重視して判断することとしています（同条第５項）。この手続的な要素については、その法的な予見可能性を向上させるために、「特許法第３５条第６項に基づく発明を奨励するための相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する指針」（いわゆる「職務発明ガイドライン」）が定められ、公表されています。

＜参照条文＞

特許法第３５条　使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

２　従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ、使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

３　従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。

４　従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第３４条の２第２項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の金銭その他の経済上の利益（次項及び第７項において「相当の利益」という。）を受ける権利を有する。

５　契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の利益について定める場合には、相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであってはならない。

６　経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

７　相当の利益についての定めがない場合又はその定めたところにより相当の利益を与えることが第５項の規定により不合理であると認められる場合には、第４項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

［７］出願から特許権取得までの流れ

特許権は、出願しただけでは権利を取得することができません。出願をすると方式審査が行われ、さらに審査請求をすると審査官による実体審査が行われます。特許の要件を満たしている場合は特許査定がなされ、特許料の納付により特許原簿に登録されると、特許権が発生します。特許の要件を満たしていないものは拒絶されます。

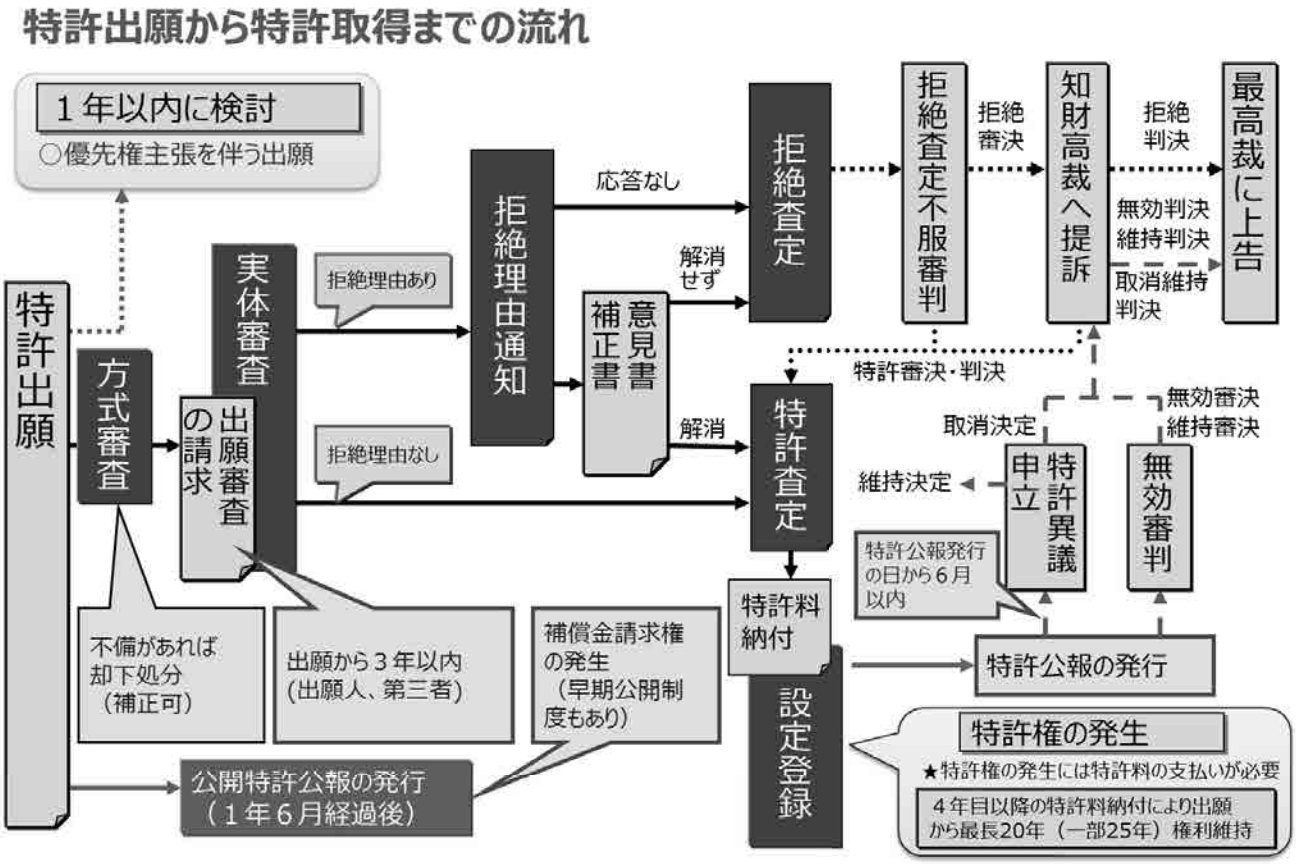

（１）特許出願に必要な書類（特許法第３６条）

特許出願するときは、「特許願（願書）」、「明細書」、「特許請求の範囲」、「要約書」、「図面（化合物の合成方法のように図面を必要としない場合は不要）」の５つの書類について各１通必要です（Ⅱ 様式編　１．特許　参照）。

なお、要約書は、もっぱら公開特許公報への掲載を目的とするものであり、権利の解釈には用いないことになっています。

通常の特許出願料は、１件１４，０００円です。

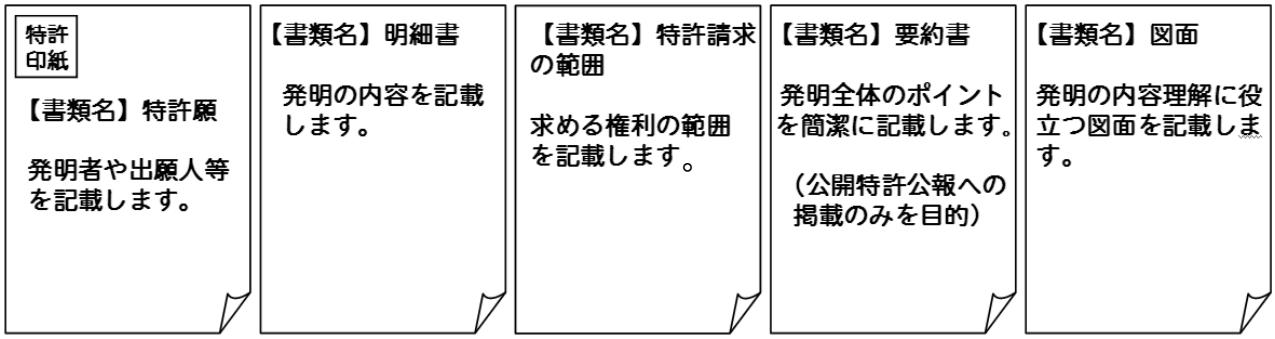

（注）特許出願に必要な書類は、一定の様式を満たしている必要があります（特許法施行規則等で定められています。）。出願書類を作成する場合には、項目の欠落や内容の記載漏れがないかどうか十分に確認する必要があります。

（２）特許出願の手続（実用新案、意匠、商標も同様）

特許出願書類は、特許庁に提出する必要があります。提出の方法は、①パソコンを利用した電子出願手続と、②書面による出願手続があります。

① 電子出願

自宅や会社等のパソコンを使って、特許出願書類等を特許庁へ提出（電子出願）することができます。

電子出願するためには、インターネットへ接続しているパソコン、所定の認証局が発行する「電子証明書（有料※1）」を取得し、「インターネット出願ソフト」をパソコンへインストールするなど事前準備が必要です。

以上の準備を済ませた後、インターネット出願ソフトの申請人情報・証明書管理ツールを起動し、手続者の「識別番号[1]」と電子証明書の組み合わせを登録する（申請人利用登録）ことで特許庁への電子出願が可能となります。初めて特許庁に出願される方（弁理士・弁護士・特許業務法人・弁護士法人を除く）は、申請人利用登録をすることにより新規に識別番号を取得できます。

※1 個人番号カード（マイナンバーカード）は、現在、無料で取得可能となっています。

[1] 特許庁は手続者に対し、識別番号（アラビア数字からなる９桁のコード）を付与しています。識別番号は手続ごとではなく、１人の手続者に１つの番号が付与され、手続者の住所・氏名・印鑑の情報を管理します。

(参　考)
○電子出願の事前準備について
「電子出願ソフトサポートサイト」内の「事前準備の流れ」
(http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/step-0_4_preparation.html)
を参照ください。
○インターネット出願ソフトのマニュアル等について
「電子出願ソフトサポートサイト」(http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/)
を参照ください。

○インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法等に関するお問い合わせ先
電子出願ソフトサポートセンター

受付時間 平日 9:00～20:00
TEL(東京) 03-5744-8534
TEL(大阪) 06-6946-5070
FAX.03-3582-0510

なお、電子出願の設備・環境が整っていない申請人の方であっても、各都道府県のＩＮＰＩＴ知財総合支援窓口に設置されている電子出願用端末（無料）を利用することで電子出願が可能です(電子証明書が必要です)。

※電子出願用端末についての詳細は、各地のＩＮＰＩＴ知財総合支援窓口（Ⅲ　参考編１０．ＩＮＰＩＴ知財総合支援窓口一覧を参照）に直接お問い合わせください。

② 書面による出願

特許出願書類等を書面で提出する場合は、特許庁出願課の窓口（特許庁庁舎１階）に提出する方法と、郵送による方法(なるべく「書留」「簡易書留郵便」「特定記録郵便」をご利用ください。)の２通りの方法があります。

【ご注意ください】
電子出願で提出可能な書類を書面で提出した場合には、別途「書面の電子化に要する手数料」を負担していただく必要があります。

(参　考)

○書面の電子化手数料＝基本料金１，２００円＋（７００円×枚数）

電子化手数料は、手続１件ごとに上記の料金が必要となります。

（例えば、特許出願と同時に出願審査請求書を提出した場合は、「特許出願」＋「出願審査請求書」の２手続とカウントしますので、２手続分の電子化手数料が必要となります。）

電子化手数料の納付は、電子化の事務処理を行う登録情報処理機関「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」から送付される「振込用紙」を用いて、郵便局又は銀行で手数料相当額を納付（振込手数料はお客様負担）していただくことになります。

なお、決められた期日を経過しても手数料の納付がなかった場合は、補正命令の手続を経て当該手続は却下されることになります（出願後の各手続においても、原則同様です)。

○書面で手続する場合の電子化手数料について

電子化手数料の詳細は、特許庁ホームページ内「書面で手続する場合の電子化手数料について」(http://www.jpo.go.jp/uketuke/denshika.htm) を参照ください。

③　事前手続

特許出願等の手続をする者（代理人を含む）は、出願等の手続に先立って、あらかじめ次の手続を行う必要があります。

１）識別番号の付与請求

識別番号とは、手続をする者に対し、特許庁長官が付与する９桁のコードです。識別番号は、手続毎ではなく１人の手続者に１つのコードが付与されます。

特許庁では、識別番号の付与の請求に基づき、その請求者に識別番号を付与し、申請人情報（住所（居所）、氏名（名称）、印鑑等）を登録して、請求者へその番号を通知します。

電子出願の場合は、申請人利用登録をすることにより、識別番号が付与されます（弁理士・弁護士・特許業務法人・弁護士法人を除く）。

なお、識別番号の付与を受けていない者が、各出願、出願人名義変更の届出、拒絶査定等に対する審判請求、包括委任状の提出、予納の届出等を提出したときは、特許庁長官が職権により識別番号を付与し、それらの者に付与した識別番号を通知します。

【ご注意ください】
識別番号は、各手続書類の所定の位置に記載することにより、本人確認の方法に用いられます。また、特許庁から発出する各種文書は、当該登録された申請人情報に基づき送付されます。
このため識別番号の付与を受けた者の住所、氏名、印鑑等に変更があった場合は、必ず住所、氏名、印鑑等の変更届を提出してください。
なお、登録された住所と実際に郵便物をお受け取りいただく住所が異なる場合は、「送付先住所変更届」を提出してください。

２）識別ラベルの交付請求

識別ラベルは、各手続書類を書面で提出する際に手続者の押印に代えることができるものとして、請求により交付します。

３）包括委任状（事件を特定しない代理権を証明する書面）の提出

包括委任状とは、手続きをする者が代理人に対し、特許出願等の手続について事件を特定せずに包括的な代理権を授与したことを証明する書面です。この包括委任状をあらかじめ特許庁長官に提出した場合には代理権の証明を必要とする手続において、その包括委任状の番号[2]を記載し、当該包括委任状を援用することにより代理権の証明を行います。

④　料金の納付方法

[2]包括委任状の提出があったときは、当該委任状に番号を付与し、提出者（代理人）にその番号を通知します。

電子出願では、以下の「１）口座振替」、「２）電子現金納付」、「３）現金納付」及び「５）予納による納付」の納付方法が利用できます。

※料金の納付も含めて電子出願で行いたい場合には、指定の銀行口座から納付する「口座振替」やインターネットバンキングを利用した「電子現金納付」が便利です。

書面による出願では、以下の「２）電子現金納付」、「３）現金納付」、「４）特許印紙による納付」及び「５）予納による納付」が利用できます。

１）口座振替による納付

口座振替による納付は、特許庁が申出人の預貯金口座から、手続と同時に手数料等を引き落とす方法です。電子出願にのみ利用できます。

口座振替の利用には、事前登録手続が必要です。

⇒　事前登録手続きについて

・特許庁ホームページから申出書を入手し、必要事項（金融機関名、口座番号、銀行印等）を記載して特許庁に書面で提出してください。
・約１ヶ月で登録が完了し、特許庁から振替番号登録通知を送付します。
・振替番号登録通知が届いたら利用可能です。

口座振替状況の明細は、インターネット出願ソフトの「口座振替情報照会」により確認できます（金融機関の預貯金通帳には引落とし情報のみ表示されます)。

（参　考）
○詳しくは、特許庁ホームページ「口座振替による納付」をご覧ください。
・口座振替が利用できる金融機関６０行（平成３０年１月現在）の一覧
・事前登録様式（申出書）
・その他詳しい解説
を掲載しています。サイト内検索　⇒「口座振替」で検索。
(http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/06noufukouza.htm)

２）電子現金納付

電子現金納付は、「Pay-easy（ペイジー)」に対応した金融機関のインターネットバンキングやＡＴＭから、手続ごとに手数料等を払い込む方法です。

電子出願及び書面による手続ともに利用できますが、インターネット出願ソフトが必要です。

⇒　電子現金納付の手続の流れ

・インターネット出願ソフトを利用して納付番号を取得します（納付番号は、１つの手続に対し１つの納付番号が必要です)。
・その納付番号を用い、インターネットバンキングまたはＡＴＭから手数料等を払

い込みます。

３）現金納付（納付書による振込）

現金納付は、特許庁専用の納付書を用いて、金融機関の窓口から手数料等を払い込む方法です。現金を直接特許庁へ持参又は郵送しての納付はできません。

電子出願及び書面による手続ともに利用できますが（一部例外あり）、事前に利用請求及び納付書の交付請求が必要です。

⇒　納付書の交付について

・初めて現金納付を利用する場合は、識別番号の既保有の有無にかかわらず「現金納付に係る識別番号付与請求書」を所定の様式に従って作成し、特許庁に書面で提出してください。

※なお、二回目以降は、所定の様式に従って「納付書交付請求書」を作成し、住所、氏名等及び納付書の交付希望枚数を記入して、特許庁に書面で提出してください。

・請求により住所、氏名、識別番号その他所定の事項が印刷された納付書（４枚綴り）を交付します（ただし、一度の交付枚数は５０枚が限度です)。

納付書は、１つの手続に対し１つの納付書が必要です。

⇒　手数料等の払い込み方法について

・交付された納付書に、対応する手続種別及び金額等の必要事項を記入し、現金とともに金融機関の窓口に持ち込んで手数料等を納付します。

・納付後、窓口にて「納付書・領収証書」及び「納付済証（特許庁提出用)」を受け取ってください。

⇒　現金納付を利用した手続について

・書面による手続の場合には、手続書面の別紙に「納付済証（特許庁提出用)」を貼り付け、手続書面の添付書類として特許庁に提出します。

・電子出願による手続の場合には、手続の提出から３日以内に「納付済証（特許庁提出用)」を手続補足書に添付して特許庁に書面で提出します。

・なお、電子出願での特許料等の納付や閲覧請求等の手続には、現金納付は利用できません。

４）特許印紙による納付

「特許印紙」による納付は、手続書類ごとに、手続書類の所定の位置に必要な金額分の特許印紙を貼り付けて提出する納付方法です。

特許印紙は、額面 10 円、100 円、300 円、500 円、1,000 円、3,000 円、5,000 円、10,000 円、30,000 円、50,000 円、100,000 円の１１種類が発行されており、全国の主な郵便局等で販売しています。購入に際しては、在庫が無い場合もありますので事前に問い合わせを

行うことをお勧めします。

> 【ご注意ください】
> 「特許印紙」を購入する際は、他の印紙（収入印紙等）と間違わないように「特許印紙」であることを確認してください。

５）予納による納付

予納による納付は、納付すべき手数料等の見込額をあらかじめ特許庁に納めておき、個々の手続の際に必要な手数料等の額を引き落として納付する制度です。

電子出願及び書面による納付ともに利用できますが、事前の届出を要するほか、特許印紙の購入と見込額の予納が必要です。

⇒　事前の届出及び見込額の予納について

・所定の様式に従って「予納届」を作成し、特許庁に書面で提出します。
・特許庁は、予納届を提出した者に対して予納台帳を作成し、予納台帳番号を通知します。
・見込額の予納は、所定の様式に従って「予納書」を作成し、必要な金額の特許印紙を貼付して特許庁に書面で提出します（現金での予納はできません）。

（３）様々な制度に基づく出願

①　国内優先権制度を利用した出願（特許法第４１条）

すでにされている特許出願（実用新案登録出願）を基礎として新たな特許出願をしようとする場合には、基礎とした特許出願の日から１年以内に限り、その出願に基づいて優先権を主張することができます。優先権の主張は、優先権主張書を最先の優先日から１年４月以内に提出することにより行います。また、願書に優先権主張書に記載すべき事項を記載して優先権主張書の提出を省略することもできます。この優先権を主張して新たな出願をした場合には、基礎とした特許出願は、その出願日から１年４月を経過した時に取り下げたものとみなされますが、新たな特許出願に係る発明のうち、先に出願されている発明については、当該先の出願の時にされたものとみなすという優先的な取扱いを受けることができます。

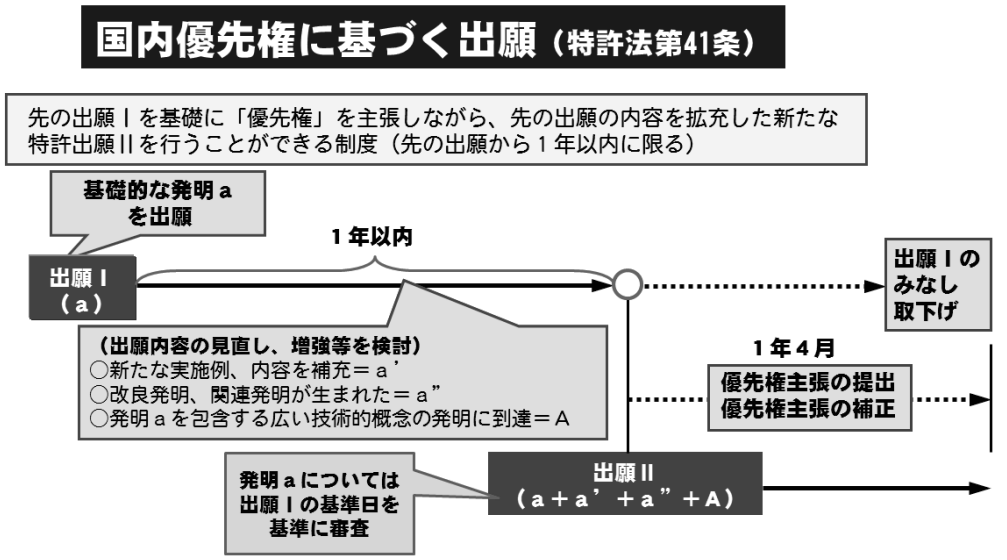

○みなし取下げ：出願人が出願の取下げ手続きをしなくても取下げたものとして扱われること。

○元の出願を発展させ権利を拡充＝戦略的な特許取得に有効

（参考）手続補正の場合は、出願当初の明細書等に記載された事項の範囲を超えることができませんので、元の出願を発展させることはできません。

② 特許出願の分割（特許法第４４条）

二つ以上の発明を包含する特許出願の一部を、一又は二以上の新たな特許出願とすることができます。特許出願が単一性の要件を満たさない発明を含んでいる場合や、出願当初の特許請求の範囲には記載されていないものの、明細書の発明の詳細な説明や図面に記載されている発明が含まれている場合には、これらの発明に対してもできるだけ保護の途を開く観点から設けられた規定です。

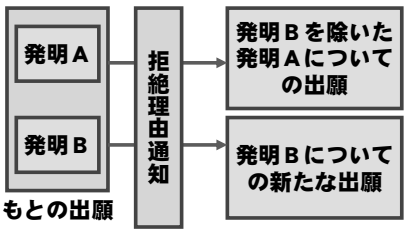

この新たな出願は、一部の規定の適用を除いて、もとの特許出願の時に出願されたものとみなされます。この分割は、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内、特許査定の謄本送達後３０日以内（設定登録前に限る）、及び、拒絶査定の謄本送達後３月以内に限り行うことができます（ただし、特許査定後・拒絶査定後の出願の分割は、平成１９年４月１日以降の出願についてのみ可能です）。

③ 出願の変更（特許法第４６条、実用新案法第１０条、意匠法第１３条）

特許出願と実用新案登録出願及び意匠登録出願は、相互に出願形式を変更することができます。ただし、変更出願をすることができるのは、それぞれの出願形態により以下の期間に限られます。また、出願の変更がされた場合、もとの出願は取り下げられたものとみなされます。

実用新案　→　特　　許 （実用新案登録に基づく特許出願を除く）	出願の日から３年以内
特　　許　→　実用新案 意　　匠　→　実用新案	出願の日から９年６月以内又は最初の拒絶査定謄本の送達の日から３月以内
意　　匠　→　特　　許	出願の日から３年以内又は最初の拒絶査定謄本の送達の日から３月以内
特　　許　→　意　　匠	出願継続中又は最初の拒絶査定謄本の送達の日から３月以内
実用新案　→　意　　匠	出願継続中

④　実用新案登録に基づく特許出願（特許法第４６条の２）

実用新案登録がされた後に実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができます。この特許出願は、その基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなされますが、この出願をしたときは、その基礎となる実用新案権を放棄しなければなりません。

実用新案→特許	実用新案登録の出願の日から３年を経過したとき
評価請求に伴う制限	①　本人請求後、又は②他人請求通知後３０日経過時
無効審判請求に伴う制限	最初に指定された答弁書提出期間を経過したとき

（４）出願公開

出願公開とは、特許出願の日から１年６月経過したときに、特許出願の明細書等を掲載した公開特許公報を発行し、出願内容を一般に公表することをいいます。この出願公開は、出願公開前に出願の取下げなどがあったものを除き、原則としてすべての特許出願が公開されます。

①　出願公開制度（特許法第６４条）

出願公開制度導入前は、審査官が特許出願を審査した後に拒絶の理由を発見しないときは、審査官が特許すべきと判断したものを、出願公告によってその出願内容を一般に公表していましたが、出願件数の増大と技術内容の高度化により、特許審査の処理に時間がかかるようになり、出願内容の公表が遅れがちになりました。このため、同じ技術を重複して研究し、重複した出願がなされるという弊害が生じました。そこで、こうした弊害を防止するために、昭和４６年から出願公開制度を導入しました。特許出願の内容は出願の日から１年６月を経過しますと審査の段階のいかんにかかわらず「公開特許公報」（毎週木曜日発行）に掲載され、広く一般に公表されます。

② 公開特許公報（特許法第６４条第２項）

公開特許公報のフロントページ（第１ページ）には、出願人名等の書誌的事項と発明の要約と代表図等が掲載され、次ページ以降に特許請求の範囲及び明細書の全文並びに必要な図面が掲載されます（フロントページについては、Ⅲ参考編　２．公開特許公報（見本）参照）。ただし、特許庁長官が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める部分（広告宣伝記事など）については掲載されません。

この公開特許公報は、特許庁のホームページからダウンロードできるほか、独立行政法人工業所有権情報・研修館公報閲覧室で自由に閲覧できます。また、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）でも御覧になれます。

③ 出願公開の請求（特許法第６４条の２）

特許出願人は、その特許出願が（ｉ）出願公開されている場合、（ⅱ）パリ条約による優先権等の主張を伴う出願で証明書が提出されていない場合、(iii)外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていない場合を除き、その特許出願について出願公開の請求をすることができます。

出願公開の請求をすると特許出願の日から１年６月の経過を待たずに出願公開されます。ただし、以下の３点については注意が必要になります。①出願公開請求書の提出後に、出願が放棄若しくは取下げ又は拒絶査定が確定した場合も出願公開は行われます。②出願から１年４月以内であっても、要約書の補正はできません。③出願公開の請求は取り下げることができません。

④ 補償金請求権（特許法第６５条）

出願公開されると、発明の内容が一般に公表されますので、公衆の利益にはつながりますが、出願人にとっては他人に模倣される危険が高まります。そこで、出願人が出願公開された特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をした後、特許権の設定登録までの間に業としてその発明を実施した者に対して、その発明が特許されていたとした場合に実施料相当額の補償金の支払いを請求できる「補償金請求権」を出願人に認めています。

なお、補償金請求権は、特許権の設定登録後でなければ行使することはできません。

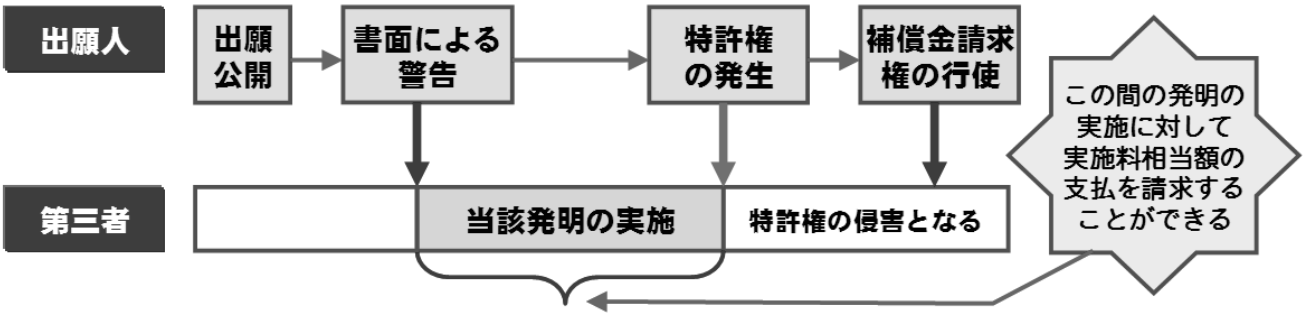

（５）出願審査請求（特許法第４８条の３）

特許出願した発明が特許になるかどうかは、特許庁の審査官による実体審査を経て判断が下されます。この実体審査の手続に入るためには、出願日から３年以内に「出願審査請求書」を提出しなければなりません。

① 出願審査の請求

特許出願された発明が、特許として登録されるかどうかは、特許庁の審査官による「実体審査」で判断されます。この実体審査はすべての特許出願に対して行われるのではなく、「出願審査の請求」があった出願だけが審査されます。

先願主義を採用しているため、出願を急ぐあまり出願後に必要性がないことに気づいたり、状況の変化により出願を維持する必要性がなくなったりすることもあります。したがって、出願以降出願審査の請求をすることができますが、先願の技術内容が公開特許公報に掲載されるのを待って改めて特許性の有無を確認し、特許を取得して事業化するだけの価値があるか否か等をよく確かめてから出願審査の請求をすることが経済的といえます。

② 出願審査の請求期間

出願した日から３年以内に、「出願審査請求書」を特許庁に提出しなければなりません（Ⅱ様式編　１．特許（６）出願審査請求書　参照）。この期間内に出願審査の請求がなかったときは、その特許出願は取り下げられたものとみなされます。

また、この出願審査の請求は、特許出願人だけではなく第三者も行うことができます。

なお、取り下げられたものとみなされた特許出願であっても、特許出願人に、３年以内に出願審査の請求をすることができなかったことについて正当な理由がある場合には、その理由がなくなった日から２月以内で、３年経過後１年以内に限り、出願審査の請求をすることができます。期間徒過後の救済に係る手続の詳細等については，特許庁ホームページを参照してください。

③ 審査請求料

出願審査の請求をするためには、以下の手数料が必要となります（Ⅲ参考編　１．産業財産権関係料金一覧　参照）。

○　１１８，０００円＋（請求項の数×４，０００円）

なお、審査請求料について、その手数料を減免する措置があります。

また、出願審査の請求後、審査官から最初の通知等が来るまでの間に、特許出願が放棄され、又は取り下げられたときには、放棄又は取り下げの日から６月以内に審査請求料を納付した者の請求により、審査請求料の半額が返還されます（特許法第１９５条第９項）。

なお、返還の手続は、予納制度を利用して返還することも可能です。

審査請求料返還制度について：http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/henkan.htm

（６）方式審査への対応

方式審査では、出願書類や各種手続が法令で定められた方式要件に適合しているか否かがチェックされます。
また、出願人の資格や必要な手数料の納付に関する審査も行われます。

特許出願やその後の各種手続等の作成様式や提出期間については、特許法等関係法令に細かく規定されていますので、手続を行う際には、決められた様式等に従って書面を作成しなければなりません。これら法令の規定に違反しているものは認められませんので、実際になされた手続が当該各法令の規定に適合しているか否かを審査する必要があります。

この審査をすること、すなわち手続が「その根拠たる法律」又は「その法律に基づく命令」で定める方式要件に適合しているか否かを審査することが方式審査です。

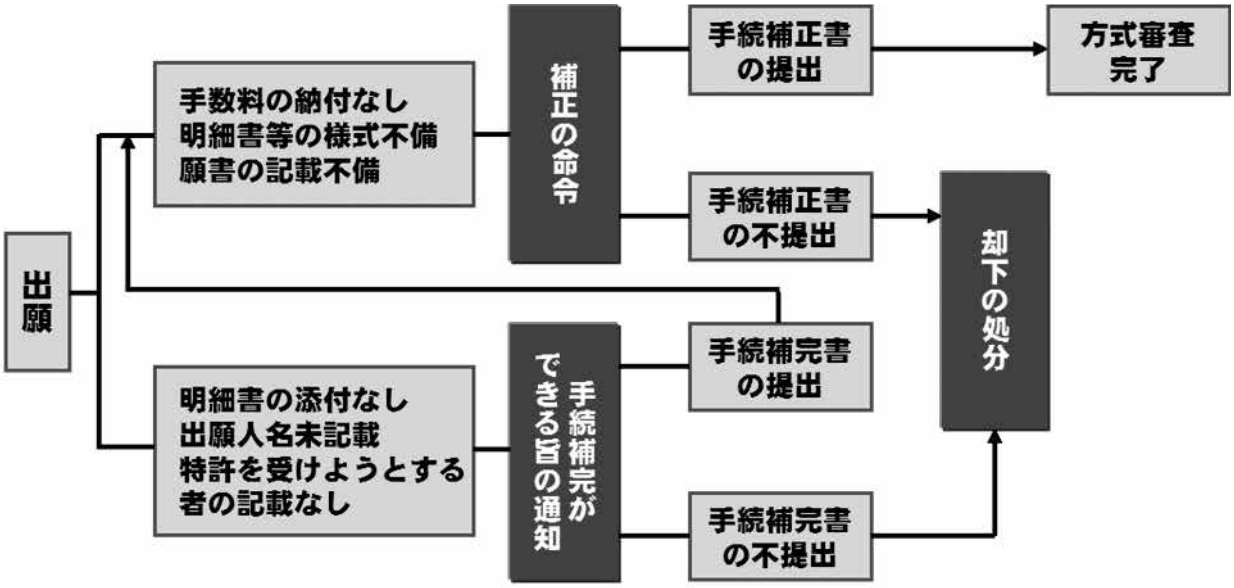

①　出願日の認定（特許法第３８条の２）

特許出願が、次のいずれかの条件に該当する場合には、特許出願の日が認定されません。この場合は、特許庁長官から手続補完書を提出することができる旨の通知書が発送されます。手続補完書が提出されたときは、当該出願の出願日は、手続補完書を提出した日となります。手続補完書を提出しなかったときは、当該出願は却下されますので注意が必要です。

１）特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。
２）特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。
３）明細書が添付されていないとき。

②　手続の補正命令（特許法第１７条第３項）

出願の手続が、法令で定める方式要件を満たしていない手続は、正しく記載するよう手続の補正が命じられますので、指示に従って補正を行う必要があります。

なお、補正をしなかった場合には、補正の対象とされた手続自体が却下されることになりますので、こちらも注意が必要です。

（７）実体審査への対応

方式審査をクリアし、出願審査請求がなされた出願は、審査官によって特許になるかどうかの実質的な審査が行われます。これを「実体審査」といいます。

実体審査においては、特許庁の審査官が、出願された発明が「特許を受けることができる発明」の条件を満たしているか否か、すなわち、拒絶理由（特許法第４９条に列挙されています）がないかどうか調べます。審査官は、拒絶理由を発見しなかった場合には、審査段階での最終決定である特許査定を行います。

一方、審査官が拒絶理由を発見した場合、すなわち特許査定できないと判断した場合は、そのまま最終決定である拒絶査定をするわけではなく、まず拒絶理由通知書を送り、特許査定できないことを出願人に知らせ、これに対する出願人の意見を聞きます。つまり、出願人に対して、拒絶理由通知書に示された従来技術と自分の発明との違いを主張する意見書や、特許請求の範囲や明細書等を補正する手続補正書を提出する機会が与えられます。意見書や手続補正書をみても、拒絶理由が解消されておらず、やはり特許査定できないと審査官が判断したときに、初めて拒絶査定されます。

拒絶査定を受けた者が、これに不服があるときは、審判によってその是非を争うことができます。争わないときは拒絶査定が確定します。

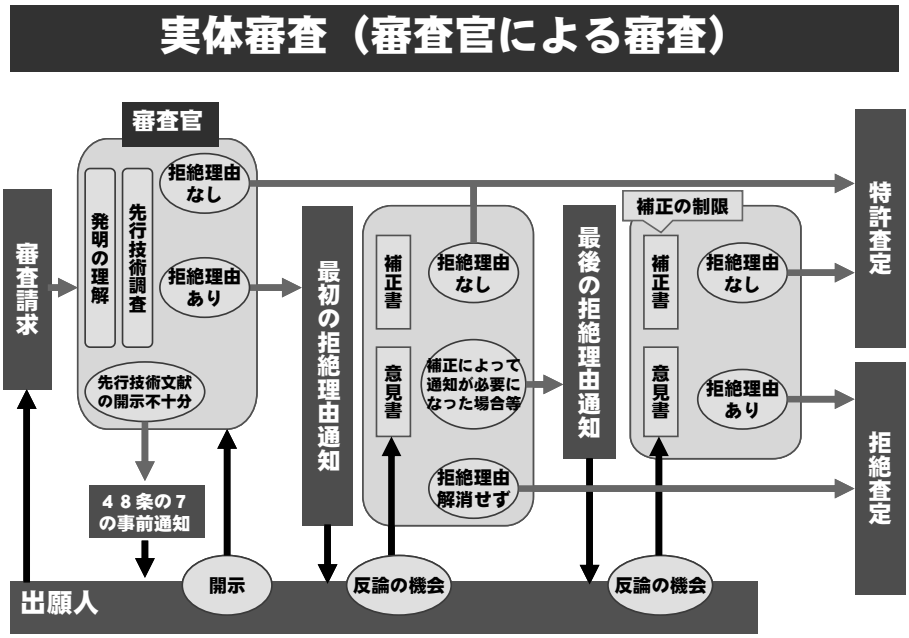

① 文献公知発明に係る情報の記載についての通知（特許法第４８条の７）

明細書中に先行技術文献情報の開示がない場合には、審査官から開示を求める旨の通知をします。それでも開示をしない場合には、拒絶理由を通知することになります。

② 拒絶理由通知（特許法第５０条）

実体審査の段階で審査官が審査をした結果、前述した拒絶理由に該当すると判断した場合は、即座に拒絶査定をするのではなく、あらかじめその旨を出願人に通知することとしています。これを拒絶理由通知といいます（Ⅱ様式編　１．特許（７）拒絶理由通知書　参照）。

通知される拒絶理由の大半は、先行技術が記載されている文献が引用例として提示され、発明として新しくない、あるいは容易に考えられる発明であるとする「新規性・進歩性の欠如」に関するものや、明細書等の「記載不備」に関するものです。

拒絶理由が通知されると、指定期間内（国内居住者６０日、在外者３月）に意見を述べる機会が与えられますから、必要な場合には意見書や手続補正書を提出して対処します。この対処を怠るとほとんどの場合、拒絶査定がなされてしまいますから注意が必要です。

③ 意見書の提出

意見書とは、出願人の意見を述べ、審査官の拒絶理由に対して反論するための書類をいいます。

例えば、通知された拒絶理由が新規性・進歩性の欠如を理由としている場合は、主としてその特許出願の前に公開された特許公報類が引用されていますから、これら刊行物を取り寄せて、自分の発明との違いなどを検討します。そして、もし両者が異なっていると考える場合には、どのような点で異なっているのかについて論理的かつ具体的に述べます。また、従来技術の組合せであると指摘された場合には、その組合せを着想することが当業者にとって必然性がなく簡単には思いつかないこと、自分の発明によって今までにない優れた作用効果が得られたことなどを反論として主張します（Ⅱ様式編　１．特許（８）意見書　参照）。

なお、特許請求の範囲などの明細書等を補正した場合には、出願当初の明細書等のどの記載を根拠に補正したのか補正の根拠を意見書で明らかにするとともに、補正後の特許請求の範囲の発明に基づいて意見を述べます。

④ 手続の補正（特許法第１７条の２）

拒絶理由の通知を受けた場合に、その拒絶理由を解消するために、明細書等を補正する必要が生じる場合があります。例えば、特許請求の範囲が広すぎる場合には、拒絶理由に引用された文献に記載されている発明を特許請求の範囲から削除したり、あるいは補正によって引用発明との差異を明らかにしたりします。また、明細書等の記載に誤記など不備があると指摘されたら、その不備が解消されるように補正をします（Ⅱ様式編　１．特許（９）手続補正書　参照）。

補正は、出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内においてしなければなりませんので（いわゆる、新規事項の追加は認められません）、補正の際には出願当初の明細書等に記載された範囲から逸脱しないように補正を行います。一方、最初の拒絶理由を回避するための補正をしても、補正後にさらに拒絶の理由があれば、再度拒絶理由が通知されます。そして、その拒絶理由通知が、補正によって変更された内容について改めて審査を行った結果通知されるものである場合、それを「最後の拒絶理由通知」といいます。最後の拒絶理由通知が発せられると、特許請求の範囲の補正は、すでに行われた審査の結果を有効に活用できる範囲に収めなければならないという制限が加わります。

なお、補正によっても先に示した拒絶理由が解消していないときには、拒絶理由通知が「最初」のものであるか「最後」のものであるかにかかわらず、拒絶査定がなされます。

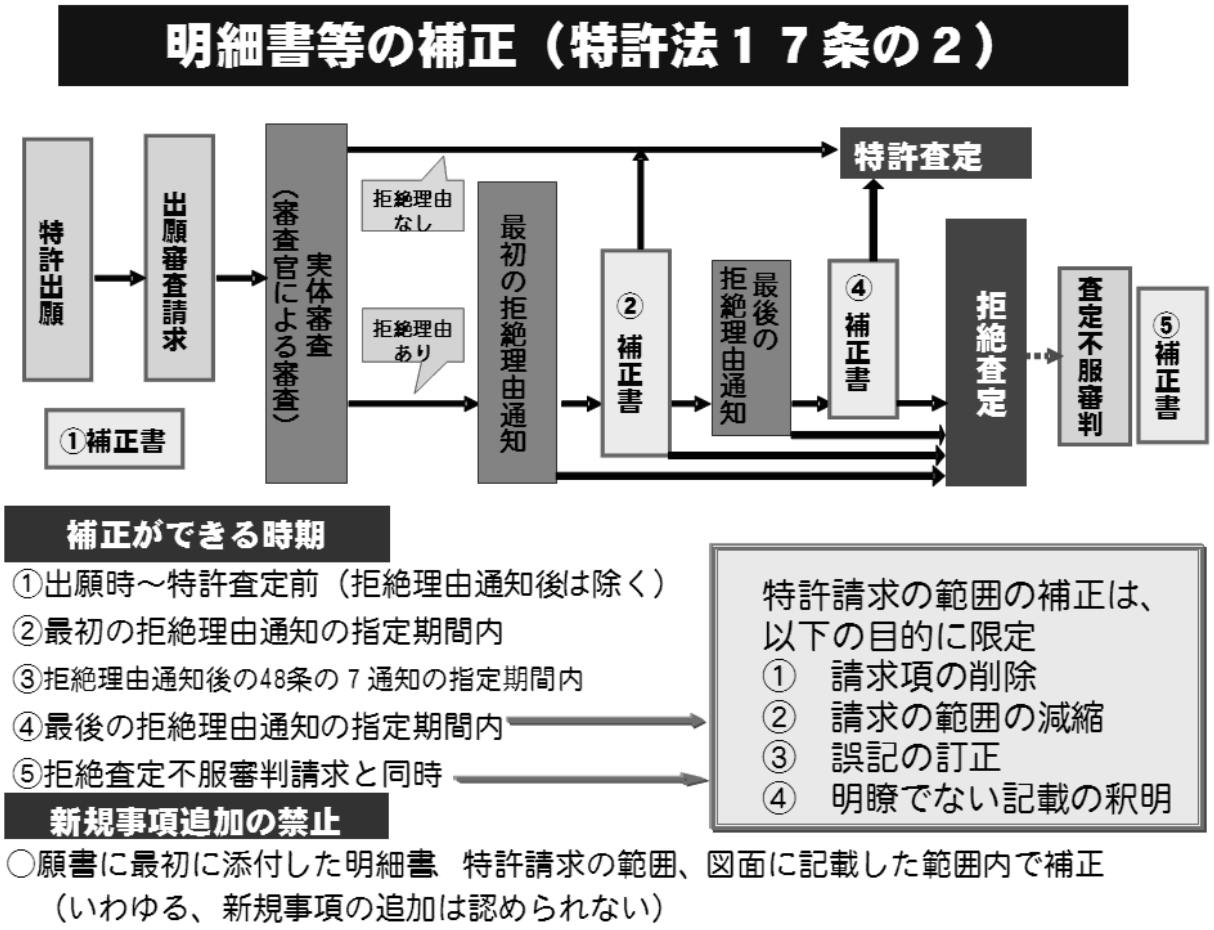

また、審査が行われた後に、審査対象の発明を発明の単一性の要件を満たさない別発明へと補正することは認められませんので、特許請求の範囲の補正は、補正前後の発明が発明の単一性の要件を満たすように行います。

（８）特許査定と特許権の成立

審査官が審査した結果、拒絶の理由を発見しなかった場合、あるいは意見書や手続補正書の提出によって拒絶の理由が解消された場合には、審査官はその特許出願について「特許査

定」を行います（特許法第５１条）。

権利を発生させるためには、特許査定の謄本が特許出願人に送達された日から３０日以内に、第１年から第３年までの特許料を一括して納付します（特許法第１０８条）。特許料の納付があったときは特許原簿に「特許権の設定の登録」が行われ、この登録により特許権が発生します（特許法第６６条）。この納付期間内に特許料の納付が行われないと、特許出願の却下処分がなされてしまうので注意が必要です（免除を受けた者及び国は除く）。平成１６年４月１日以降の特許出願について納付する場合の第１年から第３年分の特許料は次のとおりです（Ⅲ参考　１．産業財産権関係料金一覧　参照）。

○　平成１６年４月１日以降に審査請求を行う出願＝毎年｛2,100 円＋（請求項の数×100 円）｝×3 年

なお、第１年から第３年までの特許料について、期間内に納付することができないときには、３０日以内に限り、納付期間の延長を請求することができます。

また、個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、第１年から第１０年までの各年分の特許料について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。

特許権として設定登録されますと、特許公報が発行され、その内容が公表されます。また、特許権者に「特許証」が交付され、この特許証には「特許番号」と権利が発生した「登録日」が記載されます。

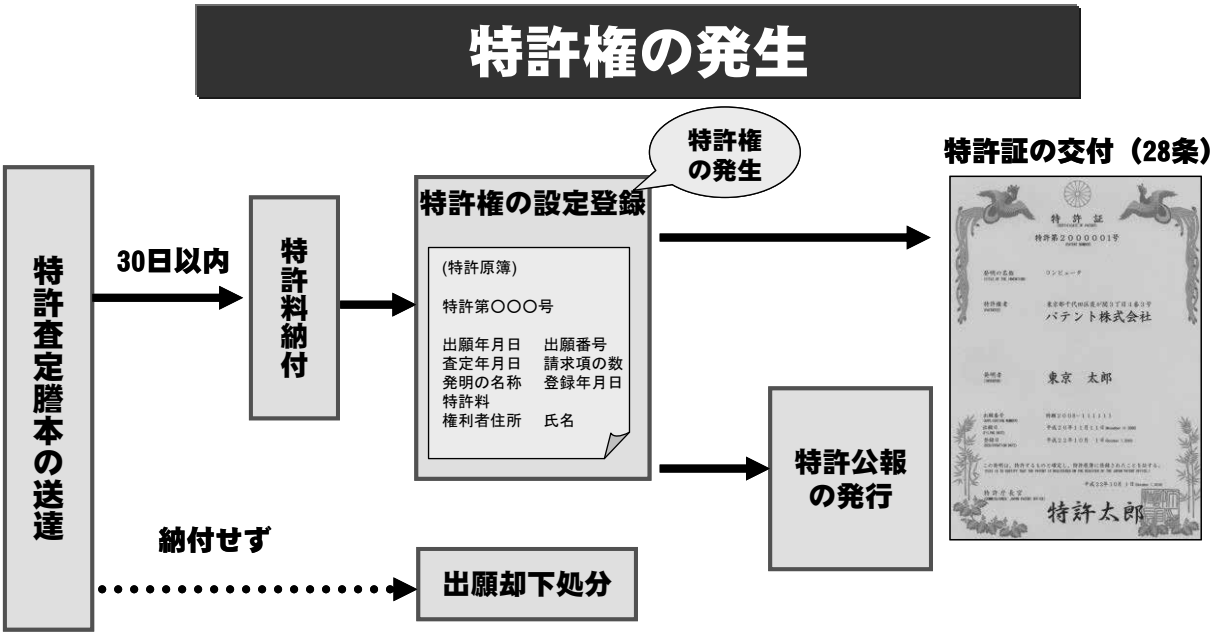

（９）特許権の維持・消滅

第１年から第３年までの特許料が納付されると、特許権の設定登録がなされ、この登録により特許権が発生します。特許権の存続期間は、出願から最長２０年（存続期間の延長登録があったものは最長２５年）ですが、第４年以後も権利を維持するためには、当該年に入る前までに次の年の特許料（一般的に「年金」といいます。）を納付しなければなりません（特許法第１０８条第２項）。

納付期限内に年金の納付がなかったときは権利が消滅しますが、納付期限を過ぎてしまった場合でも、６月以内であればその特許料と同額の割増特許料を納付すれば、引き続き権利を維持することができます（特許法第１１２条)。

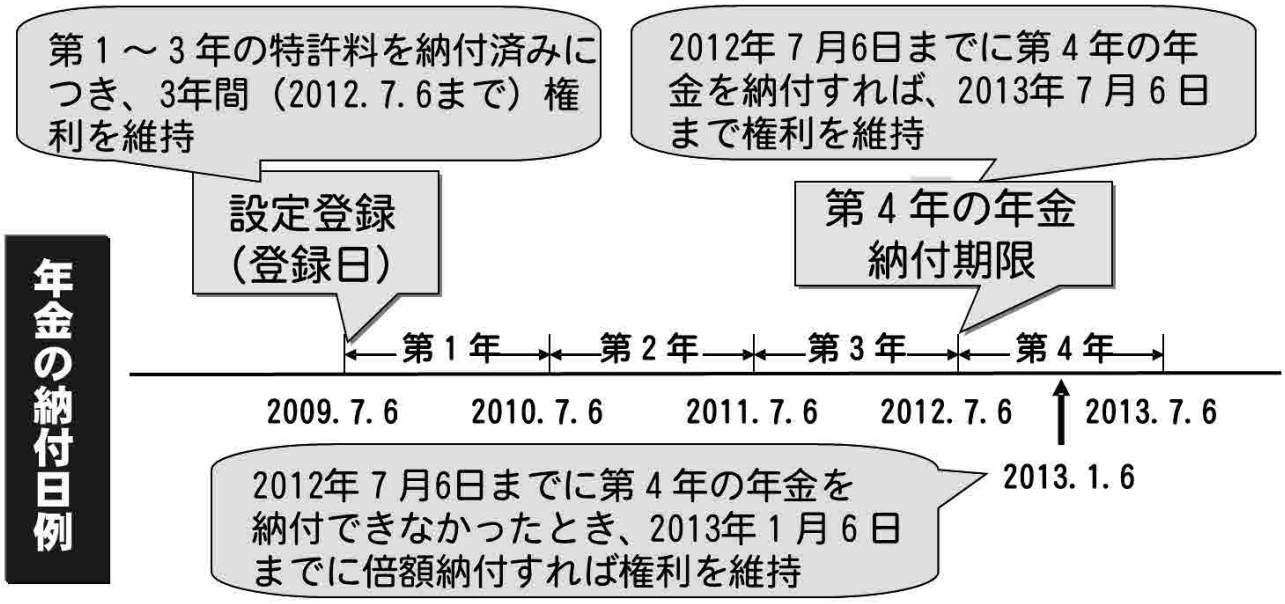

権利維持の要否は権利者に委ねられますので、特許庁から納付期限日の通知等は行いません。納付期限徒過による権利失効のないよう、権利者においてきちんと管理することが重要です。

（参考）特許料等の自動納付制度

特許料等の納付期限徒過による権利失効を防止するため、権利者の申し出（「自動納付申出書」の提出）により、個別に納付書を提出することなく、予納台帳または銀行口座振替により特許料等の引き落としを可能とする「自動納付制度」が平成２１年１月１日から導入されました。

①　対象

第４年以後の特許料及び実用新案登録料並びに第２年以後の意匠登録料

② 手続の流れ

自動納付制度を利用すると、毎年、納付期限の４０日前に１年分の特許料又は登録料が自動引き落としされます。また、納付期限の約６０日前には事前に引き落とす旨の通知（「自動納付事前通知」）が送付されますので、この時点で権利者は権利維持の要否を判断することも可能となります。権利維持不要の場合、「自動納付取下書」を納付期限の４０日前までに提出したときは、特許料又は登録の自動引き落としはされません。

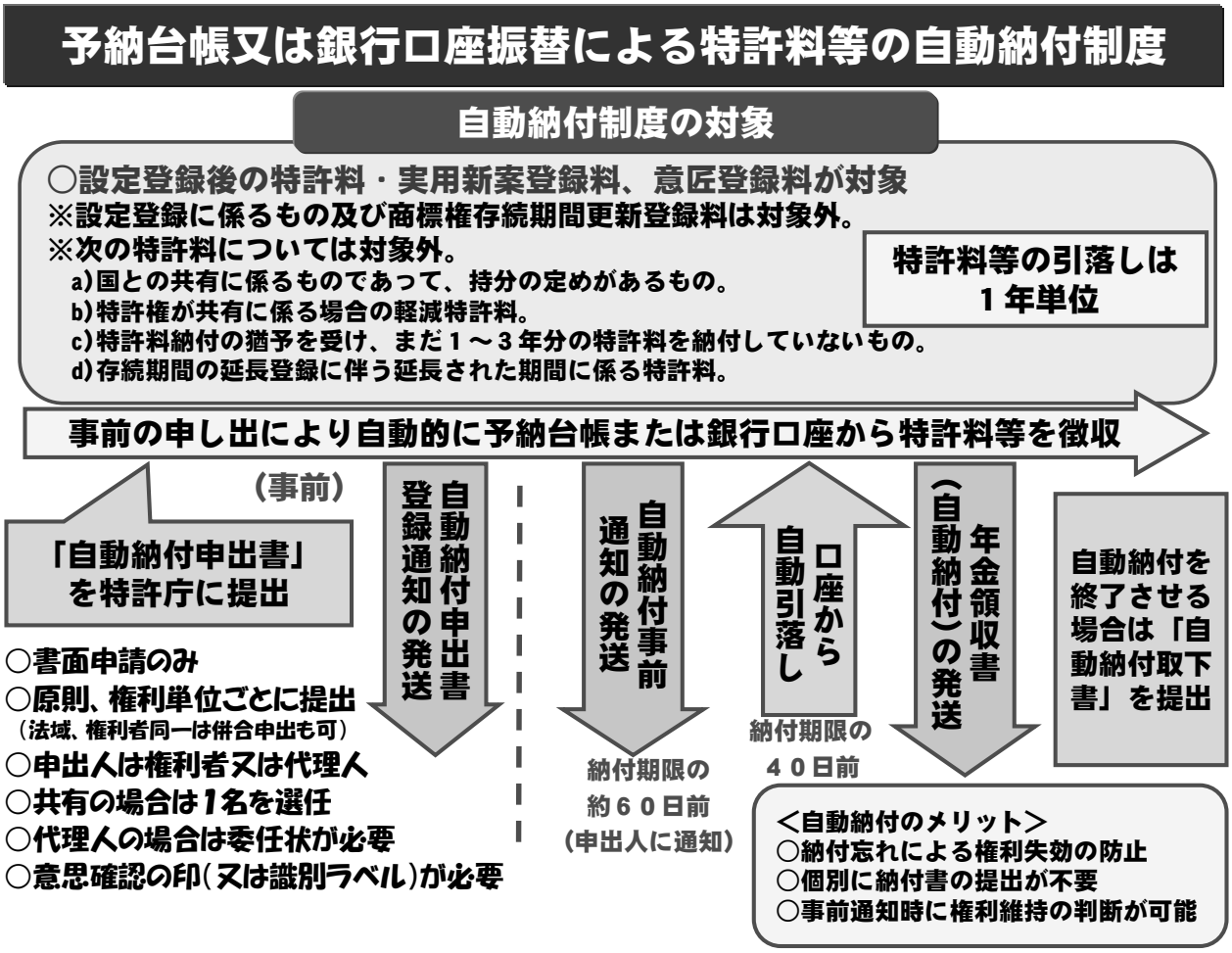

参照 URL:http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/jidounoufuseido.htm

（１０）特許権の効力（特許法第６８条）

特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有することができます。したがって、原則として、特許権者だけが業として特許発明を実施することができ、他人が無断で業として特許発明を実施することはできません。ここでいう「業として」は、広く「事業として」の意味であり、営利目的に限らず、公共事業、公益事業も含まれます。なお、個人的な実施や家庭内の実施は「業として」には該当しません。また、「実施」とは特許法第２条第３項に規定する行為を意味します（第２章　第１節　［４］発明の種類と捉え方を参照）。

（１１）特許発明の技術的範囲（特許法第７０条）

無断で他人の権利範囲の特許発明を業として実施すれば、特許権を侵害することになります。特許発明の独占が認められる範囲（技術的範囲）は、特許請求の範囲の記載に基づいて決定されます。たとえ、明細書に記載されていても、特許請求の範囲に記載されていないものは技術的範囲には含まれません。

また、特許請求の範囲の用語の意義は、明細書や図面を考慮して解釈します。さらに、解釈に当たっては、出願経過や公知技術も参酌される場合があります。

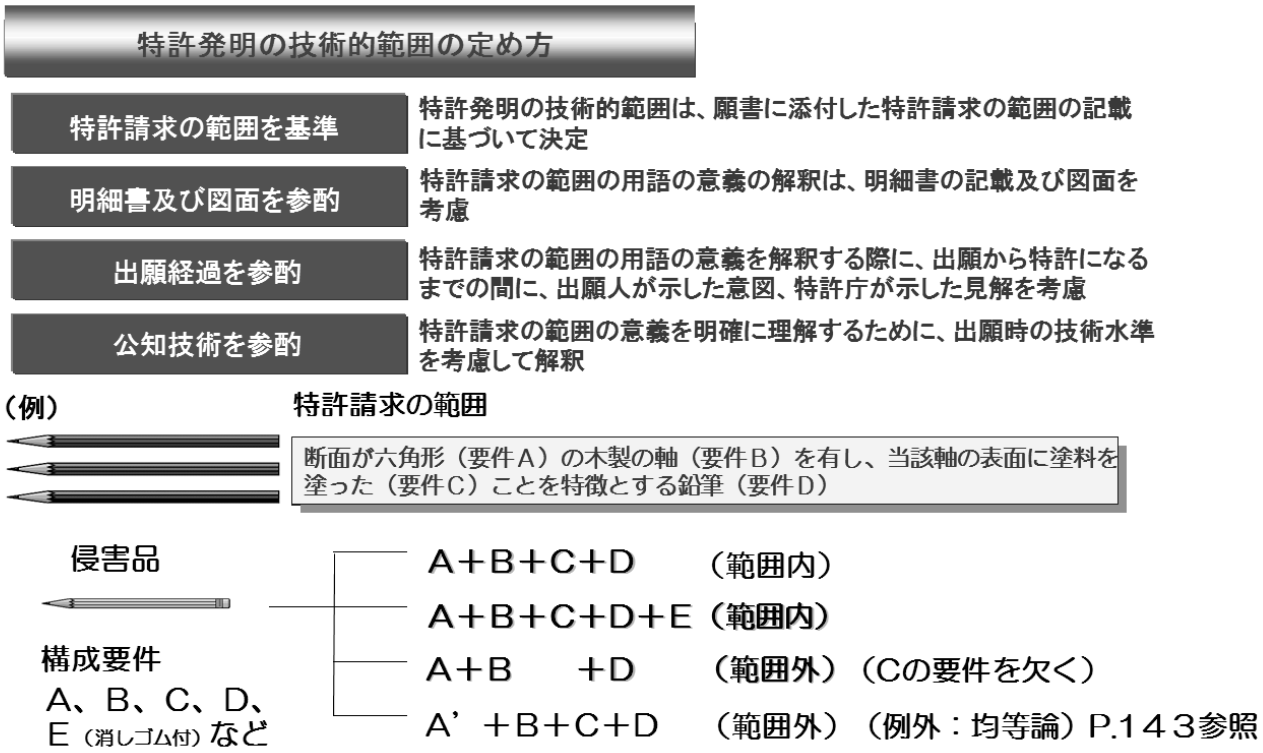

（例）上記鉛筆の例では、Ａ～Ｄすべての要件を満たしたものでない限り、技術的範囲には含まれないことになります。例えば、鉛筆の代わりにシャープペンやボールペンであった場合には、鉛筆ではないのでＤの要件を欠いていることになります。また同様に、断面が丸型のもの（Ａの要件を欠いているもの）や、木製軸の表面に塗料を塗っていないもの（Ｃの要件を欠いているもの）も技術的範囲には含まれないことになります。一方、例えば、消しゴム付き鉛筆の場合には、Ｅという新たな要素が加わりますが、Ａ～Ｄの要件をすべて満たしていれば、技術的範囲に含まれることになります。

（１２）特許権の効力の例外

特許権は強力な権利であり、その特許発明の業としての実施を独占することができるものですが、特許権の効力が及ばない範囲もあります。また、特許権者の意思にかかわらず他人がその特許発明を実施してもよい場合や、自己の特許発明でありながら実施することができない場合もあります。

①　特許権の効力が及ばない範囲（特許法第６９条）

技術の進歩、国際交通等に関する配慮から、以下のような場合には特許権の効力が及びません。

１）試験又は研究のためにする実施

２）単に日本国内を通過するに過ぎない船舶、航空機等

３）特許出願時から日本国内にある物

４）医師、歯科医師の処方箋により調剤する行為又は調剤する医薬

② 法律の規定に基づき他人による特許発明の実施が認められる場合

特許法では、特許権者の意思にかかわらず、他人によるその特許発明の実施が認められる場合があります（法定実施権)。例えば、使用者による従業者の職務発明の実施（特許法第３５条)、先使用（特許出願の際現に日本国内においてその実施又は準備をしていること。）に基づく実施（特許法第７９条）などが挙げられます。

また、特許発明の不実施、利用関係、公共の利益のいずれかを理由として、裁定による通常実施権が設定された場合にも、特許権者は、その実施権者に対して侵害を主張することはできません（特許法第８３条～第９３条)。

③ 自己の特許発明でありながら実施できない場合

例えば、ある機械の改良について発明した者がその発明について特許権を取得した場合において、そのもととなる機械を発明した者も特許権を得ていることがあります。このような場合、もとの発明を実施しなければ自分の改良機械の生産、販売等の行為もできないため（利用関係)、もとの特許権者の承諾なしには、自分の特許発明を業として実施することができないことになっています（特許法第７２条)。そして、無断で実施すれば権利の侵害となります。

また、専用実施権を設定した場合にも、特許権者は、その設定範囲内での実施を制限されることになります（特許法第６８条ただし書)。

（１３）拒絶査定（特許法第４９条）

拒絶査定とは、拒絶の理由に該当するから出願を拒絶すべきであるとする審査官の最終処分をいいます。

審査官は、拒絶理由に対する出願人の意見書ないし手続補正書によっても先に示した拒絶理由が解消していないと認めるとき、あるいは出願人側から意見書等が提出されない場合であって、先の拒絶理由を撤回する必要がないと認めるときは拒絶査定を行い、審査を終了します。

（１４）拒絶査定不服審判（特許法第１２１条）

拒絶査定を受けた者が、その査定に不服がある場合に請求できる審判です。この審判の実体的な審理は、その請求人の主張に基づいて行われます。請求期間は、拒絶の査定謄本の送達があった日から３月以内（在外者は、４月以内）となります。また、特許権の存続期間の延長登録の出願が特許法第６７条の３第１項各号の一に該当するとして、審査官がした拒絶をすべき旨の査定を受けた者も、その査定に不服があるときは審判を請求することができます。

（１５）無効審判（特許法第１２３条）

登録された特許に対し、利害関係人が特許の無効を求めることのできる審判です。無効審判は、いつでも、特許権の消滅後でも、請求することができます。無効理由には、特許され

たものが新規性・進歩性を有していないことや、特許を受ける権利を有しない者の出願であることなどがあります。

（１６）特許異議の申立て（特許法第１１３条）

登録された特許に対し、第三者がその見直しを求めて申立てをすることができる制度です。申立期間は、特許されたものが特許公報に掲載された日から６月以内であり、この期間内であれば何人も申立てをすることができます。しかし、申立ての理由は、特許されたものが新規性・進歩性を有していないなど、第１１３条各号に規定されている理由に限られ、特許を受ける権利を有しない者の出願であることなどを理由として申立てはできません。

（１７）訂正審判（特許法第１２６条）

特許権者が、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を訂正することについて請求する審判です。訂正にあたっては、特許請求の範囲の減縮、誤記又は誤訳の訂正、明瞭でない記載の釈明、請求項間の引用関係の解消のいずれかを目的とするものに限られるとともに、新規事項追加の禁止、実質上の特許請求の範囲の拡張・変更の禁止、独立特許要件（独立特許要件については、特許請求の範囲の減縮、誤記又は誤訳の訂正を目的とする場合のみ）が課せられます。

第２節　実用新案制度の概要

［１］実用新案制度の目的と保護対象

特許制度では審査をしてから特許権を付与する審査主義を採用していますが、実用新案制度では早期権利付与の観点から形式的な審査のみを行う無審査主義を採用しています。

また、権利の濫用を防ぐとともに第三者に不測の不利益を与えないようにするという観点から、権利行使に先立ち実用新案技術評価書を提示して警告することを権利者に義務づけています。

（１）目的

実用新案法の目的は、「物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること」（実用新案法第１条）と定義しています。

実用新案制度は特許制度と同様の制度ですが、物品に関する技術的な特徴などちょっとした工夫が産業上役立つことも多く、また、日常生活の便宜を増大することから、いわゆる小発明（考案）を保護するために実用新案制度が設けられました。平成６年には、形式的な要件を満たしているか否かのみを判断して早期に権利付与を行う早期登録制度（いわゆる無審査登録制度）に移行しました。また、平成１７年４月１日以降の出願からは、無審査登録制度の下でより実用新案制度の魅力を向上させるため、実用新案権の存続期間を延長するなどの改正が行われています。

（２）保護対象

実用新案法では、「考案」を「自然法則を利用した技術的思想の創作」（実用新案法第２条第１項）と定義しており、保護の対象は産業上利用できる「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定されています。

したがって、物品の形状等に係る考案ですから、「方法」や「物質」は、実用新案法の保護対象となりません。

「物品の形状、構造又は組合せ」に該当しないもの

① 方法のカテゴリーである考案
② 組成物の考案
③ 化学物質の考案
④ 一定形状を有さないもの（例、液体バラスト、道路散布用滑り止め粒）
⑤ 動物品種、植物品種
⑥ コンピュータプログラム自体

［２］実用新案制度と特許制度の違い

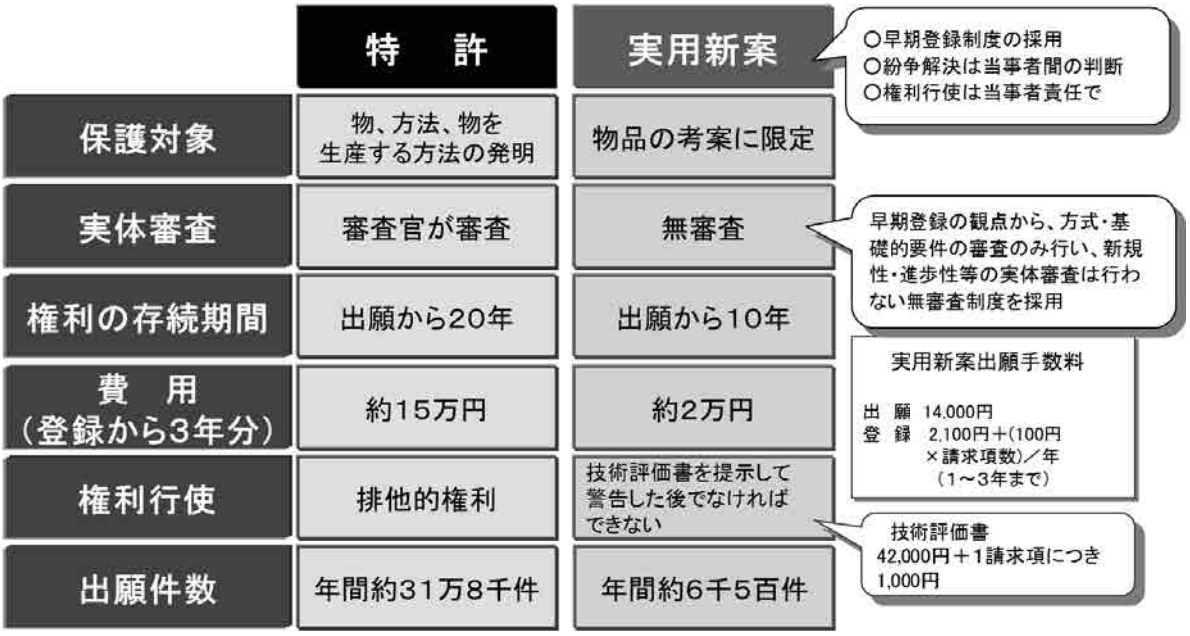

※出願件数は２０１６年の数値。

［３］出願から実用新案権取得までの流れ

実用新案制度においては、特許の場合と異なり、審査官による考案の新規性・進歩性など具体的な実体審査は行われません。提出された書類が法に定められた様式に従って作成されているか否かの方式要件、また、登録するために必要な事項を満たしているか否かの基礎的要件のみの審査が行われます。

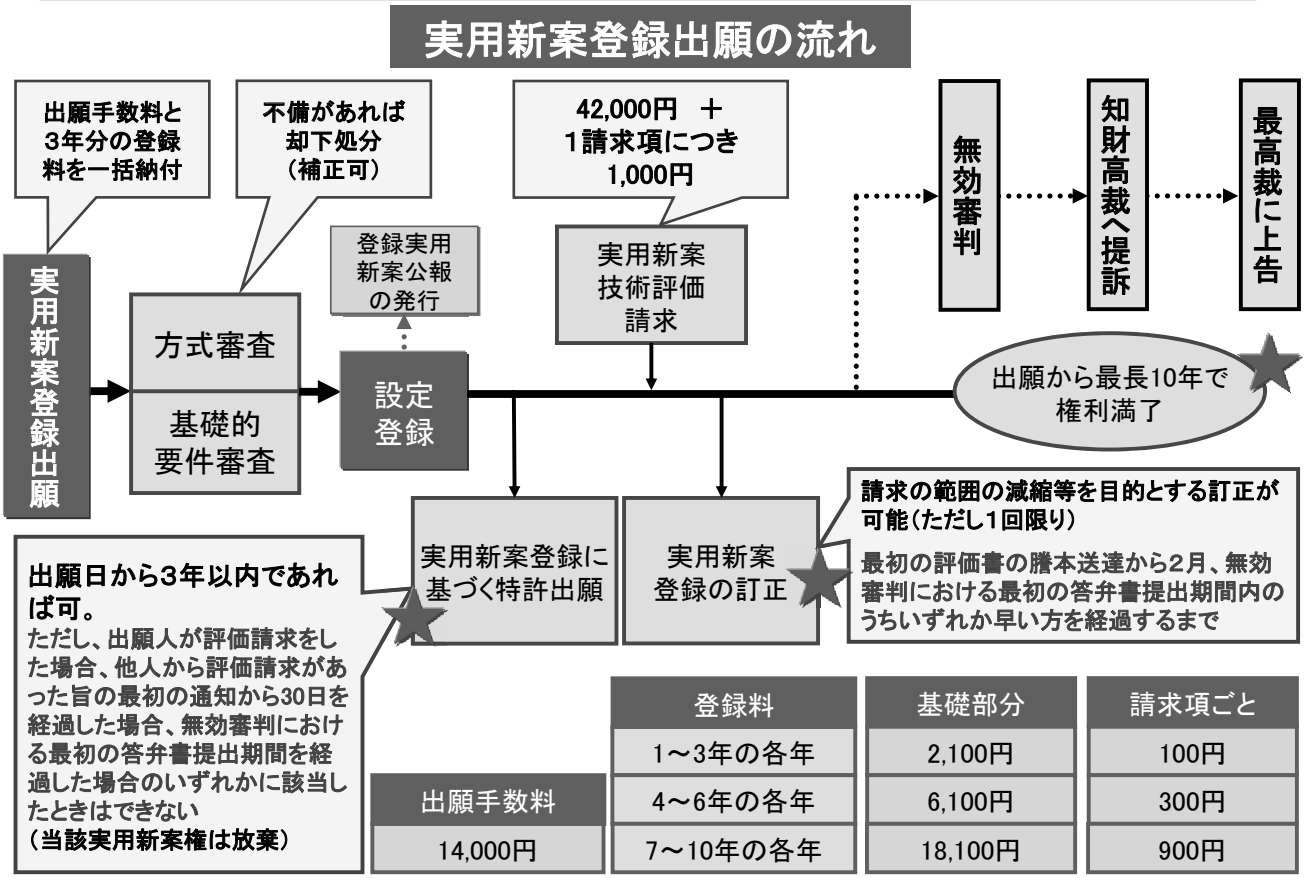

出願手数料	登録料	基礎部分	請求項ごと
14,000円	1～3年の各年	2,100円	100円
	4～6年の各年	6,100円	300円
	7～10年の各年	18,100円	900円

［出願書類の作成］

実用新案登録出願には、「実用新案登録願（願書）」「明細書」「実用新案登録請求の範囲」「要約書」「図面」の５つの書類が各１通必要です。特に実用新案の保護対象は「物品の形状、構造又は組合せに係るもの」に限られるため、「図面」が必ず必要になる点で特許と異なります。出願をする際は、基礎的要件審査でチェックされる以下の事項に注意する必要があります（各書類の様式は、Ⅱ 様式編　２．実用新案を参照）。

（１）出願書類を書く前のチェックポイント

①　保護対象違反はないか

実用新案制度で保護されるものは「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限られます。特許と異なり、方法や物質は保護されません。また、自然法則を利用していないも

のは実用新案法上の考案に該当しません。

② 公序良俗に反していないか

第三者の名誉を傷つけたり、善良の風俗あるいは公衆の衛生を害するおそれのある考案は、実用新案登録を受けることができません。

（２）出願書類を書いた後のチェックポイント

① 各記載様式に違反はないか

願書をはじめ書面の作成方法は法令で様式が定められていますので、様式に従って作成されていることを確認してください。

② 記載不備はないか

明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面に必要な事項が記載されているか、又はその記載が著しく不明確ではないかの点に注意し、第三者が読んで理解できるように記載してください。

③ 単一性違反はないか

２以上の考案について１の願書で実用新案登録出願をするときは、技術思想として一つのまとまりがあるか（単一性）についての要件を満たす必要がありますので注意してください。

（３）出願する際の手数料について（実用新案法第３２条）

実用新案登録出願の出願料は１件１４，０００円ですが、出願する際には、併せて第１年から第３年までの登録料３年分を一括納付しなければなりません。この点が、特許出願をする場合と異なります。

（４）設定登録（実用新案法第１４条）

実用新案登録出願がなされると、特許庁において出願書類についての方式審査及び基礎的要件の審査が行われ、必要な要件を満たしている場合には実用新案権が設定登録されます（出願から平均２～３月で設定登録（出願書類に不備がない場合））。

（５）実用新案権の維持・消滅（実用新案法第３２条・第１５条）

実用新案権は設定登録時から権利が発生しますが、４年目以降も実用新案権を維持するためには、当該年に入る前までに次の年の登録料（年金）を納付しなければなりません。また、権利の存続期間は出願から最長１０年です。

［４］実用新案権の行使

無審査で権利が付与される実用新案権を行使する場合には、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければなりません。

実用新案技術評価書は、実用新案権の有効性を判断する材料として、特許庁の審査官が、出願された考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、これを請求人に通知するものです。

（１）実用新案技術評価書（実用新案法第１２条）

実用新案権は、新規性や進歩性などの実体的な要件についての審査を行うことなく権利が付与されるため、権利行使に当たっては、より高度な注意義務が必要となります。

そこで、実用新案権の有効性を判断する材料として、実用新案技術評価書があります。これは、特許庁の審査官が出願された考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、これを請求人に通知するものです。請求は誰でもすることができ、対象となっている実用新案権が消滅した後であっても、その実用新案登録が無効となっていない限り、いつでも行うことができます。

技術評価請求の手数料は、１件につき４２，０００円に１請求項につき１，０００円を加えた額になります。特許出願における出願審査の請求の場合は、特許請求の範囲に記載されている請求項のすべてについて手数料を支払う必要がありますが、実用新案の場合は評価を求める請求項を選び、必要な請求項についてのみ手数料を支払えばよいことになっています（Ⅱ様式編　２．実用新案　（６）実用新案技術評価請求書、（７）実用新案技術評価書　参照）。

実用新案技術評価書には、評価の内容が分かりやすくなるように、調査範囲、評価、引用文献等に加えて、評価についての説明が記載されます。請求項に係る考案の新規性等が否定される場合は、評価についての説明の欄に、そのような評価をした理由が記載されます。

なお、評価は６段階で行われ、評価６以外の場合は新規性等を否定されたこととなります（評価内容は、Ⅱ 様式編 ２．実用新案（７）実用新案技術評価書参照）。

（２）実用新案権の行使

実用新案権を行使する場合には、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければなりません（実用新案法第２９条の２）。この提示やその他相当の注意をしないで警告や権利行使を行った後に、実用新案登録が無効になった場合には、警告や権利行使をしたことにより相手方に与えた損害を賠償する責めを負うことになります（実用新案法第２９条の３）。

第３節　意匠制度の概要

［１］意匠制度の目的

意匠法は意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とします。特許法が自然法則を利用した技術思想の創作を保護しているのに対し、意匠法は、形状、模様、色彩といった視覚に訴える意匠（デザイン）の創作を保護しています。

（１）目的

意匠法はその目的を、「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」（意匠法第１条）と規定しています。

意匠（デザイン）は、物品のより美しい外観、より使い勝手のよい外観を探求するものです。しかし、物品の外観は誰もが簡単に視認することができるため、他者の創作物であっても容易に模倣することができ、健全な産業の発達に支障が生じることがあります。

そこで、意匠制度は、新しく創作した意匠を創作者の財産として保護し、その利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与しようというものです。

［２］意匠登録を受けるためには

意匠登録を受けるためには、出願された意匠が意匠法の定義する「意匠」であること及び意匠法で定められた意匠登録の要件を満たしていることが必要です。

（１）意匠法上の意匠とは（保護対象）

意匠法では、「意匠」を「物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法第２条第１項）と定義しています。

様々な保護対象の例

意匠法が保護するのは「物品」のデザイン

乗用自動車

意匠登録第 1464783 号

ボールペン

意匠登録第 1276099 号

包装用袋

意匠登録第 1218964 号

菓子

意匠登録第 1334077 号

管継手

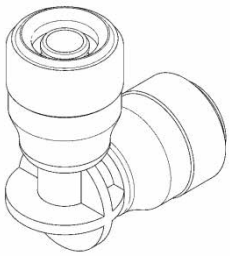

意匠登録第 1311466 号

産業用ロボット

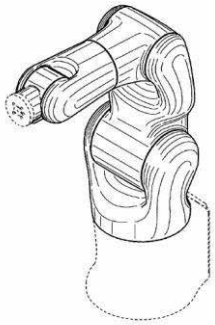

意匠登録第 1507942 号

このように意匠法上の保護対象として認められるためには、以下の要件を満たす必要があります。

保護対象として必要な要件

１．物品と認められるもの

意匠法上の物品は、有体物であり、動産であるものでなければなりません。

（不動産である建築物、物品と離れたデザインであるタイプフェイス、キャラクター、ショーウィンドウのディスプレイ、花火などは意匠法上の意匠とはなりません。）

花火

２．物品自体の形態

物品自体の形態である必要があります。例えば、ネクタイの結び目の形態はネクタイ自体の形態とは認められません。

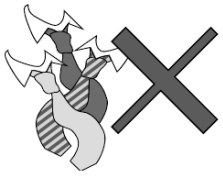

ネクタイの結び目

３．視覚に訴えるもの

視覚すなわち肉眼で認識されるものでなければなりません。（取引の際、拡大観察することが通常である場合には、肉眼によって認識できるものと同様に扱います。）

紛状物の一つ一つの粒

４．視覚を通じて美感を起こさせるもの

機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないものは意匠とは認められません。

（２）意匠の登録要件

出願された意匠の全てが登録されるわけではありません。審査官が、意匠法上定められた意匠登録の要件（工業上利用可能性、新規性、創作性等）について審査し、適格性を備えたものだけが登録されます。

①　工業上利用可能性（意匠法第３条第１項柱書）

意匠法は、産業の発達を目的に定められている制度ですので、意匠登録を受けるためには、その意匠が工業上利用できるものでなければなりません。

ここで「工業上利用できる意匠」とは、工業的（機械的、手工業的）な生産過程を経て、反復して量産できる製品の意匠のことをいいます。

自然物、純粋芸術品、一品生産的な美術工芸品などは、工業上利用できるものに含まれません。

工業上利用できること（量産可能なもの）

（認められない例）

×自然物を意匠の主体にしたもので量産できないもの（例：盆栽、観賞植物）

×純粋美術の分野に属する著作物（例：絵画、彫刻）

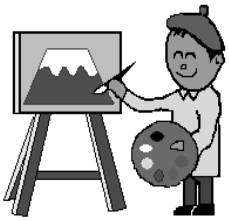

②　新規性（意匠法第３条第１項）

意匠登録を受けるためには、意匠登録出願前に出願の意匠と同一又は類似の意匠が日本国内又は外国において公に知られていないこと、すなわち、新規性を備えている必要があります。出願前に公に知られている意匠や、刊行物（意匠公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレットなど）、インターネット上に掲載されている意匠は、新規性がないものとされます。

なお、意匠登録出願前に意匠を公開した事実がある場合、その意匠が自ら創作したものであったとしても、公開された意匠は新規性がないものと判断されます。

ただし、自らの行為に基づいて意匠が公開された場合は、意匠が公開された後に出願した場合であっても、所定の要件を満たせば先の公開によってその出願された意匠の新規性が喪失しないものとして取り扱われます（新規性喪失の例外（意匠法第４条第２項））。

③　創作性（意匠法第３条第２項）

新規な意匠であっても、容易に創作されたと判断される意匠は、意匠登録を受けることができません。容易に創作された意匠に対して独占権（意匠権）を与えることは、社会の産業の発達の妨げとなる可能性があることから、公知の意匠やモチーフに基づいて容易に創作できる意匠は意匠登録を受けることができません。

容易に創作できた意匠でないこと

エッフェル塔

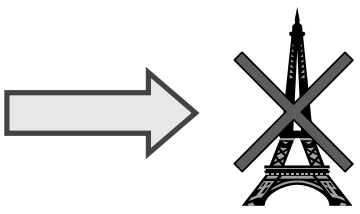

エッフェル塔の置物

④　公序良俗に反するなど、意匠登録を受けることができない意匠（意匠法第５条）

各国元首の像や国旗、皇室の菊花紋章や外国の王室の紋章などを用いたもののように公序良俗に反するもの及び他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれのあるものは、公益的な見地から意匠登録を受けることができません。

また、物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる意匠は、特許法・実用新案法によって保護されるべき技術的思想に当たるため、意匠法による保護対象から除外されています。

⑤　先願（意匠法第９条）

同一又は類似の意匠について二以上の出願があった場合に、最先の意匠登録出願人の出願（同日のものはいずれか一方）のみが登録となります。

⑥　先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第３条の２）

先に出願された意匠があり、その先願意匠の公報掲載前に後願意匠が出願された場合であって、後願意匠がその先願意匠の一部と同一又は類似しているときには、当該後願意匠は意匠登録を受けることができません。

⑦　一意匠一出願（意匠法第７条）

意匠登録出願は、原則として意匠ごとにしなければならず、複数の意匠を一つの出願にまとめて記載することは認められていません。また、意匠は物品ごとに成立するため、自動車と自動車おもちゃのように物品が異なれば別々に出願する必要があります。

なお、ナイフ、フォーク、スプーンなどのようにセットで使用される物品については、複数の意匠を一つの組物の意匠（［４］ニーズに応じた意匠登録出願 参照）としてまとめて出願できる場合があります。

［３］出願から意匠権取得までの流れ

意匠法には、審査請求制度がなく、原則としてすべての出願が審査されます。審査の結果、拒絶理由のない出願については登録査定が通知され、特許庁に登録料を納付し設定登録が行われることで意匠権が発生します。意匠登録を受けた意匠は、意匠公報によりその内容が公開されます。

また、出願公開制度はありませんので、登録後に意匠公報が発行されるまで出願した意匠が公開されることはありません。なお、秘密意匠制度を利用した場合、意匠権の設定登録の日から３年以内を限度に、登録意匠を非公開（秘密）とすることができます。

意匠登録出願の流れ

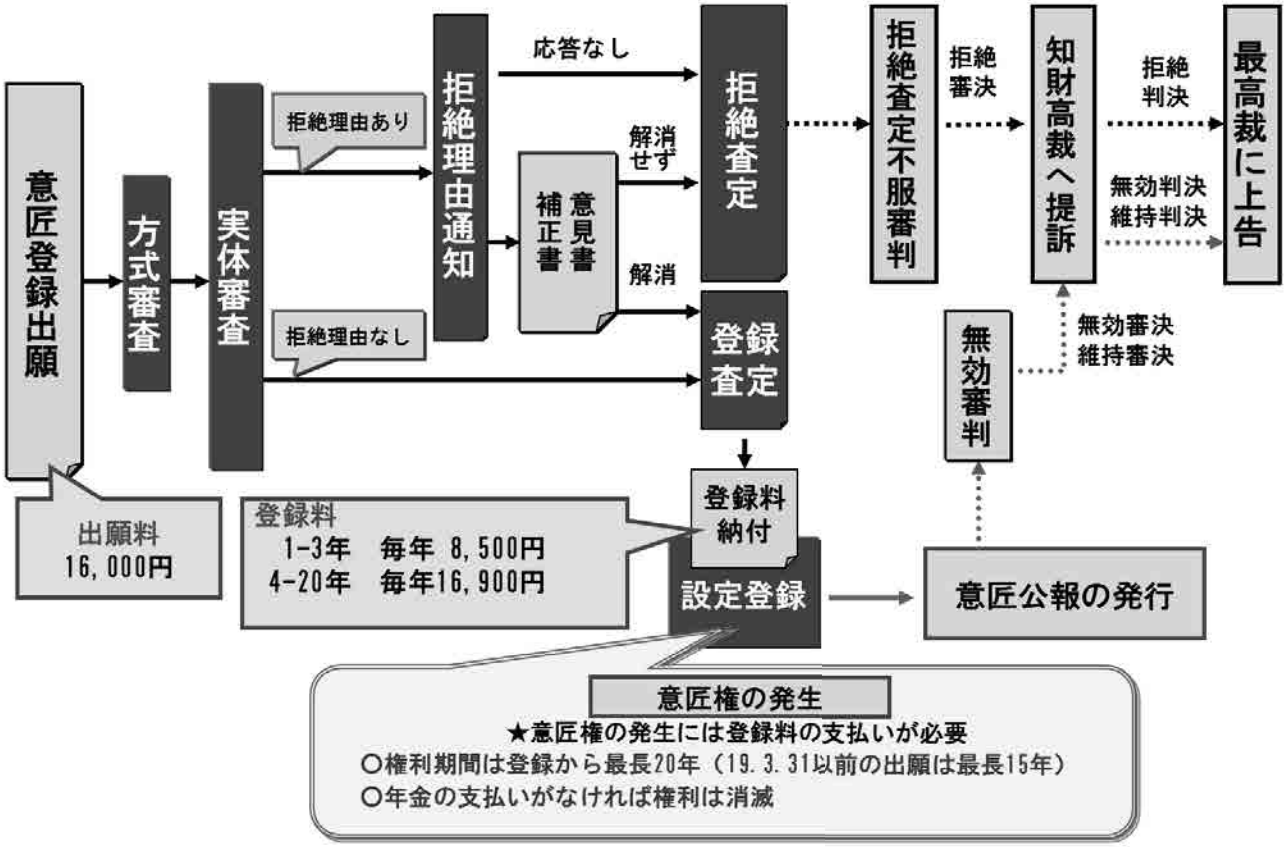

（１）出願手続

①　出願前にすること

意匠登録出願をする際は、事前に意匠公報を調査することをお薦めします。

１）同一又は類似する公知意匠の調査

意匠登録出願以前にその意匠と同一又は類似する意匠が公に知られている（公知）と、登録にはなりません。意匠公報に掲載されている意匠はすべて公知意匠となりますので、意匠公報を事前に調査することで意匠登録の可能性がない意匠について知ることができ、出願書類作成にかかる時間や経費を軽減することができます。

２）図面の事例調査

意匠登録出願をするには、所定の様式に従って、願書、図面を作成して特許庁に提出（出願）する必要があります。意匠公報に掲載されている図面は、出願する方にとって図面作成の要領を学ぶ上で大変参考になります。意匠公報は、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で検索・照会できますのでご利用下さい。

※J-PlatPat の検索方法は、「第３章［３］特許情報プラットフォームを利用した特許情報の検索」をご参照ください。

② 出願に必要な書類等

意匠登録出願を行うには、願書と図面（あるいは代用の写真、ひな形、見本）を用意する必要があります。また、これらの書類に加えて、特徴記載書を提出することも可能です。意匠登録出願料は、１件１６，０００円です。

③ 願書（Ⅱ様式編３．意匠（１）意匠登録願　参照）

願書には、「意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所」、「意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所」を記載し、意匠に関する事項としては、「意匠に係る物品」を記載し、必要な場合には、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」を記載します。

１）意匠に係る物品

意匠に係る物品の欄には、その意匠がどのような物品に係るものであるかを、例えば「机」や「いす」などのように、意匠法施行規則別表第一（以下、「別表第一」という。）に定められたその物品の属する「物品の区分」（又は同程度の物品の区分）に沿って記載します。

２）意匠に係る物品の説明

使用の目的、使用状態など、物品の理解を助ける説明を記載します。なお、別表第一に掲載されていない「物品の区分」でも、出願時にすでに一般名称として普通に使われており、使用の目的、使用状態などが明らかであるものについては、「意匠に係る物品の説明」の記載は不要です。

３）意匠の説明

省略した図の特定や透明箇所を特定する表現など、意匠の理解を助ける説明を記載します。

④ 図面の描き方（Ⅱ様式編３．意匠（２）図面　参照）

意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面は、正投影図法による六面図で表すことが基本ですが、等角投影図法、斜投影図法で表すことも可能です。また、図面に代わるものとして写真、ＣＧ図面、ひな形あるいは見本による出願も可能です。さらに、これらの図面だけでは、意匠を十分に表現することができないときは、断面図、拡大図、斜視図、参考図などを加えて、出願する意匠を十分に表現することが重要です。

※願書及び図面の作成方法と出願手続の詳細については、特許庁が発行している「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」や「意匠登録出願等の手続のガイドライン」などの冊子もあわせてご参照ください。

【意匠の図面】（図面の代替として、写真、ひな形、見本でも可）

図面

・立体を表す図面は、正投影図法により、各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもって一組として記載します。CGで作成された図でも構いません。

正面図

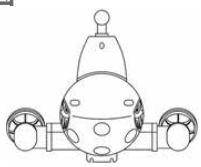

背面図

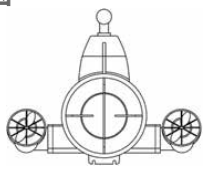

平面図

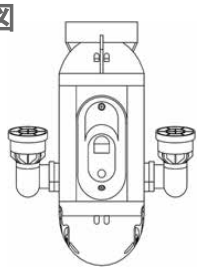

底面図

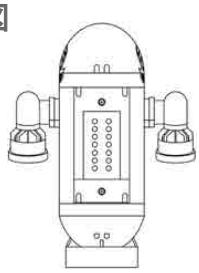

左側面図

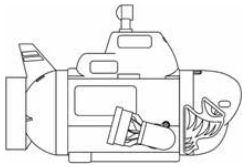

右側面図

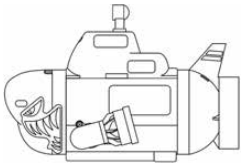

・ハンカチなどの平面的なもの（シート状の形態）の場合は、各図同一縮尺で作成した表面図及び裏面図による一組の図面が基本となります。

表面図

裏面図

写真

・商品サンプルの写真でも出願することが可能です。形態のあらわし方は図面の場合と同じです。

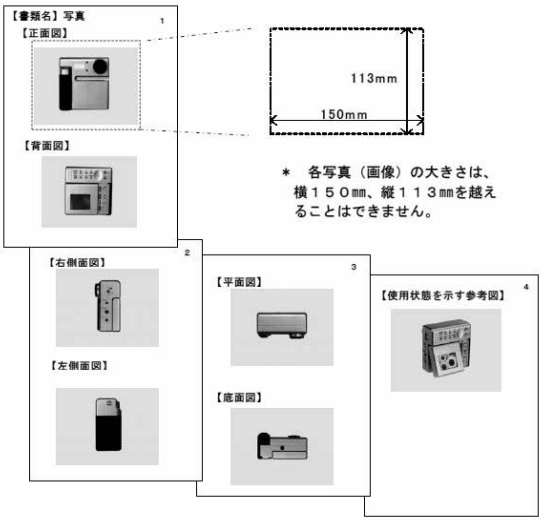

見本、ひな形

・縦 26cm、横 19cm、厚さ 7mm 以下のものであれば、見本（実物）又はひな形を提出することも可能です。

（作成例）

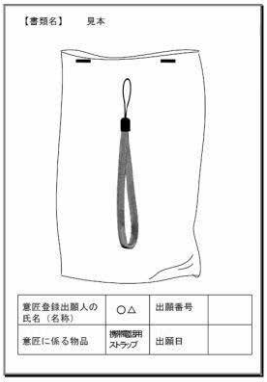

・薄い布地又は紙地の場合は、縦横それぞれ 1m 以下であり、7mm 以下の厚さに折りたたんで所定の袋に収めることができれば提出できます。

図面の記載に関する詳細は、特許庁のホームページ（特許庁→意匠→基準・便覧・ガイドライン→審査→「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」）をご参照ください。（http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm）

⑤　特徴記載書（Ⅱ様式編３．意匠（６）特徴記載書　参照）

出願人は、特徴記載書を提出し、出願意匠の創作の特徴について主張することができます（意匠法施行規則第６条）。

この特徴記載書は、願書を提出するとき、又は出願が審査、審判若しくは再審に係属している最中であれば、いつでも提出することができます。

なお、特徴記載書の記載内容は、登録意匠の権利範囲に直接的な影響を与えるものではありません。そのため、特徴記載書の記載内容については、形式的チェック（字数、出願人名称など）のみ行われます。

（２）実体審査結果への対応

方式審査をクリアした出願は、審査官によって登録できるものであるかどうか実体的な審査が行われます。

出願が却下又は取下・放棄されたものを除いたすべての出願について、審査官による実体的な審査が行われます。

審査官は、登録要件を満たさない理由（意匠法第１７条に列挙されています。）を発見したときはその理由を出願人に通知し、これに対して出願人の行う意見書の提出や出願書類の補正などの手続を経た上で、最終的には登録査定又は拒絶査定を行います。

①　拒絶理由の通知への対応

拒絶理由通知書を受け取った後、これに対して出願人は意見書を提出することができます。意見書とは、審査官が判断した拒絶理由に対して反論の意見を書いた書類をいいます。

例えば、新規性がないことを拒絶の理由とされた場合は、その意匠登録出願の前に公開された意匠公報・公知意匠などが引用されていますから、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で参照するなどして、自分の意匠がどのような点で引用意匠と異なっているのかについて具体的かつ論理的に述べます。また、公知意匠の組合せであり、創作容易であると指摘された場合には、その組合せを着想することが当業者にとって必然性がなく簡単には思いつかないものであり、自分の意匠は今までにない創作の高い意匠であることなどを反論として主張します（Ⅱ様式編　３．意匠（４）意見書 参照）。

また、手続の補正を行うことで、拒絶理由が解消される場合は、手続補正書（Ⅱ様式編 ３．意匠（５）手続補正書 参照）も意見書と同時に提出することができます。例えば、意匠に係る物品の区分が不適切であると指摘された場合は、別表第一に定められたその意匠の属する物品の区分または同程度の区分の記載に補正をします。また、関連意匠出願における類似・非類似の関係が不適切な場合は、本意匠の表示を訂正・削除する補正をします。

なお、同日に２以上の互いに類似する意匠が出願された場合は、拒絶理由通知とともに協議指令が発せられますが、この場合は手続補正書と併せて協議の結果届を提出する必要があります。

意見書の提出期限は、拒絶理由通知書を発送した日から、国内居住者であれば４０日、在外者であれば３月です。提出期限までに意見書を提出しなかった場合、審査官は出願人からの反論がなかったとして拒絶査定を行います。

②　登録査定への対応

審査官による登録査定を受けたときは、登録査定の謄本の送達日から３０日以内に特許庁に登録料を納付します（意匠法第４２条、第４３条)。これにより、意匠権の設定登録が行われ、登録番号が付与されるとともに、その内容が意匠公報に掲載されます。

（第１年分の登録料は８，５００円。複数年分をまとめて支払うことも可能。）

秘密意匠については、意匠を記載した図面などは掲載されません。意匠を秘密とする期間が経過した後に、改めて図面などを掲載した公報が発行されます。

③　拒絶査定への対応

拒絶理由通知に対して指定期間内に出願人から応答がない場合、または提出された意見書や補正書によっても拒絶理由が解消されない場合は、審査官は実体審査の最終決定である拒絶査定を行います。

出願人は、この拒絶査定に不服がある場合、拒絶査定謄本の送達日から３月以内に拒絶査定に対する不服審判を請求することができます（意匠法第４６条)。

④　意匠権の維持・消滅

意匠権は、設定登録時から発生し、毎年の登録料を納付することにより権利を維持することができます。権利の存続期間は設定登録から最長２０年です。

（平成１９年３月３１日以前の出願は最長１５年。）

［４］ニーズに応じた意匠登録出願

意匠制度には、物品の部分に係る意匠を保護する部分意匠制度、製品の開発途中で生じた多数のバリエーションの意匠を保護する関連意匠制度、飲食用のナイフ、フォーク及びスプーンのようなセットものの意匠を保護する組物の意匠といった、様々な意匠登録出願の方法があります。

また、企業戦略上秘密にしておきたい意匠については、図面などの権利内容を一定期間秘密にできる秘密意匠制度があります。

（１）部分意匠

物品の全体から物理的に切り離せない部分であって、特にその部分にデザイン上の特徴がある形状や、物品全体として出願するとその特徴部分の評価が埋没してしまうような形状について意匠登録を受けたい場合に有効です。

（物理的に切り離せて、市場において独立して取引の対象となるものであれば、部品や付属品の全体意匠として登録が可能です。）。

また、例えば、意匠登録を受けようとする部分についてはすでに具体的に創作が完成しているが、その他の部分についてはまだ具体的に創作が完成していない場合に、意匠登録を受けようとする部分の早期出願・権利化を行う場合などにも活用できます。

なお、部分意匠においては、「意匠登録を受けようとする部分」が物品全体の中のどこの部分であるかが分かるようにする必要があります。その方法としては、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定します。（様式6 備考11）

部分意匠の登録例

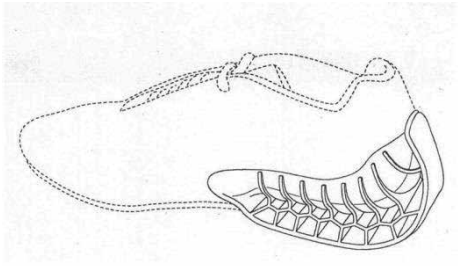

運動靴
登録第 1303974 **号**

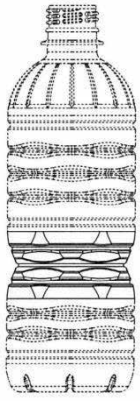

ボトル
登録第 1329280 **号**

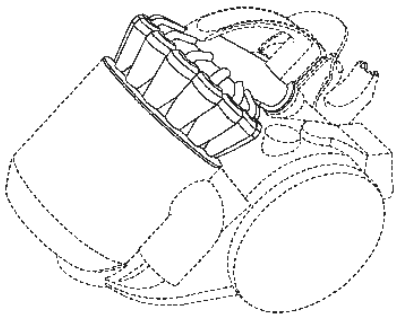

電気掃除機本体
登録第 1364277 **号**

（２）画像デザイン

物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像デザインは、物品の部分の意匠と認められ、意匠登録の対象となります。画像デザインがその物品の表示部に表示される場合（【事例１】）だけでなく、他の物品である別体ディスプレイなどに表示される場合（【事例２】）も意匠登録の対象となります。

また、具体的な機能を実現するソフトウェアのインストールによって電子計算機（パソコン、タブレットコンピュータ、スマートフォン等）に記録された画像も、付加機能を有する電子計算機の意匠を構成する画像として、意匠登録の対象となります（【事例３】）。ただし、映画やゲームの一場面などのいわゆるコンテンツを表した画像は、その物品自体が有する機能の画像ではないため、意匠登録の対象となりません。

意匠登録の対象となる画像デザインの例

【事例１】
「スマートフォン」
スマートフォンの表示部に表示される
画像デザインの例

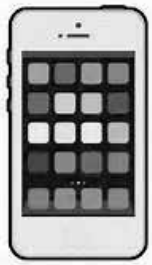

【正面図】

【事例２】
「磁気ディスクレコーダー」
磁気ディスクレコーダーと一体として用
いられる他のディスプレイに表示される
画像デザインの例

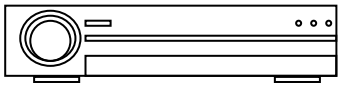

【正面図】

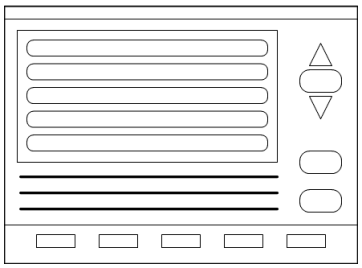

【画像図】

【事例３】
「歩数計機能付き電子計算機」
付加機能を有する電子計算機の
画像デザインの例

【正面図】

（３）組物の意匠（意匠法第８条）

同時に使用される二以上の物品であって、意匠法施行規則別表第二で定められた構成物品に係る意匠は、組物全体として統一感があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができます（Ⅲ参考編　５．意匠　組物の物品構成表　参照）。

なお、組物の意匠の部分について部分意匠の意匠登録を受けることや、組物の構成物品に部分意匠を含むものについて組物として意匠登録を受けることはできません。

組物の意匠の例

一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット

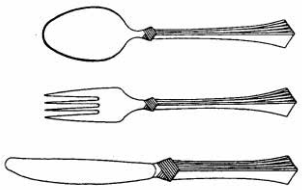

一組のオーディオセット

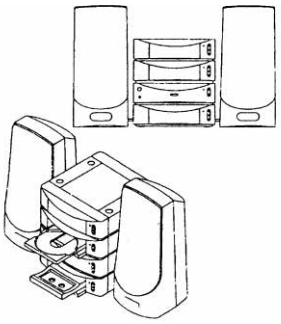

（４）関連意匠（意匠法第１０条）

意匠登録制度は、意匠の創作に対して一定期間の独占権を付与するものですから、一の創作に対して二以上の重複した権利は認められません（意匠法第９条）。しかしながら、デザインの開発においては、一つのデザイン・コンセプトから多くのバリエーションの意匠が創作されるという創作実態があります。

関連意匠制度は、このような類似する複数のバリエーションの意匠を、所定の要件を満たした上で関連意匠として出願した場合には、各々の意匠について意匠登録を受けることができるとする制度です。関連意匠として登録された意匠は、各々独自に権利を行使することが可能です。

関連意匠の登録例

意匠登録第１４５７２３６号
本意匠

意匠登録第１４５７５０５号
関連意匠

（５）秘密意匠（意匠法第１４条）

秘密意匠制度は、産業財産権法のうち意匠法にだけある制度です。秘密意匠制度とは、登録から最長３年を限度として登録意匠の内容を秘密にすることができるものです。

通常は出願意匠が登録されると意匠公報により当該意匠が公開されますが、秘密意匠制度を利用すると、意匠公報に意匠の内容を表す図面の他、意匠に係る物品や意匠分類などの情報は掲載されません。出願人が指定した秘密期間が経過すると、改めて願書や願書添付図面などの記載内容を掲載した意匠公報が発行されます。

意匠は一度開示されると一目で内容が分かり、模倣されやすい特徴があるため、秘密意匠制度を利用して一定期間内は他者から自社意匠を見られない状態にしておくことで、製品開発のスケジュールと新製品発表のタイミングをコントロールするなど、企業活動を有利に運ぶことが可能となります。

なお、意匠を秘密にするための手続は、意匠登録出願時だけでなく、意匠登録の第１年分の登録料の納付時に行うこともできます（秘密請求料：５，１００円）。また、秘密請求の期間は、最大３年以内の範囲で、延長、短縮の請求をすることができます。

第４節　商標制度の概要

［１］商標とは

（１）商標とは

商標とは、事業者が、自己（自社）の取り扱う商品・サービスを他人（他社）のものと区別するために使用するマーク（識別標識）です。

私たちが商品を購入したりサービスを利用したりするときには、企業のマークや商品・サービスのネーミングである「商標」を一つの目印として選んでいます。また、事業者は商品・サービスに「商標」をつけることによって、自社の商品・サービスであることをアピールしています。そして、事業者が営業努力によって商品やサービスに対する消費者の信用を積み重ねることにより、商標に「信頼がおける」「安心して買える」といったブランドイメージがついていきます。商標は、「もの言わぬセールスマン」と表現されることもあり、商品やサービスの顔として重要な役割を担っています。

商標制度は、このような、事業者が商品やサービスに付ける商標を保護することにより、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図ることを通じて、産業の発達に寄与するとともに需要者の利益を保護することを目的としています（商標法第１条）。

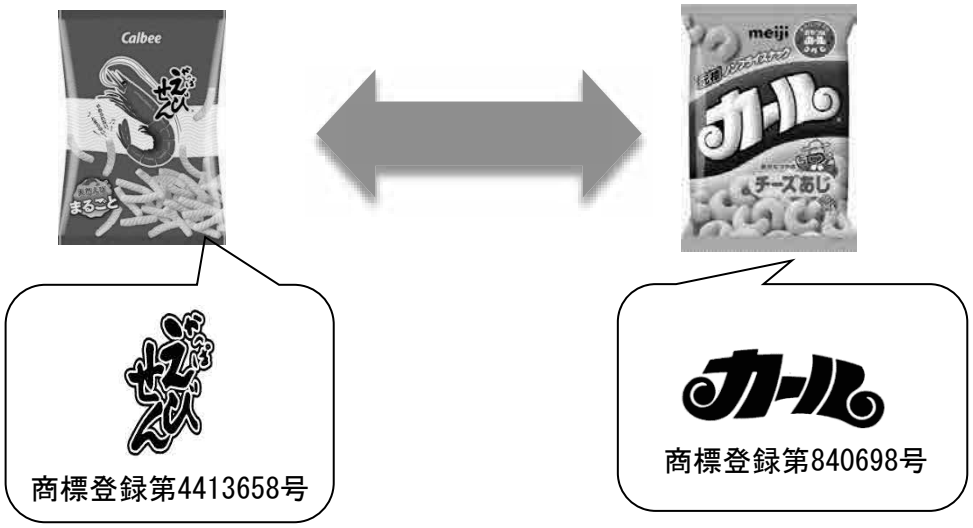

（２）商標の種類・定義

商標には、文字、図形、記号、立体的形状など、様々なタイプがあります。

商標法では、「商標」を、「人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるものであって、①業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの、②業として役務（注１）を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの」（商標法第２条第１項）と定義しています。

（注１）商標法では、他人のために提供するサービスのことを「役務（えきむ）」といいます。

【参考】 商標法第２条第１項

この法律で「商標」とは、「人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であって、次に掲げるものをいう。

一. 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二. 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの

（前号に掲げるものを除く。）

文字商標

文字のみからなる商標のことをいいます。文字はカタカナ、ひらがな、漢字、ローマ字、数字等によって表されます。その文字商標が、特定の意味を有するか否かは問いません。

（例）

SONY

商標登録第 0618689 号ほか

図形商標

写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等の図形のみから構成される商標をいいます。

（例）

商標登録第 3085606 号ほか

記号商標

暖簾（のれん）記号、文字を図案化し組み合わせた記号、記号的な紋章のことをいいます。

（例）

商標登録第 1655435 号ほか

体商標

立体的形状からなる商標をいいます。例えば、実在又は架空の人物、動物等を人形のように立体化したものなどです。

（例）

商標登録第 4157614 号

結合商標

異なる意味合いを持つ文字と文字を組み合わせた商標や、文字、図形、記号、立体的形状の二つ以上を組み合わせた商標をいいます。

（例）

商標登録第 5315304 号

動き商標

文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標のことをいいます。
例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出されて変化する文字や図形等があります。

（例）

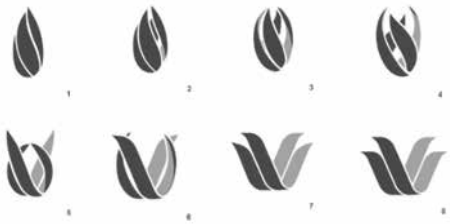

商標登録第 5804316 号

ホログラム商標

文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標のことをいいます。

（例）

商標登録第 5804315 号

色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標（これまでの図形等に色彩が付されたものではない商標）であって、輪郭なく使用できるもののことをいいます。
例えば、商品の包装紙や広告用の看板等の色彩を付する対象物によって形状を変えて使用する色彩が考えられます。

（例）

（参考）（左）商標登録第 5930334 号
（右）商標登録第 5933289 号

音商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標のことをいいます。
例えば、テレビCMに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音等が考えられます。

（例）

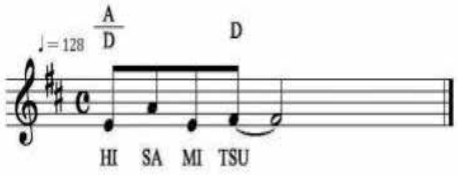

商標登録第 5804299 号

位置商標

図形等を商品等に付す位置が特定される商標のことをいいます。

（例）

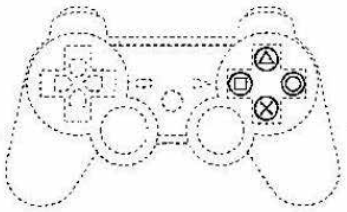

商標登録第 5858802 号

（３）商標権の構成

商標権は、マークと、そのマークを使用する商品・サービスの組合せで一つの権利となっています。商標登録出願を行う際には、「商標登録を受けようとする商標」とともに、その商標を使用する商品又はサービスを指定し、商標登録願に記載します。商標法では、他人のために提供するサービスのことを「役務(えきむ)」といい、指定した商品を「指定商品」、指定した役務を「指定役務」といいます。この指定商品・指定役務によって、権利の範囲が決まります。商標権は、マークと商品・役務の組合せですから、同じような商標が２つ以上あったとしても、商品・役務が異なればいずれも登録になる可能性があります。

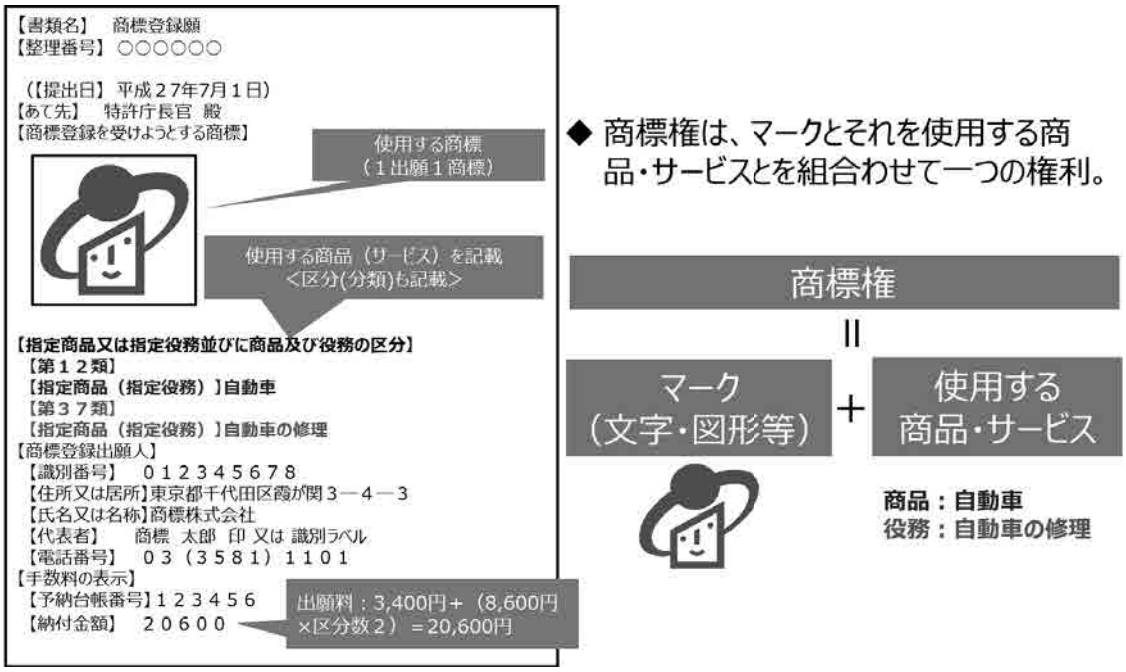

（４）商標の使用とは

商標の使用とは標章（マーク）を用いて、以下の行為を行うことをいいます（商標法第２条第３項）。

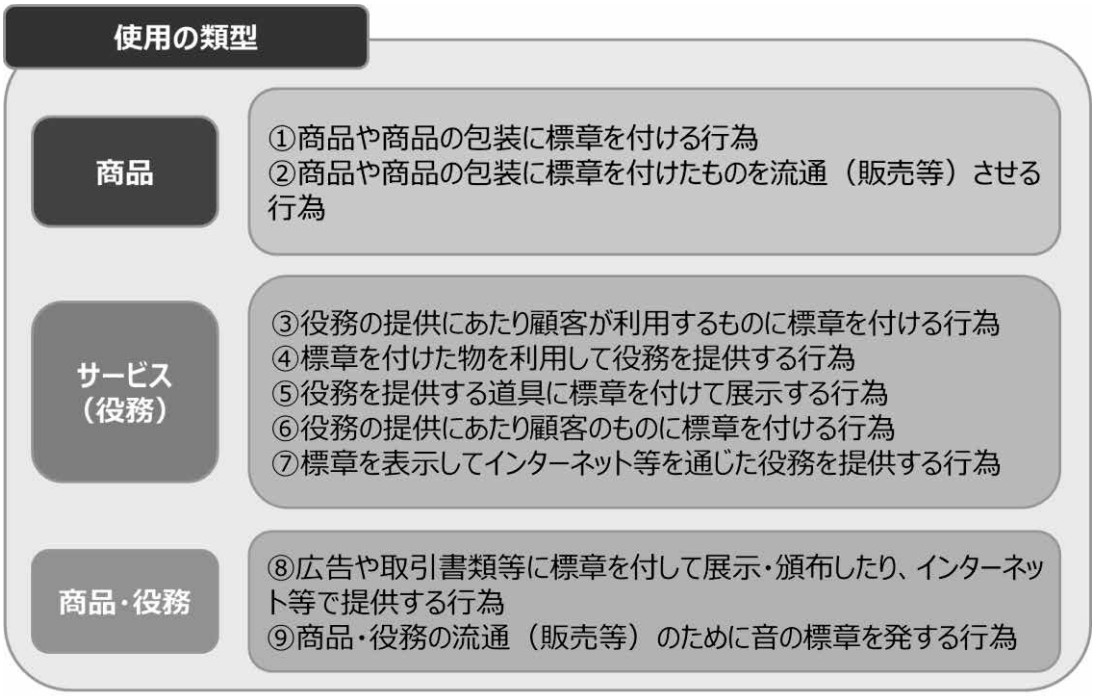

（５）商標の機能

商標は、実際の取引において商品又は役務を識別するための標識として使用することによって、以下のような役割を果たします。これを「商標の三大機能」といいます。

①　商品又は役務の出所を表示する機能（出所表示機能）

同一の商標を付した商品又は役務は、いつも一定の生産者、販売者又は提供者によるものであることを示す機能です。需要者は、商品又は役務に付された商標を認識して、自分の求める商品・役務を手に入れようとします。すなわち、商標はその商品又は役務を提供する者にとって、自己の商品・役務を他人のものと区別する機能を有しています。

②　商品の品質又は役務の質を保証する機能（品質保証機能）

同一の商標を付した商品・役務は、いつも一定の品質又は質を備えているという信頼を保証する機能です。一定の品質や質を保った商品や役務を提供することにより、需要者から信用や信頼が得られ、その商品や役務につけられている商標を見ただけでどのような品質の商品か、又は、どのような質の役務かが分かるようになります。つまり、商標によって保証された品質を確認してその商品を購入したり、役務の提供を受けたりすることが可能となり、長年の間に培われた商標の信用・信頼が商品・役務の品質を保証することになります。

③　商品又は役務の広告的機能（広告機能）

商標を広告に使用することにより、その事業者の商品・役務であることを需要者に伝え、商品・役務の購買・利用を喚起させる機能です。テレビや新聞等で自己の商標を付した商品・役務を広告することは、今までその商品・役務を利用していた需要者に対しては、さらにその信用・信頼を深く印象付けることになります。また、今までに利用したことのない需要者に対しても、そのイメージを深く印象付けることによって購買意欲を持たせることになります。

［２］商標登録を受けることができない商標

以下の（１）～（３）に該当する商標は、登録を受けることができません。

（１）自己と他人の商品・役務(サービス)とを区別することができないもの

（２）公共の機関のマークと紛らわしい等公益性に反するもの

（３）他人の登録商標や周知・著名商標等と紛らわしいもの

（１）自己と他人の商品・役務を区別することができないもの(商標法第３条)

商標は、自己と他人の商品・役務とを区別するために用いられるものであるため、以下に該当する商標は登録を受けることができません。

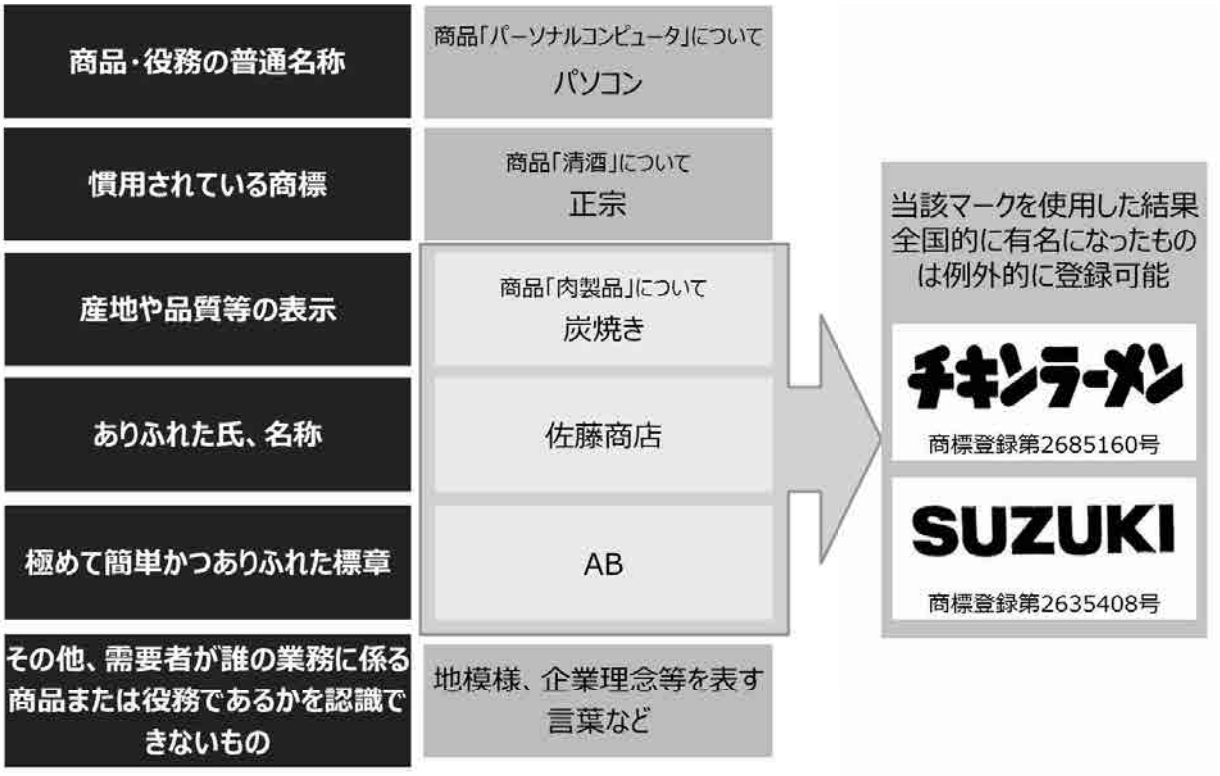

①　商品又は役務の普通名称のみを表示する商標(商標法第３条第１項第１号)

商品又は役務の「普通名称」を普通に用いられる方法で表示する標章（マーク）のみからなる商標は登録を受けることができません。

「普通名称」とは、取引業界において、その商品又は役務の一般的名称であると認識されるに至っているものをいい、略称や俗称も普通名称として扱います。また、「普通に用いられる方法」とはその書体や全体の構成等が特殊なものでないものをいいます。

(例)商品「アルミニウム」に使用する商標として「アルミニウム」の文字又はその略称である「アルミ」の文字

・動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字が、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなるもの
・商品又は役務の普通名称を単に読み上げたにすぎないと認識させる音

② 商品又は役務について慣用されている商標(商標法第３条第１項第２号)

「慣用されている商標」とは、もともとは他人の商品又は役務と区別することができる商標であったものが、同種類の商品又は役務について、同業者間で一般的に使用されるようになったため、もはや自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを区別することができなくなった商標のことをいいます。

(例)
・商品「清酒」に使用する商標として「正宗」の文字
・役務「婚礼の執行」に使用する商標として「赤色及び白色の組合せ」からなる色彩
・商品「焼き芋」に使用する商標として「石焼き芋の売り声」からなる音

③ 単に商品の産地、販売地、品質、その他の特徴等又は役務の提供の場所、質、その他の特徴等のみを表示する商標(商標法第３条第１項第３号)

商品の産地、販売地、品質、その他の特徴や、役務の提供の場所、質、その他の特徴等を普通に用いられる方法で表示する標章（マーク）のみからなる商標は登録を受けることができません。

(例)
・商品の産地、販売地…商品「菓子」に使用する商標として「東京」の文字
・商品の品質…商品「シャツ」に使用する商標として「特別仕立」の文字
・商品の特徴…商品「自動車用タイヤ」について使用する商標として「黒色」の色彩
・役務の提供場所…役務「飲食物の提供」に使用する商標として「東京銀座」の文字
・役務の質…役務「医業」に使用する商標として「外科」の文字
・役務の特徴：役務「焼き肉の提供」について、音商標として「『ジュー』という肉が焼ける音」

④ ありふれた氏又は名称のみを表示する商標(商標法第３条第１項第４号)

「ありふれた氏又は名称」を普通に用いられる方法で表示する標章（マーク）のみからなる商標は登録を受けることができません。「ありふれた氏又は名称」とは、例えば、電話帳において同種のものが多数存在するものをいいます。また、「ありふれた氏」に「株式会社」「商店」など、商号や屋号に慣用的に付される文字や会社の種類名を結合したものは「ありふれた名称」に含まれます。

(例)
「山田」、「スズキ」、「ＷＡＴＡＮＡＢＥ」、「田中屋」、「佐藤商店」等の文字
・動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字が、ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなるもの

・ありふれた氏又は名称を単に読み上げたにすぎないと認識させる音

⑤　極めて簡単で、かつ、ありふれた標章（マーク）のみからなる商標（商標法第３条第１項第５号）

（例）

・仮名文字の１字、数字、ありふれた輪郭（○、△、□等）、ローマ字（Ａ～Ｚ）の１字又は２字
・動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字や図形等が、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなるもの
・単音やこれに準ずる極めて短い音

⑥　その他何人かの業務に係る商品又は役務であるかを認識することができない商標（商標法第３条第１項第６号）

（例）

・地模様（例えば、模様的なものの連続反復）のみからなるもの
・商品又は役務の宣伝広告、企業理念又は経営方針
・現元号
・色彩（第３条第１項第２号及び第３号の規定に該当するものを除く）
・自然音を認識させる音
・需要者にクラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等の楽曲としてのみ認識される音

ただし、上記③～⑤に該当する商標であっても、使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの（何人かの出所表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているに至ったもの）については、登録を受けることができます（商標法第３条第２項）。

なお、上記の商標の使用によって自己と他人の商品・役務とを区別することができるまでに至ったことの説明として、実際に使用した商標及び商品・役務や使用した期間、地域、生産量・販売、広告回数等を証明する証拠書類の提出が必要となります。

登録された事例としては、指定商品「鶏肉入り又は鶏肉味の即席中華そばめん」について「チキンラーメン」（商標登録第２６８５１６０号）などがあります。

（２）公共の機関の標章（マーク）と紛らわしい等公益性に反するもの

公益的に使用されている標識と紛らわしい商標や需要者の利益を害するおそれのある商標は登録を受けることができません。

①　国旗､菊花紋章､勲章又は外国の国旗と同一又は類似の商標（商標法第４条第１項第１号）

（例）

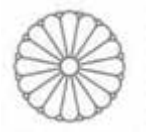

②　外国、国際機関の紋章、標章（マーク）等であって経済産業大臣が指定するもの、白地赤十字の標章（マーク）又は赤十字の名称と同一又は類似の商標等（商標法第４条第１項第２号、第３号、第４号及び第５号。ただし、第３号については、自己の業務に係る商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標等及び国際機関の略称を表示しても国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれのない商品等について使用する商標は、除きます。）

(例)国際原子力機関、赤十字、ジュネーブ十字、赤新月、赤のライオン及び太陽

③　国、地方公共団体、公益事業等を表示する著名な標章（マーク）と同一又は類似の商標（商標法第４条第１項第６号）

「国」とは日本国を、「地方公共団体」とは地方自治法にいう都道府県及び市町村並びに特別区等をいいます。

(例 1)都道府県、市町村、都営地下鉄の標章（マーク）

(例 2) 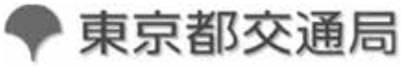

(例 3)

※ただし、当該国や地方公共団体等が自ら出願した場合は、この規定で出願が拒絶されることはありません(同法第４条第２項)。

④　公の秩序、善良な風俗を害するおそれがある商標（商標法第４条第１項第７号）

商標自体がきょう激、卑わい、差別的なもの、他人に不快な印象を与えるようなもののほか、他の法律によって使用が禁止されている商標、国際信義に反する商標など、公序良俗を害するおそれがあるものは本号に該当します。

(例)音商標が国歌（外国のものを含む）を想起させる場合。

⑤　商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれのある商標(商標法第４条第１項第１６号)

(例 1)商品「ビール」に使用する商標として「○○ウイスキー」の文字

(例 2)商品「菓子」に使用する商標として「パンダアーモンドチョコ」の文字

※なお、例 2 の場合、指定商品を下記のように「菓子」から「アーモンド入りチョコレート」に補正（修正)することによって、この規定による登録できない理由は解消することになります。

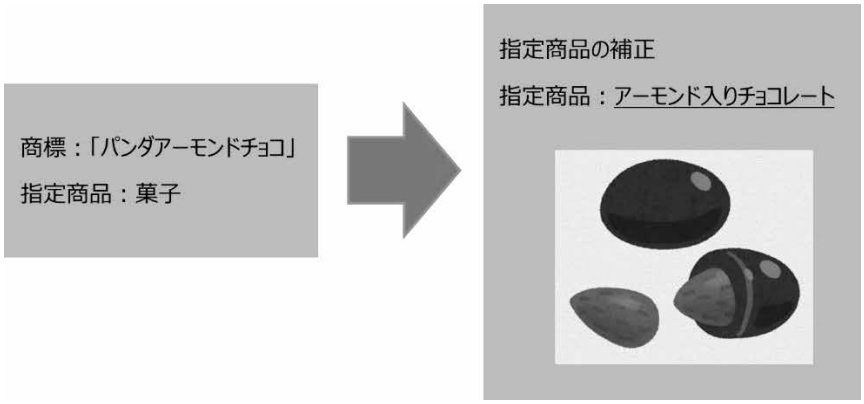

⑥　その他、博覧会の賞（商標法第４条第１項第９号）と同一又は類似の商標、商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標(同第１８号)も登録を受けることができません。

（３）他人の登録商標又は周知・著名商標等と紛らわしいもの

他人の使用する商標、他人の氏名・名称等と紛らわしい商標は登録を受けることはできません。

①　他人の氏名、名称又は著名な芸名、略称等を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）（商標法第４条第１項第８号)

ここでいう「他人」とは、現存する自然人及び法人(外国人を含む)を指します。

(例)国家元首の写真やイラスト、著名な芸能人の芸名、スポーツ選手の名前等

②　他人の周知商標と同一又は類似の商標であって、同一又は類似の商品・役務に使用するもの（商標法第４条第１項第１０号)

「周知商標」とは、最終消費者まで広く認識されている商標だけでなく、取引者の間に広く認識されているものも含まれます。また、全国的に認識されている商標だけでなく、ある一地方で広く認識されている商標をも含みます。

独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」の「日本国周知・著名商標検索」で、日本国における周知商標の例を検索することができます。

③　他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、同一又は類似の指定商品・役務に使用するもの（商標法第４条第１項第１１号）

文字や図形等の商標の類否判断にあたっては、商標の外観（見た目）、称呼（呼び方）、観念（意味合い）のそれぞれの要素を総合的に判断します。

動き商標の類否判断にあたっては、動き商標を構成する標章（マーク）とその標章が時間の経過に伴い変化する状態から生ずる外観、称呼及び観念のそれぞれの判断要素を総合して、商標全体として考察します。

ホログラム商標の類否判断にあたっては、文字や図形等の標章とそれがホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等）により変化する状態を総合して、商標全体として考察します。

色彩のみからなる商標の類否判断にあたっては、当該色彩が有する色相（色合い）、彩度（色の鮮やかさ）、明度（色の明るさ）を総合して、商標全体として考察します。

音商標の類否判断にあたっては、音商標を構成する音の要素及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察します。

位置商標の類否判断にあたっては、文字や図形等の標章とその標章を付する位置を総合して、商標全体として考察します。

また、商品・役務の類否判断は、原則として「類似商品・役務審査基準」に従って判断します。

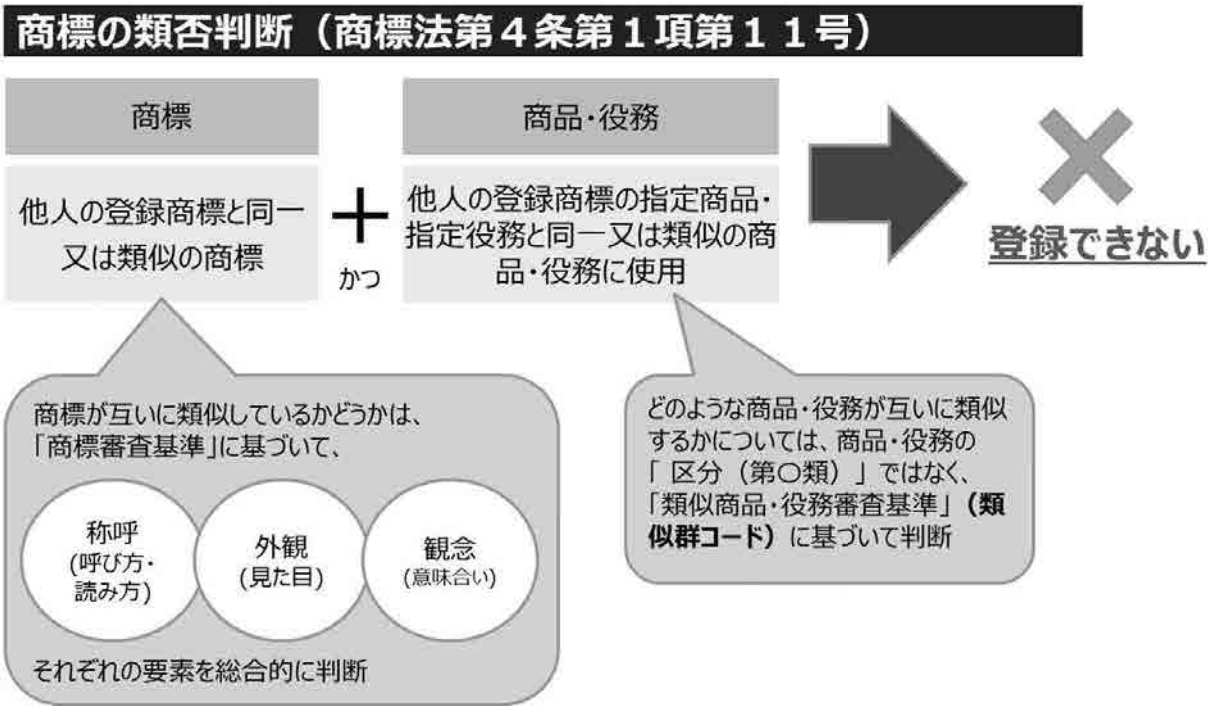

「類似商品・役務審査基準」について

「類似商品・役務審査基準」は、特許庁の審査において互いに類似すると推定する商品・役務を定めたもので、互いに類似する商品・役務のグループ毎にコード（**類似群コード**）を付与しています。例えば、「文房具類」には類似群コード「25B01」が付与されていますが、「鉛筆」「シャープペンシル」「ボールペン」「消しゴム」「筆箱」にも同じ類似群コード「25B01」が付与されており、同じ類似群であることをもって、互いに類似すると推定して審査が行われます。

なお、商品・役務の「区分（第〇類）」は類似関係を定めたものではありません。同じ区分の商品・役務であっても類似すると推定されるものもあれば、類似しないと推定されるものもあります。例えば、同じ第１６類でも、類似群コード「26A01」が付与されている「印刷物」と、類似群コード「25B01」が付与されている「文房具類」は、非類似の商品と推定されます。また、異なる区分の商品・役務でも類似すると推定されるものもあれば、類似しないと推定されるものもあります。

④　他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれのある商標（商標法第４条第１項第１５号）

例えば、他人の著名な商標と同一又は類似の商標を、当該他人が扱う商品（役務）とは非類似の商品（役務）に使用した場合に、その商品（役務）が著名な商標の所有者、あるいはその所有者と経済的・組織的に何らかの関係がある者によって製造・販売（役務の提供）されたかのような印象を与えるときなどがこれに該当します。

＜例＞

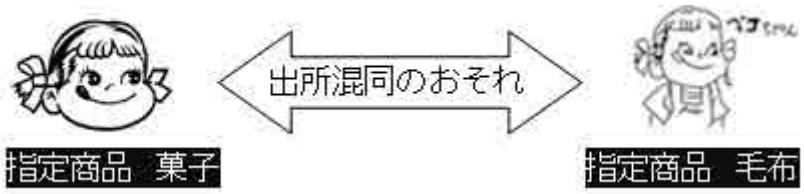

⑤　他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標（商標法第４条第１項第１９号）

例えば、

１）外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が我が国で登録されていない事情を利用して、商標を買い取らせるために先取り的な出願をする場合

２）外国の権利者の国内参入を阻止したり国内代理店契約を強制したりする目的で出願する場合

３）日本国内で全国的に著名な商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれまではないが、出所表示機能を希釈化させたり、その信用や名声等を毀損させたりする目的で出願する場合

などが該当します。

⑥　その他、他人の登録防護標章と同一の商標（商標法第４条第１項第１２号）、種苗法

で登録された品種の名称と同一又は類似の商標（同第１４号）、真正な産地を表示しないぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示を含む商標（同第１７号）も、登録を受けることができません。

なお、上記３．のうち①、②、④、⑤、⑥（商標法第４条第１項第１７号の場合に限る。）に該当する商標については、出願時において該当し、かつ、登録（査定）時においても該当するものでなければ拒絶になりません（同法第４条第３項）。

その他の事由については、登録（査定)時のみが判断時となります。

［３］出願から商標権取得までの流れ

商標登録を受けるためには、特許庁に出願をすることが必要です。
わが国では、同一又は類似の商標の出願があった場合、その商標を先に使用していたか否かにかかわらず、先に出願した者に登録を認める先願主義という考え方を採用しています。商標制度では、審査請求制度はありませんので、出願されたものすべてが審査されます。

商標登録出願の流れ

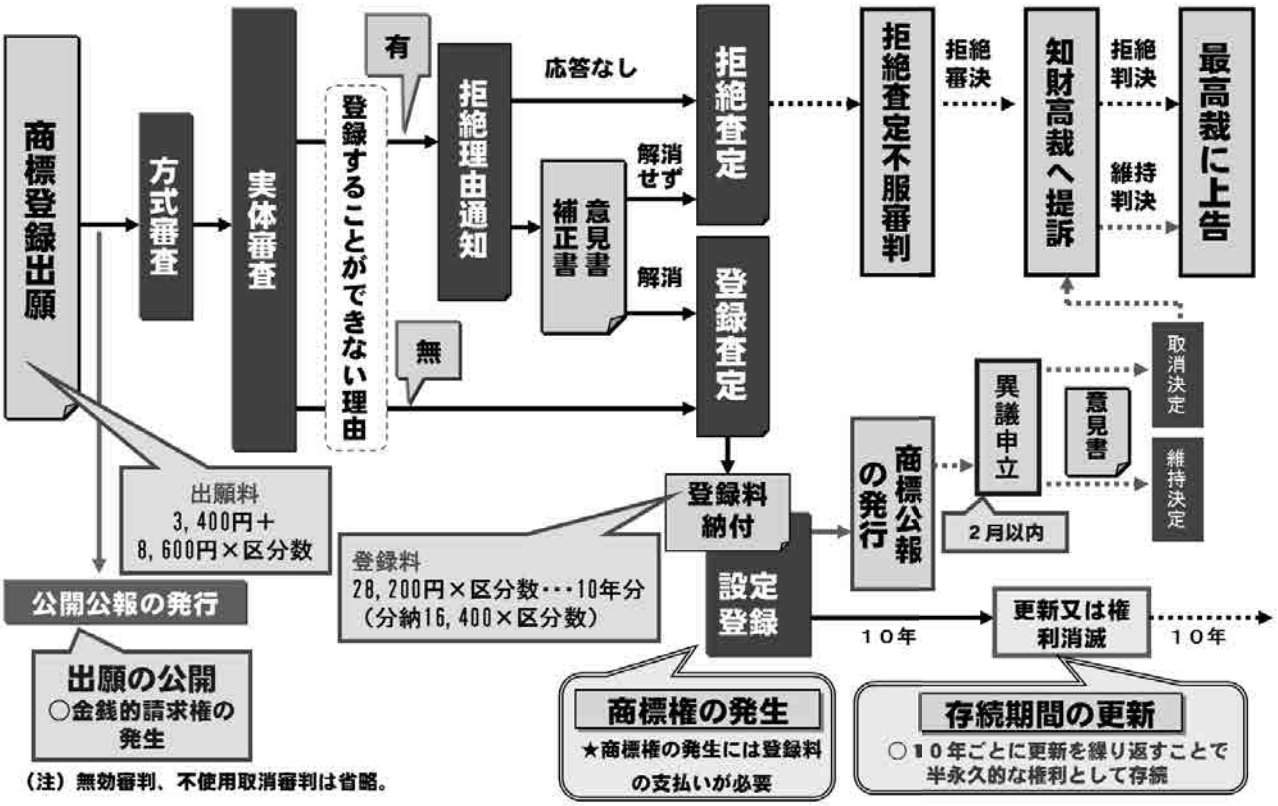

（１）事前調査

他人によって同一又は類似の商標（かつ同一又は類似の指定商品又は指定役務）が先に登録されている場合には、登録を受けることができません。また、登録できないだけでなく、これを無断で使用すると商標権の侵害となる可能性があります。そこで、商品やサービスについて使う商標については事前に出願・登録状況を調査することが大切です。

商標の出願・登録情報の検索は、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」や民間企業の提供するデータベースを利用して行うことができます。

※J-PlatPat の検索方法は、「第３章［３］特許情報プラットフォームを利用した特許情報の検索」をご参照ください。

（２）商標登録出願に必要な書類

商標を出願するには、「商標登録願」を作成し、特許庁へ提出します（様式は、「Ⅱ様式編　４．商標（１）商標登録願」を参照）。

①　「商標登録を受けようとする商標」について

一つの商標登録出願では、一つの商標しか出願できません（商標法第６条第１項)。【商標登録を受けようとする商標】欄には、大きさ８cm 平方の商標記載欄（四角）の中に､商標登録を受けようとする商標を直接記載します｡ただし､特に必要があるときには、１５cm 平方までの大きさとすることができます。

商標登録を受けようとする商標を記載した書面を願書にはりつけて記載するときは､商標記載欄の大きさの用紙を用い、貼付します。この場合、枠線は不要です。

商標には、文字商標、図形商標、立体商標及びこれらの結合商標などのタイプがありますが、新たに、「動き商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」、「位置商標」の５タイプの商標が導入されました。

新しいタイプの商標を出願するにあたっては、出願する商標のタイプに合わせ、【動き商標】、【ホログラム商標】、【色彩のみからなる商標】、【音商標】又は【位置商標】と記載します。また、商標登録を受けようとする商標を特定するように、【商標の詳細な説明】を記載します（音商標の場合は任意です。）。なお、音商標については、商標法第５条第４項の物件として、その音を MP３形式で記録した CD－R 又は DVD－R を添付します。

【商標登録を受けようとする商標】の欄は以下のように記載します。

「動き商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、時間の経過に伴う商標の変化の状態が特定されるよう記載します。

「ホログラム商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、ホログラフィーその他の方法による商標の変化の前後の状態が特定されるよう記載します。

「色彩のみからなる商標」については、商標登録を受けようとする色彩がなるべく全体にわたり表示された図又は写真によって記載します。若しくは、一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により、当該色彩及びそれを付する位置が特定されるよう記載します。

「音商標」については、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて、商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載します（必要な場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができます）。

「位置商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により、標章及びそれを付する位置が特定されるように記載します。

立体商標を出願するにあたっては、【立体商標】と記載するとともに、一方向又は異なる二方向以上から表示される図面又は写真によって記載します。

文字のみからなる商標の場合は、【標準文字】と記載することにより、標準文字による

出願を行うこともできます。標準文字として使える文字は特許庁長官により定められており、標準文字により出願した場合は、特許庁長官があらかじめ指定した文字に置き換えた商標が「登録を受けようとする商標」になります。

② 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」について

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】欄には、「商標登録を受けようとする商標」を使用する一又は二以上の商品又は役務を記載し、その商品・役務が属する区分[3]を記載しなければなりません（Ⅲ参考編　６．商品及び役務の区分　参照）。

指定商品・指定役務は、商品又は役務の内容を明確に理解できる表示をもって記載します。指定商品・指定役務の記載例や区分は、「類似商品・役務審査基準」や、「商品・サービス国際分類表」、特許情報プラットフォームの商標検索「商品・役務名検索」を参照することができます。なお、商品及び役務の区分は、商品・役務の類似の範囲を定めるものではありません。

２つ以上の商品（役務）を指定するときは、それぞれの指定商品又は指定役務の区切りにコンマ（，）を付します。また、商品及び役務の区分が２つ以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて、区分の番号順に記載します。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第３０類】
【指定商品（指定役務）】　コーヒー，コーヒー豆，洋菓子
【第４３類】
【指定商品（指定役務）】　飲食物の提供

※ 出願の種類としては、通常の「商標登録出願」（商標法第５条）のほかに、団体商標登録出願（商標法第７条）、地域団体商標登録出願（商標法第７条の２）、防護標章登録出願（商標法第６４条）、防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願（商標法第６５条の３）があります。

（３）手続に必要な料金

商標出願料　　３，４００円＋８，６００円×区分数
商標登録料　２８，２００円×区分数　･･･１０年分
　　（分納　１６，４００円×区分数　･･･　５年分）
更新登録料　３８，８００円×区分数　･･･１０年分
　　（分納　２２，６００円×区分数　･･･　５年分）

（４）出願公開

商標登録出願があったときは、出願が公開されます（商標法第１２条の２）。出願人は、

[3]区分とは、商品及び役務を分野毎に分類したもので、第１類～第４５類まであります。

出願から設定登録までの間に第三者が権原なく出願に係る商標をその指定商品又は指定役務について使用したときには、あらかじめ書面による警告をした上で、設定登録後に金銭的請求権を行使することができます（商標法第１３条の２）。なお、特許法の補償金請求権とは異なり、当該使用によって生じた業務上の損失に相当する額に限られます。

（５）実体審査

出願は、方式審査を経た後、審査官によって拒絶の理由がないか実体審査が行われます。特許と異なり、商標制度には審査請求制度はありませんので、出願が却下又は取下・放棄されたものを除きすべての出願が審査されます。審査官は、拒絶の理由を発見したときは、拒絶の理由を通知します（商標法第１５条の２）。これに対して出願人は意見書の提出や出願書類の補正等を行うことができます。意見書や手続補正書の提出があった場合には、審査官は提出された書類に基づいて再度審査を行い、最終的に登録査定又は拒絶査定を行います。

① 拒絶理由通知への対応

拒絶理由通知に対して意見がある場合や願書に記載した指定商品・指定役務を補正して拒絶理由を解消したい場合は、出願人は指定された期間内（国内居住者４０日、在外者３月）に意見書・手続補正書を提出することができます。

② 拒絶査定への対応

拒絶理由通知に対して出願人から応答がない場合や提出された意見書・手続補正書によっても拒絶理由が解消しない場合は、審査官は実体審査の最終決定である拒絶査定を行います。出願人は、この拒絶査定に不服がある場合には拒絶査定謄本の送達日から３月以内に拒絶査定に対する不服審判を請求することができます（商標法第４４条）。

③ 登録査定への対応

審査官が拒絶の理由を発見しない場合又は意見書や手続補正書の提出により拒絶の理由が解消した場合には、登録査定を行います。登録査定を受けた場合は、その謄本送達後３０日以内に「商標登録料納付書」の提出による登録料納付手続を行います。その手続きが完了すると商標原簿に設定登録され、商標権が発生します（商標法第１８条）。

登録料は、一括して１０年分納付する方法と、５年ごとに分割して納付する方法があります。例えば、ライフサイクルが短い商品に係る商標の場合には、分割納付を利用し、５年単位で商標登録を継続させるか否かを検討することができます。分割納付の場合において、後期支払い分の登録料を納付しなかったときは、商標権の存続期間の満了前５年の日で権利は消滅します。

（６）商標権の存続期間と更新登録申請

商標権の存続期間は設定登録の日から１０年です（商標法第１９条）。ただし、商標は、事業者の営業活動によって蓄積された信用を保護することを目的としていますから、その商標

の使用が続く限り、商標権を存続させることとしており、存続期間の更新登録の申請（商標法第２０条）によって、１０年の存続期間を何度でも更新することができます。更新登録申請料についても分割納付をすることができます。

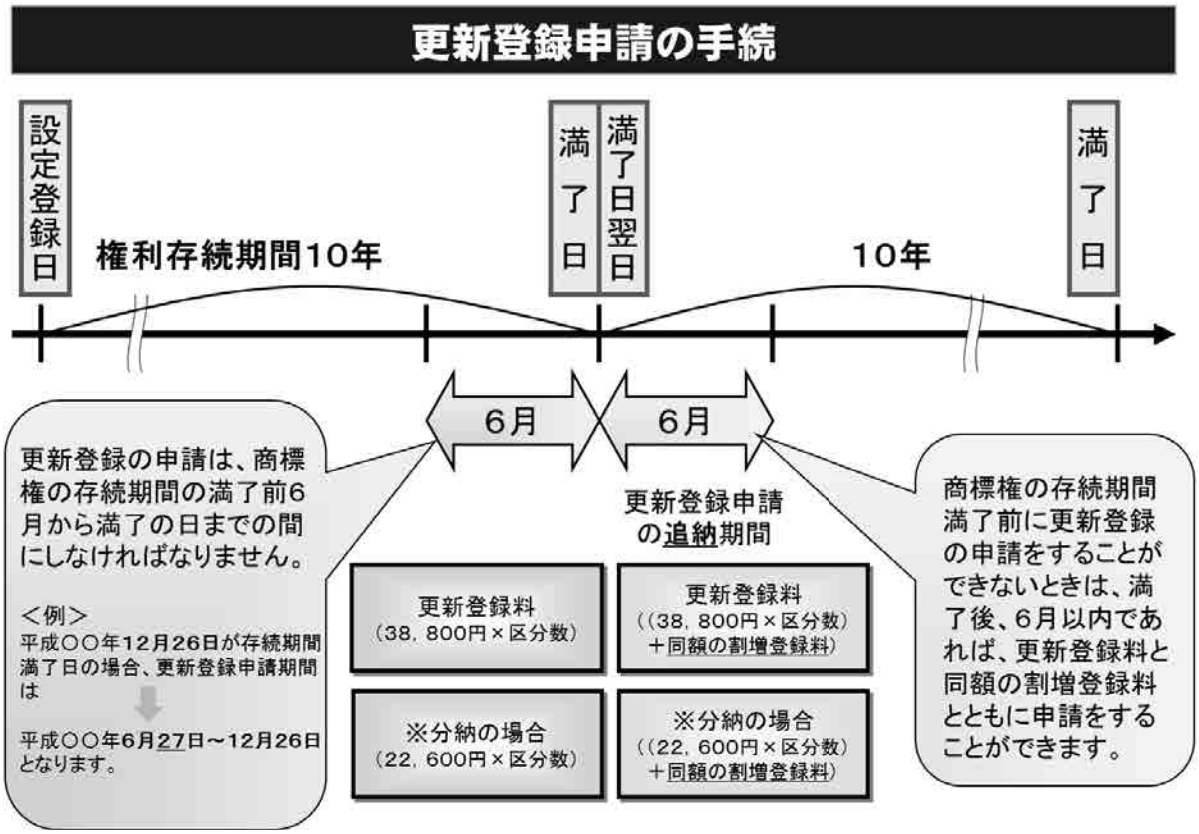

［４］地域団体商標制度

（１）制度設立の経緯

近年、特色ある地域作りの一環として、地域の特産品やサービス等を他の地域のものと差別化を図るための地域ブランド作りの取組が全国的に盛んになっています。

このような地域ブランド作りの取組では、地域の特産品やサービスにその産地の地域名を付す等、「地域名」と「商品名・サービス名」からなる商標が数多く用いられています。

しかし、従来の商標制度では、「地域名」と「商品名・サービス名」のみから構成される商標は、商標として特定の者の商品又はサービスであることを識別する機能を有しない、特定の者の独占になじまない等の理由により、「全国的な知名度を獲得した場合」や「図形と組み合わされた場合」を除き、商標登録を受けることはできませんでした。

そこで、このような「地域名」と「商品名・サービス名」のみからなる商標が、より早い段階で商標登録を受けられるようにすることにより、地域ブランドの育成に資するため、２００６年（平成１８年）４月１日から、地域団体商標登録出願の受付が開始されました（商標法第７条の２）。

２０１８年1月末までに、１１９３件の地域ブランドが出願され、そのうち６２１件が地域団体商標として登録されています。

（２）地域団体商標制度の概要

地域団体商標制度は、地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を目的として設立された制度です。

「地域名」と「商品名（サービス名）」のみからなる商標が、特定の者の商標として全国的な知名度を獲得するに至っていない場合でも、一定の要件を満たせば、商標登録を受けることが可能です。

地域団体商標＝「地域名」＋「商品(サービス)名」
一定範囲の周知性があれば文字のみで登録

（３）地域団体商標の登録要件

地域団体商標の登録を受けるためには、次の４つの要件が必要です。

① 出願人が主体要件を満たしていること

法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（組合の設立根拠法に構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が規定されていること。）、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）。

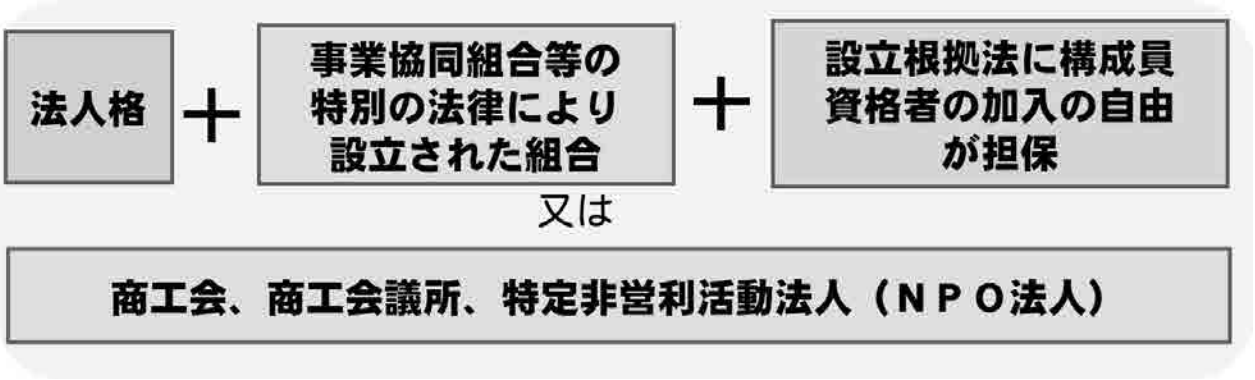

なお、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）が２０１７年（平成２９年）７月３１日に施行されたことに伴い、一定の要件の下、一般社団法人も地域団体商標の出願が可能となりました。詳しくは商標審査便覧をご参照ください。

② 商標の構成要件を満たしていること

類型１　「地域の名称」＋「商品（役務）の普通名称」

類型２　「地域の名称」＋「商品（役務）の慣用名称」

類型３　「類型１」or「類型２」＋「産地等を表示する際に付される文字として慣用されている文字」

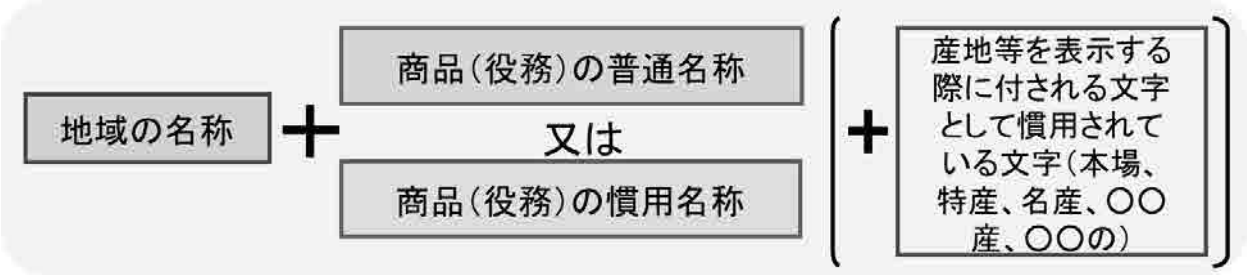

③ 地域との密接関連性を有していること

商標構成中の「地域の名称」と、出願人が商標を使用している商品（役務）と密接な関連性を有すること。

１～３のすべてを満たしている状況を確認できる証拠書類が必要です。

④ 周知性の要件を満たしていること

商標が使用された結果、出願人又はその構成員の業務に係る商品（役務）を表すものとし

て、需要者（最終消費者又は取引事業者）の間に広く認識されていること。

周知性の程度については、商標又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によりますが、全国的な需要者の間に認識されるに至っていなくとも、例えば、商品又は役務の種類及び流通経路等に応じた一定範囲の需要者に認識されていることが必要です。

（４）地域団体商標マークの策定

２０１８年（平成３０年）１月、地域団体商標を活用する皆様からの強い要望を受け「地域団体商標マーク」を決定しました。

本マークは、「地域の名物が地域団体商標として特許庁に登録されている」ことを示す証です。地域団体商標に係る商標権を有する団体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾を受けた者が、指定商品又は指定役務について使用する地域団体商標に係る登録商標に付して、マークを使用することができます。本マークを継続して用いることで、一般消費者や取引先、同業者等の認識が高まり、地域ブランドとしての信用・信頼が蓄積することが期待されます。

特許庁としても、地域団体商標制度の活用を通じた地域の産業発展に向け、本マークの知名度の向上に努めていきます。

全体のデザインはシンプルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、「国のお墨付き」であることを想起させるデザインとしました。
「Local Specialty」の文字は、「地域の名物」を意味し、北から南まで、全国各地の地域団体商標を表しています。

［５］商標登録の効果

（１）商標権の効力

商標登録されると、権利者は、指定商品又は指定役務について登録商標を独占的に使用できるようになります（専用権、商標法第２５条)。また、第三者が指定商品又は指定役務と同一の商品又は役務に自己の登録商標と類似する商標を使用することや、第三者が指定商品又は指定役務と類似する商品又は役務に自己の登録商標と同一又は類似の商標を使用することを排除することができます（禁止権、商標法第３７条１号)。

権利を侵害する者に対しては、侵害行為の差止め、損害賠償等を請求できます。

なお、商標権の効力は日本全国に及びますが、外国には及びませんので、外国で事業を行う場合は、その国での権利を取得することが大切です。

商標権の効力が及ぶ範囲		指定商品又は役務		
		同一	類似	非類似
商標	同一	○	○	×
	類似	○	○	×
	非類似	×	×	×

＜例＞

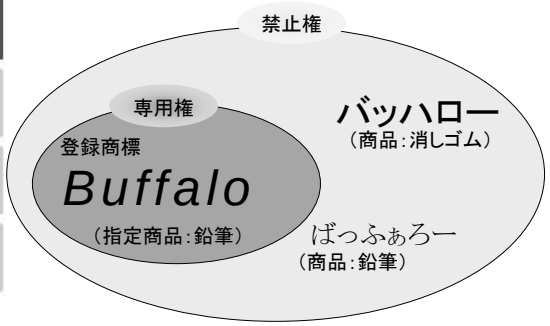

※「消しゴム」と「鉛筆」は類似する商品と推定しています。詳しくは P77 を参照してください。

（２）商標権の効力が及ばない範囲

商標権は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用を独占し、その類似範囲についての他人の使用を排除する権利ですが、商標権の効力を一律に及ぼすと円滑な経済活動に支障を来すおそれがある場合には、商標権の効力は及びません(商標法第２６条)。例えば以下のような場合です。

①　自己の氏名・名称等を普通に用いられる方法で表示する場合

例えば、自己の会社名と同一の登録商標があった場合でも、自己の会社名を示すものとして使用する範囲においては、商標権侵害にはなりません。

②　商品又は役務の普通名称、品質等を普通に用いられる方法で表示する場合

仮に商品や役務の普通名称や品質を表す文字等が登録された場合であっても、商品や役務の普通名称や品質を表すものとして使用する範囲においては、第三者も自由に使用することができ、商標権侵害にはなりません。

［６］商標登録異議の申立て・審判

（１）登録異議の申立て（商標法第４３条の２）

商標権の設定登録後、商標公報の発行の日から２月以内は誰でも登録異議の申立てをすることができます。登録異議申立制度は、商標登録に対する信頼を高めるという公益的な目的を達成するために、登録異議の申立てがあった場合に特許庁は登録処分が妥当かどうかを審理し、瑕疵ある場合にはその是正を図ることを目的としています。

（２）拒絶査定不服審判（商標法第４４条）

拒絶査定に不服がある場合、拒絶査定の謄本が送達された日から３月以内に拒絶査定に対する不服審判を請求することができます。

（３）無効審判（商標法第４６条、第４６条の２、第４７条）

登録商標が商標法第４６条の無効理由に該当する場合は、利害関係人に限りその商標登録を無効にすることについて審判を請求することができます。無効審判制度は、特許庁が行った登録処分の是非をめぐる当事者間の争いを解決することを目的としています。また、識別力のない商標、先願に係る他人の登録商標など一部の無効理由については、登録から５年を経過した後では、無効審判の請求ができない除斥期間が設けられています。

〈無効理由〉

商標権を無効にできる理由（無効理由）は以下に該当する場合などです。

１）識別力のない商標等、商標登録要件を満たしていない

２）先願に係る他人の登録商標と類似する等、不登録事由に該当

３）先願の規定、外国人の権利享有又は条約に違反

４）商標権者であった者が、その商標権が不正使用により取り消されてから５年を経過せずに、同一商標又は類似商標の登録をしたこと

５）商標の詳細な説明や物件が、商標登録を受けようとする商標の内容を特定していない

６）商標登録が、商標登録出願により生じた権利を承継しない者に対してされたこと

７）商標登録された後において、外国人の権利享有に違反、条約に違反又は公益的な不登録事由に該当する又は地域団体商標の登録要件を満たさないこととなったこと

（４）商標の不使用による取消審判（商標法第５０条）

権利者（又は専用使用権者、通常使用権者）が、継続して３年以上日本国内において登録商標を使用していないときは、誰でも当該商標権を取り消すことについて審判を請求することができます。不使用取消審判を請求された場合、権利者は登録商標を使用していることを証明しなければなりません。証明することができない場合は、その商標権は取り消されることになります。

「商標の使用」とは、商標法第２条第３項に規定されている行為をいいます。

なお、不使用取消審判においては、登録された商標と同じ態様による使用のほか、登録商標と社会通念上同一と認められる商標の使用も、登録商標の使用と認められます。

社会通念上同一と認められるのは、①書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標（例えば明朝体とゴシック体の違いなど）、②平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼（呼び方）及び観念（意味合い）を生ずる商標、③外観において同視される図形からなる商標、といったものです。

商標に関する審判制度には、このほかに、補正却下の決定に対する審判（商標法第４５条）、商標登録の取消しの審判（商標法第５１条、第５２条の２、第５３条、第５３条の２）があります。

［７］その他の制度

（１）防護標章登録制度

防護標章登録制度は、著名な登録商標を他人が指定商品又は指定役務と非類似の商品・役務に使用した場合に出所の混同を生ずるおそれのある商品・役務について、その登録商標と同一の標章（マーク）について防護標章登録を認める制度です（商標法第６４条)。商標権者が標章（マーク）を商品・役務に使用しない分野において、商品・役務の出所の混同を防止し、著名商標登録に係る商標権者の業務上の信用を維持することを目的としています。すなわち、著名な登録商標について予め商品（役務）の出所の混同を生ずる範囲を明確にしておいて、他人が商標登録を受ける危険を防止し、もし使用した場合には商標権侵害とみなして迅速な救済を図ろうとするものです（商標法第４条第１項第１２号、第６７条)。

（２）登録商標である旨の表示

商標法においては、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、登録商標を使用する商品・役務について、登録商標である旨の表示（商標登録表示）を付するように努めなければならない、とされています（商標法第７３条)。

具体的には、「登録商標」の文字と登録番号を表示することになります。登録商標である旨を表示することによって、①商標権侵害の未然防止や、②登録商標の普通名称化の回避に寄与するといわれています。

一方、登録商標以外の商標に登録商標であるかのような表示を付したり、指定商品又は指定役務以外の商品又は役務について登録商標であるかのような紛らわしい表示を付したりすると、虚偽表示となり（商標法第７４条)、刑事罰が科せられます（商標法第８０条)。

第５節　外国での権利取得

［１］特許・実用新案

特許権の効力は、特許権を取得した国の領域内に限られ、その領域を超えて外国まで及ぶものではありません（「属地主義」といいます）。
すなわち、日本の特許法に基づいて取得した特許権は、日本国内のみで有効であり、外国においても特許権を取得したいのであれば、権利を取得したい国の特許庁に出願しなければなりません。
※実用新案、意匠及び商標に関しても同様です。

外国で特許権を取得するための出願手続には、主に２つの方法があります。ひとつは、権利を取得したい国の特許庁に対して直接、出願をする方法（直接出願と呼ばれます)。もうひとつは、特許協力条約（ＰＣＴ）に基づき国際的に統一された出願手続を経由して権利を取得したい国の出願手続につなげる方法です（ＰＣＴ国際出願と呼ばれます)。

（１）外国特許庁への直接出願

外国で特許権を取得したい場合、その国の特許庁に対して、特許出願を直接行うことができます。出願はすべてその国で定められた手続に基づいて行う必要がありますので、決められた様式及び言語により出願書類を作成します。また、多くの国では、出願人が外国（例えば日本）から直接出願手続を行う場合、現地の代理人を通じて行う必要があります。

特許権による保護は、未だ公然知られていない新規の発明について与えられること、そして、同様の発明について複数の特許出願があった場合には先に出願した出願人に特許権が与えられること、が原則であるため、特許権を取得したい国に対しては、１日も早く出願をすることが重要です。

◆パリ条約に基づく優先権を主張して同じ出願を他の国へ出願する

複数の国に直接出願する場合、それぞれ出願方法や手続の言語が異なるため、同時に出願日を確保したい出願人にとっては負担が大きいものです。このような場合、パリ条約に基づく優先権制度を利用すると便利です。

パリ条約が規定する優先権の主張は、双方の国がパリ条約の同盟国であることを条件に、ある国（例えば日本）で特許出願した者が、その特許出願の出願書類に記載された発明について、一定の期間内に他の国（例えば韓国）でも特許出願する場合、後に出された韓国への特許出願（後の出願）に関して優先的な取扱いを認める制度です。

すなわち、優先権を主張する「後の出願」に関する新規性や進歩性等の判断の基準日などについて、先の日本への特許出願（優先基礎出願）の日に提出された出願と同様の取扱いを受けることができます。

優先権を主張する「後の出願」は、「優先基礎出願」の出願の日（この日を「優先日」といいます。）から１２か月以内に出願しなければなりません。この１２か月の猶予期間（優先期間）は、後の出願先となる国を精査したり、優先基礎出願の翻訳等、「後の出願」を行うための準備期間を確保するためにも有効に使うことができます。

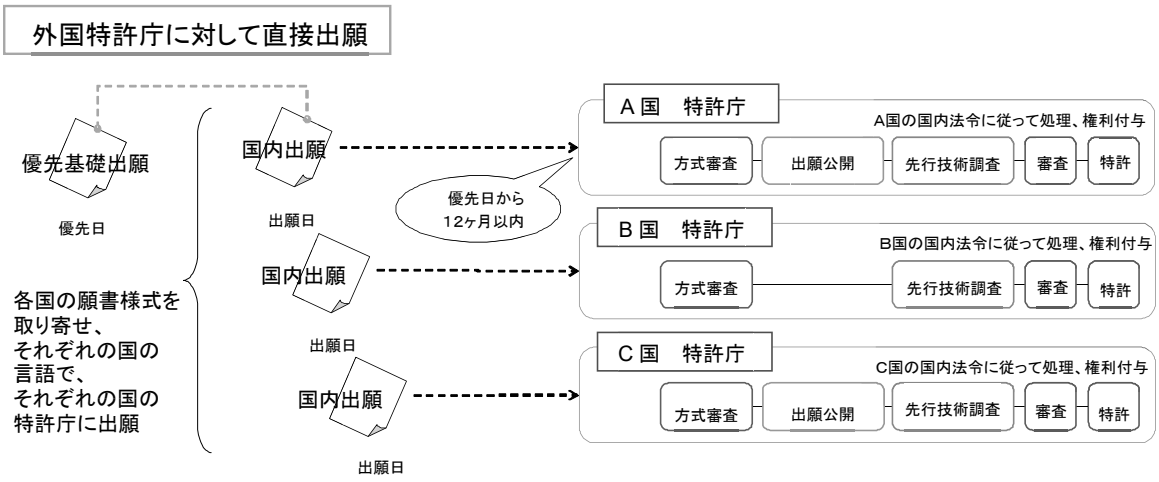

（２）特許協力条約（ＰＣＴ）に基づく出願（ＰＣＴ国際出願）

多くの国で特許権を取得したい場合、あるいは複数の特許庁にそれぞれの様式・手続で直接出願する煩雑さを避けたい場合等には、ＰＣＴに基づいて国際出願をする方法があります。ＰＣＴ国際出願制度を利用すれば、ＰＣＴ加盟国（平成３０年４月現在、加盟国は１５２カ国）の特許庁に対して、自国の特許庁を経由して簡便な手続で特許出願を行うことができます。

なお、上述のパリ条約に基づく優先権を利用し、ある国（例えば日本）の特許出願を「優先基礎出願」としたＰＣＴ国際出願を行うことも可能です。

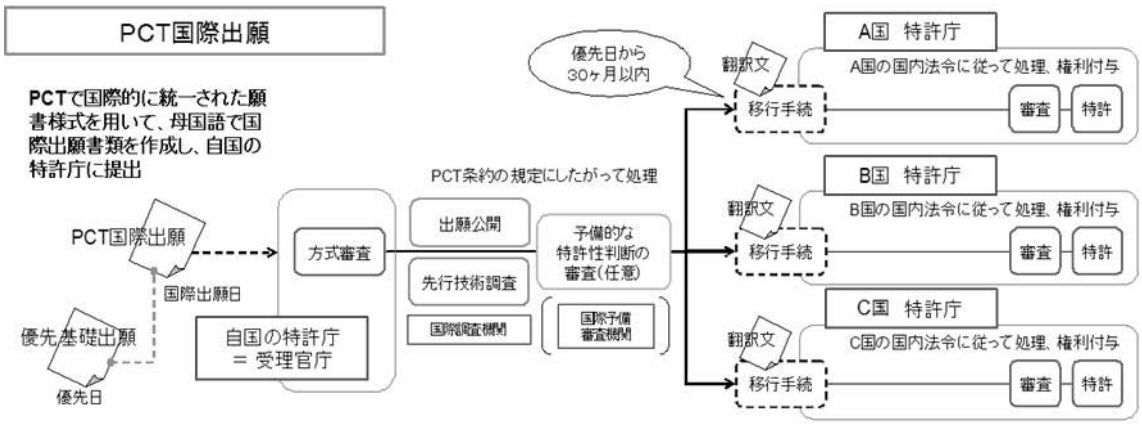

ＰＣＴ国際出願制度には、次のような特徴があります。

特徴１）ＰＣＴ国際出願制度では、ひとつの出願書類を条約に従って日本国特許庁に提出することによって、すべてのＰＣＴ加盟国に同時に出願したことと同じ効果を得ることができる：

ＰＣＴ国際出願制度では、国際的に統一された出願書類を自国特許庁（日本国特許庁）に対して一通だけ提出すれば、すべてのＰＣＴ加盟国に対して「国内出願」を行ったことと同じ効果を得ることができます。国際出願が受理された日は国際出願日と呼ばれ、すべてのＰＣＴ加盟国における「国内出願」の出願日となります。さらに、ＰＣＴ国際出願は、自国特許庁が認める言語で出願することができるため、日本人であれば日本語（又は英語）で出願書類を作成することができます。

注意：日本国内の出願を基礎出願とした優先権の主張を伴うＰＣＴ国際出願は、日本国内においても国内出願を行ったことと同じ効果を発生させるため、そこでなされた優先権の主張は「国内優先権の主張」として扱われます。その結果、優先権の主張の基礎とされた先の国内出願はみなし取り下げとなります。日本での権利化をＰＣＴ国際出願ではなく、先の国内出願で行おうと考える場合、ＰＣＴ国際出願の際に特許権を取得したい国から日本を除外するなどの対応が必要となります。

特徴２）ＰＣＴ国際出願を行った発明について特許権を取得するためには、権利を取得したい国々に対して個別に国内段階へ係属させるための手続（国内移行）を行う：

ＰＣＴ国際出願は、各国特許庁に対する多くの手続や出願書類の様式を統一した手続制度です。したがって、ＰＣＴ国際出願をすれば、そのまま自動的に国際的な特許権が付与されたり（国際特許や世界特許という権利は存在しません）、各国の実体的な特許審査が行われたりするわけではありません。

各国がどのような発明に対して特許を付与するかは、各国がそれぞれ実体的な審査等を行って決定しますので、最終的にはＰＣＴ国際出願も各国の国内手続に係属させる必要があります。この手続を「国内移行」といいます。

国内移行を行うためには、特許権を取得したい国が定める言語にＰＣＴ国際出願を翻訳し、その翻訳文をその国の特許庁に提出しなければなりません。さらに、指定国が要求する場合には、国内移行のための手数料を支払います。

国内移行のための手続を行える期限は、優先日（優先権を主張していないＰＣＴ国際出願の場合は国際出願日）から原則３０か月と定められています（国内移行のための期限が２０か月や３１か月という国もあります。ご注意ください）。なお、期間内に国内移行のための手続を行わなかった場合、手続を行わなかった国においては、その国際出願は取り下げられたものとみなされます。

参考までに、日本の出願人がＰＣＴ国際出願を日本国特許庁に対して日本語で出願し、日本での権利化を希望する場合には、翻訳文はもちろん不要です。日本への国内移行の意思表示として、国内移行期限までに国内書面（国内願書のような書面）を提出します（ＰＣＴ国際出願を英語で出願した場合は、日本語の翻訳文と国内書面の提出が必要となります)。さらに、国内移行のための手数料を支払うことで、日本国内の特許出願としての手続に係属され、通常の国内出願と同様に取り扱われます。また、国内移行手続がなされた国際出願について、日本で実体審査を受けるためには、国際出願日から３年以内に審査請求を行い、審査請求料を納めることが必要です。審査請求の期間内に請求がなかったときは、その国際出願は、日本国において取り下げたものとみなされます。

特徴３）ＰＣＴ国際出願は、出願後に発明の価値をじっくり評価するための情報提供とゆとりがある：

ＰＣＴ国際出願では、指定国に国内移行するまでに、優先日から３０か月の猶予がありますので、その期間を活用して、発明を評価、検討し、あるいはその技術に関する市場性を検討した結果、特許取得の可能性とメリットを判断しつつ、特定の指定国にのみ国内移行するという選択も可能です。最終的に国内移行する国を厳選することにより、無駄な手続費用を節約することができます。

すべてのＰＣＴ国際出願には、参考に供するため、国際調査機関と呼ばれる機関から、類似先行技術に関する国際調査報告や特許性に関する審査官の見解が提供されます。日本の出願人がＰＣＴ国際出願を日本国特許庁に対して日本語で出願する場合には、日本国特許庁が国際調査機関となります。

さらに、国際調査機関からの結果を受けて、特許を請求する範囲を補正したり、別途手数料を納付して国際予備審査を請求することにより、改めて発明の特許性を審査官に判断してもらうこともできます。

このように、国内移行までの猶予期間（優先日から３０か月）は、ＰＣＴ国際出願やその翻訳をじっくり質の高いものとするためにも利用されています。

直接出願とＰＣＴ国際出願の手続には、それぞれの長所、短所があります。

ＰＣＴ国際出願は、国際的な統一により簡素化された出願手続ではありますが、権利化したい国の数が少ない場合、国際調査などで追加的な情報を得る分、費用が直接出願よりも高くなることもあります。

また、発明の権利化を早めたい場合、直接出願とＰＣＴ国際出願のタイミングの計り方にも工夫が必要です。特許権を取得したい国の数、権利化のタイミング、先行技術調査及び特許性判断を自前でできるか否か等々の条件を十分に検討しながら、適切な出願方法を選択する必要があります。

特許協力条約（PCT）に基づく 国際出願と各国特許庁への直接出願

出願人

国際出願

パリ優先権を
主張せずに国際出願

国内出願

パリ優先権を
主張して12ヶ月
以内に国際出願

自国特許庁

直接出願

パリ優先権を
主張して12ヶ月
以内に国際出願

PCTに基づく国際出願

PCTで定められた言語、
方式に従って記載した国際出願書類を
受理官庁（自国特許庁）へ提出する

PCT国際出願

自国特許庁（受理官庁）

外国特許庁への直接出願

各国の特許制度で定められた言語、
方式により出願書類を作成し、
各国の特許庁へそれぞれ提出する、

国際調査

（国際調査機関（ISA）が行う国際出願の先行技術調査、
及び新規性、進歩性、産業上の利用可能性の
特許性に関する国際調査機関の見解の作成）

国際調査報告

国際調査見解書

条約19条補正で
請求の範囲の補正が可能

A国出願

B国出願

C国出願

A国特許庁
手続補正書
出願公開
審査
出願公告

特許

B国特許庁
手続補正書
審査

特許

C国特許庁
手続補正書

特許

WIPO国際事務局が行う 国際公開

特許性に関する国際
予備報告（第Ⅰ章）

国際予備審査

（国際予備審査機関（IPEA）が行う、
新規性、進歩性、産業上の
利用可能性についての
予備的判断のための審査）

条約34条補正で
明細書、請求の範囲の
補正が可能

特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）

翻訳文の提出

（優先日から30ヶ月（国内移行期限）以内に
翻訳文を各指定国が要求する言語で
指定国特許庁へ提出する）

各指定国の国内段階への移行

A翻訳文
＋国内手数料

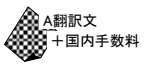

B翻訳文

C翻訳文

A国特許庁

B国特許庁

C国特許庁

審査

審査

出願公告

特許

特許

特許

PCT国際出願を利用するメリット

①1つの出願ですべてのPCT加盟国に対し国際出願日を確保
②出願の言語は、日本語、または英語
③願書は、統一されたひとつの国際出願様式
④国際調査報告、国際調査見解書、及び国際予備審査報告を特許性の判断に活用
⑤指定国へ国内移行するまでには、優先日から30ヶ月の猶予
（その猶予期間に国際予備審査報告等により発明の評価が可能であり、場合によっては、その後の手続きの取り止めなど、手続き費用節約の判断ができる）
⑥パリ優先権、国内優先権の主張が可能
⑦優先権書類の提出は1通のみ
⑧国際出願への補正、訂正は、国際段階の1回の手続で各指定国にすべて反映

国際出願の手続きの流れ

期間	手続き
（優先日）	自国特許庁に対して国内出願（先の出願）
（12ヶ月以内）	国際出願
国際出願日	（パリ条約に基づく優先権を主張して出願するときには基礎となる先の出願から12ヶ月以内に国際出願を行う）
（18ヶ月）	WIPOが行う国際出願の国際公開
（22ヶ月）	国際予備審査は、出願人の任意により請求できる（請求の期限は22ヶ月）
	指定国の国内段階に移行するには、指定官庁に対して①翻訳文の提出が必要であるさらに該当する場合、②出願の写しを提出し、③国内手数料を支払う
（30ヶ月）	国内段階への移行は優先日から30ヶ月までに行えばよい

各指定国で審査

国際調査報告
国際調査見解書
特許性に関する国際
予備報告（第Ⅱ章）

（各国の審査は、
国際段階における国際調査、
国際予備審査報告に
拘束されないが、実質的に
参照されることも多い）

特許査定
権利化

（３）実用新案

実用新案権の効力は、実用新案権を取得した国の領域内に限られ、その領域を超えて他国まで及ぶものではありません。また、外国で実用新案権を取得するための手続は、特許と同様、主に２つの方法があります。ひとつは、権利を取得したい国の特許庁に対して直接、出願をする方法（直接出願と呼ばれます）。もうひとつは、特許と同様に特許協力条約（ＰＣＴ）に基づき国際的に統一された出願手続を経由して権利を取得したい国の出願手続につなげる方法です（ＰＣＴ国際出願と呼ばれます）。

［２］意匠

外国で意匠権を取得するための出願手続には２つの方法があります。ひとつは、権利を取得したい国や地域の特許庁に対して直接出願をする方法。もうひとつは、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき、ＷＩＰＯ国際事務局に対して国際出願をする方法です。

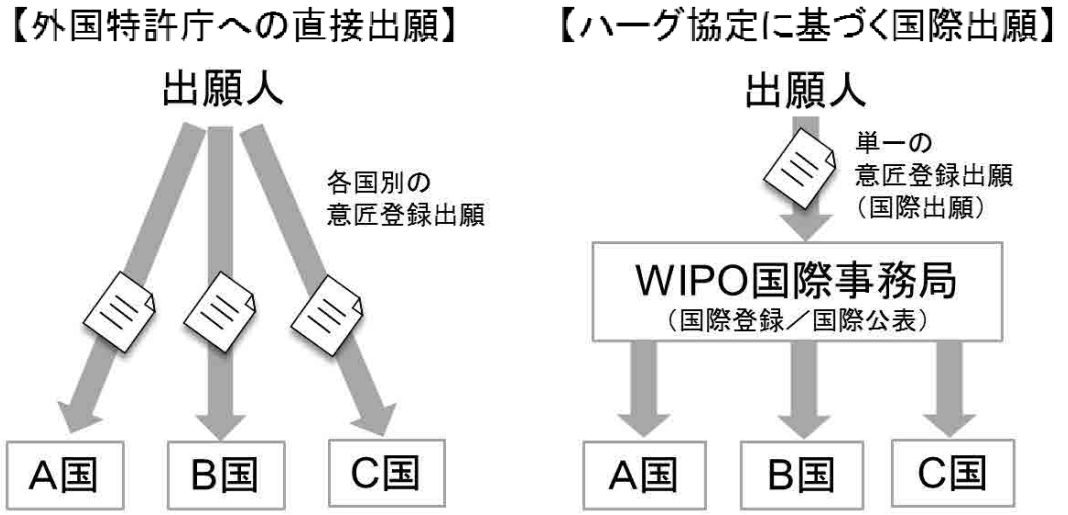

（１）外国特許庁への直接出願

外国で意匠権を取得したい場合、その国や地域の特許庁に対して、意匠登録出願を直接行うことができます。出願はすべてその国や地域で定められた手続に基づいて行う必要がありますので、決められた様式、言語により出願書類を作成します。また、多くの国や地域では、出願人が外国（例えば日本）から直接出願手続を行う場合、現地の代理人を通じて行う必要があります。

意匠権による保護は、未だ公然知られていない新規な意匠について与えられること、そして、同様の意匠について複数の意匠登録出願があった場合には先に出願した出願人に意匠権が与えられること、が原則であるため、意匠権を取得したい国や地域に対しては、１日も早く出願をすることが重要です。

◆パリ条約に基づく優先権を主張して同じ意匠を他の国や地域へ出願する

複数国に直接出願する場合、それぞれ出願方法や手続の言語が異なるため、同時に出願日を確保したい出願人にとっては負担が大きいものです。このような場合、パリ条約に基づく優先権制度を利用すると便利です。

パリ条約が規定する優先権の主張は、双方の国がパリ条約の同盟国であることを条件に、ある国（例えば日本）で意匠登録出願した者が、その意匠登録出願の出願書類に記載された意匠について、一定の期間内に他の国（例えば韓国）でも意匠登録出願する場合、後に出された国への意匠登録出願（後の出願）に関して優先的な取扱いを認める制

度です。すなわち、優先権を主張する「後の出願」に関する新規性や創作非容易性、先後願等の判断の基準日などについて、先の日本への意匠登録出願（優先基礎出願）の日に提出された出願と同様の取扱いを受けることができます。

優先権を主張する「後の出願」は、意匠の場合、「優先基礎出願」の出願の日（この日を「優先日」といいます。）から６か月以内に出願しなければなりません。この６か月の猶予期間（優先期間）は、後の出願先となる国の精査や翻訳等、「後の出願」を行うための準備期間を確保するためにも有効に使うことができます。

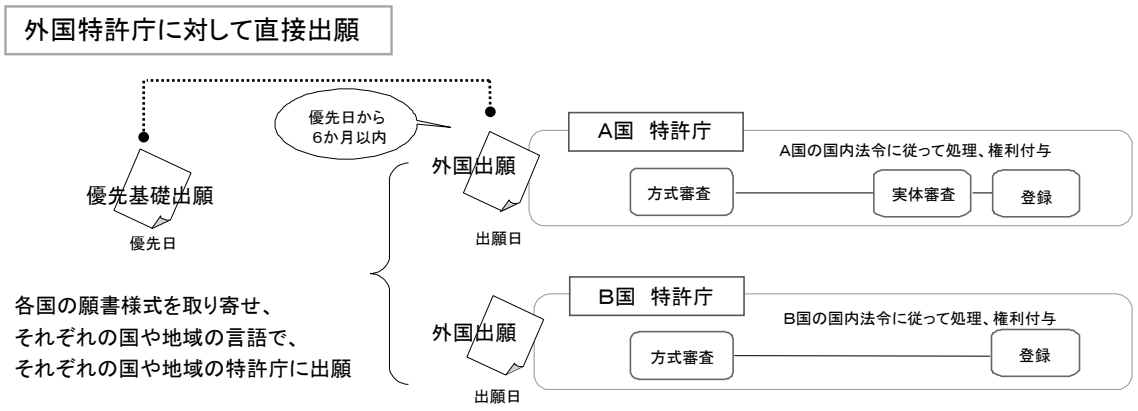

（２）ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願（ハーグ国際出願）

国ごとに異なる出願手続の煩雑さを避けて意匠権を取得したい場合には、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づいて国際出願をする方法があります。この方法を利用すれば、１つの出願手続で簡便に協定締約国（平成３０年３月現在、５３の国・政府間機関等）における意匠権取得が可能になります。

なお、上述のパリ条約に基づく優先権を利用し、ある国（例えば日本）の意匠登録出願を「優先基礎出願」としたハーグ国際出願（「後の出願」）を行うことも可能です。

① ハーグ国際出願の流れ

ハーグ国際出願は、１つの出願書類をＷＩＰＯ国際事務局又は日本国特許庁のいずれかに対して提出するとともに、手数料をＷＩＰＯ国際事務局に対して直接納付することにより行います。

出願書類と手数料を受領したＷＩＰＯ国際事務局は、方式審査を行い、手続に不備がないと判断すると、国際登録簿に出願の内容を登録します（国際登録）。国際登録されると、出願時に選択した意匠権を取得したい国（指定締約国）に対して正規に出願した場合と同一の効果を得ることができます（国際登録により、指定締約国で自動的に意匠権が発生するわけではありません）。

その後、国際登録の内容がＷＩＰＯウェブサイトで公表（国際公表）されると、指定締約国では、自国を指定した国際登録の内容を確認し、そこに含まれる意匠について意匠権による保護を与えるか否か、自国の法令に基づく実体面の審査をします。その後、各指定

締約国がＷＩＰＯ国際事務局へ審査結果を通知することにより、その国では保護の効果を認める（保護の付与）又は認めない（拒絶）ということが国際登録簿に記録され、保護の付与を通知した国では意匠権による保護の効果が発生します。また、所定の期間内に審査結果を通知しなかった指定締約国では、その期間経過後に自動的に意匠権が発生します。

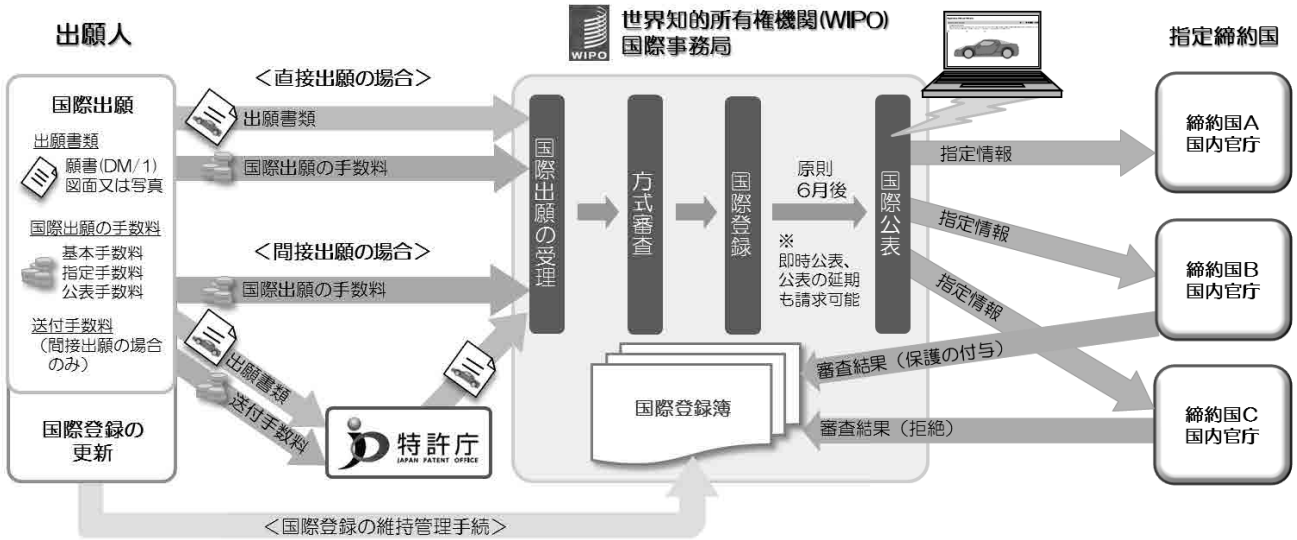

国際出願

- ●出願書類は、WIPO国際事務局に直接提出（直接出願）又は日本国特許庁を通じて提出（間接出願）
- ●一通の出願書類で
  - ・複数国への出願が可能（指定締約国として）
  - ・最大100までの意匠を含めた出願が可能
- ●出願人が選択した単一の言語による出願手続（英語、フランス語、スペイン語）
- ●単一の通貨（スイスフラン）による手数料の一括納付（日本国特許庁への送付手数料のみ日本円で納付）
- ●代理人の選任は任意

国際登録

- ●国際登録により、各指定締約国への正規の出願と同一の効果が発生（各指定締約国へ指定手数料が送金される）
- ●国際登録の存続期間は5年（5年単位で複数回更新可能）
- ●指定締約国における最短の権利存続期間は、国際登録の日から15年
- ●国際登録の維持管理手続もWIPO国際事務局に一元化（更新、所有権の変更、放棄、限定、国際登録の名義人の名称・住所変更）

指定締約国における保護

- ●国際公表により自国を指定した国際登録の内容を把握
- ●各指定締約国における意匠権の発生は
  - ・国際公表後6月又は12月以内（この間、各指定締約国は、国内法の実体的要件に基づき、保護の効果を拒絶することが可能）
  - ・12月の期間は、新規性審査国のみに適用
- ●拒絶の場合には、当該指定締約国の正規の出願と同じ救済手段が与えられる（各指定締約国は、後に拒絶を取り下げることも可能）

なお、ハーグ国際出願においては、指定締約国の選択は国際出願時にしか行うことができません。特許のＰＣＴ国際出願（前述）のように、国際出願の手続後に意匠権を取得する国を選ぶことはできません（国内移行の手続がありません）。また、商標のマドプロ出願（後述）のように、国際出願時に選択しなかった国を後から追加することもできません（事後指定の手続が認められていません）。

② ハーグ国際出願のメリット

１）一度の出願手続で複数国・複数意匠の権利取得が可能

ハーグ国際出願を利用すると、どの締約国を指定する場合であっても、１つの出願様式により、英語・フランス語・スペイン語から選択した１つの言語を使用して、出願手続を行うことができます。代理人の選任は任意です。１つの国際出願には複数の指定締約国と最大１００までの意匠を含めることが可能であり、手数料も、指定締約国における意匠権の登録料も含め、ＷＩＰＯ国際事務局に対してまとめてスイスフランで支払います。つまり、複数国・複数意匠について、単一書類・単一言語・単一通貨での一括出願手続が可能となり、複数国において意匠権を取得するために必要な手続負担の軽減とコストの削減

を図ることができます。

２）複数国・複数意匠についての意匠権の管理が容易

ハーグ国際出願を利用すると、その後の各国意匠権の維持管理（権利期間の更新、権利者の氏名・住所の変更、権利の移転等）はＷＩＰＯ国際事務局に対する１つの手続で可能となり、各国に対して個別に手続を行う必要がなくなるため、複数国・複数意匠についての意匠権の管理が容易になります。

③ハーグ国際出願の手数料と支払時期

ハーグ国際出願の手数料は、国際事務局が受け取る手数料と各指定締約国が受け取る手数料の両方を合わせたもので、スイスフランにより、まとめてＷＩＰＯ国際事務局に支払う必要があります。手数料の額は、国際出願に含める意匠の数や指定締約国の数、出願書類の提出方法等の違いによって変わります。

国際出願の手数料の支払は、国際出願と同時に行います。主な支払方法は、ＷＩＰＯ国際事務局の口座への外国送金やクレジットカード（インターネット経由で出願した場合のみ）となります。

なお、ＷＩＰＯ国際事務局に対してではなく、日本国特許庁に対して出願書類を提出する場合には、国際出願の手数料とは別に、その出願書類を日本国特許庁がＷＩＰＯ国際事務局に送付するための送付手数料を日本国特許庁に対して納付する必要があります。送付手数料は、特許印紙等により納付します。

（３）外国で意匠権を取得するための２つの出願方法の選択的な利用

外国特許庁への直接出願とハーグ国際出願の手続には、それぞれ長所、短所があります。

ハーグ国際出願では、簡易かつ一括で行う手続を元に複数国で意匠権を取得することが可能ですが、各指定締約国分の手数料に加え、ＷＩＰＯ国際事務局に対して支払う基本の手数料が必要になる分、権利を取得したい国や意匠の数が少ない場合には、各国に直接出願する場合と比べて費用が割安とならないこともあります。

また、出願した意匠の内容が、指定締約国における意匠権の発生よりも前に公表される点にも留意する必要があります。日本国内の意匠登録出願の場合、意匠権による保護が与えられ、意匠公報が発行されるまでは、出願内容が公表されることはありません。しかし、ハーグ国際出願の場合には、国際登録後所定期間（原則６か月）が経過すると国際公表が行われ、各指定締約国で意匠権による保護が与えられるよりも前に、出願した意匠の内容が公開されます。

よって、どんな製品の意匠なのか、どの時期にどの国で販売する予定なのかなどを出願前に十分検討した上で、適切な出願方法を選択することが重要です。

［３］商標

（１）商標の国際登録制度の概要

海外において商標権を取得するには、主に以下の２つの方法があります。

① 権利を取得したい国の特許庁（海外の特許庁）へ、各国ごとに直接出願する方法

② マドリッド協定議定書（以下「マドプロ」といいます。）に基づき、日本国特許庁（本国官庁）を経由して、「国際登録出願」（以下「マドプロ出願」といいます。）をする方法

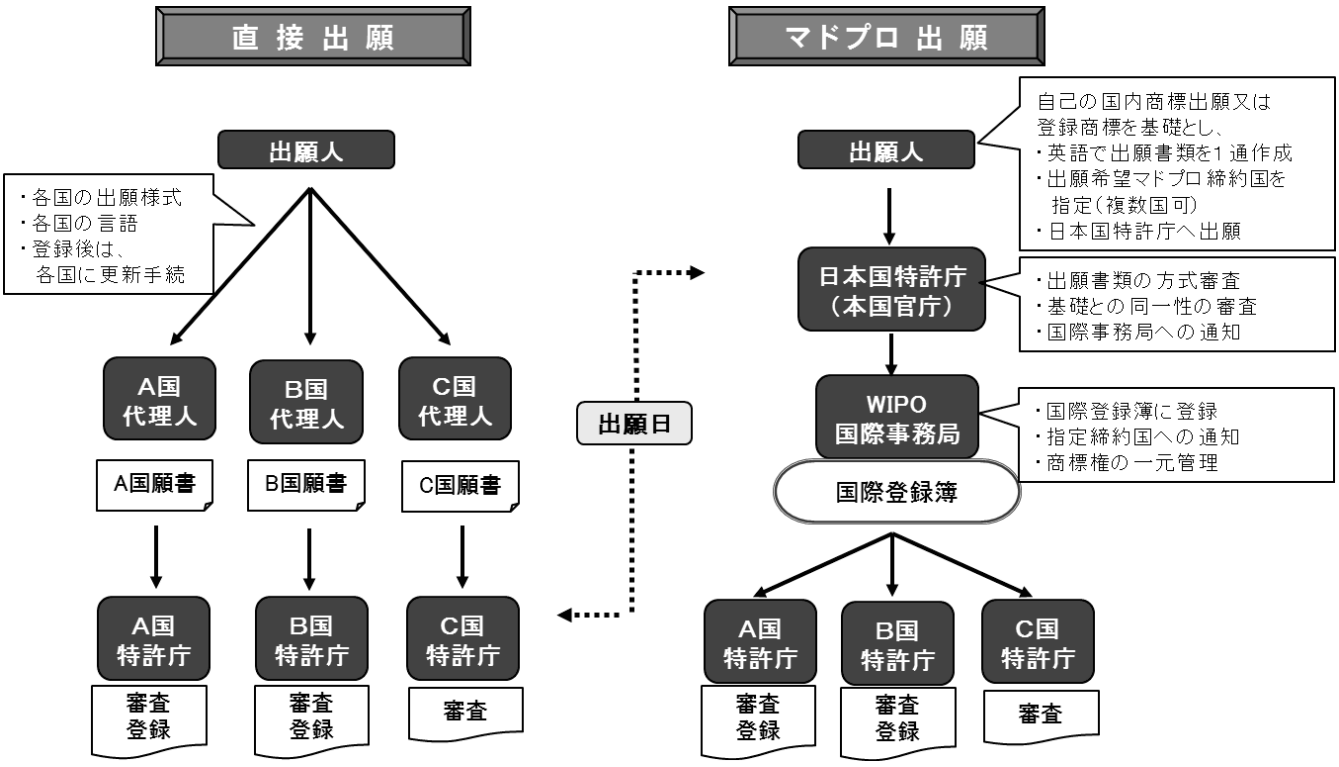

マドプロ制度を利用すると、我が国の出願人は自己の国内商標出願又は国内商標登録を基礎として、権利取得を希望するマドプロ締約国を指定し、日本国特許庁（本国官庁）を通じてＷＩＰＯ国際事務局（以下「国際事務局」といいます。）にマドプロ出願をすることができ、これにより複数の国に同時に出願するのと同等の効果を得ることができます。マドプロ出願は国際事務局の国際登録簿に登録され、その後、国際事務局から各指定締約国に対し領域指定の通知が行われ、各指定締約国による実体審査等を経て商標の保護が確保されることになります。

２０１８年３月現在、マドプロの加盟国は１００か国・政府間機関で、主な加盟国・政府間機関はアジアでは中国、韓国、欧米では米国、欧州連合等があります。

（２）マドプロ出願のメリットと権利期間

マドプロ出願では、単一の言語（日本国は英語を選択）による一つの出願手続で、複数国での商標権の取得が可能となり、書類の作成や手続が簡素化されることや、拒絶理由がない場合、各指定締約国で代理人の選任は原則として不要となること等から、コストの低廉化を図ることができます。

原則として、本国官庁が願書を受理した日が国際登録日とみなされ、その国際登録日に各指定締約国に直接出願したことと同じ効果が与えられます。各指定締約国での審査に関しては、拒絶理由を通知する期限が国際事務局からの指定通報の通知日から１年（国により１８月）に定められていることから、審査は迅速に行われます。また、出願時に指定しなかった国を後から追加すること（事後指定）も可能です。

国際登録の存続期間は、国際登録日から１０年間です。その後、１０年ごとの更新となりますが、指定締約国ごとに更新手続を行うのではなく、国際事務局への一つの更新申請により、複数国の国際登録を一括して更新することができることから、国際登録簿によって複数の国での商標権を一元的に管理することが可能となり、各国での権利管理負担が軽減できます。

（３）マドプロ出願の条件（日本国特許庁を本国官庁とする場合）

マドプロ出願をするためには、日本国特許庁（本国官庁）に基礎となる商標出願又は商標登録（以下「基礎出願・基礎登録」といいます。）が必要であり、マドプロ出願する商標は、基礎出願・基礎登録の商標と同一でなければなりません。また、指定する商品・役務に関しても基礎出願・基礎登録において指定されている商品・役務と同一又はその範囲の中に含まれていることが必要です。

なお、出願人は日本国籍を有する者か、日本に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有する者であり、基礎出願の出願人又は基礎登録の名義人と同一（共同名義人の場合を含め）でなければなりません。

マドプロ出願の願書等各種様式は、次のＵＲＬから入手可能です。

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/madopro0218.htm

願書等は必要項目を記載（手書き不可）の上、書面（紙媒体）にて特許庁の窓口又は郵送により提出してください。

（４）マドプロ出願の手数料と支払時期

マドプロ出願の手数料は、国際事務局へ支払うものと日本国特許庁（本国官庁）へ支払うものの２種類があり、支払方法は国際事務局へはスイスフランによる銀行振込等、日本国特許庁へは特許印紙で直接納付するという違いがあります。

なお、国際事務局へ支払うものは、国際事務局の経費と各指定締約国官庁の経費をまかなうものであり、指定する商品・役務の区分数及び指定国の数により変動します。

国際事務局への手数料は、日本国特許庁へマドプロ出願手続をする前に支払うことになります。

マドプロ出願手続等に関する詳細は、以下特許庁ホームページ（国際出願：【商標の国際出願】マドリッド協定議定書による国際出願に関して）をご覧ください。

（http://www.jpo.go.jp/index/kokusai_shutugan2/index.html）

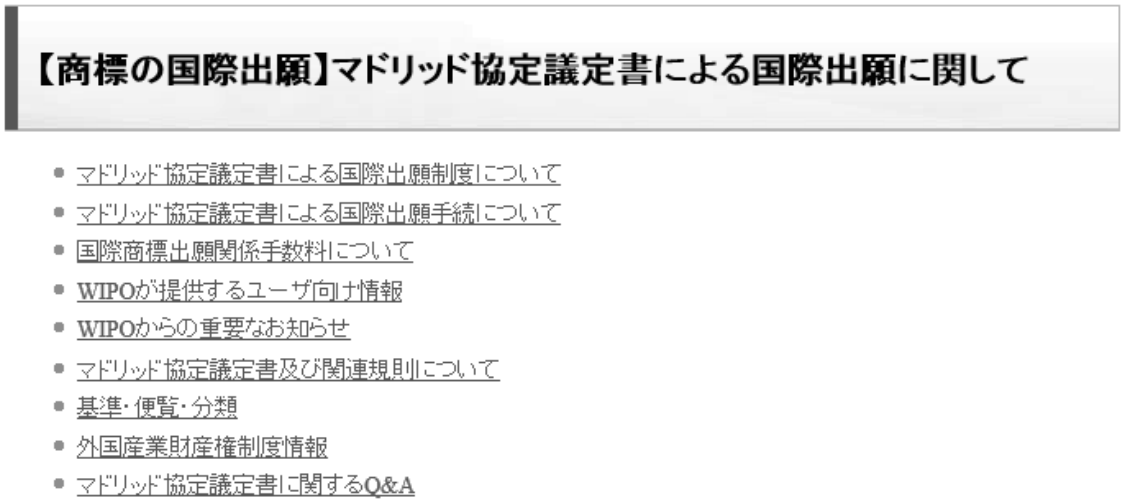

（５）国際登録の従属性

国際登録日から５年間は、国際登録の保護は本国官庁における基礎出願・基礎登録に従属します。具体的には、国際登録日から５年以内に、基礎出願が拒絶、取下げ、若しくは放棄となった場合又は基礎登録が期間満了、無効若しくは取消しとなった場合には、その取消し等の範囲内で国際登録の全部又は一部が取り消されます。

基礎出願の指定商品・指定役務を補正により減縮して登録になった場合でも、その減縮された範囲で、国際登録簿に記録された商品・役務が取消しとなります。

なお、この取消しの救済措置として、国際登録の名義人であった者は、所定の条件に従うことにより、取り消された国際登録について、各指定締約国における国内出願へ変更することができます。

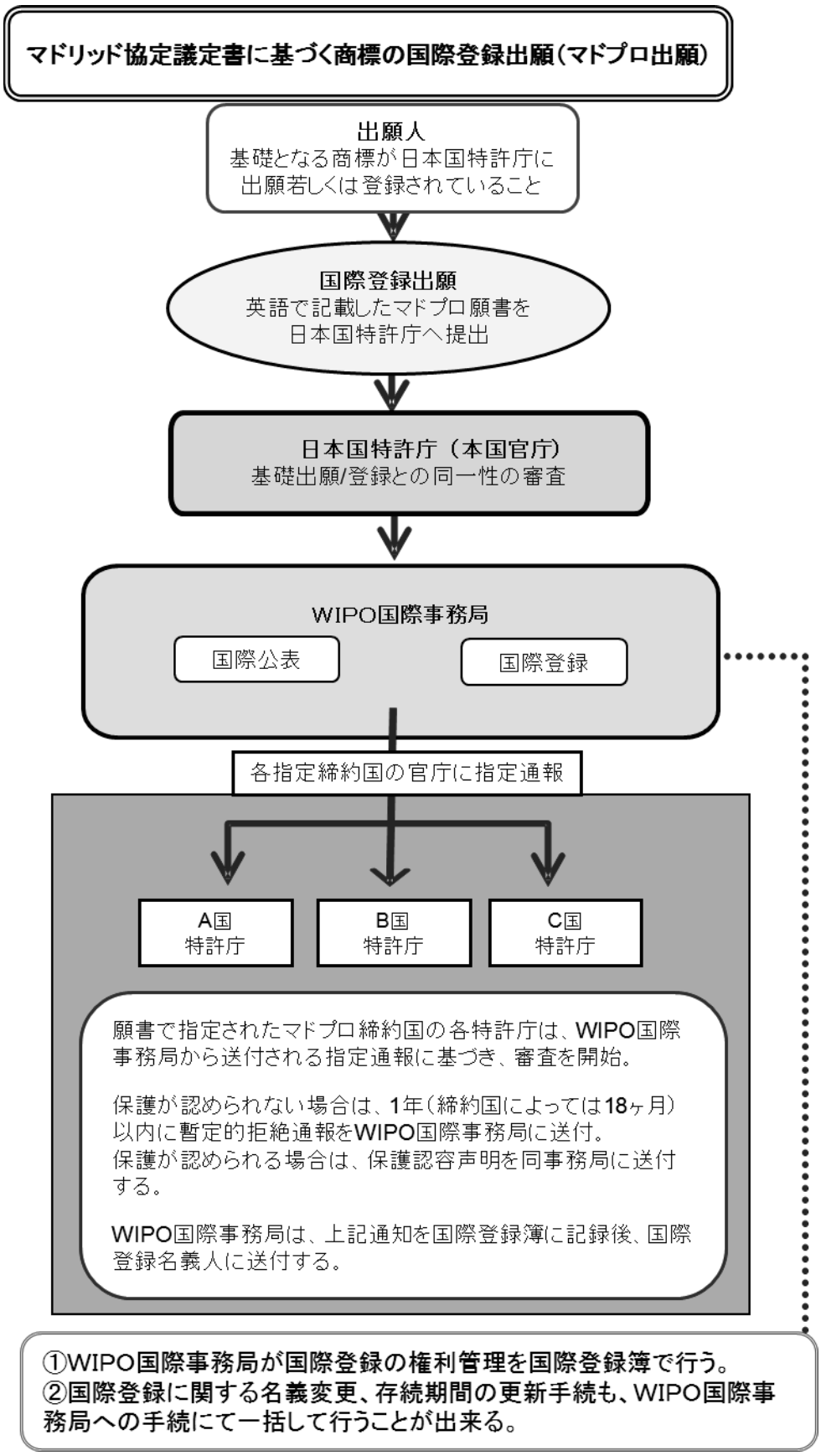
マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願（マドプロ出願）
出願人
基礎となる商標が日本国特許庁に
出願若しくは登録されていること
国際登録出願
英語で記載したマドプロ願書を
日本国特許庁へ提出
日本国特許庁（本国官庁）
基礎出願/登録との同一性の審査
WIPO国際事務局
国際公表
国際登録
各指定締約国の官庁に指定通報
A国
特許庁
B国
特許庁
C国
特許庁
願書で指定されたマドプロ締約国の各特許庁は、WIPO国際事務局から送付される指定通報に基づき、審査を開始。
保護が認められない場合は、1年（締約国によっては18ヶ月）以内に暫定的拒絶通報をWIPO国際事務局に送付。
保護が認められる場合は、保護認容声明を同事務局に送付する。
WIPO国際事務局は、上記通知を国際登録簿に記録後、国際登録名義人に送付する。
①WIPO国際事務局が国際登録の権利管理を国際登録簿で行う。
②国際登録に関する名義変更、存続期間の更新手続も、WIPO国際事務局への手続にて一括して行うことが出来る。

第３章　特許情報の利用

［１］特許情報とは

特許・実用新案・意匠・商標の出願や権利化に伴って生み出される情報が、特許情報です。

（１）特許情報とは

私たちが経済活動や社会生活を営む上で、新聞、ＴＶ、インターネット等から得られる「情報」は、一定の判断を下したり、行動を起こしたりするための知識として不可欠なものです。同様に、企業経営や研究機関等においても、技術やデザインの動向、商品・サービスなどの市場動向、さらには法的な権利関係等を把握する上で、「特許情報」は重要な役割を果たしています。ここで「特許情報」とは、特許・実用新案・意匠・商標の出願や権利化に伴って生み出される情報ですが、この情報を有効に活用することで、研究開発の重複の防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができます。このように、特許情報を有効に活用することは、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて、重要な鍵を握っています。

特に、特許公報の情報は、特許権成立時に公表される特許権の独占的な権利範囲を示した「権利情報」としての性格を有しています。また、出願から１年６月経過後に、特許出願の内容が掲載される公開特許公報は、最新の「技術情報」としての性格も有しています。

（２）特許情報で分かること

特許情報は、研究開発の策定から商品化、更には他人の権利調査に至るまでの様々な事業活動において活用されていますが、それぞれの目的に応じて調査の内容が異なります。

①　技術動向調査

研究開発の際には、将来性を見越した研究テーマの選定や過去になされた研究との重複回避のために特許情報を活用した技術動向調査が行われます。特定の技術分野における特許出願の動向や出願件数の推移を調査することにより、過去にどのような技術が存在したか、また、今後開発すべき技術分野の把握の参考になります。

調査の結果、研究テーマが他人によってすでに研究されていたことが判明すれば、重複した研究を回避でき、研究開発の基礎としながら公表された技術をもとに、より優れた技術開発を促進することができます。また、他人の権利に直面した場合には、特許情報を詳しく調査・分析することで、特許網のすきまを埋める技術や他人の権利を回避する代替技術の検討など、事前にチェックを行うことにより、無用な紛争の回避等を図ることができ

ます。

② 出願前の先行技術調査（新規性・進歩性調査）

研究成果として発明がなされたとき、権利化するか否かの判断が必要となりますが、特許出願をする際に関連する分野の先行技術について調査することにより、権利として認められる見込みのない無駄な出願を未然に防止することができます。特に外国出願に当たっては、多額の経費を必要とするため、費用対効果の観点から十分な先行技術の調査が望まれます。また、審査請求の際にも、無駄な経費を節減するために同様の調査が有用となります。

さらに、明細書の作成に慣れていない人にとっては、先行技術の調査で得られた特許文献を明細書作成の際に参考書として活用することができます。

なお、明細書には、出願人が出願時に知っている先行技術文献の開示が義務づけられているので（特許法第３６条第４項第２号）、出願前の先行技術の調査は不可欠といえます。

③ 権利調査

開発製品が他人の産業財産権を侵害すると、製造・販売の中止や製造品の廃棄、あるいは権利者への損害賠償にまで発展する恐れがあります。これらを未然に防止するために、設計から製造前段階にかけて、他人の権利範囲の調査を行います。特許権以外にも、製品のデザインについては意匠権、商品販売に使用する製品名・マークについては商標権まで調査し、他人の産業財産権を侵害しないようにしっかりと調査することが必要です。

侵害になりそうな権利が存在した場合には、まずその権利範囲を特定し、その上で代替技術の開発やライセンス交渉（技術導入・技術提携）、製品デザインや製品名・マークの変更などの方策を検討していきます。

④ 公知例調査

他の権利者から警告を受けた場合などの対抗手段として、自社の発明・考案を事業化する際に障害となる他人の特許権・実用新案権を無効にするため、その特許・実用新案登録の出願前の公知例を調査します。この場合、必要に応じて外国文献、雑誌・カタログ等まで公知例の調査範囲を広げていきます。

⑤ 企業動向調査

事業を営む上で多くの場合には競合他社が存在しています。その競合他社がどのような戦略で事業を行っているか調査する上で、特許情報は貴重な情報源となります。競合他社の過去から現在に至るまでの出願動向を把握することにより、研究開発動向等を読み取ることができます。また、競合他社の出願動向を継続的に監視し、自社にとって障害となる出願等の早期発見に努めることも重要です。発見した出願等について、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の経過情報検索を利用して権利化の進行状況を常に把握することにより、今後の自社対応の検討に役立てることができます（例えば、新規性又は進歩性に

疑義のある特許が出願されていた場合には、出願公開後あるいは特許付与後において、特許庁に対して情報提供を行うことができます（特許法施行規則第１３条の２、第１３条の３））。

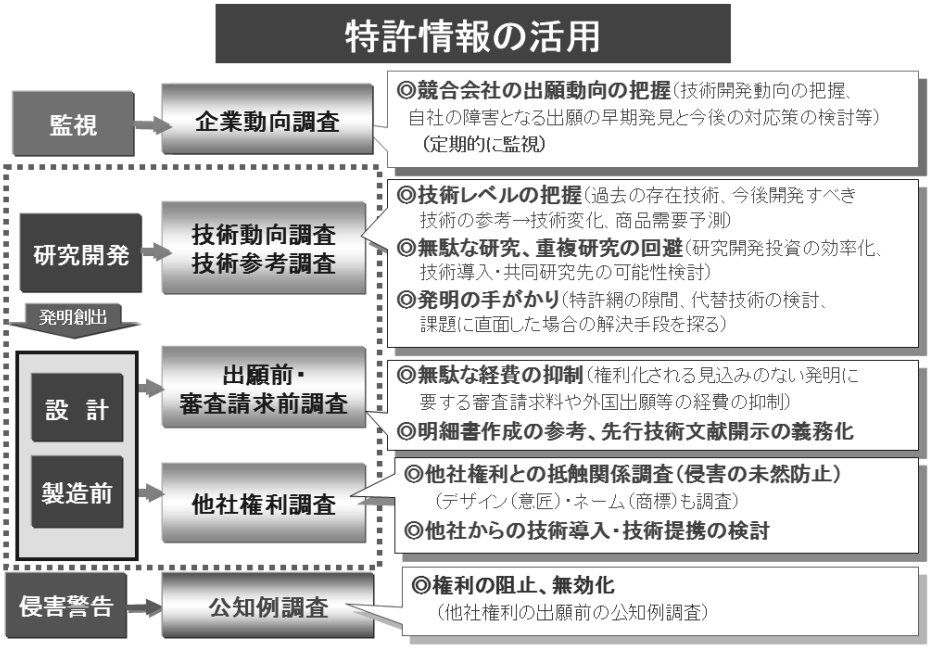

（３）特許情報へのアクセス

特許情報は、特許庁が発行する各種公報類のほか、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）や民間事業者による特許情報提供サービス、さらには海外特許庁のホームページ等を通じて広く提供されています。

平成２７年４月より、すべての公報がインターネットにより発行されています。

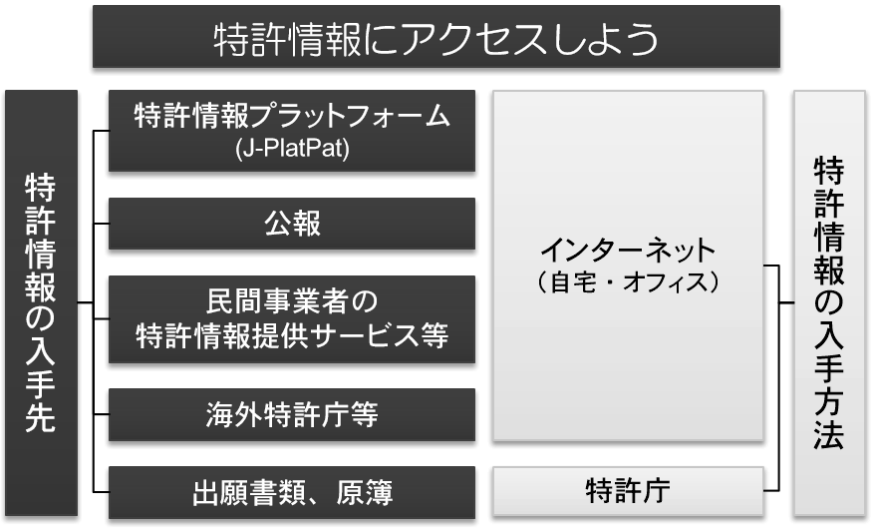

（４）特許情報の調べ方

特許に関する情報を調べる場合、例えば、先行技術調査や権利調査（「主題調査」といいます。）を行う際には、技術用語（キーワード）や国際特許分類（ＩＰＣ）、ＦＩ・Ｆターム等の検索キーにより行います。分類については、「［２］特許の分類（ＩＰＣ）とＦＩ・Ｆターム」をご参照ください。また、競合他社などの企業動向調査を行う際には、出願人名や発明者名により検索します。さらに、案件の権利状況調査や出願経過調査を行う際には、出願番号、公開番号、登録番号などの各種番号により検索します。

なお、具体的な検索方法については、「［３］特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用した特許情報の検索」をご参照ください。

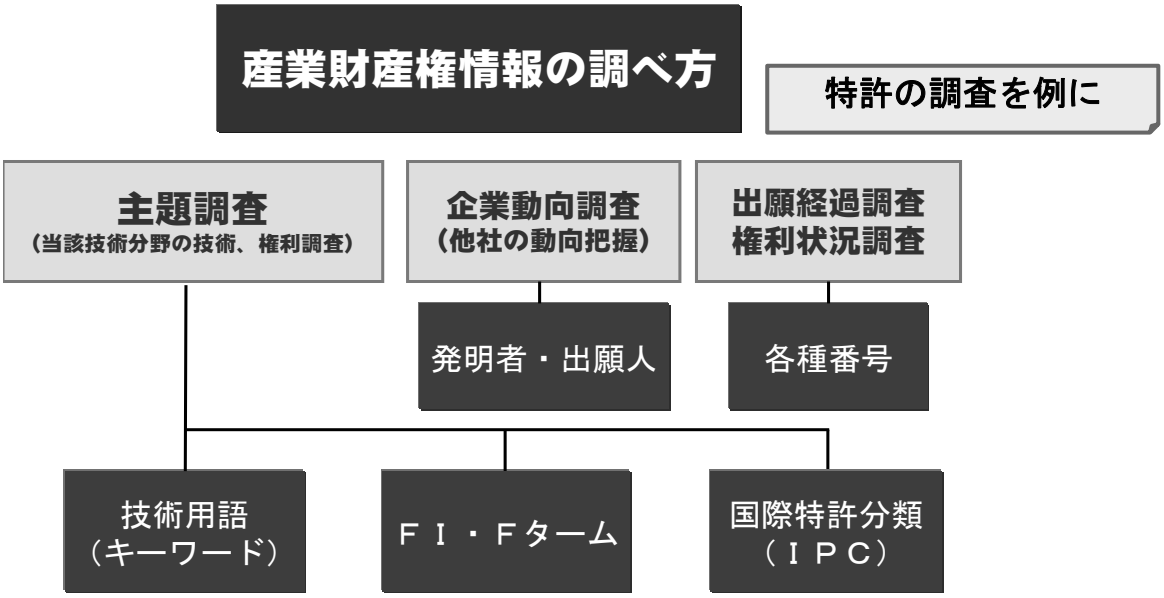

ＩＰＣ等の分類を検索キーとした調査では、キーワード検索と比較してノイズや漏れが少ない検索結果を得ることができる一方、どのような分類で検索すればいいか分かりにくいというデメリットがあります。キーワードを検索キーとした調査は、その逆のことがいえます。

一般的に、どのような分類で検索したらよいかが分からない場合には、①まず、キーワード検索（特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の特許・実用新案検索等）を行い、そこでヒットした複数の文献の中に高い頻度で現れるＩＰＣを見つけます。②次に、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のパテントマップガイダンスでそのＩＰＣの内容を確認し、③ＩＰＣを検索キーとした検索を行います（ＦＩ・Ｆターム検索も同様です)。

［２］特許の分類（ＩＰＣ）とＦＩ・Ｆターム

１．国際特許分類（ＩＰＣ）

国際特許分類（ＩＰＣ）は、世界各国が共通して利用できる国際的に統一された特許分類であり、現在世界の１００カ国以上がＩＰＣを利用しています。

ＩＰＣの構造を理解することにより、世界各国の様々な特許情報を活用することができるようになります。

国際的な技術交流が盛んになり、外国特許文献の利用が増大するなかで、各国が独自の特許分類を用いていたのでは、特許文献の円滑な利用に支障を来すことになります。そこで、世界各国が共通に使用できる特許分類として作成されたのが国際特許分類（ＩＰＣ：International Patent Classification）です。

ＩＰＣは、特許情報を世界で共通に利用できることを目的に作成されたものですので、ＩＰＣの構造を理解することは必要な特許情報を入手する上で極めて有用です。

ＩＰＣの正しい理解は、出願の際に必要となる対象分野の先行技術調査、出願書面へのＩＰＣの記載をはじめ、権利侵害のチェック等、内外特許文献の利用に大いに役立ちます。

現在、独立行政法人 工業所有権情報・研修館の提供する「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を含め、諸外国特許庁ホームページにおいて、技術情報の提供がなされるようになり、その検索を行う上でもＩＰＣの習熟はますます重要になるものと思われます。

（１）国際特許分類（ＩＰＣ）の概要

① 加盟

日本は１９７７年（昭和５２年）８月にストラスブール協定の正式な加盟国となりました。２０１６年３月現在で６２か国が加盟しています。（※ＩＰＣは、協定加盟国以外の国でも利用されており、１００カ国以上が利用しています。）

ＩＰＣの第８版は２００６年１月１日に発効し、その後、２００７年１月１日、２００７年１０月１日、２００８年１月１日、２００８年４月１日、２００９年１月１日、これ以降は毎年１月１日にその一部が改正されています。

② 表記方法

特許公報などの特許文献に記載されるＩＰＣの公式な略語は「Int.Cl.」で、この「Int.Cl.」を特許文献の分類記号の前に置いています。

ＩＰＣ第７版までは、分類の版はInt.Cl.の右肩のアラビア数字によって示されていました（例：「Int.Cl.[7]」）。しかし、ＩＰＣ第８版以降は、ＩＰＣが新設または改正された年月を丸括弧で囲って表記することによって、ＩＰＣのバージョン情報を示すこととなりました（例：*H01L 21/027* (2006.01)）。

特許文献に記載される分類記号の表記は、フルＩＰＣを用いて分類しているか、サブクラスレベルまたはメイングループのみを用いて分類しているかで異なります。フルＩＰＣを用いて分類しているか否かの識別はイタリック体（斜体）か否かで行い、発明情報か付加情報かの識別は、ボールド（太字）フォントか通常フォントかで行っています。

	ボールド（太字）フォント	通常フォント
イタリック体	***・フルＩＰＣを用いて分類*** ***・発明情報***	*・フルＩＰＣを用いて分類* *・付加情報*
非イタリック体	**・サブクラスレベルでまたはメイングループのみを用いて分類** **・発明情報**	・サブクラスレベルでまたはメイングループのみを用いて分類 ・付加情報

日本はフルＩＰＣを用いて分類していますので、公報上の表記は以下のようになっています。

(11) 特許出願公開番号

特開○○○○－○○○○○○

(43)公開日　平成○年(　)○月○日

(51) Int.Cl.	ＦＩ		
H01L 21/027 (2006.01)	H01L 21/30	531	M
G03F 1/16 (2006.01)	G03F 1/16		B
H01L 21/28 (2006.01)	H01L 21/28	301	

「***H01L21/027***」、「***G03F1/16***」は発明情報を表す分類記号です。

そして、「*H01L 21/28*」は付加情報を表す分類記号です。付加情報とは、特許請求の範囲に記載されていないものの、発明の詳細な説明の中で述べられているサーチャーにとって有益な技術情報です。

右欄はＦＩと呼ばれる分類記号で、ＩＰＣを更に細かく展開した日本特許庁独自の分類です（詳しくは、「２．ＦＩ、ファセット、Ｆターム」をご覧下さい）。

（２）ＩＰＣの構成

ＩＰＣの分類表は、全技術分野を階層的にセクション、クラス、サブクラス、メイングループ、サブグループへと細分化した構造を有しています。

セクションとは、全技術分野を大きくＡ～Ｈまでの８つに分類したものです。

したがって、ＩＰＣを解釈していく際には、上位階層から下位階層へと把握していくことが必要です。

図のHセクションの一例をみると、下位の階層になるほど技術が細分化されているのが理解できると思います。

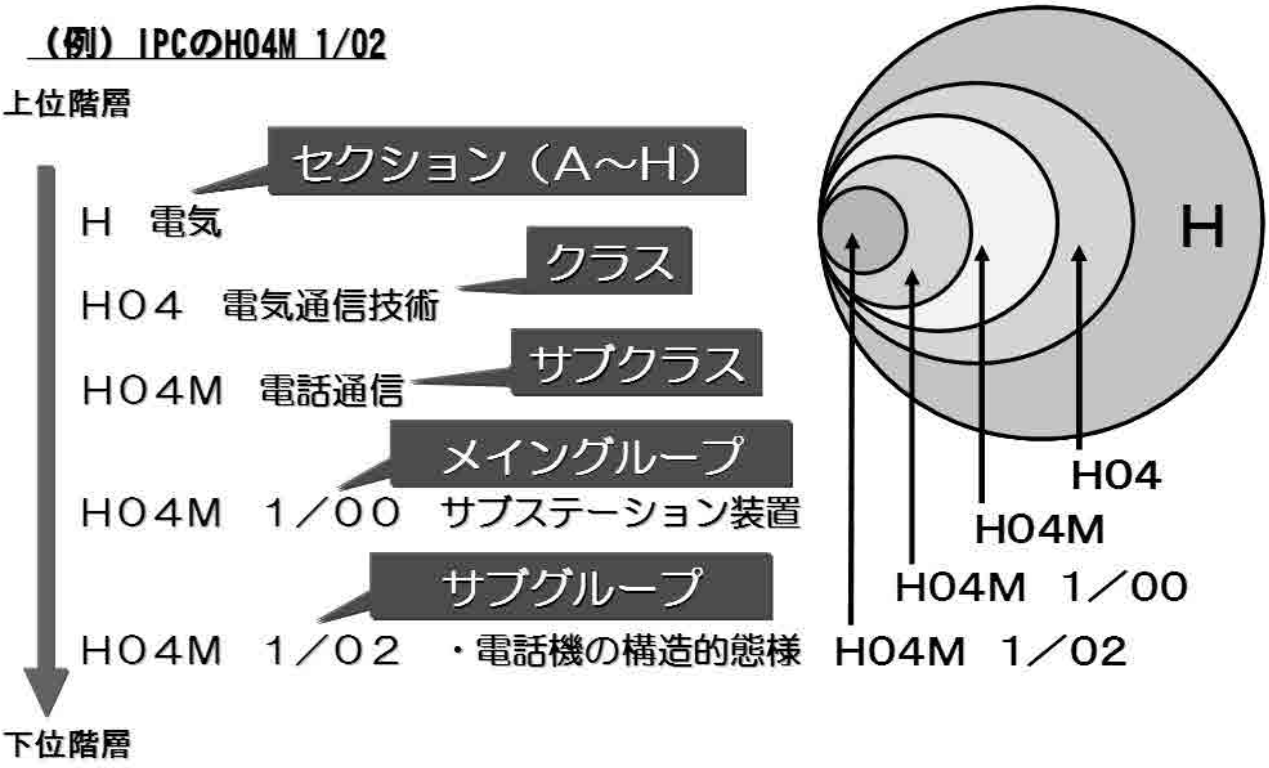

（３）ＩＰＣの国内運用

ＩＰＣは国際的に統一して利用されていますが、その利用に際して、例えば我が国特有の技術分野あるいは諸外国に比べて一段と進んでいる技術分野においては、ＩＰＣの展開をそのまま使用すると多数の特許文献が集中し、検索などに不都合が生じる場合があります。

そこで、我が国では我が国特有の技術事情に対応して、ＩＰＣの必要と認められる箇所について展開記号、分冊識別記号を設けるなど独自に細展開したＦＩ(File Index)を採用しています。

（４）出願人によるＩＰＣ付与

出願人によるＩＰＣ付与は、出願の際に出願人がＩＰＣ記号を出願書面に記載するもので、昭和５３年から開始され、平成２年１２月１日からの工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の施行に伴い、出願人によるＩＰＣの記載箇所が願書の様式中に設けられました。

出願人が定常的にＩＰＣ付与を行うことにより、出願人の皆様にＩＰＣに対する理解を深めていただくことを目的としています。

様式第 26（第 23 条関係）

【書類名】　　特許願
【整理番号】
（【提出日】　　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　　特許庁長官　　殿
（【国際特許分類】）

２．ＦＩ、ファセット、Ｆターム

ＦＩは、ＩＰＣを我が国の技術事情によって細展開した分類であり、Ｆタームとは、特許審査のための先行技術調査（サーチ）を迅速に行うために開発された検索インデックスです。
いずれも関連先行技術を効率的に絞り込むことを目指して作成された我が国固有のものです。

（１）ＦＩ（File Index）

ＦＩはＩＰＣを更に細展開した分類であり、展開記号、分冊識別記号をＩＰＣに付加する形で表記されます。したがって、ＦＩは我が国固有のものであり、外国特許文献の検索に使用されるものではありません。

○原則最新版のＩＰＣを細展開（一部は旧版のＩＰＣを細展開）
○全ての年代の公報に共通する検索キー
○「ＩＰＣのサブグループまでの記号(＋展開記号及び／または分冊識別記号)」で表す

①　展開記号

ＩＰＣの最小単位であるサブグループを更に細かく展開するために用いられる記号です。この記号には、３桁の数字が使用されています。

②　分冊識別記号

ＩＰＣまたは展開記号を更に展開するために用いられる記号です。この記号には、「Ｉ」（アイ),「Ｏ」（オー）を除くＡ～Ｚのアルファベット１文字が使用されています。

（ＦＩの例）

Ｈ０１Ｌ　２１／３０　５３１　Ｍ
（ＩＰＣのサブグループまでの記号 ＋ 展開記号 ＋分冊識別記号）

Ｇ０３Ｆ　１／９２　Ａ
（ＩＰＣのサブグループまでの記号　＋分冊識別記号）

Ｈ０１Ｌ　２１／２８　３０１
（ＩＰＣのサブグループまでの記号 ＋ 展開記号）

（参考）分類調和の動き

ＩＰＣ改正は、ＩＰＣリビジョン（改正）作業部会にて行われます。ＦＩが我が国独自の分類であることは前述のとおりですが、同様に欧州特許庁、米国特許商標庁においてもＣＰＣという独自の分類を有しております。

また、日米欧中韓五大特許庁では、各庁の詳細な内部分類を用いて、国際特許分類（IPC）を細分化させる議論を行っております。

（２）ファセット分類記号

ＩＰＣ分類表の所定の範囲にわたって、ＩＰＣの分類展開とは異なる観点から展開されている記号であって、これによりＩＰＣとは別の観点からのサーチが可能となります。ファセット分類記号には３個の英文字が使用されています。

（例）　ＺＡＡ
（ ファセット分類記号）

（３）Ｆターム（File　Forming　Term）

文献量の著しい増大及び技術の複合化、融合化、製品の多様化といった昨今の技術開発の動向に対して、特許審査のための先行技術調査（サーチ）を迅速に行うために開発された検索インデックスで、関連先行技術を効率的に絞り込むことを目指しています。

○技術分野（テーマ）ごとに種々の技術観点（目的、用途、構造、材料、製法、処理操作方法、制御手段等）を展開（ＩＰＣは単一の技術観点を中心に展開）

○技術的にまとまりのある技術分野ごとに開発（Ｆタームを作成していない分野も存在します。）

① テーマ

Ｆターム検索の対象となる技術単位です。各テーマはそれぞれ英数字５桁のコードが与えられています。

（例）電話機の構造　→　５Ｋ０２３
（テーマ）　　（テーマコード）

② ターム

各タームは、通常、観点（英字）２桁＋数字２桁で表現されます。

（例）　ＡＡ０７
（観点）（数字）

③　Ｆタームリスト

5K023	電話機の構造
	H04M1/02-1/23@Z

観点	Fターム							
AA	AA00	AA01	AA02	AA03	AA04	AA05	AA06	AA07
	用途	・公衆電話	・カード電話	・ボタン電話（キーテレホン）	・ホームテレホン	・インターホン	・会議電話	・携帯電話
		AA11	AA12	AA13				
		・船舶電話	・福祉電話	・非常電話				
BB	BB00	BB01	BB02	BB03	BB04		BB06	BB07
	目的，効果	・装飾性向上	・携帯性向上	・小形，軽量，薄形化	・低コスト；部品，材料の削減；製造の容易化		・送受話機能の向上	・・不要送話防止
		BB11	BB12	BB13	BB14	BB15	BB16	BB17
		・操作性向上	・・誤操作防止	・・・誤ダイヤル防止	・・・半掛け防止	・・ワンタッチダイヤル	・・・自動ダイヤル	・・オンフックダイヤル
LL	LL00	LL01	LL02	LL03	LL04	LL05	LL06	LL07
	構造要素（7）その他	・プリント基板	・リレー	・電源装置	・・電池	・アンテナ	・電話機筐体	・・電話機底板

④　Ｆタームによる検索

テーマコードを特定 ⇒ **調査する発明の技術的特徴がタームリスト上どこに該当するか** ⇒ **検索式の入力、検索**

５Ｋ０２３

携帯電話　　アンテナ　　小型化

ＡＡ０７　＊　ＬＬ０５　＊　ＢＢ０３

パテントマップガイダンスにおいて照会画面として「Ｆタームリスト」を選択して、キーワード検索でテーマコードを特定。

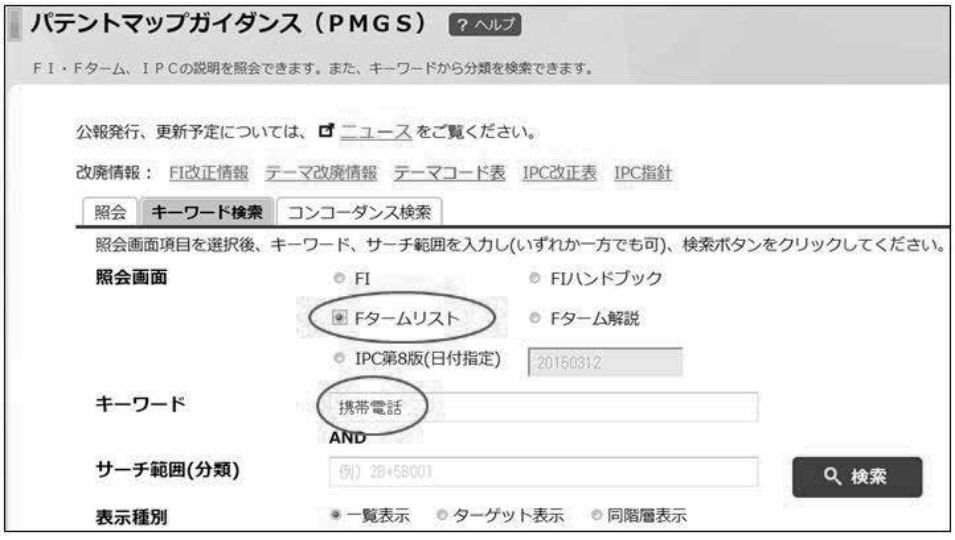

［3］特許情報プラットフォームを利用した特許情報の検索

独立行政法人工業所有権情報・研修館では、インターネットを利用して特許情報を閲覧できるサービス「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat：Japan Platform for Patent Information ）」を無料で提供しています。J-PlatPat では、特許・実用新案・意匠・商標の検索をはじめ、各種の検索サービスを利用することができます。

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）トップページ
https://www.j-platpat.inpit.go.jp/

※トップページの「簡易検索」は初めて J-PlatPat を訪れた方に向けたサービスで、検索対象が限られています。実際の調査を行う際には、個別の検索サービスをお使いください。

●特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）へのアクセス方法

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）にアクセスしていただくには、下記のアドレス（ＵＲＬ）をお使いのインターネットブラウザのアドレス欄に直接入力していただくほか、（独）工業所有権情報・研修館のホームページ、または、特許庁のホームページからアクセスすることができます。

J-PlatPat のアドレス（ＵＲＬ）： https://www.j-platpat.inpit.go.jp/

（独）工業所有権情報・研修館のホームページ（http://www.inpit.go.jp/）

こちらをクリックすると、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）トップページ」を表示します。

特許庁のホームページ（http://www.jpo.go.jp/indexj.htm）

（１）特許情報プラットフォームを利用した特許・実用新案検索

① 特許・実用新案の主な検索サービス

１）特許・実用新案番号照会

特許・実用新案の各種公報を文献番号から照会できます。

２）特許・実用新案検索

公開特許公報を始め特許・実用新案公報、和文抄録、外国文献等を、書誌的事項、請求の範囲等を対象にキーワードや分類（FI・F ターム、IPC 他）を用いて検索することができます。

② 特許・実用新案検索での検索方法

特許・実用新案検索を利用して「ノートパソコンに使われている液晶画面」に関する特許について、キーワードを使って検索する方法を紹介します。

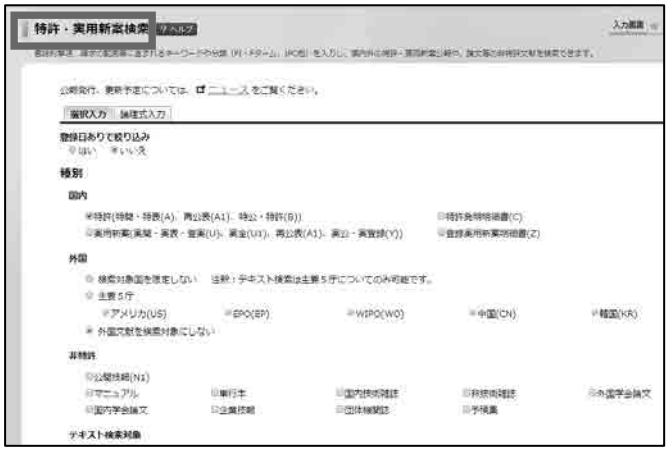

J-PlatPatトップページからグローバルナビゲーション「**特許・実用新案**」にマウスポインタを移動し、「**特許・実用新案検索**」をクリックします。

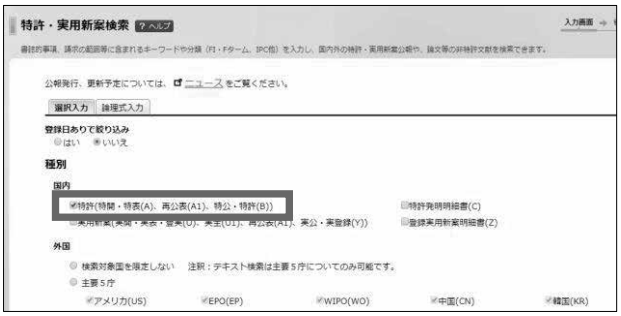

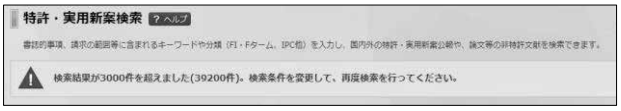

①まず、「ノートパソコン」についての文献情報がどのくらいあるか検索します。
種別で「特許」を選択し、「全文」の検索キーワードとして、**“ノートパソコン”**と入力します。

② 検索 をクリックします。

③ 検索が終了すると、ヒット件数が画面下部に表示されます。
今回は 39200 件がヒットしました。
3000 件以上の場合には一覧表示ができないため、3000 件以下に絞り込めるよう、検索条件を変更します。

④「全文」では検索範囲が広いため、検索項目を「抄録／要約」に変更します。キーワードは「ノートパソコン」で検索すると、「ノート型パソコン」や「ノート型コンピュータ」はヒットしないため、これらのキーワードもヒットするように**“ノート”、“パソコン　コンピュータ”**と分けて検索します。また今回は調査対象が液晶画面のため、検索キーワードとして、**“液晶”**を追加します。
※検索漏れを少なくするためには、キーワードの類義語を OR 検索で入力し、別の観点のキーワードを AND 検索で入力する方法がおすすめです。

⑤ 検索 をクリックします。

⑥ヒット件数を 138 件まで絞り込むことができました。

※期間や出願人を指定して絞り込むこともできます。

⑦ 一覧表示 をクリックします。

⑧一覧表示画面では、出願番号・文献番号・出願日/公知日/登録日・発明の名称・出願人等が一覧で表示されます。

内容を確認したい公報の文献番号をクリックします。

⑨公報の情報が表示され、検索キーワードがハイライトで表示されます。

＜右上のグレーボタンについて＞

文献単位PDF表示

表示中の公報の全文をＰＤＦで表示します。全頁を一度に印刷できます。
はじめに認証画面が表示されますので、画面の指示に従ってください。

経過情報

表示中の案件の経過情報を表示します。詳細は（４）をご覧ください。

審査書類情報

表示中の案件の審査に関する書類を表示します。

※平成 15 年 7 月以降の書類が対象です。

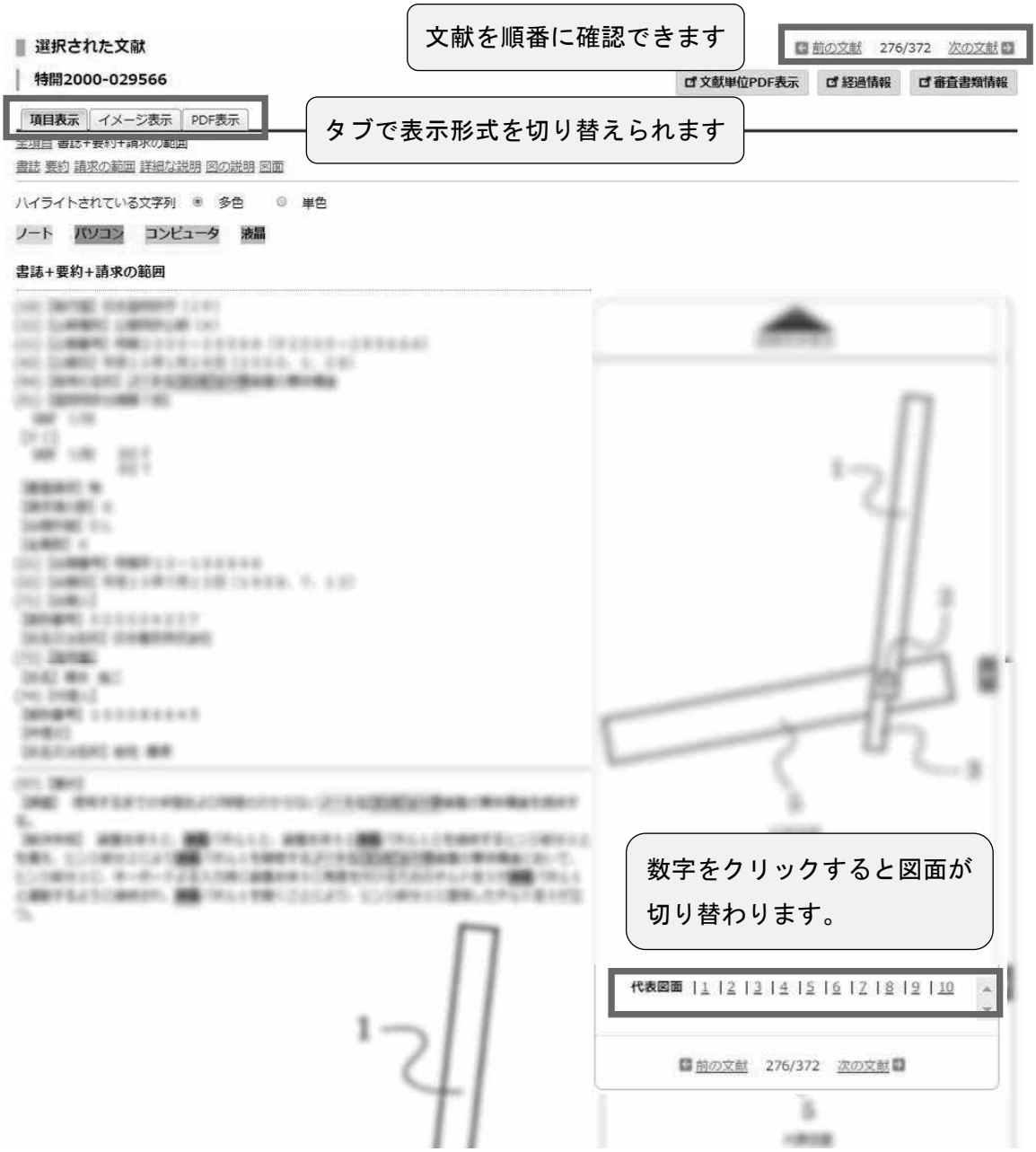

（２）特許情報プラットフォームを利用した意匠検索

① 意匠の主な検索サービス

１）意匠番号照会

意匠公報を、文献番号から照会できます。

２）意匠公報テキスト検索

意匠公報を、物品名、意匠権者などを対象にキーワードを使って検索することができます。（２０００年（平成１２年）１月以降に発行された公報に限る）

３）日本意匠分類・Ｄターム検索

意匠公報を、特許庁内で使用している日本意匠分類・Ｄタームを使って検索することができます。

４）意匠公知資料テキスト検索

特許庁の審査で使用している意匠公知資料、外国意匠公報資料を公知資料番号、意匠分類や物品名などから検索できます。

○ 意匠公報は、意匠登録された意匠とその権利内容を広く知らせるために発行されます。意匠公報の調査は、自社で事業化する製品が他人の意匠権を侵害してしまわないよう、事前に行う権利調査として、あるいは、意匠を出願する前に似た意匠が公知となっていないかを確認する先行意匠調査として有効な手段です。

○ 意匠公知資料とは、特許庁における審査のために、一般に入手可能なカタログや雑誌、インターネット情報などから製品デザインを集め、検索できるように整備した資料のことです。意匠公知資料は、意匠権が成立している意匠と直接には関係ありませんが、先行意匠調査に役立てることができます。

② 意匠公報テキスト検索での検索方法

意匠公報テキスト検索を利用して「自動二輪車」をキーワードとして検索する方法を紹介します。

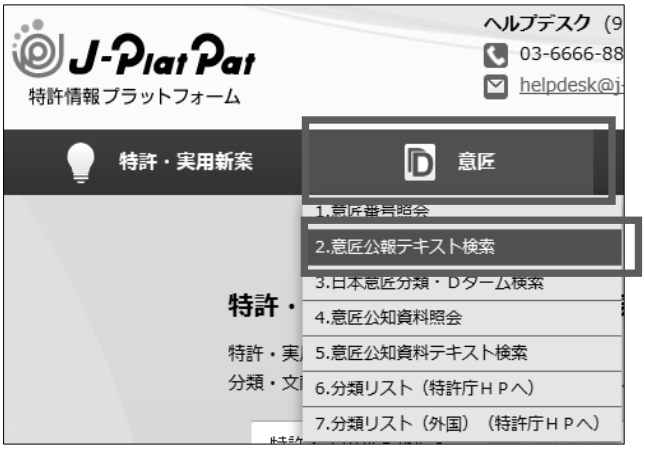

J-PlatPatトップページからグローバルナビゲーション「**意匠**」にマウスポインタを移動し、「**意匠公報テキスト検索**」をクリックします。

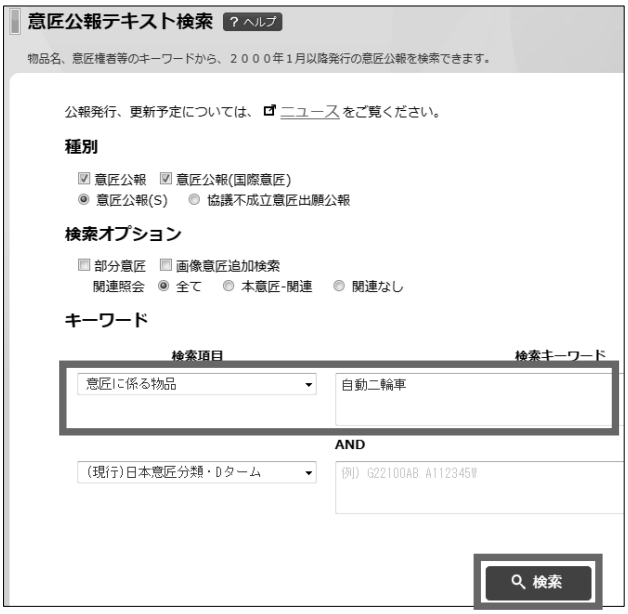

①検索項目「意匠に係る物品」に、検索キーワード“自動二輪車”を入力します。

② 検索 をクリックします。
検索が終了すると、ヒット件数が画面下部に表示されます。

※ヒット件数が 1000 件を超えると結果が表示できないので、更に条件を絞り込んで 1000 件以下にします。

今回は、検索項目に「登録日」を追加し、“20050101:20060101”と入力することで、2005 年 1 月 1 日～2006 年 1 月 1 日に登録となったものに限定して検索します。 検索 をクリックします。

③ 一覧表示 をクリックします。

※一覧表示モードは初期設定で「図面あり」に設定されているため、サムネイルが表示されます。

④一覧表示画面では、図面、登録番号、意匠に係る物品、意匠権者が一覧で表示されます。

⑤内容を確認したい公報の文献番号をクリックします。
権利者名のほか、意匠分類やＤタームなどの情報が載っています。この分類やＤタームを使って検索することで、「オートバイ」のように別の名称で出願された意匠など、今回ヒットしなかった意匠を調査することもできます。
「全図面」をクリックすると全ての図面が表示されます。

（３）特許情報プラットフォームを利用した商標検索

① 商標の主な検索サービス

１）商標番号照会

商標公報を、文献番号から照会できます。

２）商標出願・登録情報

出願中あるいは権利存続中の商標に係る書誌的事項・経過情報等を「商標」（文字）、文献番号、登録日、出願人等で検索することができます。

３）称呼検索

文字を含む商標を読み方（称呼）により検索することができます。

４）図形等商標検索

図形を含む商標等を図形等分類により検索することができます。

② 商標出願・登録情報での検索方法

商標出願・登録情報を利用して、「入浴剤」が含まれる商品分野で「アロマ」の文字を含む商標が既に出願されていないか、または、すでに商標登録されていないかどうかを検索する方法を紹介します。

J-PlatPatトップページからグローバルナビゲーション「**商標**」にマウスポインタを移動し、「**商標出願・登録情報**」をクリックします。

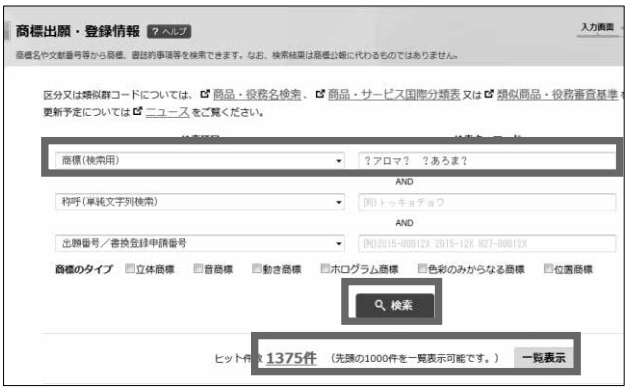

①まず、「アロマ」の文字を含む商標がどのくらいあるか、キーワードで検索します。「商標（検索用）」の検索キーワードとして、**“？アロマ？　？あろま？”**と入力して、 検索 をクリックします。

※キーワードの前後に「？」を入力することで、中間一致検索が行えます。

②検索が終了すると、ヒット件数が画面下部に表示されます。

③ヒット件数が 1375 件ありました。
1000 件以上の場合には、先頭の 1000 件だけが一覧表示可能なため、検索条件を追加します。

④「入浴剤」が含まれる商品分野に絞り込んでみましょう。商標を分野別に区切るためには「区分」や「類似群コード」が活用できます。これらは「商品・役務名検索」サービスで調べることができます。
画面上部の「商品・役務名検索」をクリックします。

⑤別ウインドウで「商品・役務名検索」サービスの検索画面が開きます。

⑥「商品・役務名」欄に**“入浴剤”**と入力して 検索 をクリックします。

⑦検索が終了すると、ヒット件数が画面下部に表示されます。 一覧表示 をクリックします。

⑧「入浴剤」の文字を含む商品・役務名のリストが表示されます。
「入浴剤（医療用の物を除く）」という商品・役務名の区分が「03」、類似群コードが「04C01」であることがわかります。
この類似群コードが「04C01」を使って、先ほどの「商標出願・登録情報」の検索結果をさらに絞り込んでみましょう。

⑨先ほどの「商標出願・登録情報」の入力画面を表示します。

⑩「商標出願・登録情報」の二段目の検索項目を「類似群コード」に変更して、検索キーワードに“04C01”を入力し、

検索 をクリックします。

ヒット件数が画面下部に表示されるので、

一覧表示 をクリックします。

⑪ヒット件数が 565 件まで絞り込めました。

一覧表示 をクリックします。

⑫一覧表示画面が表示され、文献番号、商標（検索用）、出願人、商標のイメージ等が表示されます。
ステータスは、現在の案件の状況を表しています。

⑬内容を確認したい文献番号をクリックします。

⑭権利者名や指定商品・指定役務等の情報が表示されます。
詳細表示 をクリックすると、更新申請日や存続期間満了日等、更に詳細な情報を確認することができます。

（４）特許情報プラットフォームを利用した経過情報検索

① 経過情報の主な検索サービス

１）番号照会

四法（特許、実用、意匠、商標）別の各種番号（出願番号、公開番号、登録番号等）から出願後の経過情報を照会できます。

○ 平成２年１月以降に出願された案件が対象です。平成元年以前に出願された案件であっても、平成１０年以降にデータの更新があったものは照会できます。

２）範囲指定検索

特許庁公報（公示号、各種目録、リスト類）の掲載項目と同じ項目を、日付から照会できます。

３）最終処分照会

四法（特許、実用、意匠、商標）別の各種番号（出願番号等）から最終処分を照会できます。

② 番号照会での検索方法

公報発行後の審査状況や権利の状態、審判の有無、存続期間を照会することができます。番号照会を利用して「特許出願 2012-267138」を照会する方法を紹介します。

J-PlatPatトップページからグローバルナビゲーションの「**経過情報**」にマウスポインタを移動し、「**番号照会**」をクリックします。

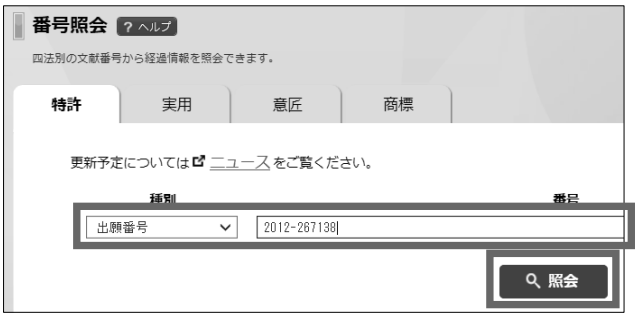

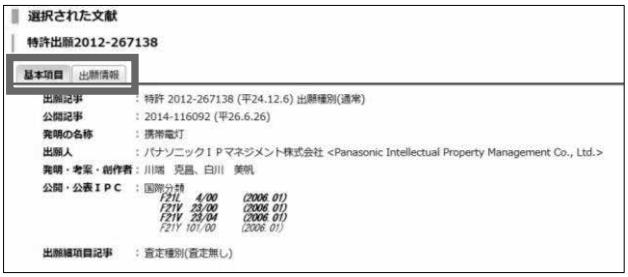

※実際の手続き等が行われてから経過情報にデータが反映されるまでには１ヶ月程度のタイムラグがあります。
※権利状況等の最終的な確認は出願書類や登録原簿の閲覧を行ってください。

①「特許」、「実用」、「意匠」、「商標」タブをクリックすることで、それぞれの入力画面に切り替えることができます。
「特許」を選択します。

②種別で「出願番号」を選択し、番号欄に“2012-267138”を入力し、照会をクリックします。

※複数の種別を選択することはできません。

③一覧表示画面が表示され、各種番号が表示されます。内容を確認したい文献番号をクリックします。

④詳細な情報が表示されます。出願情報、登録情報等の各情報を確認する場合には各項目のタブをクリックします。

基本項目
出願人等の基本的な情報が表示されます。

出願情報
出願された後の審査記録や引用文献を確認できます。

審判情報
審判請求がなされていればタブが表示され、審判種別などの情報が表示されます。

登録情報
登録になっていればタブが表示され、登録査定日や期間満了日などの情報が表示されます。

操作マニュアルのダウンロード（ＵＲＬ）
http://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/reference/index.html

［４］画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）を利用した画像デザインに関する意匠公報の調査

独立行政法人工業所有権情報・研修館では、利用者がイメージファイルを入力するだけで、我が国で意匠登録になった画像デザインの公報を簡単に調査することができる、オンラインサービス「画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park)」を提供しております。

画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）トップページ

https://www.graphic-image.inpit.go.jp/

●画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）へのアクセス方法

画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）は、下記のアドレス（ＵＲＬ）をお使いのインターネットブラウザのアドレス欄に直接入力してアクセスするほか、(独)工業所有権情報・研修館のホームページ、特許庁のホームページ、または、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）のトップページからアクセスすることができます。

Graphic Image Park のアドレス（ＵＲＬ）:
https://www.graphic-image.inpit.go.jp/

●画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の基本操作

基本的には、３ステップの簡単な操作で意匠公報を表示することができます。

① 比較したいイメージファイルを入力します。
② 「結果を表示」ボタンをクリックします。
③ 一覧表示の登録番号をクリックすると意匠公報が開きます。

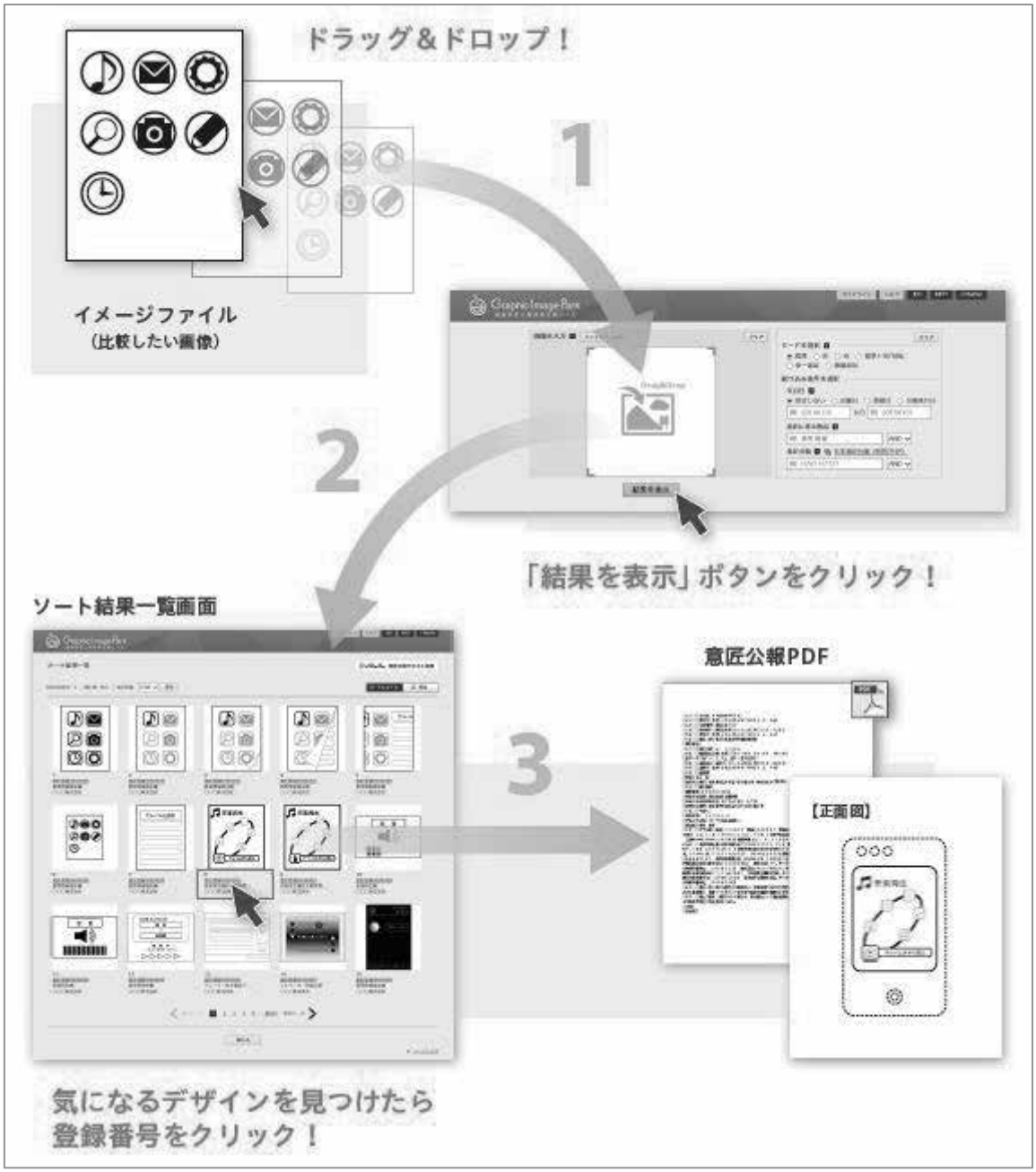

●画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）のお役立ち情報

画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の「概要」や「注意点」をまとめた『ガイドライン』を公開しておりますので是非ご参照ください。

イメージファイルを入力しないで「結果を表示」ボタンをクリックすると、公報発行日新旧順に蓄積データが並びます。最新の登録事例を参考にしたい場合は、イメージファイルを入力せずに「結果を表示」ボタンをクリックしてください。

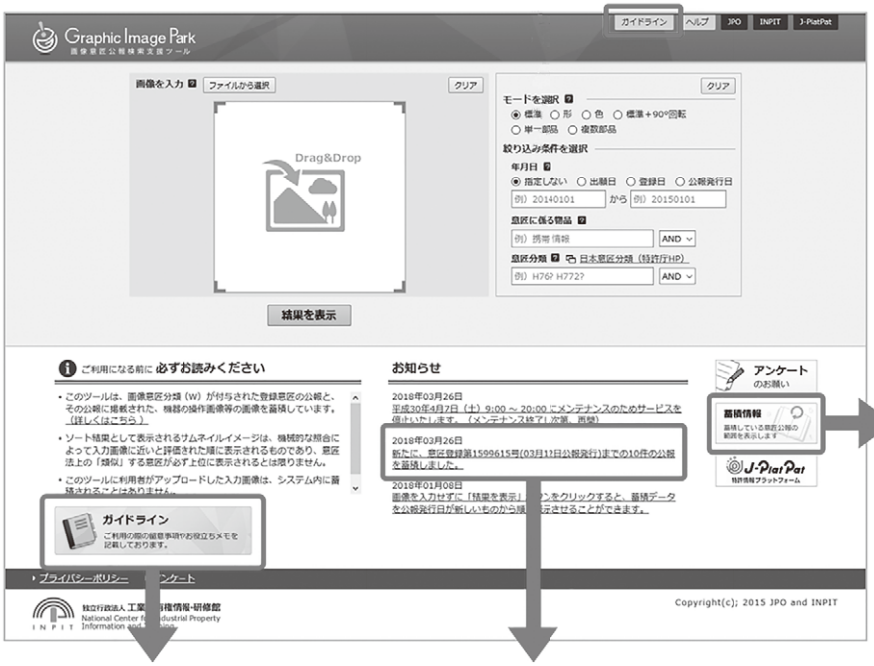

蓄積情報

（2018年3月26日時点）

【蓄積データ範囲】
意匠登録番号
第1249435号～第1599615号

登録日
2005年7月15日～2018年2月16日

公報発行日
2005年8月29日～2018年3月12日

【蓄積データ数】
公報単位　　6,836件
イメージ単位　28,665件

ガイドライン

ツールの概要や注意点をまとめたガイドラインを公開しています。

蓄積データの更新

原則として毎週月曜日に蓄積データを更新します。

●画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の便利機能

チェック機能　＆　CSV 出力機能

＜チェック機能＞

気になるサムネイルイメージにチェックを付けて、別途、チェックを付けたものをまとめて表示できる機能です。

＜CSV 出力機能＞

チェックを付けてまとめて表示した案件について、CSV 出力ができる機能です。

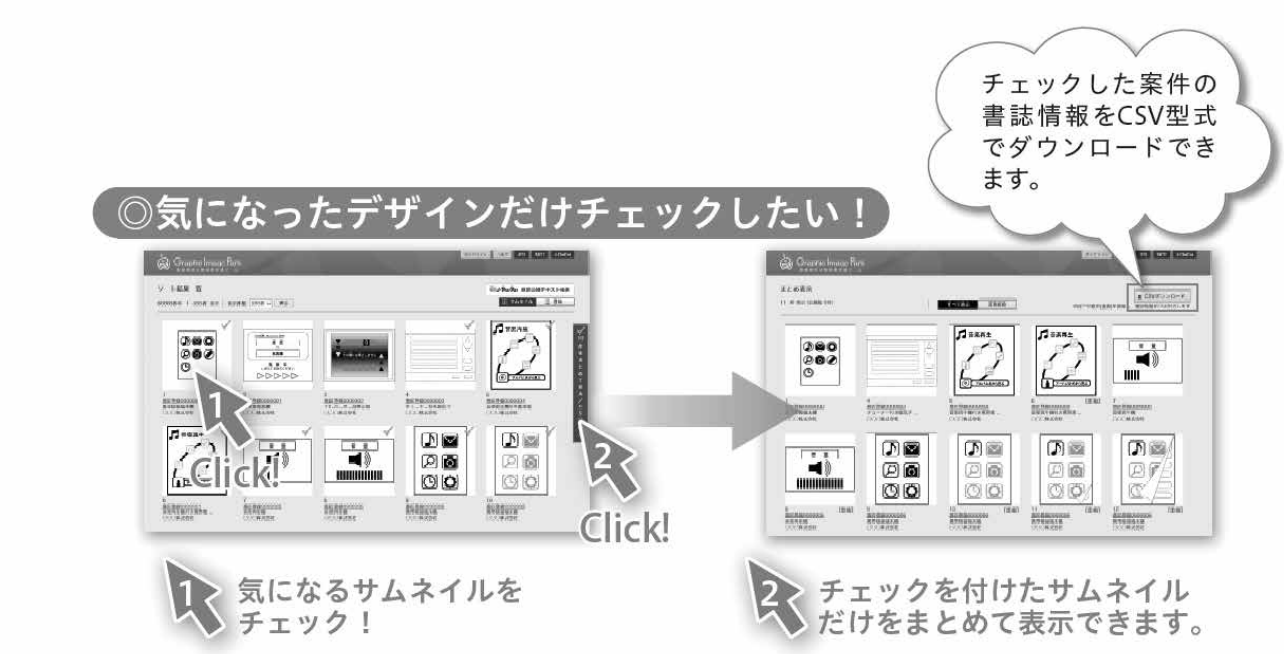

●画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）のお問い合わせ先

独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）
知財情報部　情報提供担当
電話：03-3581-1101（ex2413）
E-Mail：ip-jh05@inpit.go.jp

第４章　産業財産権の活用と権利侵害への対応（特許権を中心として）

第１節　産業財産権の活用

従来型の経営資源である人・物・金を活用して利益を確保する手法に加え、産業財産権を最大限に活用して利益を確保する手法について熟知することは、今や経営者にとって必須の事項といえます。

産業財産権の取得は、利益を確保するための手段であって目的ではなく、取得後どのように活用して利益を確保するかを、研究開発時や出願時などのあらゆる節目で十分に考えておくことが重要です。

（１）産業財産権利用形態の類型

産業財産権の利用形態の一つとして、産業財産権の独占的排他権を活用して自社製品の製造販売を有利に行う、いわゆる独占的自己実施があります。また、売却・譲渡等により他社に産業財産権自体を移転してしまう場合や、他社に産業財産権の実施権（ライセンス）を許諾する場合があります(特許権者以外の者が特許発明を実施する権利を実施権といいます)。これら様々な産業財産権の利用形態を、企業経営に沿って最適な形で選択することが重要です。

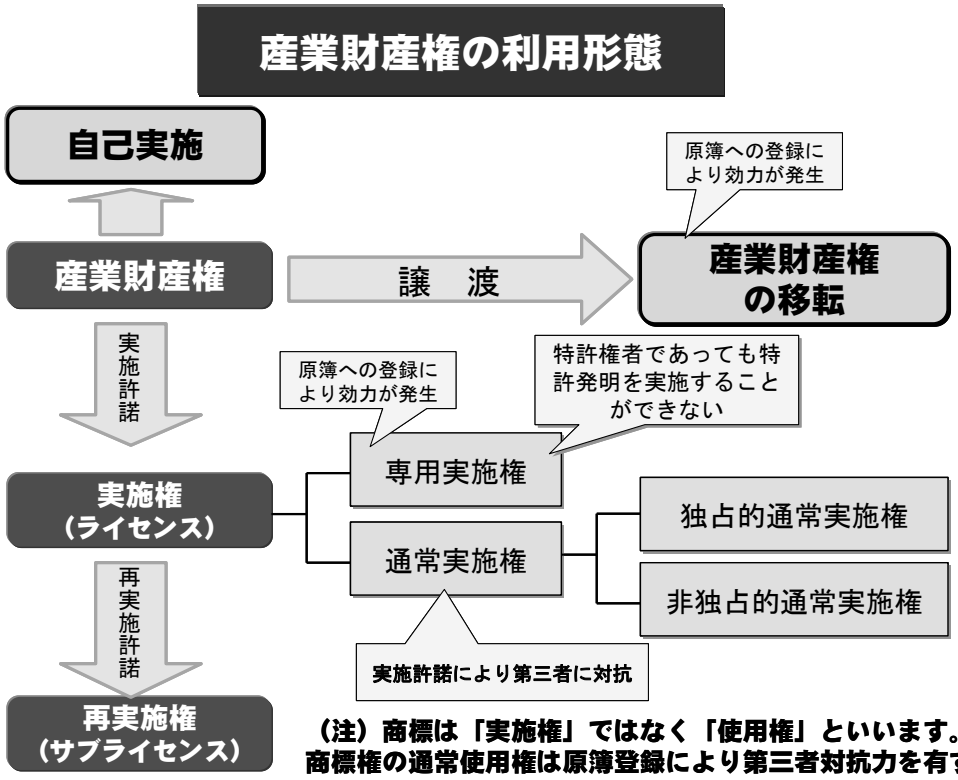

① 独占（他社に一切関係製品を作らせない）

独占は産業財産権の最も基本的な機能であり、この機能により市場を独占でき、価格も維持できるため、大きな利益を期待することができます。

しかし、一方で権利者は、自己の産業財産権を侵害した他社製品が出ないように市場を監視する必要があり、この監視を怠るようでは産業財産権を所有している意味がありません。さらに、所有する産業財産権に対して他社からの無効審判請求などの攻撃を受ける可能性もあります。

また、一社独占により、当該技術及び製品が普及せず、期待していた利益を確保できなくなるといったことも考慮する必要があります。

② ライセンス

ライセンスとは、一般に、ライセンスを与える側である、特許権者（ライセンサー）がライセンスを受ける側（ライセンシー）に対して、一定の条件の下に産業財産権の実施を許諾することを意味します。

ライセンサーである実施許諾者には、１）ライセンスの対価を得る、２）特許権を得るために費やした研究開発投資や諸経費を一部回収できるといったメリットがあります。

ライセンシーである実施権者には、１）自社技術の補完のための研究開発に要する費用や時間を削減でき、２）価値ある特許発明を実施することによる利益を得るといったメリットがあります。

また、１）費用と時間の掛かる特許権侵害訴訟を回避して裁判外の紛争解決ができ、２）協力関係を維持し、技術提携や業務提携を図るという両者に共通したメリットもあります。

③ 特許権等の移転（特許権等を他人に譲渡する）

自社の特許権に係る発明等を将来自社で実施する可能性がない場合、あるいは自社で実施するより製造・販売力の大きな企業で実施する方が現実的な場合などにおいては、自社の特許権等を他社へ売却し譲渡することが考えられます。

この場合のメリットは、実施権の許諾と比較して大きな金額を請求しやすいことや、自社で特許権等を維持した場合の特許料（年金）の支払いや管理が不要であることです。ただし、権利を譲渡してしまった後で、その判断が誤っていたとしても取り返しがきかないので、判断には慎重さが要求されます。

なお、譲渡による特許権等の移転は、登録しなければ効力が生じませんので、移転登録申請書（登録免許税が必要）を提出し、特許庁の特許原簿に移転登録をする必要があります（特許法第９８条、Ⅱ様式編　１．特許（１１）移転登録申請書　（１２）譲渡証書 参照）。

（２）ライセンスの類型

「ライセンス」（実施権）には、特許法上、その権利を許諾された実施権者だけが独占的に実施できる専用実施権と、独占性のない対抗要件を備えた通常実施権の２種類があります。

①　専用実施権の設定（特許権等の譲渡は行わず、専ら相手に権利を実施させる）

「専用実施権」とは、対象となる特許発明を専用実施権者が独占的に実施することができる権利のことをいいます（特許法第７７条）。専用実施権が設定され、特許原簿に専用実施権の設定登録がなされた場合、その特許発明は、設定された実施の範囲内においては特許権者自身も実施できなくなります（同法第６８条ただし書）。土地を例にして考えると、地上権の設定と似ています。

専用実施権を設定した場合、特許権者にとっては、後述する通常実施権の許諾の場合とは異なり、自ら特許発明を実施できなくなる点がデメリットといえます。しかし、専用実施権者には、特許権者が有する権利と同等の権利を与えることになるので（専用実施権者は、第三者が無断でその特許発明を実施した場合には権利侵害として、特許権者と同様に差止請求や損害賠償請求等を行うことができます）、一般的に通常実施権よりも高額の対価を受けることができるのがメリットです。このため、当面、自社で実施する予定がない場合等には、他社に専用実施権の設定を行うことも選択肢の一つとなるでしょう。

一方、自社も実施できないのであれば、権利を譲渡することが考えられますが、例えば、当該技術の開発後５年間は資金や人材が不足して実施できないが、６年目からは実施するという計画がある場合、専用実施権の設定期間を５年間とし、６年目以降は自社が実施できるようにするということも考えられます。

さらには、ある特定の地域や特定の製品分野では実施しないが、他の地域や分野では実施したいといったケースも考えられます。例えば、自社は北海道に販路が全くないという場合、地理的範囲を北海道に限定して他社に専用実施権を設定することができます。また、自社は産業用の製品のみで家庭用の製品は実施しない場合は、家庭用の製品についてのみ専用実施権を設定することも可能です。

このように、ライセンス契約を締結する場合には、実施できる期間、地域、特許製品等の内容を実施の範囲として設定することや、それらに応じた実施料に関する合意内容に留意する必要があります。

②　通常実施権の許諾（他社にも特許権等の実施を許諾してライセンス料を得る）

「通常実施権」とは、その特許発明を実施することができる権利のことをいいます（特許法第７８条）。

通常実施権者は、専用実施権者とは異なり、許諾を受けた範囲内において無権限の他者が発明を実施した場合であっても、差止請求や損害賠償請求を行うことはできません。このような場合には、特許権者や専用実施権者が、差止請求、損害賠償請求を行うことになります。

なお、特許法等の一部を改正する法律（平成２３年法律第６３号）により、通常実施権の当然対抗制度が導入され、平成２４年４月１日以降の通常実施権は、その発生後にその

特許権を取得した者等の第三者に対しても、その効力を有するため（特許法第９９条)、例えば特許権者が変わった場合でも､引き続き､特許発明の実施を続けることができます。

また、通常実施権には実務上、独占的な通常実施権と非独占的な通常実施権があります（特許法上の区別はなく、契約実務上使用する用語です)。独占的通常実施権が許諾された場合は権利者（ライセンサー）及び当該実施権者（ライセンシー）しか実施することができませんが、非独占的通常実施権の場合、権利者はさらに別の者にも実施許諾することができ、複数の実施権者（ライセンシー）が実施することができます。

通常実施権の当然対抗制度とは、通常実施権者が登録を備えずに、通常実施権の存在を立証することによりその通常実施権を第三者に対抗できるとする制度です。

専用実施権と通常実施権の比較

	専用実施権	通常実施権
実施権を与えることができる者（ライセンサー）	特許権者のみが専用実施権を設定（ライセンス）できる。	特許権者又は専用実施権者が、通常実施権を許諾（ライセンス）できる。 ただし、専用実施権者による場合は、特許権者の承諾が必要となる。
特許原簿への設定登録（登録免許税が必要）	専用実施権の効力を発生させる要件及び第三者に対抗する要件として設定登録が必要。(効力発生要件)	原簿への登録は不要
実施権の性質	他人が発明を実施した場合には、差止請求、損害賠償請求を行うことができる。	他人が発明を実施した場合であっても、差止請求や損害賠償請求を行うことができない。
ライセンサーの自己実施権の留保	専用実施権を設定する場合には、ライセンサー（＝特許権者）の実施権は留保できない。	通常実施権を許諾する場合には、ライセンサーの実施権は留保される。
ライセンスの重複の可否	特許権者は、専用実施権の設定後、その設定範囲については、専用実施権と通常実施権の別にかかわらず、実施権を設定・許諾できない。	特許権者は、通常実施権の許諾後、その許諾範囲についても、専用実施権又は通常実施権を第三者に設定・許諾できる。 先に通常実施権の許諾を受けた通常実施権者は、専用実施権者に対抗できる。

③　再実施権（サブライセンス）

再実施権（サブライセンス）とは、実施許諾者（ライセンサー）が実施権者（ライセンシー)と締結した契約(主契約)において､実施権者が第三者に主契約の範囲内において、実施権を許諾する権利をいいます。実施権者が子会社に実施させる場合も、実施権者からの再実施権の許諾がないときは、実施させることはできないのが一般的です。

なお、サブライセンス契約は、一般に、主契約が終了すると自動的に終了することに留

意する必要があります。また、下請実施と再実施は異なることに留意する必要があります。

④　部分ライセンス（特定の地域や特定の製品・用途分野等のみライセンスする）

この利用形態は、自社による独占と通常実施権の設定とを組み合わせ、利益を最大にしようとする戦略です。例えば、自社の販路が関東には強いが関西には弱い場合、関東では自社が製品を独占し、関西ではその地域に強い他社にライセンスをして、他社の売上げに期待するという戦略です。

この利用形態は比較的低いリスクで利益を最大限に引き出すことができる半面、ライセンス契約が複雑になる傾向があり、契約前に十分な調査や慎重な戦略立案が必要です。

⑤　クロスライセンス（自社の特許権等と他者の特許権等を相互にライセンスする）

自社で実施したい他社の特許権に係る発明等があり、一方でその他社が自社の特許権等を実施したいと望んでいる場合には、相互に特許権に係る発明等を使い合うことが可能になるようクロスライセンス契約を結ぶことができます。

最も一般的なケースとして、自社と他社とが似た製品を同時期に開発し、お互いが相手方の製品をカバーするような特許権等を得た場合には、双方とも製品が出せないということもあり得ます。

つまり、ある製品について特許権等を取得していても、その実施によって他社の特許権等に抵触する可能性がある場合に両者がクロスライセンスをする戦略は有効で、関係する２社は互いに製品を販売でき、かつ、市場を独占することもできます。

なお、クロスライセンスする対象となる知的財産の資産価値が、自社のものと他社のものとでは異なる場合があります。このような場合は、資産価値が低い権利を有する側が不足分を金銭で支払うなどの契約等をします。この差額の支払い方法も一括支払いや分割支払い、あるいは製造・販売額に応じて支払う等、様々な方法があります。

⑥　産業財産権のプール（数社の特許権などを集める）

数社の同業者が互いに産業財産権を持ち寄り、それを一括管理して同業者で市場を独占する戦略があります。これは、上記クロスライセンスの発展型ということができます。

この戦略に参画する企業が、お互いにあまり強い特許権等を所有していない場合であっても、この戦略で強力な知的財産を所有することができます。しかし、契約の形が複雑になる可能性も十分にあるため、契約締結前に慎重に契約内容を検討する必要があります。

また、場合によっては独占禁止法における不当な取引制限として違法になることもあるので注意が必要です。

（３）出願しない形態での知的財産の活用（ノウハウ管理）

ここまで、特許権などの産業財産権を取得し、活用するという観点から説明してきました。一方、製造ノウハウなどについては、その内容が公開されてしまうことを避けるため、特許出願をあえて行わず、ノウハウとして秘匿しておく戦略もあります。秘密として管理されたノウハウについては、営業秘密として不正競争防止法で保護され、不正な取得・使用・開示が行われた場合、差止請求や損害賠償請求を行うことができます（Ⅰ概要編　第５章　第１節　不正競争の防止　３．各行為類型の概要　（１）不正競争の類型　④営業秘密の侵害行為　参照)。また、悪質な場合、刑事的な措置が講じられることもあります。

他者の特許発明を実施する際には、実施許諾に加え、ノウハウも必要となる場合が多く、特許権とともにノウハウがライセンス契約の対象にされるケースが少なからずあります。ノウハウなどを秘匿する戦略をとる場合、社内の機密保持のためのルールなどをきっちりと定め、それに従って、機密情報を管理しておく必要があります。万一、社員あるいは第三者の行為でノウハウが社外に漏れた場合に、その行為が不正なものであることを主張するためにも、機密情報の管理が行われていたことを証明できるようにしておく必要があります。

ただし、そのノウハウと同じ技術を他社が独自に開発し、特許権を取得した場合には、自社がその特許権を侵害しているとして、事業を継続できなくなる可能性もあります。このような場合にも、いわゆる先使用権（注）を主張して事業を継続できるよう、他社が特許出願する以前から、その技術を事業として実施または実施の準備をしていたことを証明できるだけの十分な証拠を保管しておくことも必要です。

（注）先使用権制度は、特許法第７９条に規定されています。

特許法第７９条（先使用による通常実施権）

「特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。」

※先使用権制度の詳細については、「先使用権制度事例集」をご参照ください。
（http://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/seido/senshiyou/index.html）

（４）共有に係る特許権

特許権が共有に係る場合において、その特許発明の実施については、契約で別段の取り決めがある場合を除いて、各権利者は共有者の同意がなくても自由に実施することができます（特許法第７３条第２項）。

一方、特許権に関する自己の持分について譲渡あるいは質権を設定する場合や、特許権について第三者にライセンス（専用実施権の設定又は通常実施権の許諾）をする場合には、他の共有者の同意が必要となります（特許法第７３条第１項及び同条第３項）。

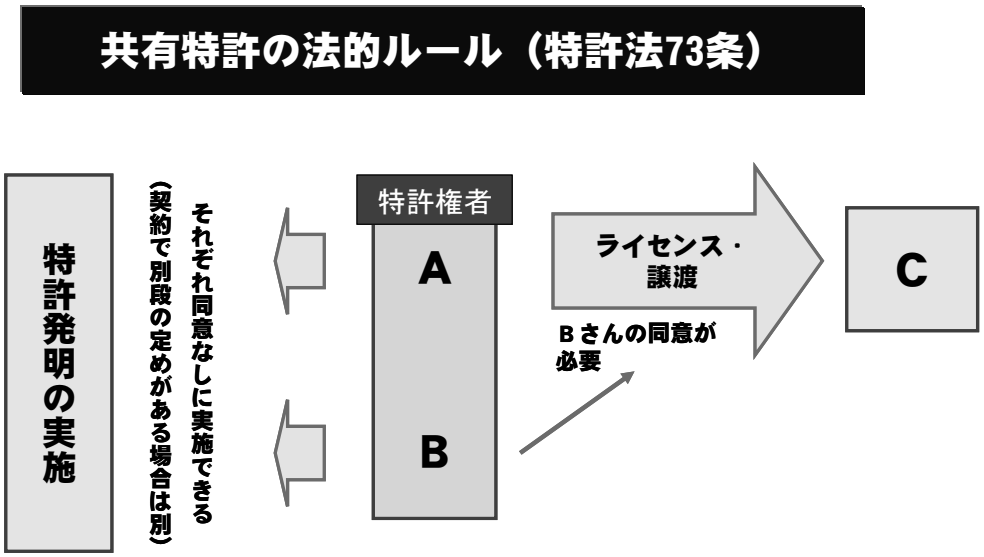

（５）技術移転の活用

技術移転は産業の発展に大きな役割を果たしてきました。特許制度を活用することで、技術移転を円滑に進めることができます。

① 技術移転の必要性

１）大企業には、自前の研究所で事業に必要な研究開発を行い、外部からの技術導入には頼らないという考え方もあります。しかしながら、技術開発が高度化、複雑化する中、研究開発のコスト及びリスクが増加し、一企業で事業に必要な研究開発をすべて行うことは難しくなりつつあります。

２）つまり、大企業においてさえも外部から技術導入する必要性が高まっているといえます。また、大企業に比べれば十分な研究開発資源に恵まれていない中小企業にとっては、自社に必要な技術を外部から導入することは効率的な研究開発を行う上で検討すべき方策の一つといえます。

３）企業は研究開発費が増大するにつれ、早期に研究開発費を回収する必要に迫られます。自社が開発した研究成果をいち早く収入に変える手段として、他社への技術移転によるライセンス収入等は、企業にとって非常に魅力的なものといえます。

４）一方、大学や研究機関（以下、「大学等」と記載）の研究成果は社会に還元していかなければなりません。研究成果が民間企業に移転され事業化されることにより、また、その結果生まれた新たな製品等が利用者に提供されることによって、研究成果は初めて人々の役に立つことになります。技術移転は、大学等の研究成果を社会還元するきわめて重要な手段です。さらに、技術移転によって得られるライセンス収入は大学等に還元され、新しい研究開発の費用に充当されます。

② 技術移転のための環境整備

１）大学における技術移転の促進

大学等における技術に関する研究成果、すなわち発明等を権利化し、企業に技術移転して社会での有効活用を図ることは、新たな事業分野の開拓及び産業の技術力向上並びに大学における研究活動の活性化に資するものです。

こうした観点から、大学と産業界を結びつけるリエゾン機能の一つである技術移転機関（ＴＬＯ：Technology Licensing Organization）の整備を促進するため、１９９８年５月に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（大学等技術移転促進法）が制定されました。

ＴＬＯでは、①事業化し得る研究成果（技術シーズ）の発掘、評価、選別、②当該研究成果に含まれる発明等に関する出願、権利化及び当該特許権等の保全、③当該研究成果に関する技術情報の提供、④当該特許権等に関する企業への実施の許諾（ライセンシング）等、⑤ライセンス収入等の還元等をＴＬＯ自らが行ったり、外部に委託したりして技術移

転を進めています。現在、日本では３６のＴＬＯ（２０１７年９月現在）が大学等技術移転促進法に基づき文部科学大臣と経済産業大臣の承認・認定を受け、活動しています。(Ⅲ参考編　１５．承認・認定ＴＬＯ一覧 参照)

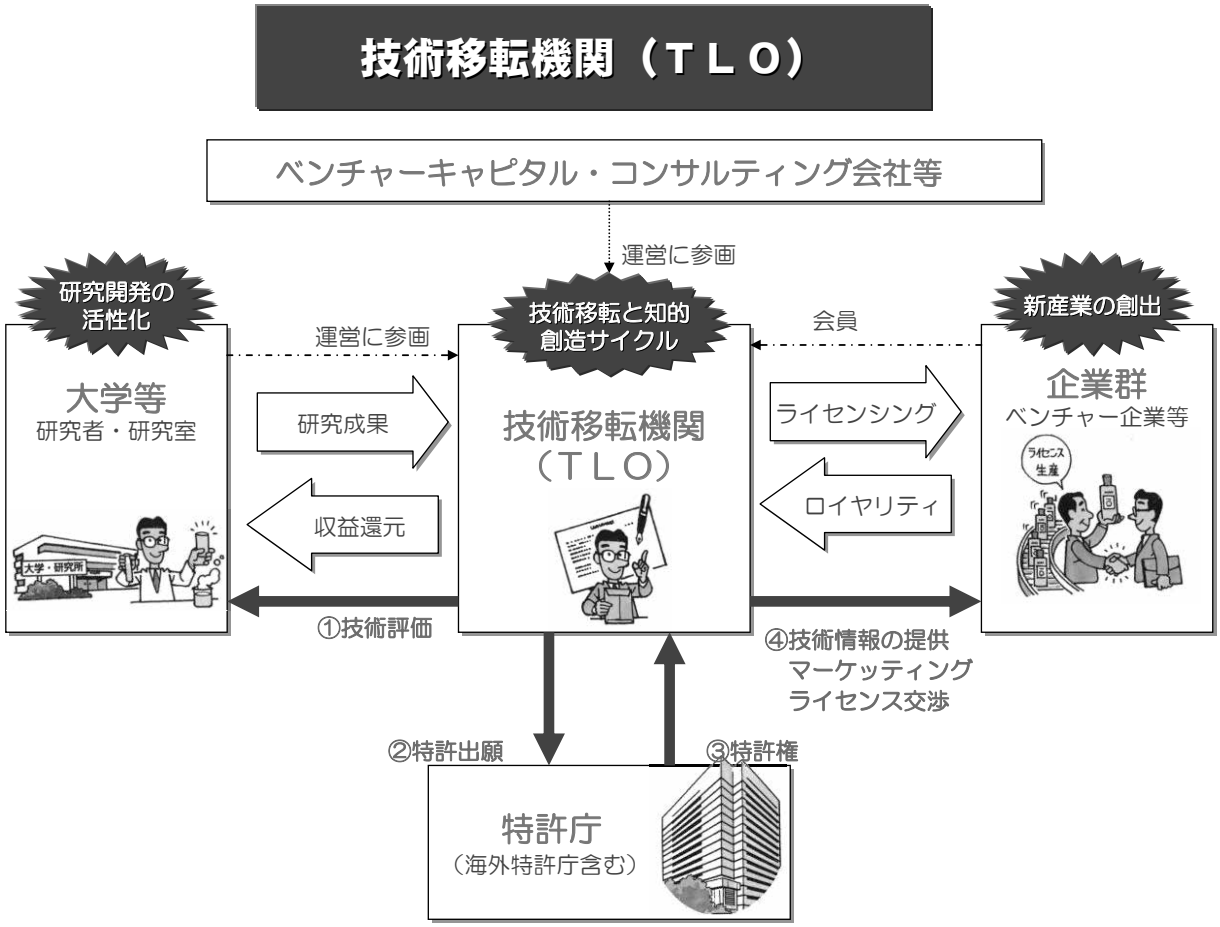

第２節　権利侵害への対応

第三者がある特許発明の内容と関連の深い製品の生産､販売等をしている場合に、その製品が特許権の侵害になるか否かは非常に難しい問題となる場合があります。しかし、特許権は一種の財産権ですから、それを所有する権利者が権利侵害への対応を考えなければなりません。

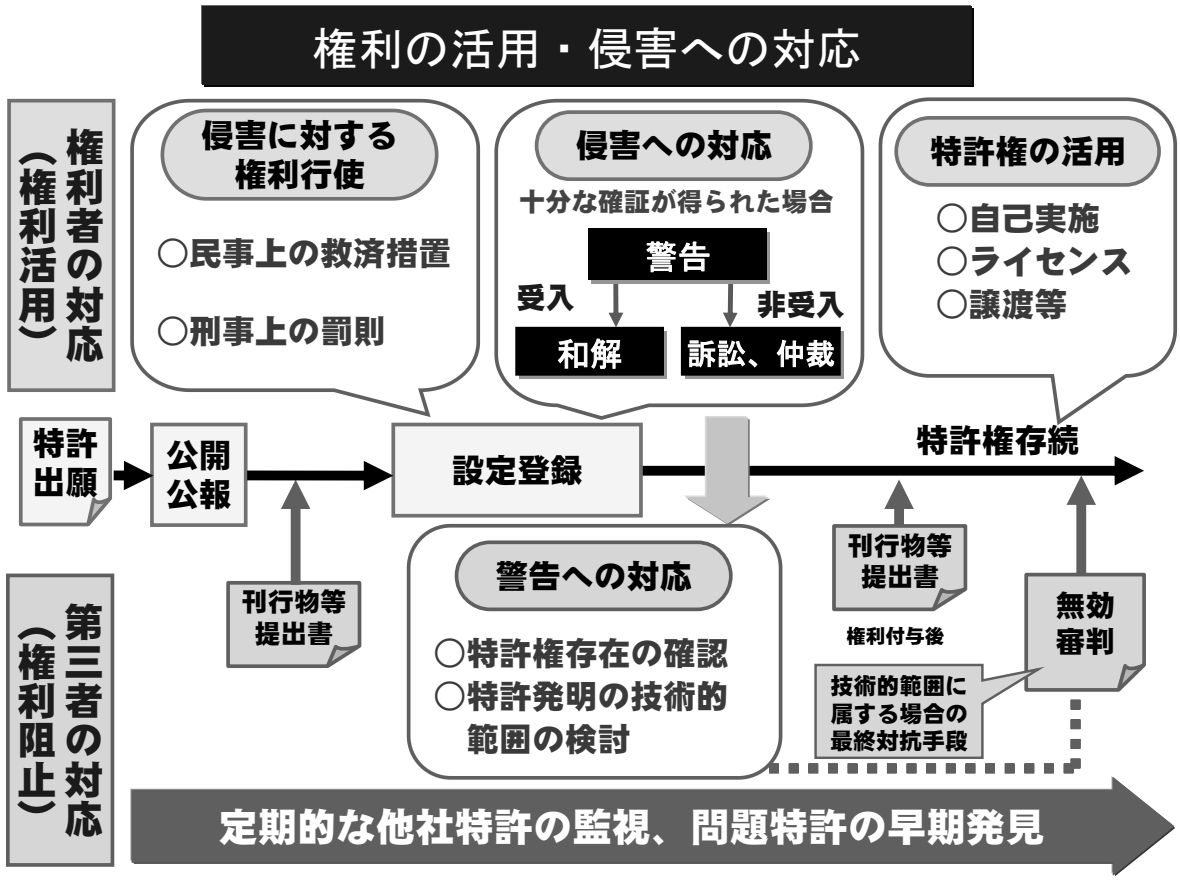

※刊行物等提出書：他人が特許出願した発明が特許になるのを阻止するため、又は特許が無効である可能性を知らせるための情報を特許庁に提供する手続のこと。匿名による提出も可能。

（１）特許権侵害に関する民事上の救済措置と刑事罰

他人が無断で業として特許発明を実施すれば権利の侵害となり、特許権者は、次のとおり民事上、刑事上の救済を受けることができます（専用実施権者も設定の範囲内において救済を受けることができますが、通常実施権者は救済を受けることができません。）。

① 差止請求権（特許法第１００条）

特許権者は、特許権を侵害する者あるいは侵害するおそれのある者に対して、侵害の停止又は将来における侵害の予防を請求することができます。また、侵害品の廃棄だけでなく、侵害品の製造設備の廃棄等を求めることができます。

② 損害賠償請求権

特許権者は、特許権を侵害された場合、侵害者に対して損害賠償を請求することができます（民法第７０９条)。また、侵害者の侵害行為に基づく特許権者の損害額の立証が困難な場合が多いので、特許法では損害賠償額の算定について、推定等の特則を設けています（特許法第１０２条)。なお、損害賠償請求権は、損害及び加害者を知った時から３年間行使しないときは、時効によって消滅しますので、注意が必要です。(民法第７２４条)

③ 信用回復措置請求権（特許法第１０６条）

特許権者は、侵害者による粗悪品の販売などの侵害行為によって業務上の信用を害した場合には、新聞への謝罪広告の掲載などの業務上の信用を回復するのに必要な措置を請求することができ、裁判所はその旨を命ずることができます。

④ 不当利得返還請求権（民法第７０３条、第７０４条）

特許権者は、侵害者が侵害行為によって不当に得た利益の返還を請求することができます。不当利得返還請求権の時効は１０年（民法第１６７条第１項）であり、損害賠償請求権の時効（知った時から３年）よりも原則長くなっています。

⑤ 侵害の罪

特許権を侵害した者は、刑事罰として、１０年以下の懲役若しくは１０００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます（特許法第１９６条)。また、所定の違反行為が法人の代表者等によってなされたときは、行為者とともにその法人に対しては、３億円以下の罰金が科せられます（特許法第２０１条)。

（２）権利侵害の成立条件

権利侵害が成立するには、以下のような条件が必要です。

① 有効な特許権があること

特許権が設定登録され、権利の存続期間中であることが必要です。なお、特許が無効理由を有する場合、特許無効審判において特許を無効とする審決が確定すると、一部の無効理由で無効とされる場合を除き、特許権は初めからなかったものとみなされるので（特許法第１２５条)、注意が必要です（第４章　第３節　「判定・無効審判制度」を参照)。

② 特許発明の技術的範囲内の発明が実施されていること

第三者の実施している発明が特許発明の技術的範囲内であることが必要です。特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定められます（第２章第１節　［７］出願から特許権取得までの流れ（１１）特許発明の技術的範囲の定め方 参照）。

③　正当な権原のない実施であること

当該第三者が実施権を有しないこと、又は特許権の効力の及ぶ範囲での実施であることが必要です。

（参考１）特許発明を実施している場合でなくとも、例えば特許権の侵害に用いられる専用部品を生産・譲渡する等の行為は、特許権の侵害とみなされます（いわゆる間接侵害（特許法第１０１条））。

第１０１条　次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一　特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

二　特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三　特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

四　特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

五　特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

六　特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

（参考２）特許請求の範囲に記載された構成中に、侵害が疑われる対象製品と異なる部分があっても、以下の条件を満たす場合は、特許発明の技術的範囲に属すると判断されることがあります（いわゆる均等論（最高裁平成１０年２月２４日第三小法廷判決））。

①　異なる部分が特許発明の本質的部分でない。

②　異なる部分を対象製品におけるものと置き換えても特許発明の目的を達することができ、同一の作用・効果を奏する。

③　対象製品等の製造時に、上記異なる部分を置換することを、当業者が容易に想到できる。

④　対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者が公知技術から出願時

に容易に推考できたものではない。

⑤　対象製品等が特許発明の出願手続において、特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たる等の特段の事情がない。

（３）権利侵害を発見した場合の対応策

権利侵害を発見した場合には、十分かつ慎重な検討を行い、侵害であるとの確証が得られるならば侵害者に警告をして、和解交渉で解決できるかどうかを探ることが考えられます。当事者間の直接の交渉で解決できない場合には、裁判所の手続を利用するほか、調停制度、仲裁制度、判定制度等を利用する等、第三者を間に入れることで解決を図る方法もあります。

なお、実用新案権者が権利行使を行うときには、特に注意が必要です。実用新案権は実体審査を経ずに付与される権利です。権利の濫用を防止し、第三者に不測の不利益を与えることを回避するため、実用新案権者は、権利の有効性に関する客観的な判断材料である実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、権利を行使することができません（実用新案法第２９条の２）。実用新案技術評価書を提示せずに行った警告や訴訟の提起は、有効な権利行使には当たらないものと考えられ、これにより相手側に損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負うことになります（実用新案法第２９条の３）。

（権利侵害を発見した場合の対応例）

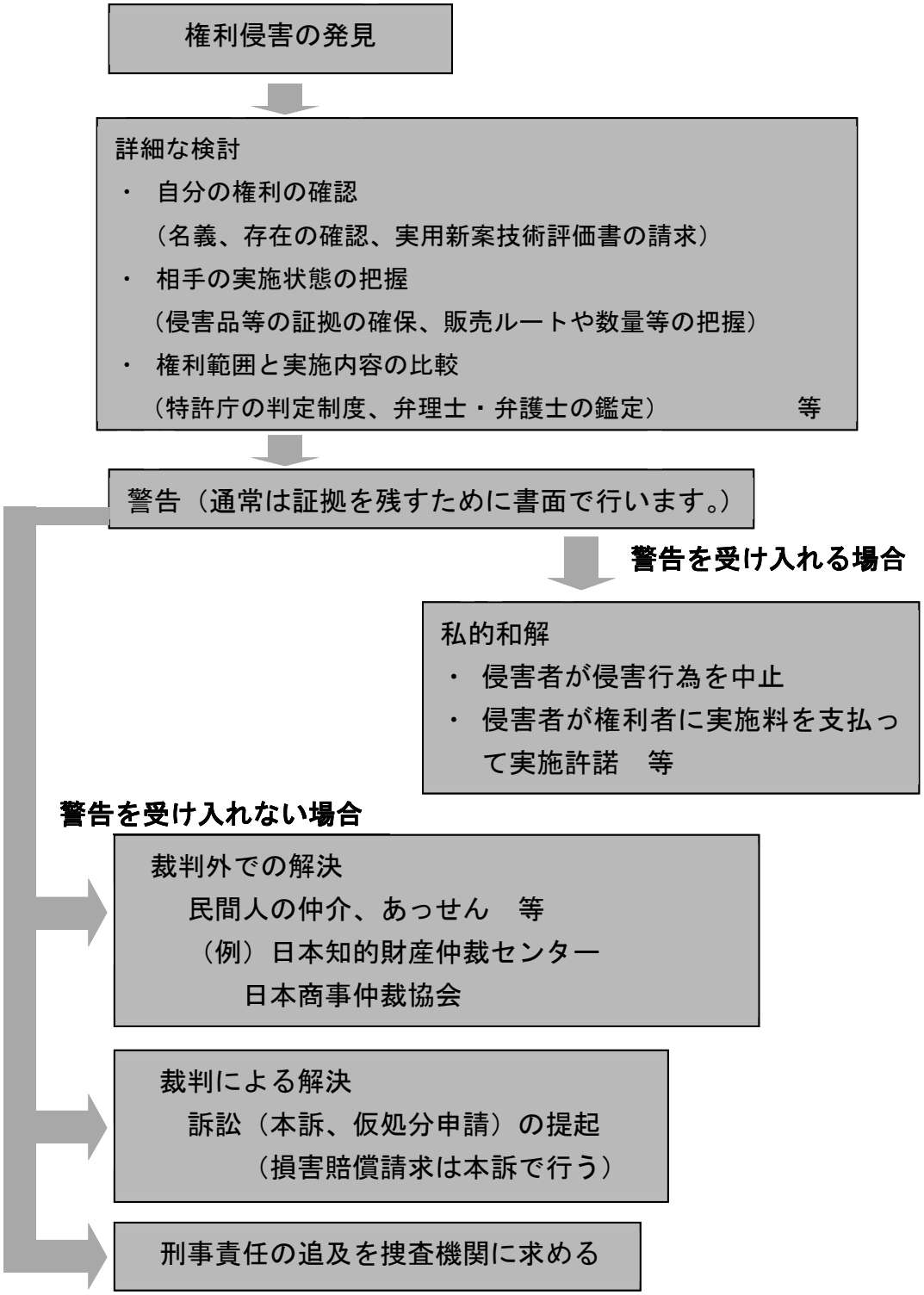

・裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ：Alternative Dispute Resolution）とは、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続のことをいいます。ＡＤＲの種類の例は、以下のとおりです。

  ・仲裁：当事者双方が紛争の解決を第三者に委ね、その判断に従うことによって争いを解決すること。両当事者がその旨の合意（仲裁契約）をすれば、裁判所に出訴する権利は失う。

  ・調停：紛争を解決するため、第三者が当事者間を仲介し、双方の互譲に基づく合意によって紛争の処理を図ること。

  ・あっせん：紛争の当事者間の交渉が円滑にいくように、その間に入って仲介する行為の一切のこと。

・裁判による解決と比較し、①手続は非公開、②必ずしも法律に拘束されない（実情に即した解決の可能性）、といったメリットがあります。

・知的財産権分野に関するＡＤＲ機関としては、日本知的財産仲裁センター等があります。日本知的財産仲裁センターは、日本弁理士会と日本弁護士連合会が平成１０年に共同で設立した団体で、日本弁理士会内に窓口があります。

・知的財産権分野におけるＡＤＲに関しては、弁理士が代理を行うことも可能です（第７章第４節「弁理士・日本弁理士会」　参照）。

（４）権利侵害であると追求された場合の対応策

権利者は、権利侵害があったと判断すると、通常、その権利行使前に侵害者と目される者に対し警告を発します。しかし、この警告は特許権者の主観的判断に基づく場合が多く、ときに誤用又は濫用されることも少なくありません。

したがって、警告を受けた場合は、その正当性を調査検討後、しかるべき措置をとります。以下にその対策例（特許の場合）を説明します。

①　特許権存在の確認

特許原簿により、特許権が有効に存在するか、正当な権利者からの警告であるかを確認します。

②　特許発明の技術的範囲の検討

特許公報を入手し、特許請求の範囲の記載を中心に特許発明の技術的範囲がどこまで及ぶか検討します。特許発明の技術的範囲は、明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて定められますが（特許法第７０条）、特許請求の範囲を正確に読むためには、出願時の技術水準を把握し、出願前の公知文献などを調査することが必要です。

なお、特許発明の技術的範囲については、特許庁に判定を求めることができます（特許法第７１条）。この判定結果は法的拘束力を有しませんが、権利付与官庁の公式見解であるため権威ある判断の１つとされています（第３節「判定・無効審判制度」を参照）。

また、弁理士に鑑定を依頼することもできます。

＜参考：判定の結果後の対応策の例＞

１）特許発明の技術的範囲に属すると判断された場合

・直ちに実施行為を中止し、故意責任を免れるようにします。
・実施許諾又は権利譲渡を受け、正当に実施できるよう交渉します。
・特許権に無効理由を発見したときは、特許無効審判を請求します（特許法第１２３条）。特許を無効とする審決が確定すると、一部の無効理由を除き、特許は初めからなかったものとみなされるので、警告自体その根拠を失うこととなります。
・先使用等による実施権があるか、特許権の効力の及ばない範囲の実施に相当するか等を調査します。

２）特許発明の技術的範囲に属さないと判断された場合

・侵害事実がない旨を回答するとともに、将来の訴訟に備えて鑑定書、正当理由資料等の証拠の準備をしておきます。
・相手側から仮処分の申請があった場合には、裁判所に上申書を提出して、こちらの意見主張の機会を与えて欲しい旨の申し出をします。
・差止請求権、損害賠償請求権の不存在確認の訴訟を起こします。
・民法上の権利濫用、不正競争防止法違反等を主張します。

第３節　判定・無効審判制度

高度に専門的な技術・意匠・商品知識を有する特許庁が、厳正・中立的な立場から、判定の対象が特許発明の技術的範囲に属するか否か等の公的見解を６月程度で示します。特許権の均等の範囲に属するか否かについても、特許庁の先行技術調査・判断の経験を生かして判定します。

（１）判定制度の概要

特許権を持っている人は、営利等を目的として特許発明を独占的に生産、販売、使用等することができますので、権利行使により、同業者のみならず広く第三者にも影響を及ぼすことになります。しかも、その特許権が存続期間（特許出願から２０年）満了によって消滅した後においても、存続期間中の他人の侵害行為に対する損害賠償の請求ができるなど、その影響は長期間にわたることになります。

そこで、

① 特許権者が他人の商品（実施対象物）などについて、それが自分の特許発明の技術的範囲に属するものであるかどうかを知りたい場合、

② 特許権者でない者が、開発投資ないし事業の計画中、あるいは現実に実施中のものについて、それが特許権者の特許発明の技術的範囲に属するかどうかを知りたい（安心して実施したい）場合等が生じてきます。

そのために特許権を設定した特許庁に特許発明の技術的範囲について公式の見解を求めることができるという判定制度が設けられています。

（参考）判定制度は、産業財産権四法（特許、実用新案、意匠、商標）すべてに設けられています（特許法第７１条第１項、実用新案法第２６条、意匠法第２５条、商標法第２８条）。

（２）判定の位置付け

特許庁の判定は、当事者、第三者を法的に拘束するような規定を設けていないため、行政庁の処分その他の公権力の行使には当たりません。しかし、判定は、権利付与官庁である特許庁の公式見解であって、鑑定書に相当するものとされています。社会的に見て十分尊重され、権威ある判断の一つといえます。

判定の手続においては、公平な判断を行うために、判定の請求人が提出した請求書の副本を被請求人に送り、被請求人の意見を聞くこととしています。

また、最高裁の判決（最高裁平成１０年２月２４日第三小法廷判決）は均等論適用のための５つの要件を具体的に示しました（均等論とその要件については、第４章　第２節（２）権利侵害の成立条件の（参考２）をご参照ください）。そこで特許庁では、この５つの要件

に従ってイ号(参考)物件（方法）が特許発明と均等の範囲にあるか否かを判断します。この判定結果は、裁判所における均等の主張にも大いに貢献するものです。

このような判定制度の活用により、産業財産権に絡んだ無駄な紛争の防止が期待できます。

特に、裁判費用等の負担が重荷となるベンチャー企業、中小企業にとっては、有効な制度です。

（参考）「イ号」とは

判定請求では、権利範囲に属するか否かの判断を求める相手方の物件等を、通称として「イ号」と呼んでいます。これは、提出する物件等に慣行として「イ」という符号を付すためです。「イ号」は、イ号物件、イ号方法、イ号図面、イ号説明書、イ号意匠、イ号標章というように表示されます。また、「イ号」が図面の場合は、その図面若しくはそれを文章で表したものをあらかじめ当事者間（判定の請求人と被請求人）で確認しておくと審理がスムーズに進みやすくなります。

（３）判定の活用例

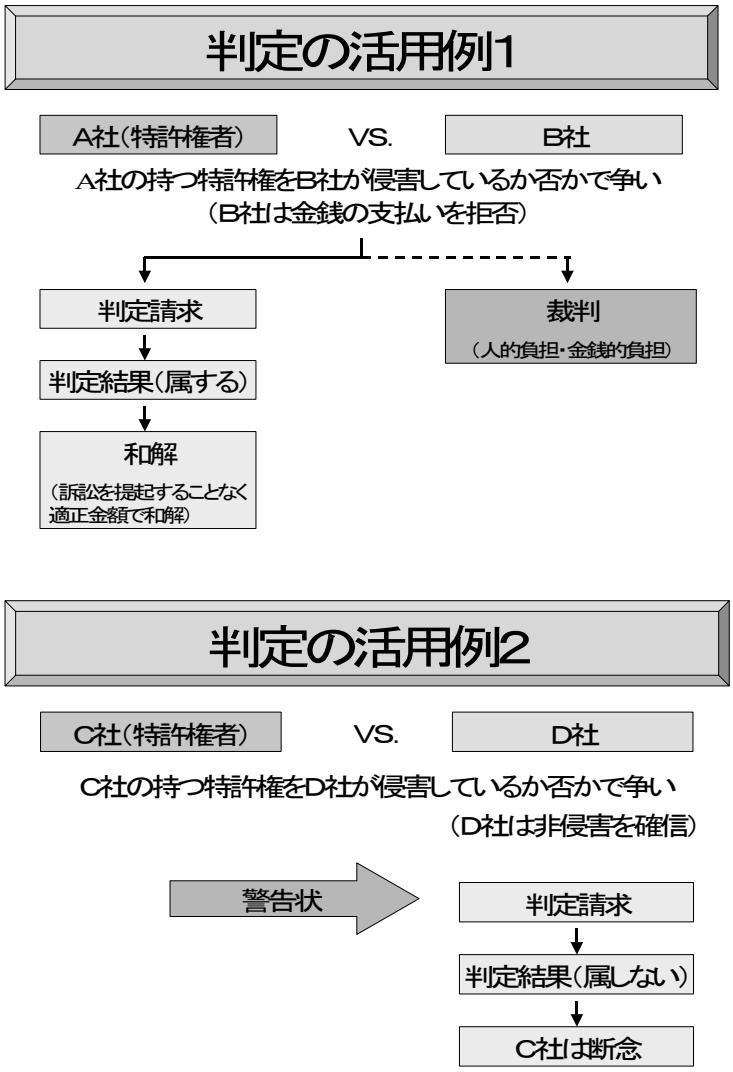

＜判定制度の利用形態＞

- ☆ 侵害事件で、相手に警告する際の資料
- ☆ 警告を受けた際に、反論するための資料
- ☆ 侵害事件において、侵害又は非侵害を主張するための資料
- ☆ 侵害品の輸入を差し止める際に、申立書に添付する資料
- ☆ 警察への告訴の根拠となる資料

（４）無効審判制度の概要

本来、権利にはならない発明、考案、意匠、商標に対して特許権等の権利が与えられた場合、その権利を無効とし、初めからなかったものとする手段として、「無効審判」の制度があります。

無効審判では、公正な審理のため、審判請求人と特許権者等の双方に主張、立証を尽くさせて、権利の有効性を、３人の審判官からなる審判合議体で判断します。

例えば、本来、権利にはならない発明に対して特許権が与えられた場合、その特許は、特許権者に不当な排他的独占権を与えることとなるので、本来であれば、誰もがその発明を実施することができるにもかかわらず、それを妨害することになり、ひいては産業の発展を妨げることになります。そこで、このような特許を無効とする手段として「無効審判」の制度が設けられています。

特許権に無効理由を発見したときは、特許無効審判を請求することができます（特許法第１２３条第１項)。特許を無効とする審決が確定すると、一部の無効理由を除き、特許権は初めからなかったものとみなされます（特許法第１２５条)。

（参考）無効審判制度は、産業財産権四法（特許、実用新案、意匠、商標）すべてに設けられています（実用新案法第３７条、意匠法第４８条、商標法第４６条)。

（５）無効理由（特許権の場合）

特許権を無効にできる理由（無効理由）は、次のいずれかに該当する場合です。

① 新規事項を追加する不適法な補正をした特許出願に対して特許がされたこと

② 外国人の権利享有、新規性・進歩性等の特許の要件、不特許事由、共同出願又は先願の規定に違反

③ その特許が条約に違反

④ 明細書の発明の詳細な説明又は特許請求の範囲の記載要件を満たしていない

⑤ 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が、外国語書面に記載した事項の範囲にない

⑥ その発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対して特許がされたこと

⑦ 特許がされた後、その特許権者が条約の破棄などにより特許権を享有することができない者になったこと、又はその特許が条約に違反することとなったこと（この場合、特許権がなかったものとみなされるのは、この理由に該当すると至ったときから）

⑧ 訂正審判や特許無効審判の手続中にされた訂正請求によって認められた訂正が、不適法であったこと

（６）無効審判を請求できる人（特許の場合）

無効審判の請求は、利害関係人に限り請求することができます。

ただし、共同出願の規定に違反すること又は特許を受ける権利を有しない者の出願であることを理由とする無効審判を請求する場合は、審判請求人は特許を受ける権利を有する者に限られます。

（注：商標については、すべての無効理由について利害関係がある人に限り無効審判を請求することができます。実用新案、意匠については、権利帰属に関する理由を除き、だれでも無効審判を請求することができます。）

（７）無効審判の審理（口頭審理）

無効審判の審理は、原則として、審判請求人と特許権者等の権利者双方を審判廷で立ち会わせて、互いの主張を尽くさせる、「口頭審理」で行われます。

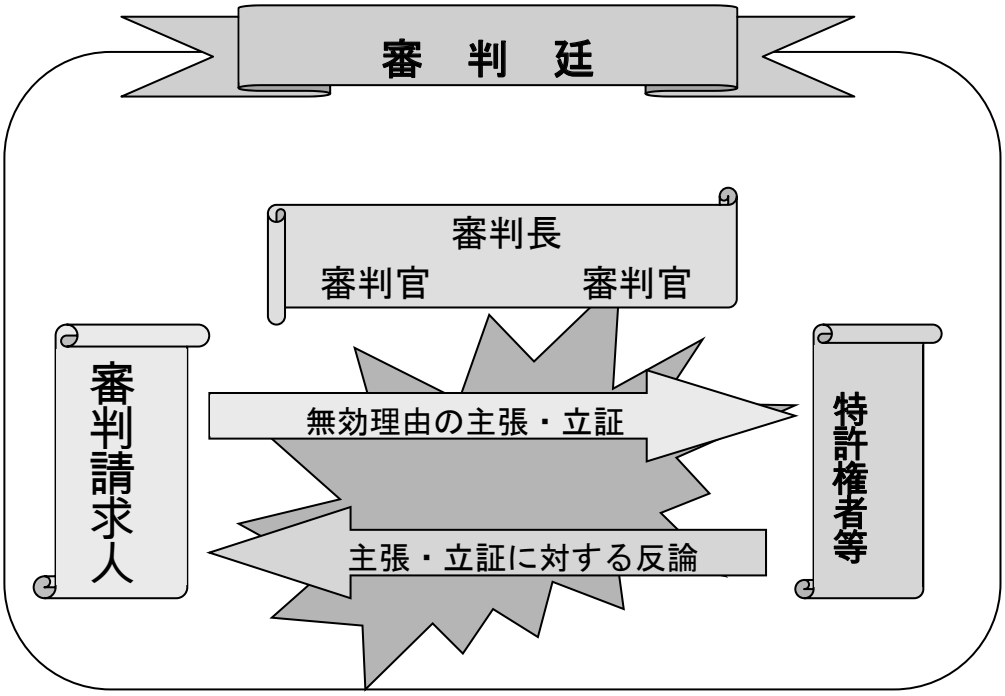

なお、特許制度においては、権利付与後の情報提供制度があり（特許法施行規則第１３条の３）、特許権に無効の理由を発見したときは、刊行物等提出書にその無効理由を明確に記載して提出することができます。また、情報提供がなされたことは特許権者に通知されるので、特許権者による自発的な瑕疵の治癒（訂正審判の請求）により不要な紛争を事前に防止することができます。

第５章　その他の知的財産等

第１節　不正競争の防止（不正競争防止法）

不正競争防止法は、「事業者間の公正な競争」を確保することと、「国際約束の的確な実施」を確保することを直接的な目的とし、これにより、「国民経済の健全な発展に寄与すること」を最終的な目的としています。

（１）不正競争防止法の目的

不正競争防止法は、「事業者間の公正な競争」を確保することと、「国際約束の的確な実施」を確保することを直接的な目的とし、これにより、「国民経済の健全な発展に寄与すること」を最終的な目的としています。

事業者間の公正な競争の確保には、事業者の営業上の利益を保護するという私益の面と、公正な競争秩序を維持するという公益の面とがあります。また、不正競争防止法により実施すべき国際約束（条約）には、パリ条約（「工業所有権の保護に関するパリ条約」）、マドリッド協定[4]、ＷＴＯ・ＴＲＩＰＳ協定、商標法条約、ＯＥＣＤ外国公務員贈賄防止条約などがあります。

更に、不正競争防止法では、「不正競争の防止に関する措置」として、不正競争に対する差止請求・損害賠償請求等の民事的な救済措置と不正競争のうちの一部の行為及び条約上の禁止行為に対して刑事的な制裁措置（罰則）を規定しています。

＜参考＞不正競争防止法

第１条　この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（２）知的財産法との関係：知的財産法の一環

不正競争防止法は、元々はパリ条約を実施するために制定されたものであることから、特許法、商標法等と同様の知的財産法に属すると理解されています。

例えば、不正競争に該当する行為のうち、需要者の間に広く認識されている商品等表示の混同惹起行為の規制は、商標法とともに営業上の信用が化体された他人の商品・営業の表示を保護し、営業秘密の保護は、特許法等とともに人の創作活動を保護するものです。

なお、特許法、商標法等が客体に権利を付与するという方法（権利創設）により知的財産の保護を図るものであるのに対し、不正競争防止法は「不正競争」に該当する行為を規制する方法（行為規制）により知的財産の保護を図るものです。

---

[4] 「虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定」を指す。

（３）各行為類型の概要

不正競争防止法の全体構成は以下のようになっています。本テキストでは、不正競争防止法で規定している行為類型の中でも特に産業財産権に関係が深いと思われる　**１）周知な商品等表示の混同惹起行為　２）著名な商品等表示の冒用行為　３）他人の商品形態の模倣品の提供行為　４）営業秘密の侵害行為**　を重点的に説明いたします。

１）周知な商品等表示の混同惹起行為（第２条第１項第１号）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されているものを使用し、又は使用した商品を譲渡等し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為をいいます。

不正競争防止法でいう「商品等表示」とは、「人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの」（第２条第１項第１号）をいい、文字やマークに限らず、自他識別機能又は出所表示機能を有するものであれば、これに該当します。

「需要者の間に広く認識されている」（周知性）とは、全国的に認識されていなくても、一地方であっても保護すべき一定の事実状態が形成されていれば、これに該当すると解されています。また、「需要者」とは、取引の相手方を指すものであって、最終需要者に至るまでの各段階の取引業者もこれに含まれると解されています。

「混同を生じさせる」とは、実際に混同が生じる必要はなく、混同のおそれが生じれば

足りると解されています。

なお、不正の目的をもって本号の行為を行った者に対しては、刑事的措置が設けられています。

（事例）

○ソニー（株）の有名な表示である「ウオークマン」と同一の表示を看板等に使用したり「有限会社ウォークマン」という商号として使用した業者に対し、その表示の使用禁止及び商号の抹消請求が認められた事件（ウオークマン事件、千葉地判平８．４．１７）

○大阪の有名かに料理屋の名物「動くかに看板」と類似した「かに看板」を使用した同業者に対し、看板の使用禁止及び損害賠償が認められた事件（動くかに看板事件、大阪地判昭６２．５．２７）

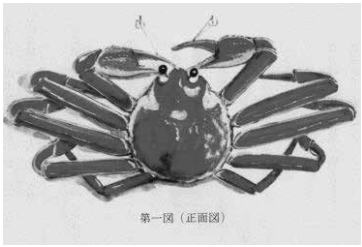

２）著名な商品等表示の冒用行為（第２条第１項第２号）

他人の商品・営業の表示として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為をいいます。本号は、著名な表示については、混同を要件とすることなく、冒用（無断で使用）する行為（①著名な表示の有する顧客誘引力にただ乗りする行為（free ride）、②著名な表示とそれを本来使用してきた者との結びつきを希釈化する行為（dilution）、③著名な表示の良質のイメージを汚染する行為（tarnishment）など）を規制するものです。

「著名」とは、通常の経済活動において、相当の注意を払うことによりその表示の使用を避けることができる程度にその表示が知られていることが必要であり、具体的には全国的に知られているようなものが想定されています。

裁判例では、マクセル、maxell、Budweiser、PETER RABBIT、ピーターラビット、JACCS、青山学院、Aoyama Gakuin、虎屋、虎屋黒川、菊正宗、セイロガン糖衣A、ELLE、プルデンシャル、などが「著名」な商品等表示と認められました。

本号の保護の特徴は、需要者に混同が生じないような場合であっても保護を及ぼすことができる点にあります。

なお、他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を図る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で本号の行為を行った者に対しては、刑事的措置が設けられています。

（事例）

○三菱の名称及び三菱標章（スリーダイヤのマーク）が企業グループである三菱グループ及びこれに属する企業を示すものとして著名であるとして、三菱グループに属しない信販会社に対して三菱の名称及び三菱標章の使用差止めを認めた事件（三菱信販事件、知財高判平２２．７．２８）

○原告商品はその販売開始以来日本全国において多数販売され、その結果同種医薬品の代表的な商品となっていたこと等から、原告商品の商品名である原告表示（アリナミンＡ２５）が著名であると認定した上で、被告商品の商品名である被告表示（アリナビッグＡ２５）は原告表示と類似しているとして、被告表示の使用差止めと損害賠償を認めた事件（アリナビッグ事件、大阪地判平１１．９．１６）

原告商品

被告商品

３）他人の商品形態の模倣品の提供行為（第２条第１項第３号）

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為をいいます(模倣行為自体は本号の規制対象外)。

「商品の形態」とは、商品の形状や模様、色彩等のことをいいます（第２条第４項)。商品の外観や外部の形状に限らず、需要者が通常の使用方法にしたがって観察、確認できる商品内部の構造や形状も含まれます。ただし、当該商品の機能上不可欠な形態やありふれた形態は、保護されるべき形態には含まれません。

※「機能上不可欠な形態」の例として、端末機とプリンター等間の接続用コードプラグにおける本体側端子との接続部分の形態や、中に液体を入れるために側面と底面を有するというコップの形態などが考えられます。

「模倣」とは、既に存在する他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこととされています（第２条第５項)。

ただし、日本国内において最初に発売した日から３年を経過した商品の形態を模倣した商品の譲渡等（第１９条第１項第５号イ)、又は他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた時に、それが模倣品であることを重大な過失なく知らなかった者による譲渡等（第１９条第１項第５号ロ）は、民事的救済・刑事制裁に関する規定の適用除外となります。

なお、不正の利益を得る目的で本号の行為を行った者に対しては、刑事的措置が設けられています。

（事例）

○ヒット商品となっていたキーホルダー型液晶ゲーム機のデザインを模倣した商品を輸入・販売した業者に対し、商品の輸入・販売の差止め、商品の廃棄及び損害賠償が認められた事件（たまごっち事件、東京地判平１０．２．２５）

原告商品

被告商品

４）営業秘密の侵害行為（第２条第１項第４号～第１０号）

窃取、詐欺等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、又は第三者に開示する行為等をいいます。

「営業秘密」とは、一般に「企業秘密」等と呼ばれる事業者の保有する情報（例えば、設計図、製造ノウハウ、顧客名簿、販売マニュアル等）のうち、（ア）秘密として管理されていること（秘密管理性）、（イ）事業活動に有用な情報であること（有用性）、（ウ）公然と知られていないこと（非公知性）の３つの要件を全て満たすものです（第２条第６項）。

（ア）**秘密管理性**とは、秘密情報である旨の表示（「マル秘」印）をすることや、鍵、パスワード等により情報にアクセスできる者を制限することなどの秘密管理措置により、従業員等の情報に接する者からみて、当該情報が秘密として管理されていると認められる状態にあることをいいます。

（イ）**有用性**とは、当該情報が事業活動に使用されていたり、利用されていたりすることによって経費の節約、経営効率の改善等に客観的に見て役立つものであることをいいます。現実に利用されていなくてもかまいません。また、失敗した実験データであっても、これによって研究費等の節約に役立つのであれば、有用といえます。一方、有害物質の垂れ流しや詐欺、内外の公務員に対する賄賂の提供のように法人の違法行為に関する情報は、正当な事業活動に関する情報ではないことから、有用性は認められません。

（ウ）**非公知性**とは、保有者の管理下以外では、一般的に入手できない状態にあることをいいます。保有者以外の第三者が偶然に同じ情報を開発していて保有していた

場合であっても、当該第三者も情報を秘密として管理されていれば非公知といえます。また、特許権化される情報であっても、出願公開前であればこれに当たり得ます。一方、学術誌や学会で公表したものは、特許法における発明の新規性喪失の例外（同法第３０条）とは異なり、不正競争防止法では非公知性が失われることになります。

上記の営業秘密の３要件の詳細や、営業秘密として法的保護を受けるための最低限の水準等については、経済産業省ホームページにて公開している「営業秘密管理指針」をご参照ください。

営業秘密に係る「不正競争」の各類型

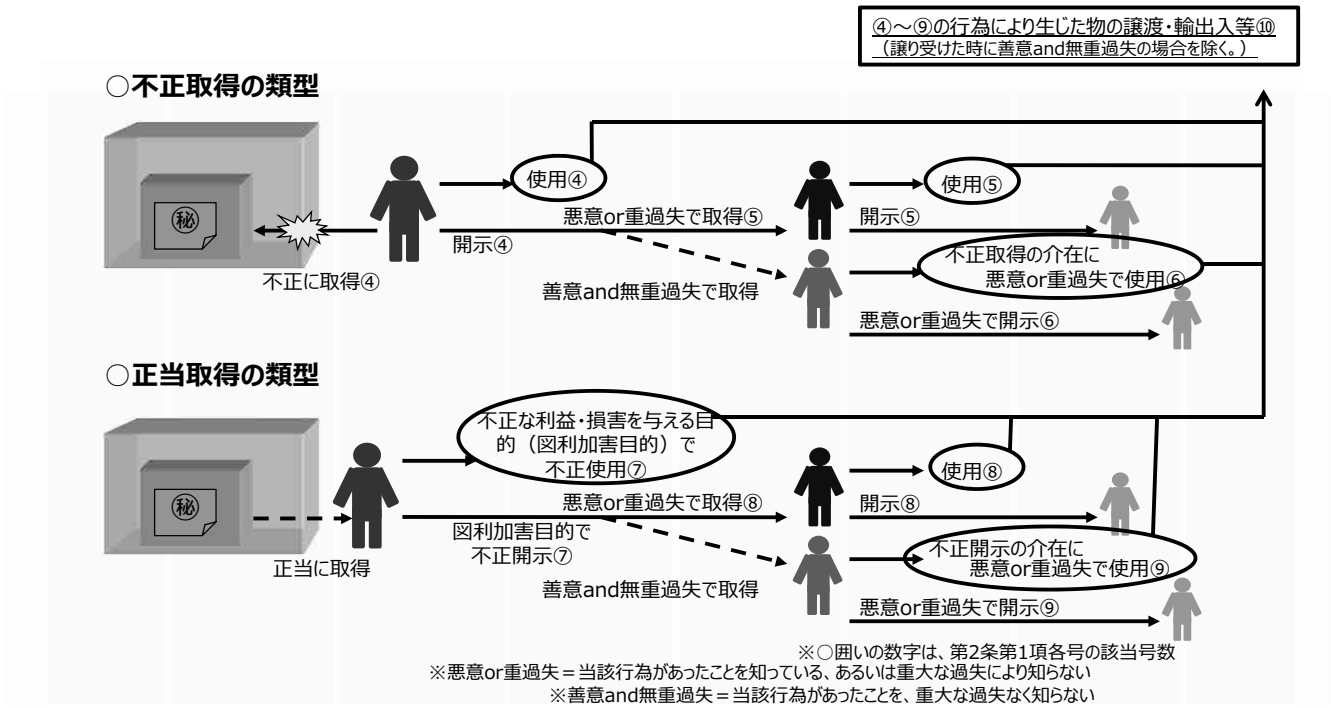

（事例）

○勤めていた男性用かつらの販売会社を退職する際、同社の顧客名簿を無断でコピーし、これをもとに独立開業後顧客の獲得を行った業者に対し、不正に入手した顧客名簿のコピーの廃棄及び損害賠償を命じた事件（男性用かつら顧客名簿事件、大阪地判平８．４．１６）

○フッ素樹脂シートライニングに係る技術情報を退職者から入手し、タンクを製造していた業者に対して、製造販売の停止及び損害賠償を命じた事件（フッ素樹脂ライニング事件、大阪地判平１０．１２．２２）

（４）適用除外規定（第１９条第１項）

（３）１）～４）関連では、不正競争に対する規制（民事的措置及び刑事的措置）から、以下のものが除外されています。

① 商品及び営業の普通名称・慣用表示の普通に用いられる方法での使用（第１９条第１項第１号）

② 自己の氏名の不正の目的でない使用（第１９条第１項第２号）

③ 周知性・著名性獲得以前からの不正の目的でない先使用（第１９条第１項第３号、第４号）

④　日本国内で最初に販売された日から３年を経過した商品形態の模倣品の提供及び模倣商品の善意取得者による提供（第１９条第１項第５号）
⑤　営業秘密を善意取得した場合に、契約等に基づき取得した権原の範囲内で使用・開示する行為（第１９条第１項第６号）、消滅時効・除斥期間が経過した後に営業秘密侵害品を譲渡・輸出入等する行為（第１９条第１項第７号）

（５）民事的救済措置

不正競争行為に対する主な民事的な救済措置としては、以下の措置があります。
①　差止請求（第３条）
②　損害賠償請求（第４条）
③　信用回復措置請求（第１４条）

（６）刑事的措置（第２１条、第２２条）

本法は、事業者の営業上の利益という私益と、公正な競争秩序の維持という公益を保護法益としており、その実現手段としては、（５）に掲げた当事者間の差止請求、損害賠償請求等の民事的請求を基本としつつ、公益の侵害の程度が著しく、当事者間の民事的請求にのみ委ねられることが妥当でない行為類型については刑事罰の対象としています。

ここでは、（３）１）～４）関連のみを紹介します。

【第２１条第１項、第３項関係】営業秘密侵害罪の類型

以下の侵害罪については、１０年以下の懲役若しくは２０００万円以下の罰金、又はこれの併科が規定されています。また、このうち、海外で使用する目的で行う行為などについては罰金が３０００万円以下まで加重されています。

営業秘密侵害罪の類型（刑事）（第２１条第１項、第３項）①

○不正な手段（詐欺・恐喝・不正アクセスなど）による取得のパターン

（１号）図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得する行為

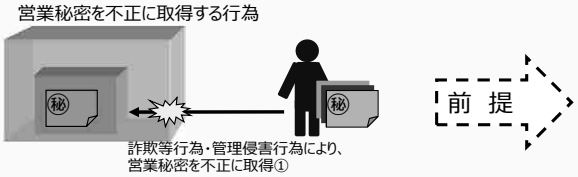

（２号）不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為

○正当に営業秘密が示された者による背信的行為のパターン

（３号）営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、（イ）媒体等の横領、（ロ）複製の作成、（ハ）消去義務違反＋仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為

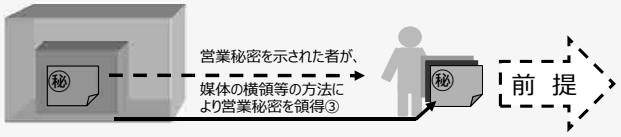

（４号）営業秘密を保有者から示された者が、第３号の方法によって領得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為

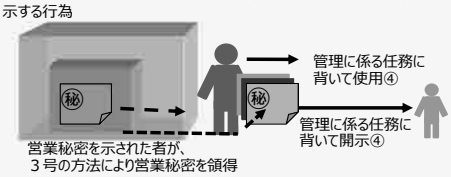

（５号）営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、 営業秘密を使用又は開示する行為

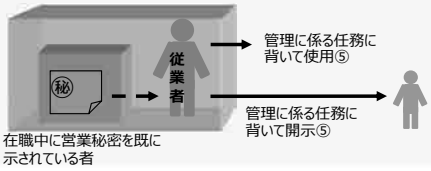

（６号）営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為

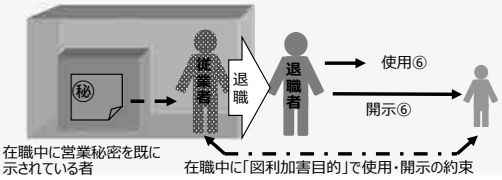

営業秘密侵害罪の類型（刑事）（第２１条第１項、第３項）②

○転得者による使用・開示のパターン

（７号）図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為（２次的な転得者を対象）

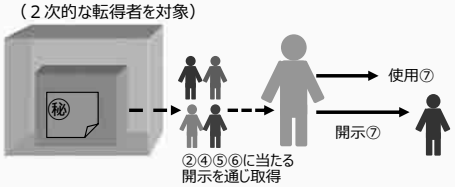

（８号）図利加害目的で、②、④～⑦の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）が介在したことを知って営業秘密を取得し、それを使用又は開示する行為（３次以降の転得者をすべて対象）

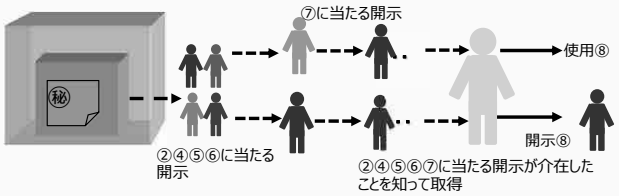

○営業秘密侵害品の譲渡等のパターン

（９号）図利加害目的で、②、④～⑧の罪に当たる使用（海外重課の場合を含む）によって生産された物を、譲渡・輸出入する行為

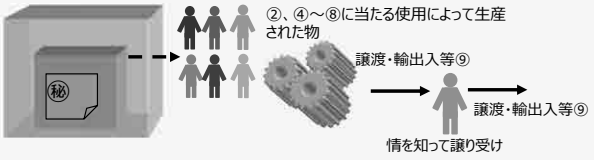

○海外重罰のパターン（21条3項）

（１号）日本国外で使用する目的での①又は③の行為

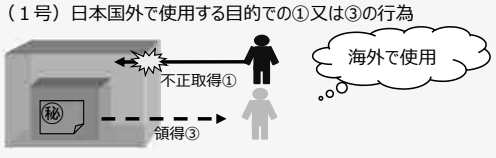

（２号）日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って②、④～⑧に当たる開示をする行為

（３号）日本国外で②、④～⑧に当たる使用をする行為

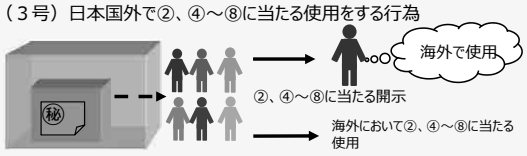

※第２１条第１項第３号を除く全ての類型について、その未遂行為も処罰の対象（第２１条第４項）

営業秘密侵害罪には、全て図利加害目的（不正の利益を得る目的又は営業秘密の保有者に損害を加える目的）が必要です。このことにより、内部告発目的等をもってなされる正当な行為は、構成要件に該当しないことになります。

【第２１条第２項関係】その他の侵害罪

以下の侵害罪については、５年以下の懲役若しくは５００万円以下の罰金、又はこれの併科が規定されています。

① 不正の目的をもって行う周知表示混同惹起行為（第２条第１項第１号）、誤認惹起行為（第２条第１項第１４号）
② 他人の著名な商品等表示に係る信用・名声を利用して不正の利益を得る目的又は当該信用・名声を害する目的で当該著名商品等表示を冒用する行為（第２条第１項第２号）
③ 不正の利益を得る目的で他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為（第２条第１項第３号）

（７）関税法に基づく水際措置

関税法では、不正競争防止法に規定されている　１）周知な商品等表示の混同惹起行為、２）著名な商品等表示の冒用行為、３）他人の商品形態の模倣品の提供行為等を組成する物品、４）営業秘密侵害品を、輸入してはならない貨物及び輸出してはならない貨物としており、税関での取締りが可能です。

＜参考＞関税法（昭和２９年法律第６１号）

（輸出してはならない貨物）

第六十九条の二　次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

四　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで又は第十号から第十二号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで、第七号又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

２　税関長は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。

（輸入してはならない貨物）

第六十九条の十一　次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

十　不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで又は第十号から第十二号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで、第七号又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

２　税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

第２節　著作権の目的と保護対象

著作権は、「申請」「登録」といった手続を一切必要とせず、著作物を創作した時点で、「自動的」に発生する権利です。

（１）著作権法の目的

著作権法は、創作された著作物に関して、その公正な利用に留意しつつ、著作者の権利の保護を図り、「文化の発展」に寄与することを目的としています。

第一条（目的）
　この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

（２）著作物とは？

「著作物」とは、著作権法上、以下のように定められています。

第二条（定義）
一　著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

つまり、「著作物」であるためには、以下の事項をすべて満たす必要があります。

① 「思想又は感情」を表現したものであること　→　単なるデータが除かれます。
② 思想又は感情を「創作的」に表現したものであること　→　他人の作品の単なる模倣や単なる事実が除かれます。
③ 思想又は感情を「表現したもの」であること　→　アイデア等が除かれます。
④ 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであること　→　工業製品等が除かれます。

具体的には、小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等が、著作権法上、著作物の例示として挙げられます。

また、我が国の著作権法によって保護を受ける「著作物」は、次のいずれかに該当するものである必要があります。（著作権法第６条）

① 日本国民が創作した著作物（国籍の条件）
② 最初に日本国内で発行された著作物（発行地の条件）
③ 条約により我が国が保護の義務を負う著作物（条約の条件）

（３）著作者について

「著作者」とは、著作物を創作した人のことです。

一般には、小説家や画家や作曲家などの創作活動を職業とする人だけが著作者になると考えられがちですが、創作活動を職業としなくても、小説を書いたり絵を描いたりすれば、それを創作した者が著作者になります。

また、著作物の創作を他人や他社に委託（発注）した場合は、料金を支払ったかどうか等に関係なく、実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者となります。このため、発注者側が納品後にその著作物を利用するためには、そのための契約を交わしておくことが必要になるので注意が必要です。

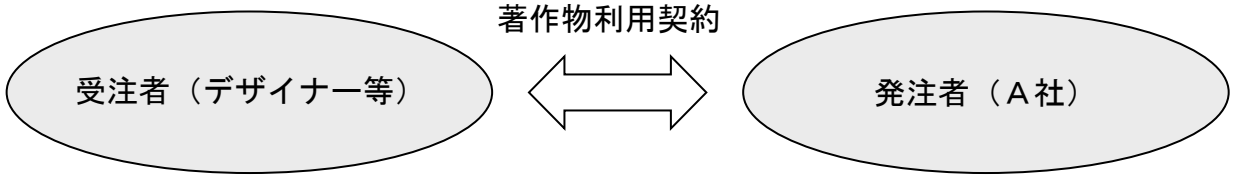

※上記の場合、受注者であるデザイナー等が著作者です。

＜参考＞法人著作について

以下の要件をすべて満たした場合に限り、創作活動を行った個人ではなく、その人が属している会社等が著作者となります。（著作権法第１５条）

① その著作物を作る「企画」を立てるのが法人その他の「使用者」（例えば、国や会社など。以下「法人等」という）であること
② 法人等の「業務に従事する者」が作成したものであること　→　部外者に委嘱して作成された場合など、会社との間に支配・従属関係にない場合は除かれます。
③ 「職務上」の行為として作成されること　→　自分に与えられた仕事として作成することを意味し、大学教授の講義案のように、その職務に関連して独自に作成された場合は除かれます。
④ 「公表」するときに「法人等の著作名義」で公表されること　→　通常、コンピュータ・プログラムの場合には、公表せずに利用するものが多いため、この要件を満たす必要はありません。
⑤ 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という旨の定めがないこと

（４）著作者の権利の発生及び保護期間について

著作権、著作者人格権は、著作物を創作した時点で「自動的」に発生します。権利を得るための手続は、一切必要ありません。これを「無方式主義」といいます。（著作権法第１７条第２項）

著作権法上の権利には一定の存続期間が定められており、この期間を「保護期間」といいます。著作権の保護期間は、著作者が著作物を創作したときに始まり、原則として著作者の死後５０年間までです。（著作権法第５１条）

著作者人格権は、一身専属の権利とされており、著作者が死亡すれば権利も消滅することになります（著作権法第５９条）。しかし、著作者の死後においても著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされています。（著作権法第６０条）

（５）他人の著作物を利用する方法について

他人の「著作物」をコピーするなどの方法で利用するには、原則として「権利者の了解」を得ることが必要です。この「了解」のことを、著作権法では「許諾」といいます。

この「了解を得る」ということは、権利者と利用者が「契約する」ということですので、他人の著作物を利用する場合には、権利者と利用者の間で後々のトラブルを防ぐために、「何を契約しているのか」をはっきりさせておくことが重要です。

また、他人の「著作物」を利用するときには、「権利者の了解を得る」のが原則ですが、次のような場合には、了解を得ずに利用することができます。

① 保護の対象となる著作物でない場合
日本において著作権が付与されて保護の対象となる著作物は、「日本国民が創作した著作物」、「最初に日本国内で発行された著作物」、「条約により我が国が保護の義務を負う外国の著作物」のいずれかです。これらの条件に該当しない場合は、「了解を得る」必要はありません。

② 「著作物」は著作権法上で「保護期間」（原則死後５０年）が決められており、その期間を過ぎているものは権利者の了解を得る必要はありません。

③ 「権利制限規定」による「例外」の場合
著作権法では、「権利制限規定」と呼ばれる「例外規定」が設けられており、一定の例外的な場合には、権利者の了解を得ずに著作物を利用できることとしています。

＜「権利制限規定」による「例外」＞

１）私的使用のための複製（第３０条）
２）付随対象著作物の複製等（第３０条の２）
３）検討の過程における利用（第３０条の３）
４）技術の開発等のための利用（第３０条の４）
５）「教育」関係（第３５条）

６）「図書館・美術館・博物館等」関係（第３１条）
７）「障害者福祉」関係（第３３条の２、第３７条、第３７条の２）
８）「報道」関係（第４０条第２項、第４１条）
９）「立法」「司法」「行政」関係（第４２条）
10）「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」等関係（第３８条）
11）「引用」「転載」関係（第３２条）
12）「美術品」「写真」「建築」関係（第４５条～第４７条の２）
13）「コンピュータ・ネットワーク」等関係（第４７条の３～第４７条の９）
14）「放送局」「有線放送局」関係（第４４条）
などがあります。

（６）著作権が「侵害」された場合の対抗措置について

自分の著作物が無断でコピーや販売された場合など、「著作者の権利」等が侵害されたときには次のような対抗措置を執ることができます。

①　「刑事」の対抗措置

著作権の侵害は「犯罪行為」であり、原則権利者が「告訴」することを前提として、「１０年以下の懲役」若しくは「１０００万円以下の罰金」又はこれを併科するという規定等が設けられています。（法人の場合「３億円以下の罰金」）（著作権法第１１９条、第１２３条、第１２４条等）

違法ダウンロードの刑事罰化

平成２４年１０月１日に施行された改正著作権法により、違法ダウンロードが刑事罰の対象になりました。

以前より、違法に配信（アップロード）された音楽や映画などを、違法にアップロードされていると知りながらパソコンなどに保存（ダウンロード）することは、自分自身で楽しむことが目的であったとしても違法とされていましたが、刑事罰の対象とはされていませんでした。

しかし、違法ダウンロードによる被害は未だ深刻な状況にあることから、この改正により、ＣＤやＤＶＤとして売られていたり有償で配信されていたりする音楽や映画など（有償著作物等）であることと、違法にアップロードされていることの両方を知りながら、パソコンなどにダウンロードすることについては、刑事罰の対象となりました。ただし、この罪は親告罪とされているため、著作権者からの訴えがなければ処罰されません。

〈イメージ〉

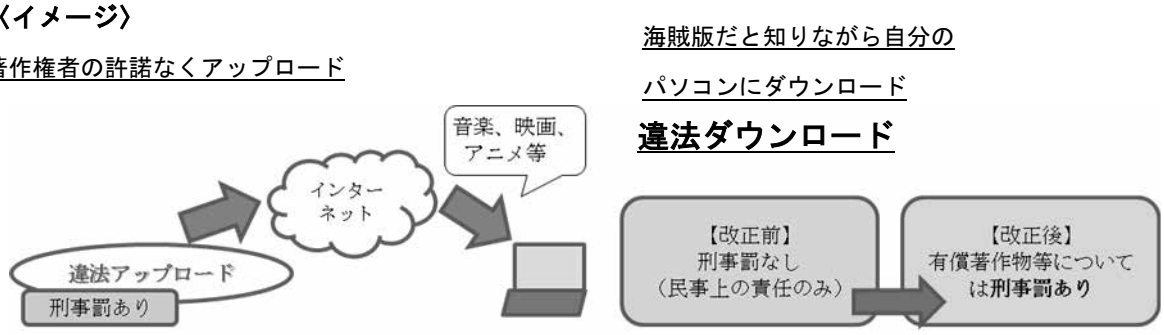

② 「民事」の対抗措置

１）損害賠償請求

故意又は過失により他人の権利を侵害した者に対して、侵害による損害の賠償請求をすることができます。（民法第７０９条）

２）差止請求

著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して「侵害行為の停止」を求めることができます。また、侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができます。（著作権法第１１２条、第１１６条）

３）不当利得返還請求

著作権の侵害を受けた者は、その権利侵害により利益を受けた侵害者が侵害していた事実を知らなかった場合にはその利益が残っている範囲での額を、侵害者が侵害していた事実を知っていた場合には利益に利息を付した額をそれぞれ請求することができます。（民法第７０３条、第７０４条）

４）名誉回復等の措置の請求

著作者は、侵害者に対して著作者としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができます。（著作権法第１１５条、第１１６条）

（７）著作権の登録制度について

著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のための手続はありません。ここが、登録することによって権利が発生する特許権や実用新案権などの産業財産権と異なる点です。著作権法上の登録制度は、権利取得のためのものではなく、著作権に関しての法律事実を公示するとか、あるいは著作権が移転した場合の取引の安全を確保するなどのために存在しています。

著作物を公表したり、著作権を譲渡したなどという事実があった場合にのみ、登録が可能です。

＜参考＞

登録申請方法、登録事項記載書類の交付等について詳細を記した「登録の手引き」を文化庁ホームページ（ダウンロード可）にて御案内しております。「登録の手引き」写しを希望

される場合は、郵送料金分（２５０円）の切手を貼った宛先記載の返信用封筒（角形２号）を下記宛送付してください。

＜送付先＞

〒100-8959
東京都千代田区霞が関３－２－２
文化庁長官官房著作権課（登録の手引き請求）
ＴＥＬ：03-5253-4111（内線 2849）

なお、プログラムの著作物の登録については、一般財団法人ソフトウェア情報センター（ＳＯＦＴＩＣ）で行っておりますので、詳しくは同センターまでお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

〒105-0003
東京都港区西新橋３丁目１６番１１号　愛宕イーストビル１４階
一般財団法人ソフトウェア情報センター（ＳＯＦＴＩＣ）
ＴＥＬ：03-3437-3071

発明やアイデアの保護について

特許権や実用新案権の権利化には時間も費用もかかるので、発明やアイデアを保護するため、比較的簡単な著作権の登録をしたいという相談がよせられますが、発明やアイデアそのものは著作物ではありませんので、著作権による保護はありません。

第３節　植物の新品種の保護（育成者権）

育成者権は、植物の新品種についての知的財産権であり、種苗法に基づく品種登録により発生します。

（１）種苗法に基づく品種登録制度の目的

種苗法に基づく品種登録制度（品種保護制度）は、植物の新品種を育成した者に対し、知的財産権の一つである育成者権を付与することで、植物の新品種の育成の振興を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする制度です。

植物品種は農林水産業の基礎となるものであり、高品質、多収又は耐病性があるなど優れた新品種を育成することは、農林水産業の発展にとって不可欠といえます。

新品種を育成するためには、一般的に、専門的な知識・技術とともに、多大な資金、労力を費やして長期にわたって研究開発をすることが必要であるうえ、確実に成果が得られるものではありません。一方で、一旦育成された品種については、第三者がこれを容易に増殖することができる場合が多いことから、新品種の育成を積極的に奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、種苗法に基づく品種登録制度をもって、新品種の育成者の権利を保護し、新品種の育成の振興を図っています。

（２）世界の品種保護制度

品種保護制度については、国際条約として、「植物の新品種の保護に関する国際条約」（ＵＰＯＶ条約）があります。ＵＰＯＶ条約は、植物の新品種を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的として締結されています。ＵＰＯＶ条約の締約国は、平成 30 年２月現在、７５か国・地域（ＥＵ及びＯＡＰＩを含む。）であり、同条約の基本的原則に従って、品種保護制度を整備しています。アジアの国では、日本、中国、韓国、シンガポール及びベトナムの５か国が締結しています。

（３）品種登録制度の保護対象

品種登録制度の保護対象となる植物は、栽培される全植物（種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類）及び政令で指定された３２種類のきのこです。

品種登録制度の保護対象は、植物の「品種」です。この「品種」とは、種苗法上は、特性（「葉の長さ及び色」、「花の色」、「果実の大きさ」等）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一つの植物体の集合をいいます。

例えば、お米（稲種）では「ゆめぴりか」、「ひとめぼれ」、「つや姫」などが「品種」です。なお、園芸店で販売されている「バラ」、「カーネーション」などは植物名であり、イチゴの

ように品種「福岡Ｓ６号」の収穫物を商品名「あまおう」として販売されているものもあります。

（４）品種登録制度と特許制度との違い

品種登録制度（育成者権）と特許制度（特許権）とは、開発者に知的財産権を付与する制度として類似する点が多くある一方で、以下のような相違点もあります。

項目	品種保護制度（育成者権）	特許制度（特許権）
保護対象	植物の品種	発明（品種を超えた植物やその作出方法等の保護が可能）
要件	区別性 均一性 安定性 未譲渡性　等	新規性 産業上の利用可能性 進歩性　等
審査方法	原則として、栽培試験等の現物調査	書面審査
権利の範囲	登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種　等	特許請求の範囲
名称の付与	あり	なし

（５）品種登録の出願から登録までの手続

品種登録の出願をすることができる者は、新品種を育成した者又はその承継人です。

品種登録の出願は、農林水産大臣に対して行います。

出願が受理されると、書類に不備がないか、品種名称が適切か否かなどの審査が行われ、問題がなければ出願公表が行われます。出願者は、出願公表後に出願品種を無断利用した者に対し、書面による警告をした上で、品種登録後に利用料相当額の補償金を請求することができます。

出願公表された後に、栽培試験等による出願品種の特性審査が行われます。審査の結果、区別性などの要件を満たし拒絶理由がないと判断された出願品種は、品種登録され、育成者権が発生します。

【品種登録の流れ】

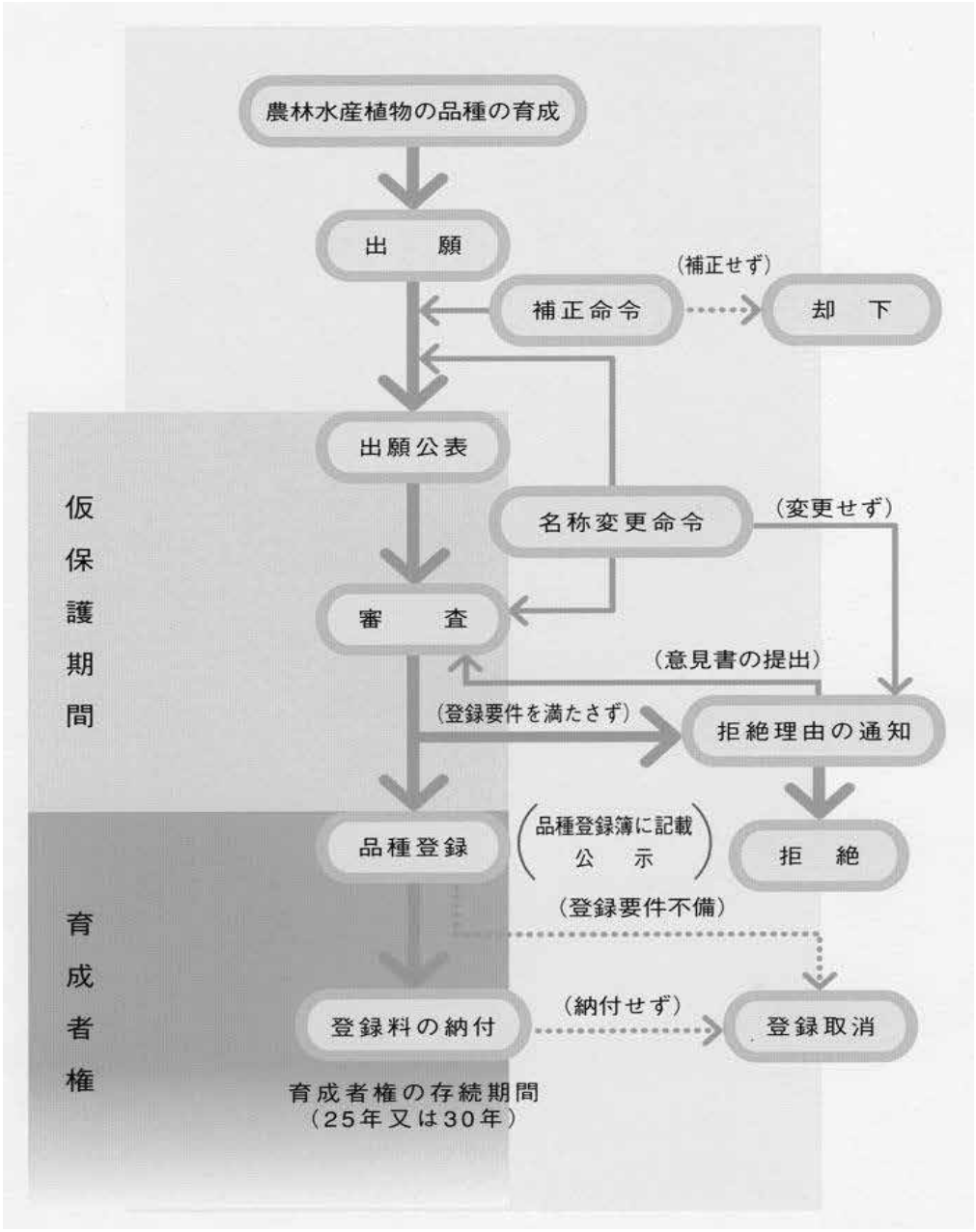
農林水産植物の品種の育成
出　願
（補正せず）
補正命令
却　下
出願公表
仮保護期間
名称変更命令
（変更せず）
審　査
（意見書の提出）
（登録要件を満たさず）
拒絶理由の通知
品種登録
（品種登録簿に記載
公　示）
拒　絶
育成者権
（登録要件不備）
登録料の納付
（納付せず）
登録取消
育成者権の存続期間
（25年又は30年）

（６）品種登録の要件

品種登録を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

登録要件		内　容
特性審査の要	区別性 (Distinctness)	公然知られた他の品種と重要な形質（形状、色、耐病性等）で明確に区別できること。
	均一性 (Uniformity)	同一世代でその特性が十分類似していること（播いた種子から同じものができる）。
	安定性 (Stability)	増殖後も特性が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）。
未譲渡性		出願日から１年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。 外国での譲渡は、日本での出願日から４年（木本性植物は６年）さかのぼった日より前になされていないこと。
名称の適切性		品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと。

※特性審査のことをDistinctness、 Uniformity、 Stability、の頭文字をとって、DUS審査という。

（７）品種登録されると

品種登録されると、育成者権が発生します。品種登録は、品種登録簿に一定の事項を記載して行われるほか、官報で公示されます。品種登録に関する情報は、農林水産省の品種登録ホームページでも提供されます。

①　育成者権

育成者権を有する者（育成者権者）は、登録品種及び登録品種と特性により明確に区別されない品種の種苗（植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるもの)、収穫物（植物体の全部又は一部であって繁殖に用いられないもの）及び一定の加工品（小豆の水煮及びあん、米飯、いぐさのござ並びに製茶）を業として利用する権利を専有します。

したがって、育成者権者以外の人は、育成者権者の許諾を得なければ登録品種等を業として利用することができません。

また、登録品種の育成者権者は、当該登録品種の主な特性を保持しつつ、特性の一部を変化させて育成された品種（従属品種)、繁殖のために常に当該登録品種を交雑させる必要がある品種（交雑品種）についても、これらの品種が品種登録を受けた場合と同一の権利を有します。

②　育成者権の存続期間

育成者権の存続期間は登録日から２５年又は３０年です。

ただし、存続期間内であっても、登録料が納付されなかった場合や、品種登録の要件を満たしていないことが判明した場合には、品種登録が取り消されます。

種　類	存続期間
木本の植物（果樹、林木、観賞樹等）	３０年
木本の植物以外	２５年

③　登録品種の利用

種苗	収穫物	加工品
生産	生産	生産
調整	－	－
譲渡の申出	譲渡の申出	譲渡の申出
－	貸渡しの申出	貸渡しの申出
譲渡	譲渡	譲渡
－	貸渡し	貸渡し
輸出	輸出	輸出
輸入	輸入	輸入
これらの行為をする目的での保管	これらの行為をする目的での保管	これらの行為をする目的での保管

④　育成者権の効力の及ばない行為

育成者権は、以下の行為等には及びません。

１）新品種の育成その他の試験又は研究のために品種を利用する場合

２）法令で許される範囲内で行う農業者の自家増殖の場合

農業者の自家増殖とは、農業者（農業者個人及び農業生産法人）が正規に購入した登録品種の種苗を用いて収穫物を得て、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いることをいいます。農業者の自家増殖には、原則として育成者権が及びませんが、自家増殖を制限する契約を結んだ場合又は農林水産省令で定める栄養繁殖植物（株分け、挿し木、接ぎ木等の方法により繁殖させることが可能な植物）については、例外的に育成者権の効力が及びます。

この育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物については、対象植物を随時拡大していくこととしており、平成 29 年度は、67 種類の植物を追加し、合計で 356 種類になりました。

省令で定められた主な植物種類の例

野菜 （31種類）	アサツキ、オクラ、キャベツ、ブロッコリー、キュウリ、スイカ、メロン、ダイコン、カブ、トマト、ナス、ヤーコン、ワケギなど
果樹 （9種類）	アセロラ、カリン、クルミ、スグリ、ナツメ、パパイヤ、バナナ、バンレイシ、マツブサ
草花類 （185種類）	アイリス、アルストロメリア、アロエ、アロカーシア、エスキナンツス、エピデンドラム、エリシムム、オーニソガラム、オリヅルラン、オンシジウム、ガーベラ、カスミソウ、カトレア、カランコエ、カリブラコア、クラッスラ、クレマチス、ジゴカクタス、シンビジウム、スパシフィラム、セネキオ（シネラリアを除く）、セントポーリア、チューリップ、デンドロビウム、トケイソウ、カーネーション、ペチュニア、ヘメロカリス、ペラルゴニウム、ヘレボルス、リンドウ、ローダンセマムなど
観賞樹 （98種類）	アカシア、アジサイ、アデニウム、アフェランドラ、ガマズミ、カラタチ、カンノンチク、キョウチクトウ、クチナシ、デロスペルマ、ドウダンツツジ、ドゥランタ、パキラ、バラ、ヒサカキ、ポインセチア、ミヤマシキミ、メディニラ、モクレン、ラウァンドゥラ、ルクリアなど
きのこ （33種類）	えのきたけ、エリンギ、きくらげ、しいたけ、つくりたけ、なめこ、はなびらたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、ほんしめじ、まいたけなど

3）権利の消尽の場合

育成者権者等が登録品種の種苗、収穫物又は加工品をその意思に基づいて譲渡した場合、その譲渡された種苗等自体には育成者権の効力が及ばず、それ以降の利用に対しては改めて許諾を必要としません。

ただし、以下の行為については、育成者権の効力が及びます。

Ⅰ　登録品種等の種苗を生産する行為

Ⅱ　その譲渡された品種の育成に関する保護を認めていない国に対し、その譲渡された種苗又は最終消費目的以外の目的で収穫物を輸出する行為

⑤　権利の適用範囲（属地主義）

育成者権の効力は、他の知的財産権と同様に、適用範囲は登録された国の領域内に限定されます（属地主義）。このため日本で開発された品種について、日本で品種登録を行ったとしても権利が及ぶのは国内に限られます。海外で育成者権を主張するためには、育成者が海外でも必要とする各国ごとに品種登録を行わなければなりません。

今般、シャインマスカットなどの日本の優良な品種が海外に流出する問題が起きていますが、これらは海外で品種登録を行っていなかったことによるものです。海外で品種登録するには、国内で販売開始後４年以内（果樹など木本性植物は６年以内）に登録出願申請しなければ、品種登録できなくなりますので、その後には育成者権の観点からは有効な対抗手段がなくなってしまいます。こうなると、我が国で開発された優良な品種の農産物を我が国から輸出しようとしても意図せずに海外に流出してしまった品種と競合してしまい、日本からの輸出の支障になるおそれもあります。

このため、農林水産省では、海外出願マニュアルの作成や海外出願に関する相談窓口の設置を行うとともに、海外への品種登録出願に係る経費の支援を行うなど、海外出願を行いやすい環境整備に取り組んでいます。

⑥　権利侵害に対する措置

権利侵害に対しては、以下の措置が可能です。

また、育成者権の保護・活用が円滑に行われるため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターの「品種保護Ｇメン」が公正・中立な立場で権利侵害の証明等に対する支援を行っています。

民事上の請求	・ 差止請求 ・ 損害賠償請求 ・ 不当利得返還請求 ・ 信用回復の措置の請求
刑事罰	【個人】 １０年以下の懲役又は１０００万円以下の罰金（併科可） 【法人】 ３億円以下の罰金
水際措置	育成者権侵害物品は輸出入禁制品 輸出入差止めの申立て可能

（８）お問い合わせ先

品種登録に関する情報については、品種登録ホームページをご覧ください。

品種登録ホームページ：http://www.hinsyu2.maff.go.jp/

＜お問い合わせ先＞

〒100－8950

東京都千代田区霞が関一丁目２番１号

℡　03－3502－8111（代表）

農林水産省食料産業局知的財産課（内線 4294）

なお、育成者権侵害に関すること（品種保護Ｇメンへのご相談・お問い合わせ等）につきましては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターのホームページ（http://www.naro.affrc.go.jp/ncss/index.html）からもご確認ください。

第４節　地理的表示（ＧＩ）保護制度の概要

地理的表示（ＧＩ）保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護するものです。

（１）地理的表示（ＧＩ）とは

地理的表示（ＧＩ：Geographical Indication）とは、農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示です。

ＧＩは、ＴＲＩＰＳ協定で定められた知的財産の一つであり、同協定では以下のとおり定義されています。国際的にも広く認知されており、世界 100 ヶ国を超える国で保護されています。

○　ＴＲＩＰＳ協定における地理的表示の定義（第 22 条１）

ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

（２）ＧＩ保護制度の目的

農山漁村地域には、長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在しますが、これまでそのような価値を有する産品の品質を評価し、地域共有の知的財産として保護する独立した制度は存在していませんでした。このような状況を踏まえ、農林水産省において検討を重ねた結果、平成 26 年６月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（通称「ＧＩ法」）」が成立し、平成 27 年６月に施行され、我が国の農林水産物・食品等に係るＧＩ保護のための法的枠組が創設されました。

ＧＩ制度は、「地理的表示」として登録された産品を保護することにより、農林水産物等の適切な評価や財産的価値の維持向上といった生産者の利益の保護を図り、農林水産業等の発展に寄与し、併せて、高付加価値の農林水産物等の信用の保護や需要の確保といった需要者の利益を保護することを目的としています。

また、生産事業者だけでなく流通・販売事業者等も、登録された農林水産物等の品質を信頼して取引に活用できるため、差別化販売や取引の拡大につなげることが可能であるほか、海外でも日本の地理的表示が保護されるようになれば、海外への農林水産物等の輸出促進につながることも期待されます。

（３）ＧＩ制度の大枠

ＧＩ保護制度では、登録された明細書（産地、特性、生産の方法等を記載した書類）の基準を満たす産品のみにＧＩを使用することができ、登録後は品質管理体制のチェックや地理的表示の不正使用の取締りが行政により行われることで、生産者の負担なく、その価値の維持向上を図るという点に特色があります。

具体的には、以下の４つのポイントが挙げられます。

①　産品をその名称、生産地や品質等の基準とともに登録します。

②　明細書の基準を満たす産品のみにＧＩの使用が認められ、ＧＩと併せて登録標章（ＧＩマーク）を使用することが義務付けられます。したがって、当該基準を満たす産品のみが、ＧＩマークにより真正なＧＩ産品として市場に流通され、他の産品と差別化が図られます。

図１　ＧＩマーク

大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式の感じられる金色を使用して日本らしさを表現しています。

③　ＧＩ及びＧＩマークの不正使用は行政が取り締まります。取締りの対象になる不正使用は、ＧＩ産品と誤認を与えるような名称使用ですが、この中には、①真正の産地を記載していても明細書で示された産地と異なる場合、②翻訳、音訳名称、③「～タイプ」「～様式」「～風」などの表現も含みます。これにより、生産者は差止請求等の訴訟等を行うことなく、地域ブランドを守ることができます。

④　ＧＩは、地域共有の財産として保護され、地域の生産者は登録された団体へ加入すること等によってＧＩを使用できます。

（４）ＧＩの登録申請手続

ＧＩの登録申請は、生産・加工業者を構成員とする団体が行うこととなっています。当該団体においては、法令、約款等に加入の自由を定めるとともに、構成員である生産・加工業者に対する産品の品質管理（生産行程管理業務）の実施が求められます。

申請は申請書と添付書類（明細書、生産行程管理業務規程等）の提出により行います。

図２　申請手続きについて

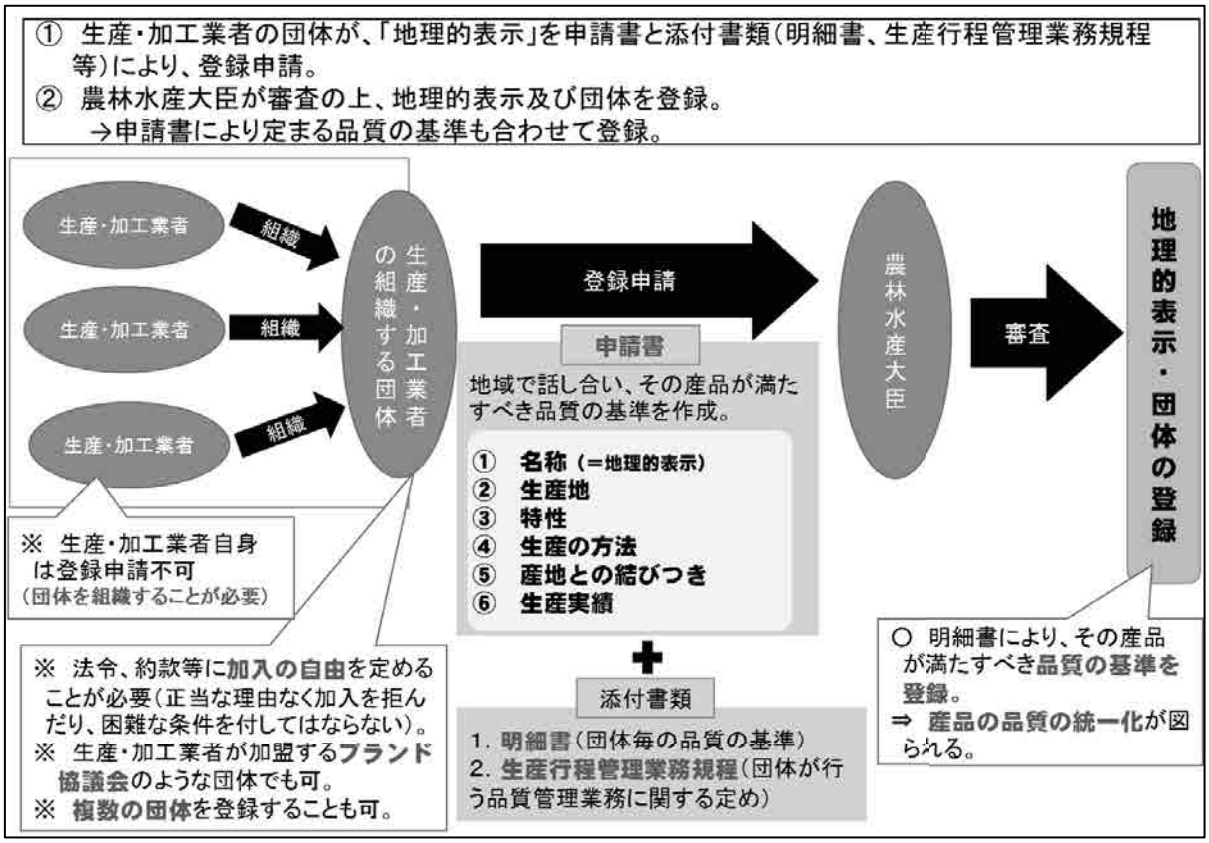

登録の対象となる産品は、食用に供される全ての農林水産物、飲食料品（酒類、医薬品等を除く）のほか、政令で指定された非食用農林水産物又はその加工品（観賞用の植物、畳表等）となります。なお、酒類については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づくＧＩ保護が行われています。

（５）ＧＩの審査手続

申請されたＧＩについては、農林水産省において形式的な不備や内容面についての確認を行った後、①広く意見を求めるための公示（３か月間）、②学識経験者の意見聴取を経て、寄せられた意見書の内容や学識経験者の意見等も踏まえ、農林水産大臣により登録可否が判断されます。

登録は、登録簿に記載されることにより行われ、登録簿の内容は農林水産省ウェブサイトで公示されます。

また、以下の場合は登録できないこととなります。

①　申請団体が定められた要件を満たさない場合

②　申請団体による品質管理が適切になされると見なされない場合

③　産品がＧＩ産品としての要件を満たさない場合

④　名称について、（ｉ）普通名称にあたるとき、（ii）同一又は類似する先行商標があるとき（商標権者の同意等がある場合を除く）等

図３　審査手続きについて

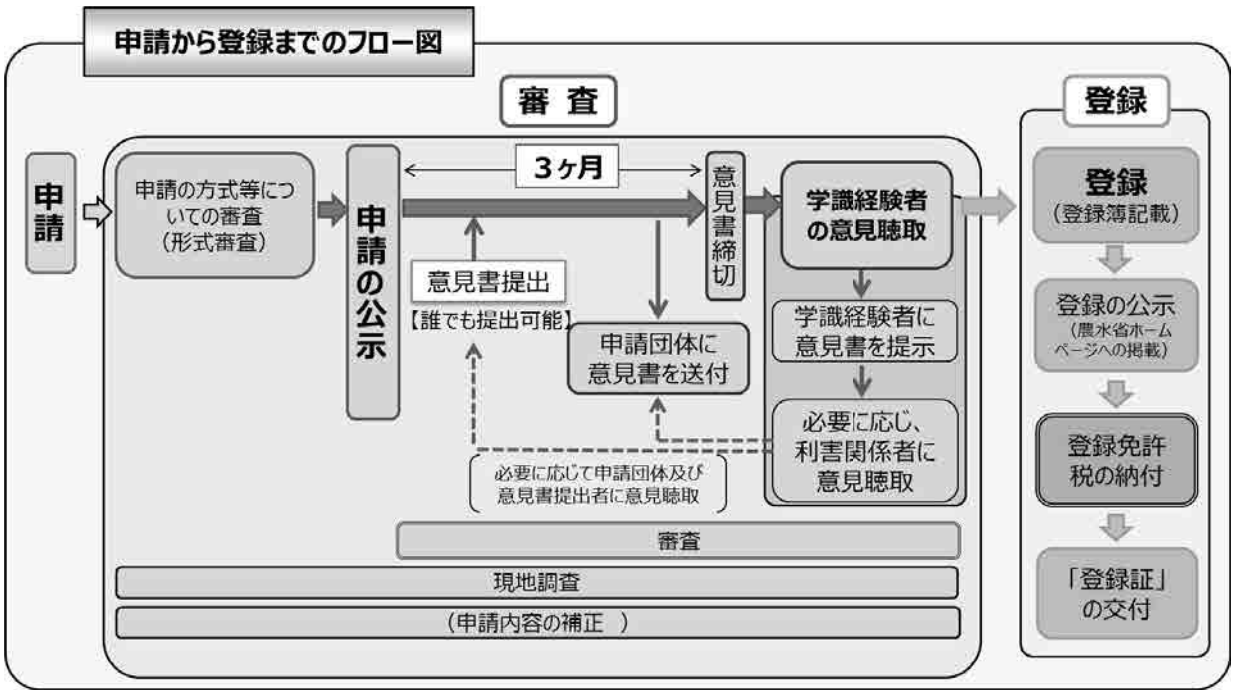

（６）地域団体商標制度との関係

ＧＩは、産品の名称を保護する制度であり、地域団体商標制度と類似した面がありますが、地域団体商標制度が商標制度の一部として、特定の団体に帰属する産品の名称の出所表示機能をベースとするのに対し、ＧＩは産品の品質その他に着目して、産品の名称が高い品質を表すものであることから、その模倣品を排除するというように根本的な考え方が異なります。そのため、地域の実態や産品の特性を踏まえて、活用する制度をご検討ください。

図４　ＧＩ制度と地域団体商標制度との違いについて

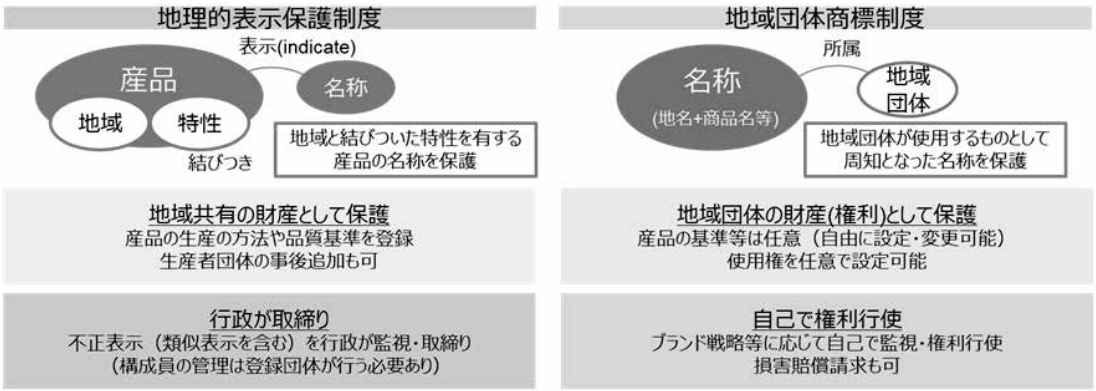

その他の主な相違点		
農林水産物、飲食料品等（酒類等を除く）	対象	全ての商品・サービス
生産・加工業者を構成員に含む団体 法人格を有しない地域のブランド協議会等も可能	申請主体	事業協同組合等の特定の組合、商工会、商工会議所、 ＮＰＯに限る
一定期間継続して生産されている必要（伝統性）	伝統性周知性	一定の需要者に認識されている必要（周知性）
地理的表示保護制度を持つ国との間で相互保護が 実現した際には、当該国においても保護される	海外での保護	各国に個別に登録を行う必要

（７）海外における日本のＧＩの保護

我が国の高品質な農林水産物が海外においても保護されるためには、輸出先国においても我が国の産品がＧＩとして保護されることが必要です。

平成 28 年 12 月、ＧＩ法が改正、施行され、条約等の国際約束を締結することによりＧＩを保護する手続きが定められました。これにより、国際協定を結ぶことで諸外国でも日本のＧＩを保護することが可能となりました。

具体的には、平成 29 年 12 月に交渉妥結した日ＥＵ・ＥＰＡにおいて、日本側の 48 産品とＥＵ側の 71 産品の農林水産物を高いレベルで相互保護することで合意しました。この合意等を踏まえ、日本のＧＩ産品も含めた我が国におけるＧＩの保護を強化することとし、日ＥＵ・ＥＰＡの担保法案として、以下の内容を含むＧＩ法改正の検討を進めることとしています。

① ＧＩの保護の対象を拡大し、物への直接表示だけでなく、広告等のサービス的な使用も含むこととする

② 先使用の期間を７年に制限

図５　ＧＩ法の改正について

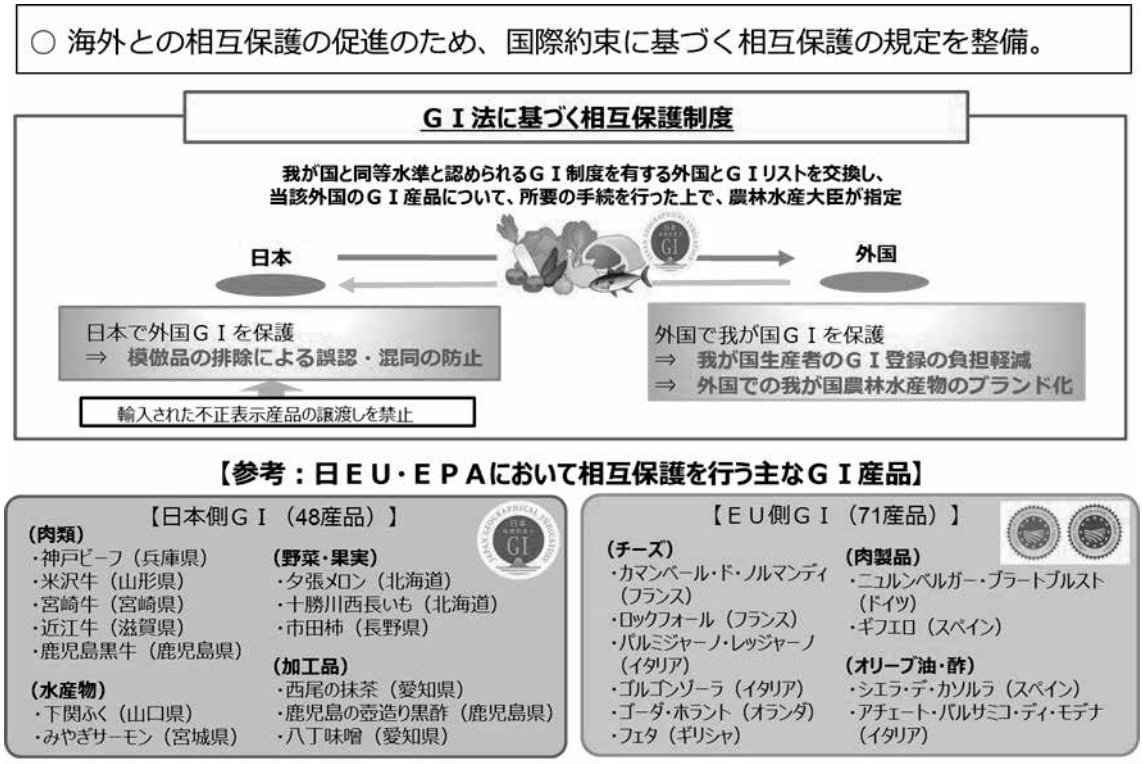

【参考：日ＥＵ・ＥＰＡにおいて相互保護を行う主なＧＩ産品】

【日本側ＧＩ（48産品）】

（肉類）
・神戸ビーフ（兵庫県）
・米沢牛（山形県）
・宮崎牛（宮崎県）
・近江牛（滋賀県）
・鹿児島黒牛（鹿児島県）

（水産物）
・下関ふく（山口県）
・みやざサーモン（宮城県）

（野菜・果実）
・夕張メロン（北海道）
・十勝川西長いも（北海道）
・市田柿（長野県）

（加工品）
・西尾の抹茶（愛知県）
・鹿児島の壺造り黒酢（鹿児島県）
・八丁味噌（愛知県）

【ＥＵ側ＧＩ（71産品）】

（チーズ）
・カマンベール・ド・ノルマンディ（フランス）
・ロックフォール（フランス）
・パルミジャーノ・レッジャーノ（イタリア）
・ゴルゴンゾーラ（イタリア）
・ゴーダ・ホラント（オランダ）
・フェタ（ギリシャ）

（肉製品）
・ニュルンベルガー・ブラートブルスト（ドイツ）
・ギフエロ（スペイン）

（オリーブ油・酢）
・シエラ・デ・カソルラ（スペイン）
・アチェート・バルサミコ・ディ・モデナ（イタリア）

（８）ＧＩの登録状況

各地から登録申請が提出されており、平成 30 年２月末在、34 道府県 58 産品、１ヶ国の１産品の計 59 産品が登録されています。

図６　ＧＩ登録状況（平成 30 年２月末現在）

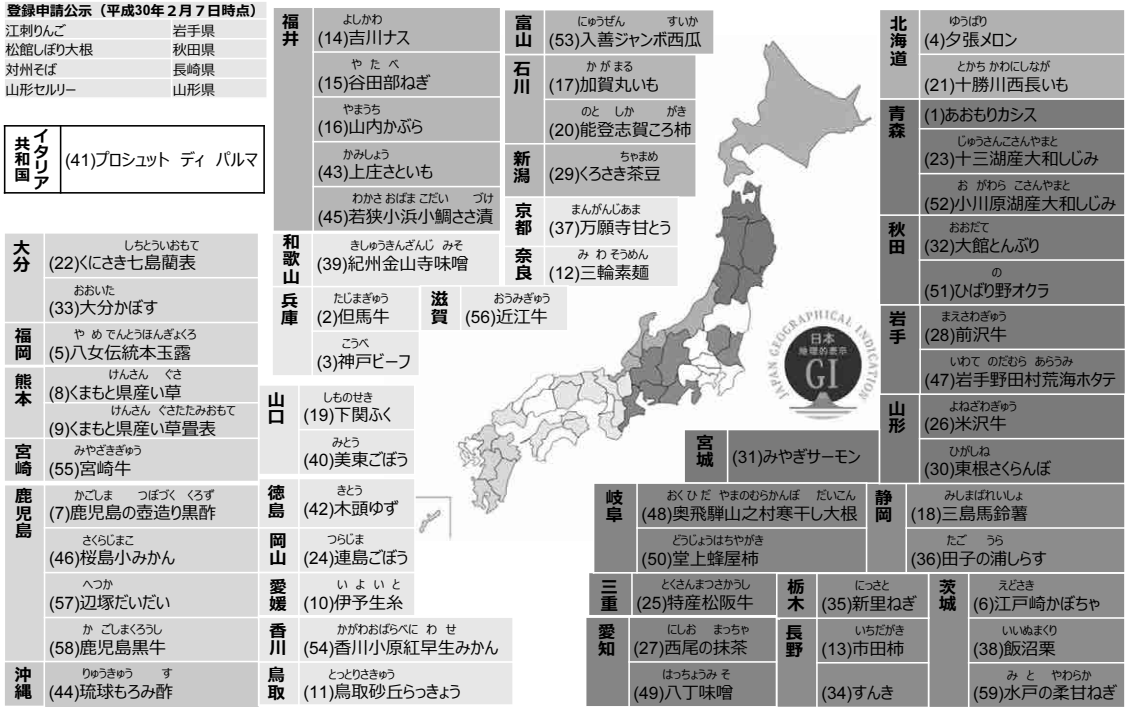

ＧＩ保護制度についてさらに詳しく知りたいという場合は、①のウェブサイトから、各種資料等をダウンロードすることができます。

また、農林水産省では、公示された新規の申請内容、登録内容や、今後開催される説明会の情報等を配信する「地理的表示メールマガジン」を開設しています。

① 地理的表示に関する農林水産省ウェブサイト

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

② 地理的表示メールマガジン登録用 URL

http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html

バックナンバーはこちら

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

（９）ＧＩの登録の効果

産品がＧＩとして登録されると、知的財産として保護され、不正な表示は国により取り締まられることから、市場に流通している模倣品は排除されることになります。また、登録をきっかけに、産品の知名度の向上や、取引の拡大、担い手の増加、価格の上昇などの効果のほか、生産者が、自らの産品を再認識することで、生産者の品質管理の重要性の認識の高まりや、より良い産品を生産しようとする意欲の高まりなど前向きな効果にもつながっています。

図７　ＧＩ登録の効果

○　ＧＩ保護により、模倣品が排除されるほか、取引の拡大や価格の上昇、担い手の増加などＧＩ登録をきっかけとした効果も現れている。
○　生産者団体が自ら産品の価値を再認識し、品質管理の重要性の認識や、より良い産品を生産しようとする意欲の高まりなど前向きな効果がある。

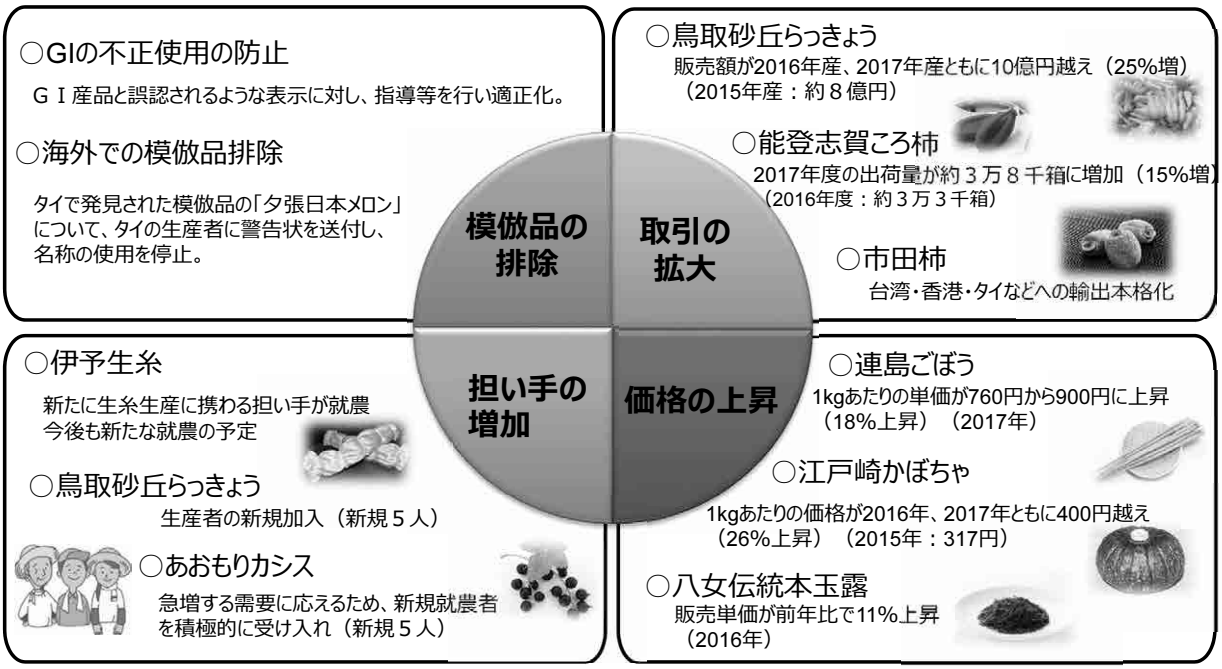

第６章　その他の運用

第１節　早期審査（審理）・優先審査・面接等

［１］特許・実用新案

特許出願の中には、様々な事情で権利化を急いでいるものがあります。こうした出願人のニーズに対応するため、特許庁では早期に審査・審理を行う制度を設けています。出願人が実施している発明や外国にも出願している発明、さらには、震災により被災した企業・個人等の発明等は早期審査・早期審理制度を、第三者により自分の発明が実施されている場合は優先審査制度を利用すれば、早期に審査・審理が開始されます。早期の権利化を望む場合には、早期審査（審理）・優先審査制度の利用をご検討下さい。

また、平成２５年４月より、インターネット回線を利用した新たなテレビ面接システムを導入しました。インターネット回線を利用してご自身のＰＣから面接に参加できます。審査官との意思疎通を図り、円滑に審査手続を進めるため、テレビ面接を是非ご利用下さい。

（１）早期審査・早期審理・スーパー早期審査・優先審査

①　早期審査・早期審理

早期審査・早期審理制度は、一定の条件を満たす出願について、出願人からの要請に応じて審査・審理を通常よりも早く行う制度です。

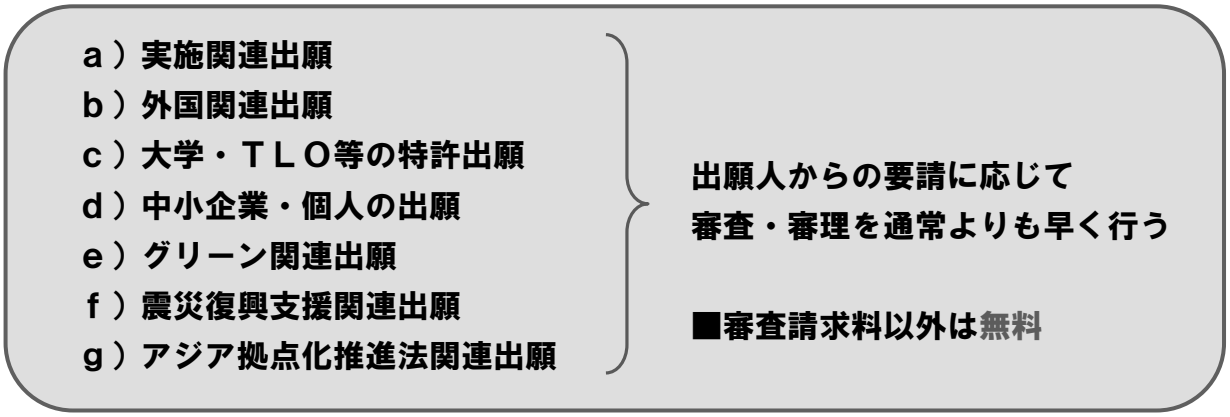

１）早期審査・早期審理の対象

特許出願が以下のａ）～ｇ）のいずれかに該当する場合、早期審査・早期審理を申請することができます。

ａ）出願人本人又は出願人から実施許諾を受けた者（ライセンシー）がその発明を実施（生産、販売、輸入など）しているか、又は２年以内に実施予定の特許出願（「実施関連出願」といいます。）

ｂ）出願人がその発明について外国出願・国際出願している特許出願

（「外国関連出願」といいます。）

ｃ）出願人の全部又は一部が、学校教育法で定められた大学・短期大学及び高等専門学校、各省庁設置法及び独立行政法人設置法で定められた大学校、国立、公立及び独立行政法人設置法等で定められた試験研究機関、又は承認若くは認定を受けた技術移転機関（承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯ）である特許出願

ｄ）出願人の全部又は一部が、中小企業基本法等に定める中小企業又は個人である特許出願

ｅ）環境関連技術（グリーン技術）に関する特許出願

ｆ）出願人の全部又は一部が、災害救助法の適用される地域（ただし、東京都を除く。）に住所又は居所を有し、さらに地震に起因した被害を受けた者である特許出願

ｇ）出願人の全部又は一部が、アジア拠点化推進法に基づき認定された研究開発事業計画に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した国内関係会社であって、当該研究開発の成果に係る発明に関する特許出願

なお、早期審理については、上記ａ）～ｇ）以外に、第三者がその発明を業として実施している出願も対象となります。

２）早期審査・早期審理の申請手続

早期審査の申請は、審査請求時、又はその後に「早期審査に関する事情説明書」を提出して行います。この事情説明書には、書誌的事項の他に、早期審査の申請を行う事情や先行技術及び当該先行技術との対比説明等を記載します。出願人が中小企業や個人等の場合は、知っている文献を記載すれば先行技術調査を実施する必要はありません。早期審理の場合は、書誌的事項と、早期審理の申請を行う事情を記載してください（審判請求時に十分な先行技術文献の開示と対比説明とを行っている場合はそれらを記載する必要はありません）。

なお、早期審査・早期審理の申請手続は、**無料**です。

詳しくは、特許庁ホームページをご覧ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm

②　スーパー早期審査

スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを原則１ヶ月以内で行い、さらに、二次審査についても、意見書・手続補正書の提出から１ヶ月以内に行う等、早期審査制度よりも更に早期に審査を行うものです。

１）スーパー早期審査の対象

特許出願が以下のａ）、ｂ）の両方の条件を満たしている場合、スーパー早期審査を申請することができます。

ａ）「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であること

ｂ）スーパー早期審査の申請前４週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願であること

２）スーパー早期審査の申請手続

スーパー早期審査の申請は、早期審査の申請と同様に「早期審査に関する事情説明書」を提出して行います。この事情説明書において「スーパー早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。

なお、スーパー早期審査の申請手続は、**無料**です。

詳しくは、特許庁ホームページをご覧ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/supersoukisinsa.htm

③　優先審査（特許法第４８条の６）

１）優先審査の対象

出願公開後、第三者がその特許出願に係る発明を業として実施しており、出願人と実施

者の間で生じている紛争を早期に決着する必要がある特許出願。

２）優先審査の手続

優先審査の申出は、優先審査に関する事情説明書の提出により行います。

この事情説明書には、実施の状況、第三者による実施等による影響等を記載し、警告状の写し、第三者が実施している事実を証明する書類等を添付する必要があります。

なお、優先審査の申請手続きは、**無料**です。ただし、書面での申出に対しては、データエントリー料（電子化のための手数料）をいただきます。

（２）審査官との面接

拒絶理由の通知等に対して、審査官と直接面談し、自己の発明の技術的な説明を行うことができます。面接の依頼は、電話、ファクシミリ又は上申書を提出することにより行います。

面接では、特許請求の範囲に記載された自己の発明と拒絶理由等に記載されている引用文献との技術的な対比などを中心に自己の意見を述べるとともに、審査官の意見を聞き、今後の対処方針を検討することができます。また、出願人の利便を図る観点から、次のような面接を実施しています。

①　出張面接

特許庁から遠距離の方々のために、出張面接を実施しております。この出張面接は、全国各地の面接会場や（独）工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）に審査官が出張して面接を行うものです。

（独）工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）では、第１、第３金曜日を面接の重点実施日に設定し、積極的に実施しています。

１）申込できる方

代理人（代理人がいない場合は出願人本人や知的財産部員など。）

２）申込要領

担当審査官又は面接審査管理専門官まで、お名前や住所、出願番号、希望実施場所等をご連絡ください。（代理人がいる場合は代理人を通じてご連絡ください）

申し込みいただいた方には、必要な情報を確認させていただき、調整の上、出張面接の日時、実施場所を回答させていただきます。

ただし、日程調整が困難な場合や申込が集中した場合等には、出張面接を行えないこともありますので、予めご了承ください。

お問い合わせ先：特許庁審査第一部調整課面接審査管理専門官
電話:03-3581-1101　内線 3114　E-mail:PA2103@jpo.go.jp

②　テレビ面接

出願人・代理人がお持ちの機器（ＰＣ、モバイル端末等）と特許庁に設置のテレビ面接システムとを接続して行う面接です。

機器（ＰＣ、モバイル端末等）をお持ちでない場合でも、（独）工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）でテレビ面接をご利用いただけます。

１）申込できる方

代理人（代理人がいない場合は出願人本人や知的財産部員など。）

２）申込要領

テレビ面接システムを用いた面接の申込は、通常の面接と同様に、電話、ファクシミリ又は上申書を提出することにより行います。申込にあたっては、電子メールアドレスが必要となりますので、御準備ください。面接の申込後、テレビ面接の時間が確定したら、上記電子メールアドレス宛てに、特許庁の面接審査管理専門官（PA2103@jpo.go.jp）から招待メールが届きます。

お問い合わせ先：特許庁審査第一部調整課面接審査管理専門官
電話:03-3581-1101　内線 3114　E-mail:PA2103@jpo.go.jp

（３）事業戦略対応まとめ審査

平成２５年４月から、企業の事業展開を支援することを目的に、事業に必要な知的財産（特許・意匠・商標）を分野横断的に、必要なタイミングでの権利化を可能とする「事業戦略対応まとめ審査」を行っています。

「事業戦略対応まとめ審査」は、出願人が審査官に対して事業説明を行うことで、審査官は、事業の概要や事業における発明等の位置付けを正確に把握した上で審査を行います。このため、事業に役に立つ権利取得が可能であるとともに、各分野の審査官が必ず協議を行うことで、ばらつきのない審査を実現させています。

１）事業戦略対応まとめ審査の対象となる出願群

新規な事業や、国際展開を見据えた事業に関連する製品やサービス等を構成するための複数の特許出願からなる出願群であって、以下(a)から(c)に示す要件をすべて備えたものを事業戦略対応まとめ審査の対象とします。なお、出願群には意匠登録出願、商標登録出願を含んでもよいものとします。

(a) 原則※として、審査着手前の出願であること

※事業の中に位置づけられる特許等の出願であるならば、着手済み案件も含めることができます。

(b) 出願群に含まれる特許出願のうち、少なくとも１つは「外国関連出願」又は「実施関連出願」のいずれかの要件を満たしていること

(c) 新規な事業や、国際展開を見据えた事業の中に位置づけられる特許等からなる出願群であること

２）事業戦略対応まとめ審査の申請手続について

事業戦略対応まとめ審査の希望申請は、随時受け付けます。下記まで、事業戦略対応まとめ審査を希望する旨と、申請書の送付に必要な出願人側担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）をお知らせ下さい。

お問い合わせ先：特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班
電話：03-3581-1101 内線 3107　E-mail:PA2160@jpo.go.jp

３）事業戦略対応まとめ審査の進め方

まとめ審査の対象となった場合、出願人と特許庁側の担当者との間で、事業説明、面接（必要に応じて実施）、審査着手のスケジュールについて調整を行いながら審査を進めていきます。

(a)事業説明

事業説明では、まとめ審査を担当する審査官に対し、事業の概要（新製品や新たなサービスの概要）、事業戦略（実施予定、国際展開予定）、事業における出願の位置付け等について審査官に対し、説明を行ってください。

(b)面接

面接では、個々の出願についての技術説明や、先行技術との対比説明、補正案の検討を行うことができます。

(c) 審査着手

事業説明、面接（審査着手前に実施した場合）、各案件を担当する審査官との間での協議を踏まえた上で、調整したスケジュールに従って、審査官チームの各審査官は担当案件の審査を行います。

その他、事業戦略対応まとめ審査の詳細については、特許庁ホームページをご覧ください
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/matome_sinsa.htm

（４）地域拠点特許推進プログラム

平成２８年１１月から、(1)地域における面接の充実による権利化支援、(2)特許庁が実

施している支援施策（PPH や早期審査、減免制度等）及び地域企業による特許権の活用事例等を紹介するセミナーによる特許制度の普及を目的に、地域の中小企業やベンチャー企業、研究施設等が集まるリサーチパークや大学等といった企業等集積地域（以下、「地域拠点」という）を対象に、出張面接と特許権に関するセミナーを同時に開催する「地域拠点特許推進プログラム」を行っています。

「地域拠点特許推進プログラム」は、地域拠点を対象に、特許権の取得・活用を支援します。また、出願人の希望する面接時期に合わせて出張面接を実施し、適切なタイミングでの権利化を支援します。さらに、出張面接の実施と同時に、PPH や早期審査及び減免制度等の支援施策、並びに特許権の活用に関するセミナー（以下、「特許セミナー」という。）を開催し、特許庁における施策や特許の活用事例を紹介することにより、特許制度の積極的活用を促し、地域の活性化を目指します。

１）地域拠点特許推進プログラムの対象

以下(1)及び(2)に示す要件を満たすものを地域拠点特許推進プログラムの対象とします。

(1)地域拠点（※1） における複数（2 以上）の特許出願人（※2）が、それぞれ 1 件以上出張面接を実施する場合。

(2)地域拠点において、特許セミナーの開催を希望する場合。

※1 地域拠点には、大学やリサーチパーク等、同一の所在地域に企業や研究施設等の開発・研究拠点が複数（2 以上）集積している企業等集積地域を含みます。

※2 大学等、出願人が同一の複数出願であっても、研究室等の開発・研究拠点が異なる場合は出願人が複数であるものとします。

２）地域拠点特許推進プログラムの申請手続について

(a)申請できる者

地域拠点特許推進プログラムを申請できる者は、出張面接を実施する全ての特許出願人をとりまとめることができる者（以下、「とりまとめ担当者」）とします。とりまとめ担当者は、出張面接を実施する案件の出願人や代理人には限りません。

(b)申請方法

地域拠点特許推進プログラムの希望申請は、随時受け付けます。以下の申請先まで、メールで申請書を送付してください。申請書には、必要事項（地域拠点である説明・とりまとめ担当者・地域拠点特許推進プログラム開催希望日程・出張面接を希望する案件リスト及び・希望する特許セミナーの内容等）を記載のうえ、送付先(PA2160@jpo.go.jp)まで送付してください。

特許庁において、提出された申請書について記載事項を検討した後、地域拠点特許推進プログラムの開催の可否を、とりまとめ担当者にお知らせいたします。

なお、地域拠点特許推進プログラムの申請に際しては、特許庁への手続に係る手数料は不要です。

(C)申請に関する留意事項

出張面接を実施する件数には上限を設けませんが、件数が多い場合、出張面接を複数日に渡って実施する場合があります。

申請書の提出後に、出張面接希望案件を除外することは可能としますが、案件の追加や差し替えは、対応できない場合があります。

出張面接を実施する際、日程調整を行う必要があるため、地域拠点特許推進プログラムの申請日から開催希望日程までの期間が短い場合、本プログラムを開催できないことがあります。地域拠点特許推進プログラムの申請日から開催希望日程までは、2ヶ月を目安に申請してください。

３）出張面接及び特許セミナーについて

(a)出張面接

(ⅰ)開催日程の目安

地域拠点特許推進プログラムの申請日から開催希望日程までの期間は、2ヶ月を目安としてください。また、出張面接の実施日は原則1日とし、案件数に応じて複数日に実施とします。なお、日程により、希望に添えない場合があります。

(ⅱ)審査請求

地域拠点特許推進プログラムの申請段階において、出願審査未請求の場合は、本プログラムの開催の可否を検討する際に、特許庁より審査請求を要請する場合があります。

(ⅲ)早期審査請求

地域拠点特許推進プログラムの開催希望日程（出張面接の希望日程）に応じて、特許庁より早期審査の申請を依頼する場合があります。早期審査については、特許出願の早期審査ガイドライン（PDF：502KB）を参照してください。

(ⅳ)出張面接の実施場所

地域拠点内の共用会議室（※3）、または地域拠点近隣の会議室等において実施します。地域拠点近隣の会議室等において実施する場合、会場手配は特許庁が行います。

※3 公平性・手続きの透明性の観点から、出願人の所有する建物内等での面接は実施できません。

(ⅴ)代理人による応対

出張面接を行う出願に代理人が選任されている場合、代理人による応対が必要となります。

その他、出張面接の詳細については、面接ガイドライン【特許審査編】を参照してください。

(b)特許セミナー

(ⅰ)特許セミナーの開催場所

とりまとめ担当者から特段の要望が無ければ、地域拠点内の共用会議室等において開催します。

(ⅱ)特許セミナーの参加者

特許セミナーには、出張面接を実施する企業に加え、地域拠点内の企業に所属する者も参加できます。

(ⅲ)特許セミナーの開催日程

特許セミナーの開催日程は、原則出張面接の実施日と同日とします。

(ⅳ)開催可能な特許セミナーのテーマ例

(1)特許制度の概要・基礎知識

(2)中小企業向け知財関連支援策

［２］意匠

（１）早期審査・早期審理制度

意匠においては出願意匠が早期に実施（製造・販売等）されることが多く、権利設定前の意匠に対する模倣品が発生することもあり、その社会的影響は大きいことから、こうした早期権利化を必要とする出願に対応するため早期審査・早期審理制度があります。

早期審査・早期審理制度を利用するに当たっては、以下の要件を満たす意匠登録出願・審判事件について、それぞれ「早期審査に関する事情説明書」、「早期審理に関する事情説明書」を特許庁に提出する必要があります。なお、早期審査・早期審理に関して特許庁に対する手数料は無料です。

① 権利化について緊急性を要する実施関連出願
- **a）模倣品対策**
- **b）警告**
- **c）実施許諾**

② 外国関連出願

③ 震災復興支援関連出願

出願人からの要請に応じて審査・審理を通常よりも早く行う

通常の一次審査結果通知の平均期間は、出願から約６月

⇒

事情説明書の提出から約２月で一次審査結果通知

[早期審査・早期審理の対象となるための要件]

意匠登録出願(意匠登録出願に係る審判事件)が以下の①～③のいずれかに該当する場合、早期審査・早期審理の対象と認められます。

① 権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者(審判請求人自身又は審判請求人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者)が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願(意匠登録出願に係る審判事件)であって、さらに以下のいずれかに該当する場合。

a) 第三者が許諾なく、その出願意匠又は出願意匠に類似する意匠を実施(実施準備を含む)している場合

b) 第三者から警告を受けている場合

c) 第三者から実施許諾を求められている場合

② 外国関連出願

出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願(審判事件)である場合

③ 震災復興支援関連出願

出願人の全部又は一部が、災害救助法の適用される地域(ただし、東京都を除く。)に住所又は居所を有し、さらに地震に起因した被害を受けた者である場合

ただし、例えば次のような場合、早期審査・早期審理の対象と認められません。

①, a) について、第三者による模倣品の実施あるいは実施準備行為を示す事実がなく、模倣品が流出する可能性があることをのみを理由とする場合。①, c) について、出願人自身の実施のみを目的とする場合や、社長の個人名で出願した意匠登録出願に対し、同社から社長に実施許諾の依頼があった場合。③について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へ出願した意匠がわかる書面が不足している場合。

早期審査、早期審理の対象となるための要件に関する詳細は、特許庁のホームページ(特許庁→制度・手続→意匠→手続→審査に関する情報→早期審査について→「意匠早期審査・早期審理制度の概要」)をご参照ください。

(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/isyou_soukisinri.htm)

[模倣品対策に対応した意匠登録出願の早期審査制度の新たな運用]

上記の要件のうち、①, a) の模倣品対策の場合については、次のフロー図の手続で早期審査が行われます。

なお、詳細は、特許庁のホームページ(特許庁→制度・手続→意匠→手続→審査に関する情報→早期審査について→「模倣品対策に対応した意匠出願の早期審査制度の新たな運用に

ついて」）をご参照ください。
（http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/new_de_ap_2005.htm）

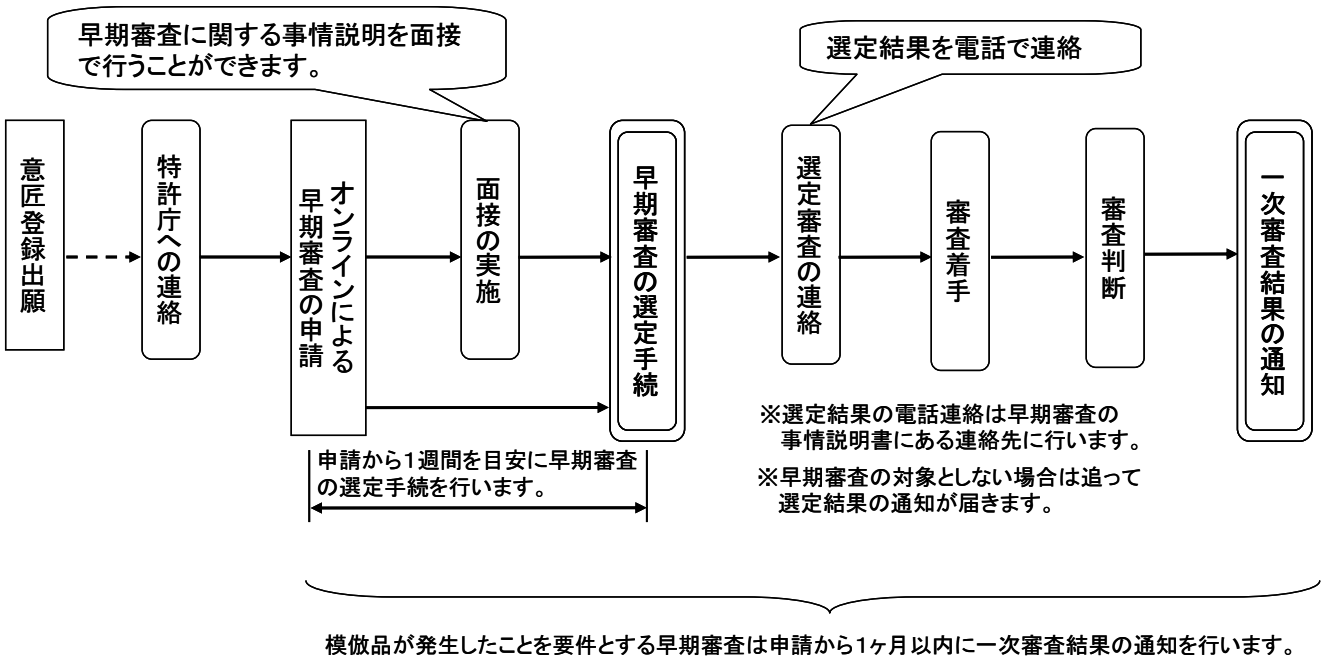

（２）審査官との面接

出願人や代理人は、意匠登録出願の審査に関する円滑な意志疎通を図るために審査官と面接を行うことができます。自己の意匠と引用意匠との対比などを中心に審査官に対して意匠の特徴を説明することができるとともに、拒絶理由通知等について審査官の見解を直接確認することで、より適切な対応を検討することができます。

（３）外国での権利取得

意匠権の効力は、意匠権を取得した国の領域内に限られ、その領域を超えて他国まで及ぶものではありません。

外国で意匠権を取得するためには、権利を取得したい国・地域の特許庁に対して直接出願する必要があります。

［３］商標

（１）商標早期審査・早期審理

商標早期審査・早期審理制度は、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて審査・審理を通常に比べて早く実施する制度です。早期の権利化を希望される方は、ぜひ活用をご検討ください。手数料は不要です。

※平成 29 年から、ライフサイクルの短い商品・役務を扱う事業者等の早期権利化の要請にさらに応えるため、「一部の商品について既に使用している又は使用の準備を相当程度進めており、かつ、類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願」等を早期審査の対象に加えています。新たに加わった要件に該当する出願は、指定商品・指定役務に係る拒絶理由に該当する可能性が低いことから、権利化までの期間も非常に短くなるという効果も期待されます。是非ご活用ください。

①商標早期審査・早期審理を申請するメリット

・通常の審査・審理に比べて、審査結果・審理結果を早く得ることができます。
・早期審査を申請した出願の平均審査順番待ち期間は、早期審査の申請から**平均 1.8 か月**となっており（平成 29 年実績)、通常の出願と比べて大幅に短縮されています。
・また、早期審理を申請した場合には、申請後、審理可能となってから**平均 2.4 か月以下**で審決を発送しています（平成 29 年実績)。

②早期審査の対象となる出願

以下の対象(1)から対象(3)のいずれかに該当する商標登録出願が対象です。既に出願されているものについても対象となります。ただし、新しいタイプの商標（動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標） については、その審査の特殊性から審査の質を確保するため、当面、早期審査の対象外とします。

【対象 1】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を指定商品・指定役務に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願

※「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

a) 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人（ライセンシー）の使用若しくは使用の準備に係る指定商品(指定役務)又はこれらに類似する商品(役務)について使用している又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
b) 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合
c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合

d）出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合

e）出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願とする場合

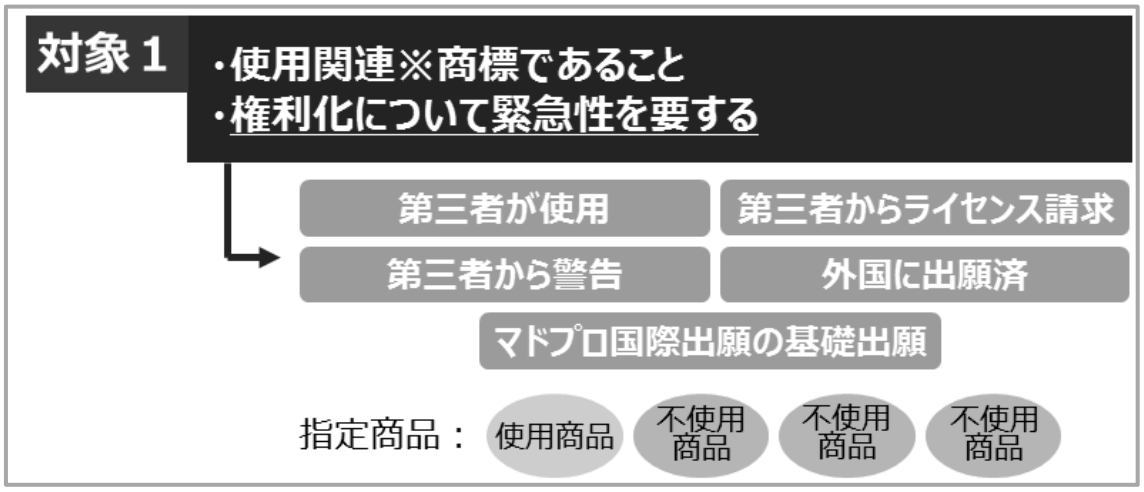

※使用関連：出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めている状態

【対象 2】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願

※指定商品・指定役務中に、出願商標を使用していない又は使用の準備を相当程度進めていると認められない商品・役務を含む場合には、早期審査の申請以前(同時でも構いません)に、それを削除する補正が必要となります。

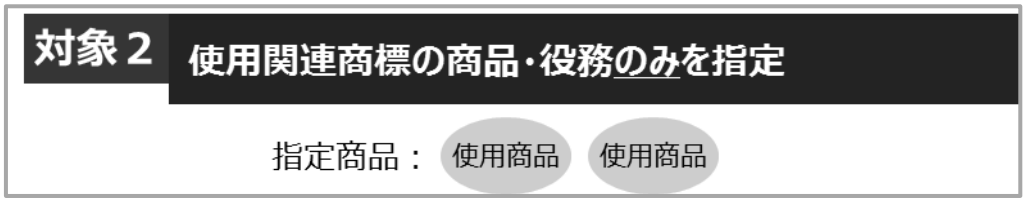

【対象 3】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願

※指定商品・指定役務中に、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されていない商品・役務を含む場合には、早期審査の申請以前（同時でも構いません）に、それを削除する補正が必要となります。

※「類似商品・役務審査基準」等・・・類似商品・役務審査基準、商標法施行規則、商品・サービス国際分類表（ニース分類）を指します。

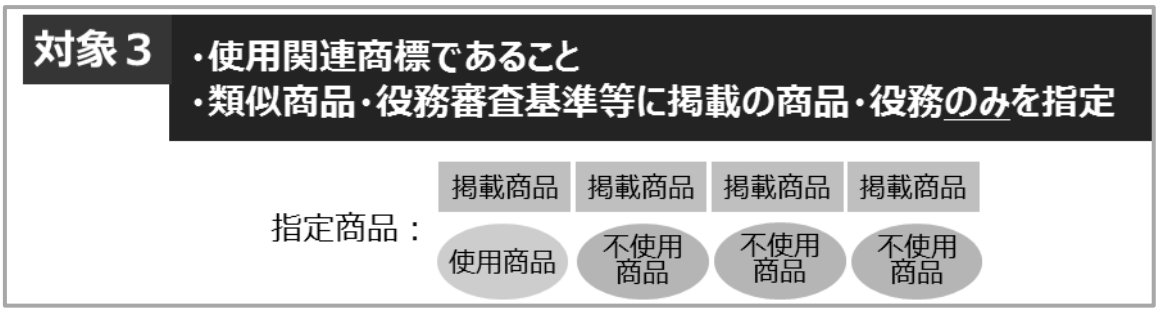

③ 早期審査・早期審理の申請手続

早期審査・早期審理の申請には、「早期審査（早期審理）に関する事情説明書」の提出が必要となります。

a）提出者：出願人（審判請求人）又はその手続をする代理人

b）提出方法：オンライン又は書面

c）提出時期：商標登録出願の日（審判請求の日）以降いつでも提出可能

d）手数料：不要

手続の詳細は、「特許庁ホームページ→商標→審査→早期審査について→商標早期審査・早期審理ガイドライン」をご参照ください。

(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/tt1208-023guide.pdf)

第２節　特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）

特許審査ハイウェイとは、最初に出願した第一庁（例えば日本）で特許可能と判断された場合、出願人の申請により、次に出願した第二庁（例えば米国）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みのことです。これにより、第二庁における安定した強い特許権の早期取得を支援します。

２０１８年４月１日時点で、日本は、米国、韓国、英国、ドイツ、デンマーク、フィンランド、ロシア、オーストリア、シンガポール、ハンガリー、カナダ、欧州、スペイン、スウェーデン、メキシコ、北欧、中国、ノルウェー、アイスランド、イスラエル、ポルトガル、台湾、フィリピン、ポーランド、ユーラシア、インドネシア、タイ、オーストラリア、コロンビア、マレーシア、チェコ共和国、ルーマニア、エジプト、エストニア、ベトナム、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、ニュージーランド、ヴィシェグラード、トルコとの間で実施しています。

詳細については、特許庁ホームページをご参照ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

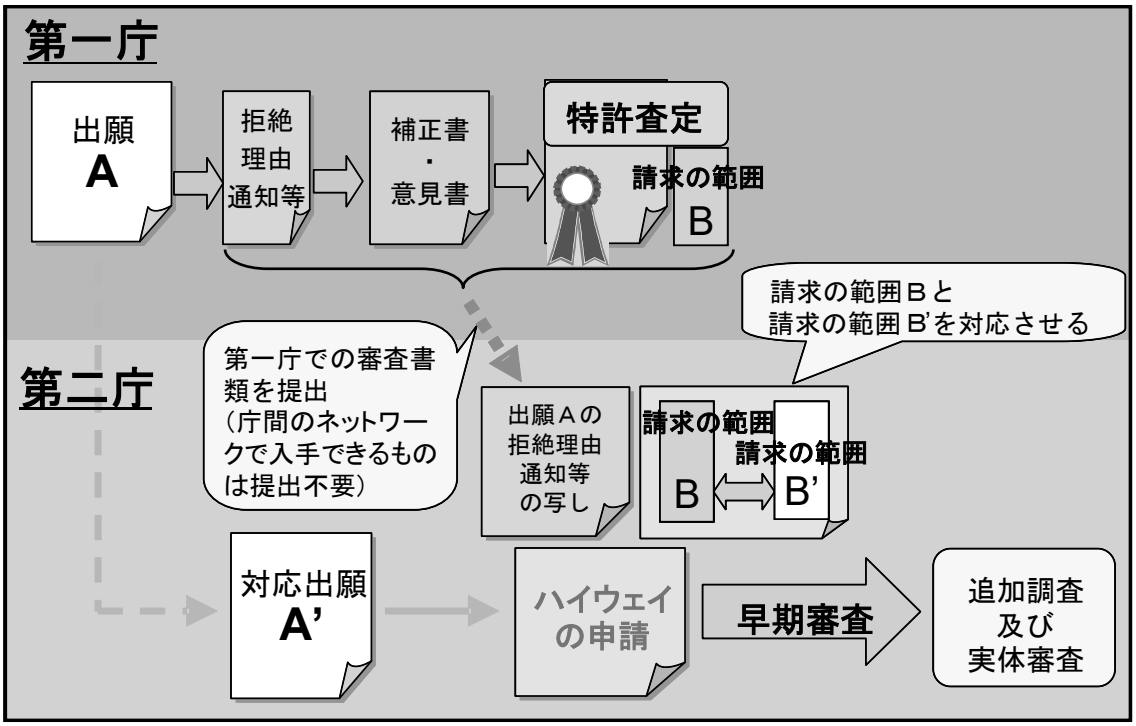

特許審査ハイウェイの概要

第７章　地域における支援サービス

第１節　経済産業局等知的財産室

経済産業局及び沖縄総合事務局知的財産室は、各地域において産業財産権に関する行政サービスを担うほか、管轄地域内の総合調整機能役として地方自治体や関係機関等と連携を図りながら知的財産に関する普及啓発や制度等の活用促進など地域の拠点として知的財産支援を実施しています。

主な事業概要

（１）地域における知的財産の総合的支援の展開

地域の知財に関する総合的支援として、地方自治体や関係する支援機関等と連携を図りつつ、地域ニーズに即した中小企業等に対する知的財産の普及啓発や取得・活用に係る支援事業　（地域資源を活用した地域ブランド支援、意欲的な地域による先導的な知財支援の取組補助、地域の重点産業に焦点を当てた実態調査や集中支援、地元金融機関向けの意識啓発等）を展開しています。

（２）特許等原簿の認証謄本の交付

特許庁と専用回線でつながっている端末を設置し、特許・実用新案・意匠・商標原簿の認証謄本の交付を受けることができます。

（３）研究開発型中小企業向けの審査請求料・特許料の軽減措置の確認

研究開発型中小企業及び公設試験研究機関等を対象とした特許料等の軽減措置について、軽減申請書の受付及び確認行為を行っています。事前の相談を行っていますので、特許料等の軽減措置を受けられる方はお気軽に知的財産室にお問い合わせください。

※各知的財産室の所在地は「Ⅲ参考編　７．経済産業局等知的財産室一覧」を参照ください。

（４）知的財産に関する相談のワンストップサービス

従来の産業財産権の相談対応に加え、新たに営業秘密、標準化、地理的表示（ＧＩ）、種苗の育成者権、著作権等の知的財産権について、相談内容を理解したうえで適切な相談対応部署を紹介いたします。

（５）テレビ会議システムを用いた面接審査

インターネット回線を利用した会議システムを使って行うテレビ面接審査を受け付けています。場所に制限はなく、出願人や代理人等が自身の PC 等から面接審査に参加して、審査官とコミュニケーションを図ることができます。

第２節　地域知的財産戦略本部

地域における知的財産に関する普及啓発や戦略的に知的財産を活用するための環境を整備するため、全国９か所の経済産業局及び沖縄総合事務局に地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」を設置し、地域の特色やニーズを踏まえた地域知的財産戦略推進計画を策定するなど、地域における知的財産の総合的な支援を推進しています。

地域知的財産戦略本部の役割

・地域の特色やニーズを踏まえ、その地域に合った独自の知的財産支援を検討。
・地域（経済産業局等の管轄地域）における知的財産支援の方向性等を具体化した「地域知的財産戦略推進計画」の策定。
・地域知的財産戦略推進計画に基づく各種支援施策の推進及び各種支援情報等の提供。

各地域知的財産戦略本部のＵＲＬ

北海道知的財産戦略本部　http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/index.htm
東北地域知財戦略本部　http://www.tohoku.meti.go.jp/chizai-enet/
広域関東圏知的財産戦略本部　http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chizai/honbu.html
中部知的財産戦略本部　http://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/
近畿知財戦略本部
http://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/04kip-net/about_kip-net.html
中国地域知的財産戦略本部　http://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/index.html
四国地域知的財産戦略本部　http://www.shikoku.meti.go.jp/chizai/index.html
九州知的財産活用推進協議会
http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/titeki/kyougikai.html
沖縄地域知的財産戦略本部　http://ogb.go.jp/move/okip/

第３節　INPIT 知財総合支援窓口

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）では、47 都道府県全てに「INPIT 知財総合支援窓口」を開設し、中小企業等の知的財産に関する悩みや課題についてその場で解決を図るワンストップサービスを提供します。また、知財総合支援窓口に知的財産に関する専門家である弁理士を月４回以上、弁護士を月１回以上定期的に配置し、専門性の高い課題等について解決を図るほか、支援機関等との連携、知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘などを通じて、中小企業等の知的財産活用の促進を図ります。

（Ⅲ参考編　１０.INPIT 知財総合支援窓口一覧）

第４節　弁理士・日本弁理士会

産業財産権の取得や活用あるいはトラブルの際に、専門的知識により的確なアドバイスをしてくれるのが、弁理士です。弁理士は、知的財産に関する専門家であり、特許庁への特許、実用新案、意匠、商標等に関する手続代理等を行うことのできる国家資格者です。平成２９年１２月３１日現在、全国で約１１，２００人の弁理士が登録されています。

（１）弁理士の活用分野

弁理士は出願書類の作成などの手続代理だけではなく、研究開発のアドバイスや、ライセンスの交渉、権利活用のアドバイスまで、様々な分野で活用できます。

①　研究開発段階（創造活動支援）
- 先行技術調査
- 研究開発相談・アドバイス

②　権利取得段階（創造した成果物を産業財産権として権利化）
- 権利取得関連の相談・アドバイス
- 保護の相談（特許出願か、営業秘密として秘匿するかなど）
- 出願書類等作成・特許庁への手続
- 外国出願関係書類の作成、出願書類等の翻訳、外国弁理士のあっせん・仲介、出願先国の相談等
- 特許登録に伴う年金管理・支払事務等の権利維持業務

③　権利活用段階（取得した権利の活用支援）
- ライセンス交渉・契約の代理
- 鑑定
- 特定侵害訴訟での訴訟代理人(弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る。)
- 税関への不正商品の輸出入差止手続における権利者又は輸出入者の代理
- 裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）機関（日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会）における仲裁手続の代理

（２）弁理士の活用事例

十分で漏れのない権利の取得、権利の有効活用のためには、弁理士を活用すると効果的です。次に、具体的な弁理士の活用事例を紹介します。

①　研究開発から権利取得・活用

研究開発の初期の段階から、最も効果的な法的保護を得るための権利化の方法、他企業との技術提携、ライセンス交渉等、取得した権利の最も有効な活用方法等について、指導・アドバイス等を求めることが考えられます。

② 紛争

権利取得等の過程で把握した技術動向、経営戦略等を踏まえて、相手方企業と交渉を行い、紛争の未然防止に尽力してもらうことも考えられます。また、紛争が発生した場合でも、代理人として、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）機関（日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会）における仲裁手続等を活用して、紛争の解決を図ってもらうことや、訴訟代理人（弁護士との共同受任事件に限る）や補佐人として、侵害訴訟事件に関して裁判所で積極的に活動してもらうことができます。

また、偽ブランド品などの輸出入を排除するための税関長に対する差止申立手続を依頼することもできます。

③ グローバル化への対応

諸外国での知的財産権に関する制度・運用の改正動向等についての最新情報を迅速に入手してもらい、情報提供・アドバイス等を受けることも考えられます。

（３）弁理士情報について

弁理士の団体である「日本弁理士会」において、所在地、専門分野、技術分野などからニーズに見合った適切な弁理士を選択できるよう「弁理士ナビ」（弁理士検索システム）を提供しており、本システムと特許事務所のホームページをリンクさせています。平成２７年３月からは、中小企業等の支援実績の有無や、受講した研修の内容から、弁理士を検索できるようになりました。特許庁ホームページともリンクさせていますので、そこから検索することができます。

また、日本弁理士会ホームページにおいて、弁理士に依頼する時のポイント、日本弁理士会の無料相談や活動等についてもホームページで案内しています。
なお、電話等でも弁理士情報に関する相談を受けています（ただし、特定の弁理士の紹介はしていません）。

詳細については、日本弁理士会へお問合せください。

「弁理士ナビ」http://www.benrishi-navi.com/

（４） 日本弁理士会

日本弁理士会では、地域ユーザーの知財ニーズに的確に対応し、知財活用による地域経済の向上を目的として、地域知財活性化のための活動に取り組んでいます。

① 全国各地（札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡）に支部を設置し、特許相談や弁理士情報の提供を行っています。
② 全国各地において、「知財広め隊セミナー」や「知的財産フォーラム」などを開催しています。
③ 知的財産を上手に活用して、更に上を目指す中小企業を応援するため、弁理士が直接企業に出向いてコンサルティングを行う「弁理士知財キャラバン」事業（無料）を実施しています。
④ 資力に乏しい者が、社会的に有用な優れた発明や考案、意匠の創作について権利化する場合には、審査の上、出願費用や弁理士手数料の援助を行っています。
⑤ 震災復興を支援するため、指定被災地の中小企業等を対象に、特許、実用新案及び意匠の出願費用や弁理士手数料を援助する「特許出願等復興支援制度」を実施しています。

（Ⅲ参考編　１２.日本弁理士会本部・支部一覧 参照）

第５節　独立行政法人　中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）は、全国９か所に地域本部を設置し、様々な経営課題の解決に取り組む中小企業等を対象に、知的財産、生産性向上、IT 化、販路開拓、財務、法務等、総合的・継続的な支援を行っています。中小機構の経験豊富な専門家が行う、企業の抱える課題や成長・発展段階に合わせた適切なアドバイス等を活用することにより、経営課題の解決、成長・発展に大きな効果が挙げられます。

■ 活用の方法と支援メニュー

全国９か所の中小機構の地域本部にお越しいただき、経営実態や経営課題をお伺いした上で、下記の支援方法や支援テーマを検討して行きます。遠隔地の方は電話相談・メール相談をご活用ください。

中小機構による主な支援メニュー

- 専門家による経営・技術相談、情報提供（無料）

  新分野進出、新商品開発・販路開拓、生産性向上、組織活性化、営業力強化、創業など様々な経営課題について気軽に相談いただけます。
- セミナー等の開催（無料）

  創業・経営革新に関するビジネスプラン作成や特定のテーマに関する各種「セミナー」を行います。
- 専門家の派遣等による課題解決・成長支援（ハンズオン支援事業）（有料）

  知財・経営・技術・財務・法律などの専門家を中小企業等に長期間継続して派遣し、経営課題、発展段階に応じたタイムリーで適切なアドバイスを行います。

① 専門家継続派遣事業

長期の支援計画を策定し、中小企業の育成・支援の第一線で活躍している経験豊富な専門家がステップ・バイ・ステップでアドバイスを行います。

②経営実務支援事業

技術・経営・マーケティング等の経営実務について経験豊富なアドバイザーが、特定課題の解決に必要な実務的知識・ノウハウ面でアドバイスを行います。

③販路開拓コーディネート事業

首都圏・近畿圏市場へのテストマーケティング活動を販路開拓コーディネーターが支援します。

④戦略的ＣＩＯ育成支援事業

経営戦略に基づくＩＴ化計画の策定から実施に向けて、専門家を比較的長期間派遣し、課題解決に必要なアドバイスを行うとともに、企業内ＩＴ人材の育成を支援します。

（Ⅲ参考編　１３．独立行政法人中小企業基盤整備機構地域本部一覧　参照　）

第６節　商工会・商工会議所

中小企業にとって身近な存在である全国の商工会・商工会議所では、中小企業の知的財産に関する相談内容に応じて、各種支援機関の紹介と取り次ぎを行っています。

【お問い合わせ先】

最寄りの商工会・商工会議所、都道府県商工会連合会

全国商工会連合会　03－3503－1251

日本商工会議所　　03－3283－7823

第７節　よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、①売上拡大のための解決策の提案、②経営改善策を提案し、行動に移すための専門家チームの編成・派遣、③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介、を実施しています。

【問い合わせ先】

・全国４７か所のよろず支援拠点

Ⅲ参考編　１４．よろず支援拠点一覧　参照

・よろず支援拠点全国本部

独立行政法人中小企業基盤整備機構　03-5470-1581

Ⅱ　様　式　編

１．特許　　（１）特許願
（２）明細書
（３）特許請求の範囲
（４）要約書
（５）図面
（６）出願審査請求書
（７）拒絶理由通知書
（８）意見書
（９）手続補正書
（10）特許料納付書
（11）移転登録申請書
（12）譲渡証書

２．実用新案　（１）実用新案登録願
（２）明細書
（３）実用新案登録請求の範囲
（４）要約書
（５）図面
（６）実用新案技術評価請求書
（７）実用新案技術評価書

３．意匠　　（１）意匠登録願
（２）図面
（３）拒絶理由通知書
（４）意見書
（５）手続補正書
（６）特徴記載書

４．商標　　（１）商標登録願
（２）地域団体商標登録願
（３）拒絶理由通知書
（４）意見書
（５）手続補正書

１．　特許

（１）特許願（特許法施行規則第 23 条 様式第 26）

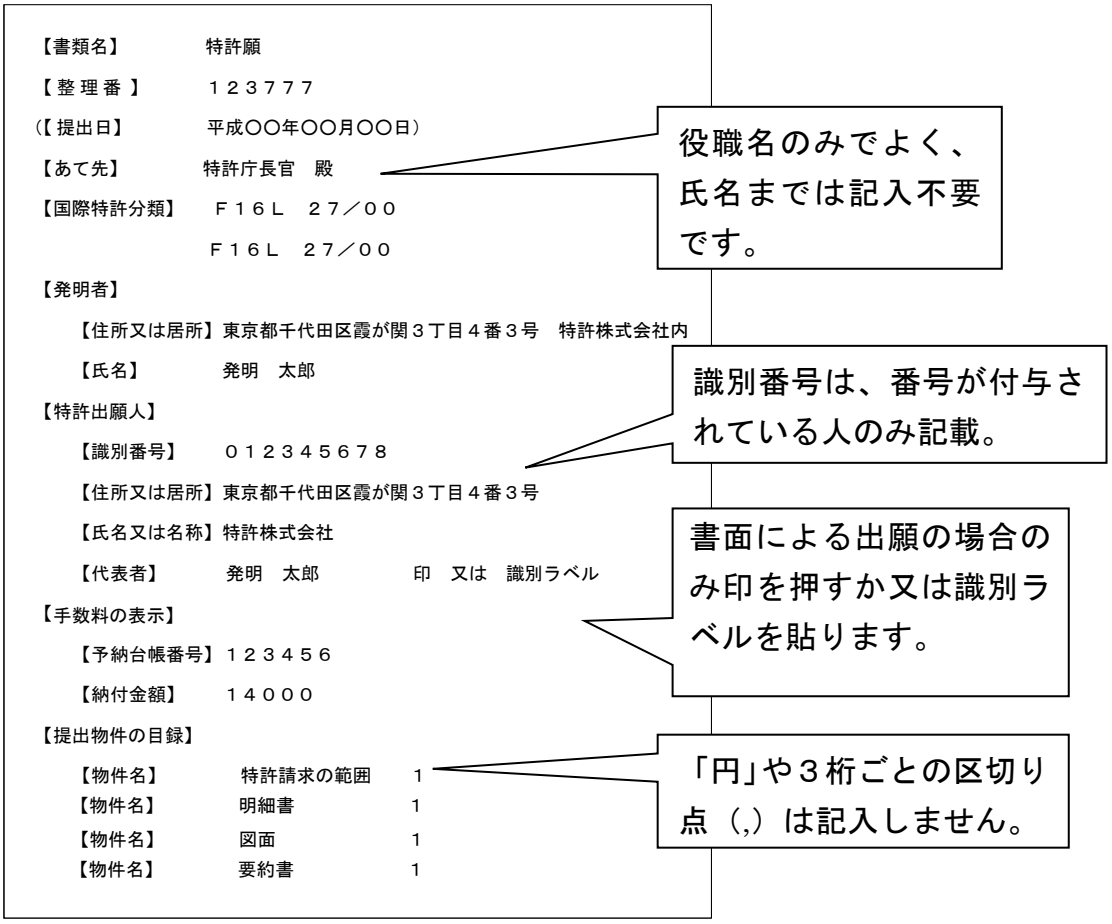

〔備考〕

○　用紙の大きさと文字数等

用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29．7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用います。用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはいけません。

書き方は、左横書きで、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とします。複数枚にわたる書類には、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入します。

文字は10ポイントから12ポイントまでの大きさで、ワープロ等により、黒色で明瞭かつ容易に消すことができないように書きます。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いることができません（欄名の前後に「【」、「】」を用いるとき及び置き換え文字の前後に「▲」、「▼」を用いるときを除く）。

なお、願書の余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cm とります。

特許出願の手数料は一出願につき14，000円です。これを「特許印紙」で納付する場合は、願書の左上余白部分に特許印紙を貼り、その下にその額を括弧で囲み記載します。

【書類名】

「特許願」と記載します。

【整理番号】

出願人用の整理番号で、ローマ字（大文字に限る）、アラビア数字と「－」の組合せからなる10字以内の記号を記載します。出願番号が決定するまでの間の整理番号としても機能します。

【提出日】

特許庁の窓口に提出する年月日又は郵便局に差し出す年月日をなるべく記載します。年号は西暦ではなく元号で記載します。

【あて先】

「特許庁長官　殿」と記載します。

【国際特許分類】

出願する発明を最も適切に表示する国際特許分類のグループ記号を記載しますが、適切な分類がわからない場合は省略できます。なお、独立行政法人工業所有権情報・研修館のホームページにある「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」からIPC（国際特許分類）の検索ができます。

【発明者】

発明をした自然人（個人）の【住所又は居所】及び【氏名】を記載します。【住所又は居所】は、住民票の記載と同じく○○県○○市（○○郡）○○町（○○村大字○○字○○）○丁目○番○号のように詳しく記載します。また、【氏名】は、戸籍上の氏名（本名）を正確に記載します。特に読み方が難解であるときは【氏名】の欄の上に【フリガナ】の欄を設けて片仮名でフリガナをつけます。

なお、「【発明者】」の表示自体は欄名の意味ですので、この横には文字を記載しません。

発明者が複数人いる場合は、【発明者】の欄名から繰り返し項目を設けて全員の住所又は居所、氏名を記載します。法人や団体が発明者になることは認められませんので注意する必要があります。

【特許出願人】

特許を受けようとする者の【識別番号】、【住所又は居所】、【氏名又は名称】及び【電話番号】を記載します。【住所又は居所】及び【氏名又は名称】は、【発明者】の欄と同様に記載しますが、法人にあっては、商業登記されている名称を正確に記載し、【氏名又は名称】の欄の次に必ず【代表者】の欄を設けて、その法人の代表者の氏名を記載します。

なお、「【特許出願人】」の表示自体は欄名の意味ですので、この横には文字を記載しません。出願人には、発明者本人か、発明者から「特許を受ける権利」を譲り受けた個人又は法人がなることができます。また、出願人は権利能力を有する者でなければなりません。したがって、法人格のない団体（町内会、同好会など）は、出願人になることはできません。特に個人事業者は、屋号（○○商店など）をもって出願せずに個人名義で出願する必要があります。

出願人が複数いる場合は【特許出願人】の欄名から繰り返し項目を設けて出願人全員の住所（居所）、氏名（名称）を記載します。【識別番号】は、特許庁から識別番号の通知を受けている場合にのみ記載します。通知を受けてないときは、【識別番号】の欄は不要です。

なお、【氏名又は名称】（法人にあっては【代表者】）の次に【電話番号】の欄を設けて電話番号（アラビア数字で記載）をなるべく記載します。 また、印は、出願人の氏名の後に朱肉を用いて押します。法人にあっては、代表者の氏名の後に代表者の印を押します。ゴム印やネームスタンプは認められません（印の代わりに、識別番号通知を受けた人は、請求により交付される「識別ラベル」を利用できます。）。

【手数料の表示】

この欄は、特許印紙により手数料を納付する場合は記載不要です。予納制度、現金納付制度、電子現金納付制度及び口座振替制度を利用する場合は記載します。現金納付の場合は【予納台帳番号】を【納付書番号】として納付書番号を記載し、【納付金額】は記載しません。電子現金納付の場合は【予納台帳番号】を【納付番号】として納付番号を記載し、【納付金額】は記載しません。口座振替の場合は【予納台帳番号】を【振替番号】として振

替番号を記載し、【納付金額】には納付すべき手数料の額を記載します。

【提出物件の目録】

この欄には、願書に添付して提出する書類の名称と部数を【物件名】の後に記載します。明細書が複数ページであっても部数は1となります。

（２）明細書（特許法施行規則第 24 条 様式第 29）

＜特許の明細書の例　第１頁＞

【書類名】　明細書
【発明の名称】　電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラ
【技術分野】
【０００１】
本発明は電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラに関する。
【背景技術】
【０００２】
従来の銀塩式カメラは、近年普及してきた電気式カメラに比べて高解像度な画像が得られる利点が多い。
【先行技術文献】
【特許文献】
【０００３】
【特許文献１】　特開２００３－４９９９９９号公報
【非特許文献】
【０００４】
【非特許文献１】　特許太郎著「画像記憶カメラのいろいろ」特許出版，２００３年，ｐ．１２－３４
【発明の概要】
【発明が解決しようとする課題】
【０００５】
しかしながら、銀塩式カメラは、撮影した画像を見るために現像処理をしなければならないなど、取扱いが煩雑になる欠点があり、銀塩式カメラに電気式カメラを一体化するという方法も携帯性や小型化などの点で不利がある。
【課題を解決するための手段】
【０００６】
本発明は、従来の銀塩写真カートリッジと互換性がある形状の電気スチル画像情報を記憶する手段を備えたカートリッジと、銀塩式及び電気式の両方のカートリッジを装填可能カメラとを提供することで上記課題を解決する。
【発明の効果】
【０００７】
本発明は、高品質な銀塩画像を得たい場合には、銀塩フィルムカートリッジを装填し、手軽な電子画像を得たい場合には、電気スチル画像記憶カートリッジを装填するだけで、銀塩式と電気式の２種類の画像形式を選択でき、カメラ本体も１台で済むため携帯に優れ、光学系の供用化による小型化も可能になる。

＜特許の明細書の例　第２頁＞

【図面の簡単な説明】
【０００８】
【図１】本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。
【図２】本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。
【図３】本発明に係る電気スチル画像記憶カートリッジと銀塩写真カートリッジを併用可能にしたカメラの概観図である。
【発明を実施するための形態】
【０００９】
本発明のカートリッジは、図１に示されるように、カートリッジ本体１にＣＣＤ素子２、電気スチル画像記憶用のメモリー３及び電源供給用の電池４を内蔵し、さらに外部との情報交換を行うための端子５を設けている。
【実施例】
【００１０】
また、図２に示すように、接続コード６を介してＣＣＤ素子２をカートリッジ本体１に接続してもよい。
【００１１】
本発明のカメラは図３に示されるように、カメラ本体７に情報交換のための接点８が設けられている。この接点８は銀塩写真カートリッジのＤＸコードの読み取り接点としても機能、これを介してレリーズ信号等の情報がカメラ本体７側とカートリッジ本体１側との間で交換される。
【符号の説明】
【００１２】
１　カートリッジ本体
２　ＣＣＤ素子
３　メモリー
４　電池
５　端子
６　接続コード

〔備考〕

＜明細書等の記載に関する留意点＞

（１）明細書の作成において留意すること

明細書等の出願書類の作成の際には、発明の内容が容易に把握できるよう、適切な技術用語を用いて明確かつ簡潔な文章を作成します。また、文章はできるだけ平易なものとし、不必要にまわりくどい表現は避けます。

（２）翻訳を必要とする場合に留意すること

外国からの出願については、誤訳を避けるとともに、直訳調の読みにくい文章とならないよう、適切な日本語を用いて記載します。また、外国への出願にあたり、翻訳の際に誤訳が発生することを避けるため、翻訳を意識した文章を作成するよう留意します。このため、以下の点に特に留意します。

（イ）主語と述語を明確にする。

（ロ）句読点を正確に用いる。

（ハ）一文を適当なところで区切って短い文章にする。

（ニ）受動態での表現と能動態での表現とは確実に使い分ける。

（ホ）代名詞が何を指しているか明確にわかるように記述する。

（ヘ）同じ内容を表現するときは同一の用語を用いる。

＜文章例＞

（不適切な例）

「一般に、床暖房や天井の輻射冷暖房などに、①多用される平板状ヒートパイプは知られており②、この種のものには、アルミニウム製のロールボンド製法により成形されたヒートパイプなどが使用され③、これは例えば床暖房に使用した④場合に、温水循環式のパネルなどに比べ、均温性、耐久性、安全性、メンテナンス性などに優れるという利点があるが⑤、これによると⑥ヒートパイプ内にはウイックを入れられないので、凝縮部から蒸発部への液戻りは重力に頼ることになり⑦、その結果として、⑧水平状態では液戻りが悪くなり、ヒートパイプが全く作動しないか、仮に作動しても、ヒートパイプの性能が極めて悪化するなどの問題が生じる。」

（適切な例）

「一般に、床暖房や天井の輻射冷暖房などに多用される平板状ヒートパイプは知られている。この種のものには、通常、アルミニウム製のロールボンド製法により成形されたヒートパイプなどが使用されている。これは例えば床暖房に使用された場合に、温水循環式のパネルなどに比べ、均温性、耐久性、安全性、メンテナンス性などに優れるという利点がある。

① 句読点を正確に用いる。
② 一文が長いため、短文に区切る。
③ 一文が長いため、短文に区切る。
④ 先の文が受動態であるため、受動態に揃える。
⑤ 一文が長いため、短文に区切る。文意を明確にするために段落を変え、接続詞を追加する。
⑥ 代名詞が何を指しているかを明確にする。
⑦ 一文が長いため、短文に区切る。
⑧ 主語を明確にする。

○用紙の大きさや字数等は、願書の場合と同様です。ただし、余白は、少なくとも用紙の上下左右に各々２cm とります。

【書類名】

「明細書」と記載します。

【発明の名称】

「ロボットの二足歩行装置」や「電気自動車の充電制御方法」のように発明の内容を簡潔、明瞭に表示する名称をつけます。発明の内容と直接関係のない「最新式」「改良型」といった字句を添えてはいけません。

＜発明の詳細な説明の記載に関する留意点＞

発明の具体的説明は、それを読んだ者が発明の内容を理解して再現できるように、特許法第36条第4項及び特許法施行規則第24条の2の規定に従い、詳細かつ明確に記載する必要があります。具体的には【発明の名称】の欄の次にそれぞれ下記の見出しを付して詳細を記載します。

なお、原則として、詳細な説明を記載する各段落、各図の説明及び符号の説明の前に「【」と「】」を付した4桁のアラビア数字で【0001】【0002】のように連続した段落番号をつけますが、下記見出しの前に段落番号を付してはいけません。

【技術分野】

特許を受けようとする発明の技術分野を明確にするため、「本発明は～するための～に関する。」のように簡潔に記載します。

【背景技術】

文献公知発明を含め、特許を受けようとする発明に関連する従来の技術についても、なるべくそれを記載します。

具体的には、次のように記載します。

「 【背景の技術】

【０００７】

従来の○○○には、……を施したものがある（例えば、特許文献１参照。）また、……を配置しているものがある（非特許文献１参照。）。……。以下、図○、図○により従来の○○について説明する。……。」

【先行技術文献】

特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載します。

具体的には、次のように記載します。

「【先行技術文献】

【特許文献】

【０００８】

【特許文献１】特開平０６－９９６６２０号公報（第３頁、図１）

【特許文献２】特開平０７－９９７７３０号公報（第４頁、図１）

【非特許文献】

【０００９】

【非特許文献１】「○○電機　家電製品ｶﾀﾛｸﾞ　１９９４」、○○電機株式会社、　１９９４　年、 p. 16」

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

特許を受けようする発明が課題にしている従来技術の問題点などを記載します。

【課題を解決するための手段】

請求項に記載された発明がこの解決手段そのものとなりますから、普通は特許請求の範囲に記載された構成を記載しておきます。

【発明の効果】

特許を受けようとする発明が、従来の技術に比べて優れているといえる点を、発明の有利な効果として記載します。発明の進歩性を判断する材料にもなりますから重要です。

【図面の簡単な説明】

図面を添付している場合には、この欄を設けて、図の説明ごとに行を改めて「【図１】平面図」のように記載します。

具体的には次のように記載します。

「【図面の簡単な説明】

【００３５】

【図１】本件発明の概略図

【図２】端子の部分拡大図

【図３】実施態様を示す図」

【発明を実施するための形態】

【実施例】

通常の技術的知識を有する第三者が、当該発明を実施できるように、特許出願人が最良

と思う発明の実施の形態を【実施例】として具体的に記載します。

【符号の説明】

図面に符号が記載されている場合には、【符号の説明】の見出しを付して図の主要な部分を表す符号の説明を記載します。

具体的には次のように記載します。

「【符号の説明】

【００３７】

１　電池

２　端子

３　スイッチ

４　遮断板」

化学式などを明細書中に記載する場合には、明細書中の記載すべき位置に、化学式なら【化１】【化２】、数式なら【数１】【数２】、表なら【表１】【表２】、のように記載する順序で連続番号を付して記録します。化学式等は、横１７０ｍｍ、縦２５５ｍｍを超えて記載してはいけません。

なお、明細書中に記載した【化１】、【表１】、【図１】等を別の説明箇所で使いたいときは、項目記号である「【」及び「】」を記載してはいけません。

具体的には、次のように記載します。

「　【００２０】

【化１】

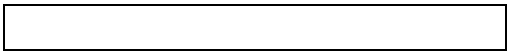

【００２１】

【表１】

【００２２】

次に、本件発明の実施態様を説明すれば、図１に示すとおり高濃度の状態であっても全く消滅することはない。また、部品の一部は、化１及び化２の複合物である。さらに状況の推移状態は、表１に示すとおりである。請求項１に記載のシステムは、図３の簡略システムである。」

（３）特許請求の範囲（特許法施行規則第 24 条の４ 様式第 29 の 2）

【書類名】　　特許請求の範囲

【請求項１】電気スチル画像情報を記憶する記憶手段を有してなる電気スチル画像記憶カートリッジ

【請求項２】銀塩写真カートリッジと請求項１に係る電気スチル画像記憶カートリッジを併用可能にしたカメラ。

〔備考〕

○用紙の大きさや数字等は、願書の場合と同様です。ただし余白は、少なくとも用紙の上下左右に各々２cm とります。

特許請求の範囲の欄には、特許出願人が特許を受けようする発明を特定するために必要な事項を記載します。特許発明の技術的範囲はこの特許請求の範囲の記載によって定められますから、特許法第３６条第５項及び第６項並びに特許法施行規則第２４条の３の規定に従い、明確に記載する必要があります。

【書類名】は、「特許請求の範囲」と記載します。具体的特許請求の範囲の内容は、請求項に区分して記載し、特許を受けようとする発明が複数ある場合には、【請求項１】【請求項２】・・・のように請求項の語句の後に連続した番号を添えて欄を設けます。請求項が一つであっても【請求項１】の項目を設けて記載します。

（４）要約書（特許法施行規則第 25 条の 3 様式第 31）

＜要約書の事例＞

【書類名】　要約書
【要約】
【課題】　銀塩写真カートリッジと電子スチル画像記憶カートリッジを同一のカメラで使用可能にし、画像形式の選択性、携帯性、小型化を可能にする。
【解決手段】　従来の銀塩写真カートリッジと互換性のある形状のカートリッジ本体１にＣＣＤ素子２、電子スチル画像記憶用のメモリー３、電源供給用の電池４及び外部との情報交換を行うための端子５を設ける。
【選択図】　図１

【書類名】　要約書
【要約】
【課題】　成形収縮率が小さく、剛性に優れ、かつ写真感光材料に悪影響を与えない写真感光材料用のフィルム容器を提供する。
【解決手段】　１，３，２，４－ジベンジリデンソルビトールなどのソルビトール系造核剤を０．１～５重量％添加したポリエチレン樹脂でフィルム容器を成形する。
【選択図】　なし

〔備考〕

○用紙の大きさや字数等は、願書の場合と同様です。ただし、余白は、少なくとも用紙の上下左右に各々２cm とります。文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に発明の全体を出願当初から記載します。用語は、明細書、特許請求の範囲及び要約書全体を通じて統一して使用します。

【要約】

発明の概要を文字数４００字以内で簡潔に記載します。具体的には【課題】【解決手段】等の見出しをつけて、発明が解決しようする課題とその解決手段を記載します。

【選択図】

発明の概要を把握するのに最も適当な図の番号を「【　】」を使用せずに「図１」のように記載します。図そのものは記載しません。

（５）図面（特許法施行規則第 25 条 様式第 30）

〔備考〕

<図面の事例>

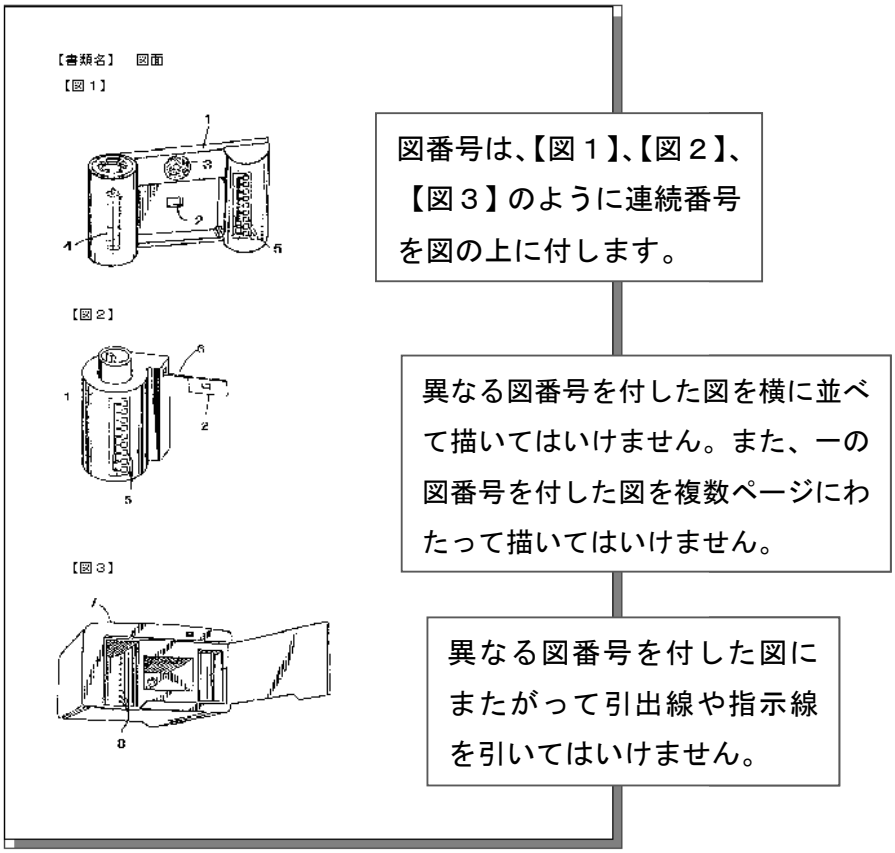

○用紙は、日本工業規格Ａ列４番（横２１㎝、縦２９．７㎝）の大きさのトレーシングペーパー、トレーシングクロス又は白色上質紙を用います。黄色や赤色のものは使用できません。特に必要がある場合は横長に記載できますが、原則的には縦長に用います。

図は、横１７０㎜、縦２５５㎜の範囲内に記載してください。また、一つの番号を付けた図を複数ページにわたって描いてはいけません。なお、一つの番号を付けた図が１ページに描けないときは、【図１】、【図２】のように連続番号を付けた上で、複数ページに分けて描くことができます。

描き方は、原則として製図法に従ってえがきます。線の太さは、実線では０．４㎜（引出線は０．２㎜）、点線及び鎖線は約０．２㎜で、濃厚な黒色インキなどを用いて黒色で鮮明に描きます。鉛筆その他消えやすいものを用いたり、着色したりしてはいけません。

【書類名】は「図面」と記載します。

（１）断面図

断面図などの切断面には、平行斜線を引き、その断面中異なる部分を表す切断面には、

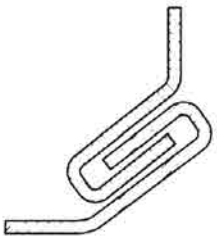

方向を異にする平行斜線又は間隔の異なる平行斜線を引きます。

（２）切断図

図中のある箇所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の箇所を示し、その一点鎖線の両端にＡ－Ａ、Ｂ－Ｂのように符号を付け、かつ矢印で切断面を描く方向を示します。

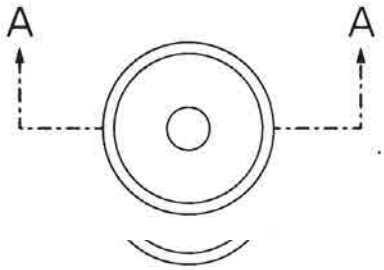

（３）引出線と符号

明細書の「発明の詳細な説明」の項目で説明する図中の各部分については、他の線と明確に区別する事ができる引出線を引いて、約５㎜ 平方の大きさのアラビア数字で符号を付けます。

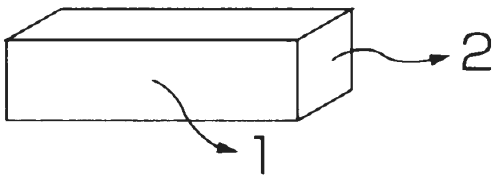

（６）出願審査請求書（特許法施行規則第 31 条の 2 様式第 44）

＜出願審査請求書の例＞

【書類名】　出願審査請求書

（【提出日】　平成〇〇年〇〇月〇〇日）

【あて先】　　特許庁長官　殿

【出願の表示】

　【出願番号】　　特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

【請求項の数】　　２

【請求人】

　【識別番号】　　０１２３４５６７８

　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

　【氏名又は名称】　特許株式会社

　【代表者】　　発明　太郎　　印又は識別ラベル

（【手数料の表示】）

　（【予納台帳番号】　１２３４５６）

　（【納付金額】　　１２６０００）

特許庁から通知された出願番号を記載します。

審査請求時のものを記載します。審査請求と同時に補正した場合は、補正後のものを記載します。

出願審査請求料は、請求項の数により変動します。
118,000+(2 請求項×4,000 円)=126,000

〔備考〕

○　用紙の大きさや字数等は、願書の場合と同様です。

【書類名】

「出願審査請求書」と記載します。ただし、出願人以外の者が出願審査請求をする場合は、「出願審査請求書（他人）」と記載します。

【出願番号】

出願番号は出願後に特許庁から通知されますから、これを記載します。

【請求項の数】

出願審査請求の時点での「請求項の数」を記載します。

【手数料の表示】

この欄の記載については、様式編　１．特許（１）願書の〔備考〕の【手数料の表示】を参照して下さい。

（７）拒絶理由通知書

整理番号　0000000-01　　発送番号　000000
発送日　平成○○年○○月○○日　１／２

拒絶理由通知書

特許出願の番号　特願○○○○－○○○○○○
起案日　平成○○年○○月○○日
特許庁審査官　○○　○○
特許出願人　△△　△△　様
適用条文　第２９条第２項

この出願は、次の理由によって拒絶すべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から６０日以内に意見書を提出して下さい。

理　由

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願日前日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明に基づいて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

記　　（引用文献等については引用文献等一覧参照）

・請求項１
・引用文献１及び２
備考
引用文献１には・・・の技術が記載されている。また引用文献２には・・・の技術が記載されている。
上記引用文献１または２の発明は、携帯電話機の操作性をこうじょうさせるという点で、同一の課題を有するものであるから、引用文献１の発明において、その技術的課題を解決するために引用文献２に記載の機

続葉有

整理番号　0000000-01　　発送番号　000000
発送日　平成○○年○○月○○日　２／２

続　葉

能キーを適用することは、本願出願前にその発明の属する技術分野に おける通常の知識を有する者が容易に想到し得た程度のことである。

この拒絶理由通知書中で指摘した請求項以外の請求項に係る発明に ついては、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

引用文献等一覧
１．特開昭○○－○○○○○○ 号公報
２．特開平○○－○○○○○○ 号公報

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

先行技術文献調査結果の記録

・調査した分野　ＩＰＣ　　Ｈ０４Ｍ　１／００

・先行技術文献
特開平○○－○○○○○○ 号公報

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではない。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡下さ``

特許審査第○部 ○○○○　○○　○○　（　　）
TEL. 03(3581)1101　内線0000　FAX.

（８）意見書（特許法施行規則第３２条 様式第４８）

【書類名】　　意見書
（【提出日】　　平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】　　特許庁審査官　　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【特許出願人】
　【識別番号】　　０１２３４５６７８
　【住所又は居所】　〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
　【氏名又は名称】　　□□　□□　　印又は識別ラベル
【発送番号】　　１２３４５６
【意見の内容】
（１）審査官殿は、本願請求項１に係る発明は、下記引用文献１及び２に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない、と認定されました。
引用文献１　：特開昭〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報
引用文献２　：特開平〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報

（２）本願出願人は、上記の認定に鑑み、本意見 書と同時に提出した手続き補正書において、出願当初明細書の「００３５」の記載に基づいて特許請求の範囲を補正し、引用文献１及び２に対して本発明の進歩性を明瞭に致しました。以下、補正後の特許請求の範囲に基づいて意見を申し述べます。

（３）引用文献１には・・　・の技術が記載されています。
　また引用文献２に・・　・の技術が記載されています。
これに対しは本願請求項１に係る発明は、上記補正により　・・　・に限定されており、この点に関して引用文献１及び２のいずれにもその技術が開示されておらず、示唆もされていません。またこの限定により、引用文２には記載されていないという効果を奏します。

（４）以上のように、本願請求項１に係る文献１及び２に記載される発明に基づいて当業者が容易に発明できたものではないので、再度の審査をお願いいたします。

意見内容についての特定の記載形式はありませんが、審査官の拒絶理由に対して、ポイントを整理して書いて下さい。

最初に審査官からどのような拒絶理由通知を受けているのか、簡単に整理して書き出します。

補正書がある場合は、出願当初の明細書のいずれの記載を根拠にしているのかを明らかにするのが望ましい書き方です。

各引用文献と、本願発明との構成上の対比を整理し、補正等によって構成上の差異があれば、そのポイントとして説明し、さらに構成の違いによりどのような技術的意義が生じているのか、作用効果の優位性などについても説明します。

審査官の拒絶理由が全て解消していることを最後にまとめとして書きます。

（９）手続補正書（特許法施行規則第１１条 様式第１３）

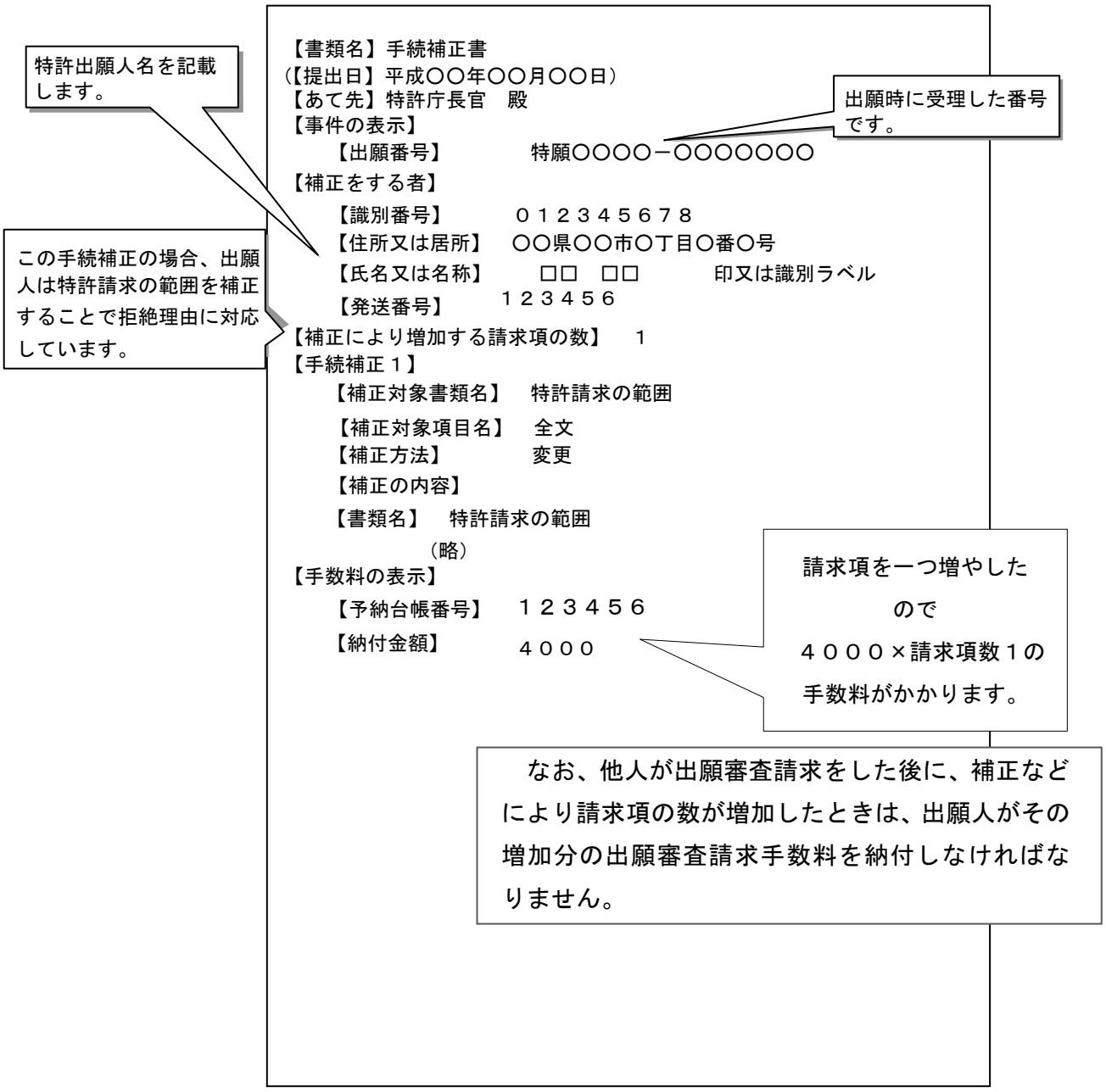

（１０）特許料納付書（特許法施行規則第６９条 様式第６９）

＜設定登録に係る特許料を特許印紙で納付する場合の例＞

【書類名】　特許料納付書

本書を提出する日をなるべく記載してください。

（【提出日】　平成　年　月　日　）

【あて先】　特許庁長官　殿

出願番号を「特願２０１０―１２３４５６」のように記載してください。

【出願番号】　特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

【請求項の数】５

請求項の数に応じて特許料が定まりますので、特許査定に記載の請求項の数を記載してください。

【特許出願人】
【氏名又は名称】特許太郎

特許出願人の氏名又は名称を正確に記載してください。

【納付者】
【識別番号】〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】東京都〇〇区……
【氏名又は名称】特許太郎

納付者についてそれぞれの項目を記載してください。【識別番号】は特許庁から通知済みの９桁の申請人識別番号を記載してください。法人の場合は【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設け氏名を記載してください。

【納付年分】第１年分から第３年分

設定登録時は、第１年分から第３年分を一時に納付しなければなりません。

（　　円）

特　許　印　紙

適正額の特許印紙を貼付し、貼付金額を記載してください。なお、特許印紙には割印等をしないでください。

（１１）移転登録申請書（特許登録令施行規則第１０条 様式第７）

収入印紙（登録免許税）を貼付してください。(割印不要)
＊特許印紙ではありません。

収入印紙

移転登録申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（　　円）

特許庁長官　　殿

１　特許番号　　第０００００００号

２　登録の目的　本特許権の移転

３　申請人（登録権利者）

住所（居所）　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名（名称）　□□　□□　　印

（国籍）

４　申請人（登録権利者）代理人

住所（居所）　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名（名称）　××　××　　印

５　申請人（登録義務者）

住所（居所）　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名（名称）　□□　□□　　印

６　申請人（登録義務者）代理人

住所（居所）　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名（名称）　××　××　　印

７　添付書類の目録

（１）権利の移転を証明する書面　　１通

（２）（　　通）

譲受人の住所（居所）、氏名（名称）、法人にあっては代表者、外国人にあっては国籍を記載してください。
ただし、住所と国籍が同一国の場合は国籍を省略することができます。
＊本人が申請するときは必ず押印してください。

譲渡人の住所（居所）、氏名（名称）、法人にあっては代表者、外国人にあっては国籍を記載してください。
ただし、住所と国籍が同一国の場合は国籍を省略することができます。
＊本人が申請するときは必ず押印してください。

代理人により申請するときは、その住所、氏名を記載し、押印してください。
＊**本人**が申請するときは、代理人の項目は不要です。

譲渡証書
譲渡契約書
のことです。

代理人により申請するときは委任状の添付が必要になります。

（１２）譲渡証書

作成日を記載してください。

収入印紙

譲渡証書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

譲受人

住所（居所）〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

名称（名称）　□□

譲渡人

住所（居所）〇〇県〇〇市町〇〇丁番〇〇号

氏名（名称）△△　△△　　印

下記の特許権は、私所有のところ、今般、これを貴殿に譲渡したことに相違ありません。

１．特許番号　　第〇〇〇〇〇〇〇号

譲渡人の住所（居所）、氏名（名称）、法人にあっては代表者の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、代表者の印を押印してください。

２．実用新案

（１）実用新案登録願（実用新案法施行規則第１条の２ 様式第１）

【書類名】　　実用新案登録願

【整理番号】　　〇〇〇〇

（【提出日】　　平成〇〇年〇〇月〇〇日）

【あて先】　　特許庁長官　殿

（【国際特許分類】　　Ａ４２Ｂ　３／０２　）

【考案者】

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号　実用株式会社内

【氏名】　　考案　次郎

【実用新案登録出願人】

【識別番号】　　０１２３４５６７８

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号

【氏名又は名称】　実用株式会社

【代表者】　　考案　太郎　　印　又は　識別ラベル

【納付年分】　　第１年分から第３年分

【手数料の表示】

【予納台帳番号】　１２３４５６

【納付金額】　　２０６００

【提出物件の目録】

【物件名】　　実用新案登録請求の範囲　　1

【物件名】　　明細書　1

【物件名】　　図面　　1

【物件名】　　要約書　1

役職名のみでよく、氏名までは記入不要です。

識別番号は、番号が付与されている人のみ記載します。識別番号の通知を受けていない者は【識別番号】の欄は不要です。

「円」や３桁ごとの区切り点(,)は記入しません。

記載方法は、特許出願の場合と基本的に同じです。

（２）明細書（実用新案法施行規則第２条 様式第３）

明細書の書き方も、特許出願の場合と基本的に同じです。各欄の項目見出しが【考案の名称】のように置き換わり、明細書の記述も「本発明」から「本考案」のように置き換える必要があります。実用新案登録願には、図面の添付が必須となっていますので、明細書中には【図面の簡単な説明】の欄を必ず設けなければなりません。それ以外の点については、特許出願の記載要領を参考にして記載してください。

＜実用新案の明細書の例　第１頁＞

【書類名】　明細書
【考案の名称】　簡易教訓茶碗
【技術分野】
【０００１】
本考案は、紙又は樹脂からなる簡易教訓茶碗に関する。
【背景技術】
【０００２】
細い管の通った造形物を茶碗内の中央部に配置し、茶湯を入れすぎるとサイホンの原理によって茶湯が外部に排出される教訓茶碗が古来より知られている。
【考案の概要】
【考案が解決しようとする課題】
【０００３】
しかしながら、細い管の通った造形物を形成する従来の教訓茶碗は、陶製であるため加工が困難であり、重量も重くなるなどの欠点があった。
【課題を解決するための手段】
【０００４】
本考案は、紙又は樹脂からなる容器の内周面に屈曲した管を配置してなる湯飲み茶碗において、前記屈曲した管の長尺側端部は前記容器の底部より外部に導通して開口部を突出せしめ、他端の短尺側端部は前記容器内の底部近傍に開口部を配置してなる簡易教訓茶話という構成を具備することで、加工の容易化と茶碗の軽量化を実現し、これにより上記課題を解決するものである。
【考案の効果】
【０００５】
本考案に係る簡易教訓茶碗は、サイホンの原理を働かせるための造形物として簡単な構成の屈曲した管を採用したため容易に製造することができ、容器についても紙や樹脂製のものを採用しているので軽量化をはかることができ、実用性に優れたものである。

＜実用新案の明細書の例　第２頁＞

【図面の簡単な説明】
【０００６】
【図１】本考案に係る簡易教訓茶碗の製造における工程図である。
【図２】本考案に係る簡易教訓茶碗の一部を構成する管の正面図である。
【図３】本本考案に係る簡易教訓茶碗の正面図である。
【考案を実施するための形態】
【０００７】
図１に示すように、市販の紙コップなどの容器１の底部に穴２を開口する。次に、図２に示すように、市販のストローなどの管３をＵ字型に屈曲させ、セロハンテープ４などの手段により固定する。
【０００８】
図３に示すように、穴２から管３の長尺側端部５を突出させ、短尺側端部６を底部近傍に開口部が配置するように調整し、セロハンテープなどで管３を容器１の内周面に固定する。そして、穴２と管３のすき間から茶湯が漏れないように適宜防水加工を施す。
【０００９】
上記工程により完成した本考案の簡易教訓茶話は、管３の屈曲部を越える分量の茶湯を注ぐと、管内に茶湯が充填されることでサイホンの原理が働き、容器内の茶湯の全量が外部に排出される現象を生じる。この現象を見ることによって、使用者は「何事も腹八分目」であることを教訓として学ぶことができる。
【符号の説明】
【００１０】
１　容器
２　穴
３　管
４　セロハンテープ

（３）実用新案登録請求の範囲
（実用新案法施行規則第４条の２ 様式第３の２）

記載方法は、特許出願の場合と基本的に同じです。

【書類名】　　実用新案登録請求の範囲

【請求項１】
　紙又は樹脂からなる容器の内周面に屈曲した管を配置してなる湯飲み茶碗において、前記屈曲した管の長尺側端部は前記容器の底部より外部に導通して開口部を突出せしめ、他端の短尺側端部は前記容器内の底部近傍に開口部を配置してなる簡易教訓茶碗。

（４）要約書（実用新案施行規則第７条 様式第５）

要約書の書き方も、特許出願の場合と基本的に同じになります。【要約】の欄については、自分のアイデアを「発明」と表現せずに、「考案」と表現して、全体で文字数４００字以内になるように、その「考案」のポイントを簡潔に記載します。

【書類名】　要約書
【要約】
【課題】　　本考案は、サイホンの原理を利用した教訓的な効果を示す教訓茶碗において、軽量性と加工容易性に優れた教訓茶碗を提供するものである。
【解決手段】紙又は樹脂製の容器１の内周面に屈曲した管３を配設し、前記管３の長尺側端部５を外部に突出させる。
【選択図】　図３

（５）図面（実用新案法施行規則第５条 様式第４）

図面の書き方は、特許出願の場合と全く同じです。この例では、図面を小さくレイアウトしていますが、横１７０㎜、縦２５５㎜ の最大幅を超えない範囲の見やすい大きさに製図するのが好ましいです。

電子出願をする場合は「４００dpi」以内の解像度で図面を読みとり、「PNG 形式」、「BMP 形式」又は「GIF 形式」（共にモノクロ２値）、「JPEG 形式」（グレースケールのみ）でファイル保存します。

＜実用新案の図面の例＞

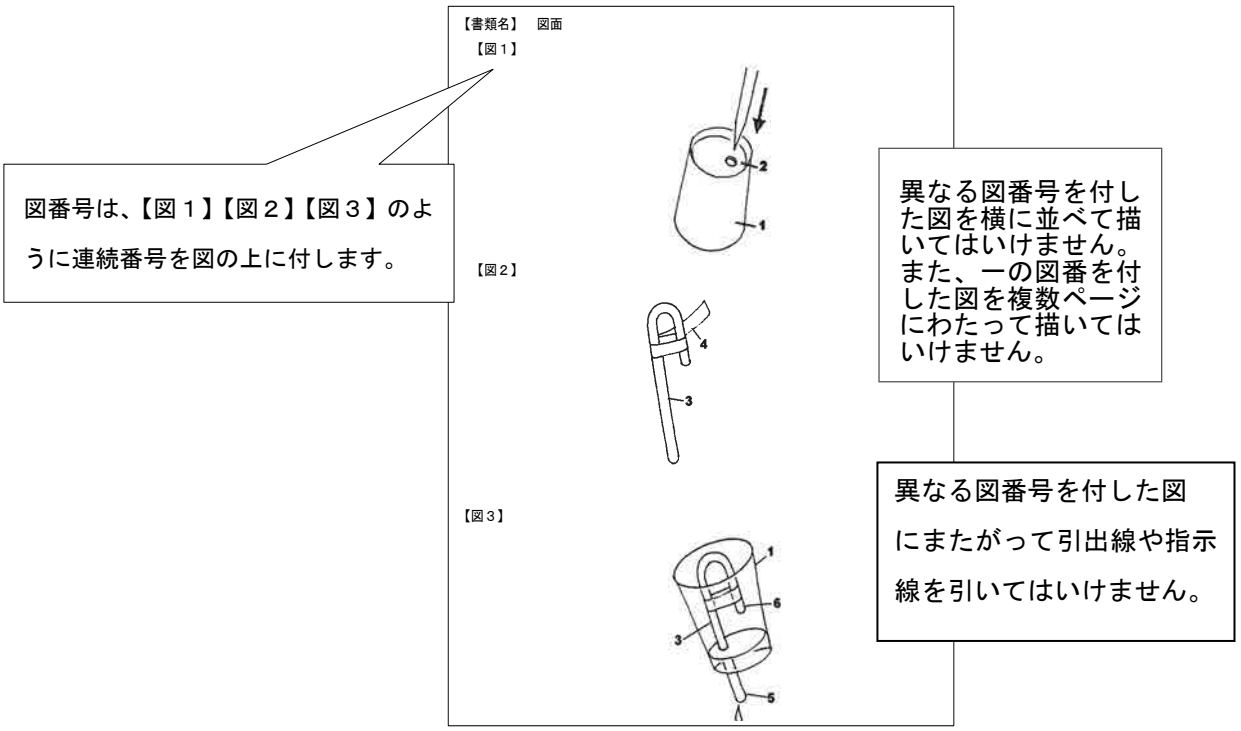

（６）実用新案技術評価請求書（実用新案法施行規則第８条 様式第６）

請求人が出願人及び権利者以外の場合は、
「実用新案技術評価請求書（他人）」と記載します。

【書類名】　　実用新案技術評価請求書
（【提出日】　　平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】　　特許庁長官　殿
【出願の表示】
　【出願番号】　実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【評価の請求に係る請求項の数】　４
【評価の請求に係る請求項の表示】　請求項１、請求項２、請求項３、請求項４
【請求人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍】）
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　１２３４５６
　【納付金額】　４６０００
【請求人の意見】
【提出物件の目録】

評価を求める請求項を選択するとともに、その請求項の番号を記載します。

印又は識別ラベル

出願人又は権利者以外の者が請求する場合であって特許印紙により手数料を納付する場合は、押印又は識別ラベルの貼付は不要です。
予納制度を利用する場合には、押印又は識別ラベルを貼付します。

請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を有している又は有していない旨の意見を具体的に記載します。

実用新案技術評価請求手数料は請求項の数により変動します。
４２，０００+（請求項の数×１０００円）＝４６，０００円

（７）実用新案技術評価書

実用新案法第１２条の規定に基づく実用新案技術評価書

１．登録番号　　〇〇〇〇〇〇〇
２．出願番号　　実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
３．出願日　　平成〇〇年〇〇月〇〇日
４．優先日／原出願日
５．考案の名称　　寝具付きぬいぐるみ
６．実用新案登録出願人／実用新案権者
　　実用　太郎
７．作成日　　平成〇〇年〇〇月〇〇日
８．考案の属する分野の分類　　Ａ６３Ｈ　３／０２
　（国際特許分類）　　Ａ６３Ｈ　３／００
　　Ａ６３Ｈ　３／０４
　　Ａ４７Ｊ　９／０８
９．作成した審査官　　俵　香志代　（９１３６　３Ｌ）
１０．考慮した手続補正書・訂正書

１１．先行技術調査を行った文献の範囲
●文献の種類　　日本国特許公報及び実用新案公報
　分野　　国際特許分類
　　Ａ６３Ｈ　３／００－３／０４
　　Ａ４７Ｇ　９／００－９／０８
　時期的範囲　　～平成〇〇年〇〇月〇〇日
●その他の文献　　・〇〇〇〇編「生活百科（収納編）」（平成３年５月６日発行）〇〇社
　　・特開昭６２－１２３４５６号

（備考）
『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

１２．評価
・請求項　　１及び２
・評価　　１
・引用文献等　１
・評価についての説明
　引用文献１の第３頁右下欄第２～５行目には、「本願発明は、…特に、子供用の玩具に変形可能で、その際には、寝袋の本体が玩具の詰め物となる様に構成された子供用の寝袋に関するものである。」と記載されている。
　引用文献１に記載されたものにおける「寝袋」は、本願の請求項１及び２に係る考案における「寝具」に相当する。また、引用文献１の図１には、玩具として犬の形状のものが示されており、引用文献１に記載されたものにおける「玩具」は、本願の請求項１及び２に係る考案の「ぬいぐるみ」に相当する。
　したがって、引用文献１には、「寝具とぬいぐるみを一体化したもの」及び「寝具とぬいぐるみを一体化したものにおいて、寝具をぬいぐるみの中に収容できるように構成したもの」が記載されている。

・請求項　　３
・評価　　２
・引用文献等　１及び２
・評価についての説明
　引用文献１に記載された考案の認定については、請求項１及び２の評価についての説明のとおりである。
　引用文献２の第１２図には、寝具等を収納する袋において開口部をファスナーで開閉するものが記載されている。引用文献１に記載されたものにおけるボタンと、引用文献２に記載されたものにおけるファスナーとは、同様の機能を有するものである。したがって、引用文献１に記載されたものにおいて、そのボタンをファスナーに置換することは当業者がきわめて容易に想到し得たことである。

・請求項　　４
・評価　　６
・引用文献等　１、２及び３（一般的技術水準を示す参考文献）

引用文献等一覧

１．特開昭５９－５４３２１号公報
２．〇〇〇〇編「生活百科（収納編）」（平成３年５月６日発行）〇〇社
３．特開昭５９－２３４５６号公報

評価に係る番号の意味
１．この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第３条第１項第３号）。
２．この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第３条第２項）。
３．この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第３条の２）。
４．この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第７条第１項又は第３項）。
５．この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第７条第２項又は第６項）。
６．新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

３．意匠

（１）意匠登録願（意匠法施行規則第２条 様式第２）

【書類名】　　意匠登録願

【整理番号】　　〇〇〇〇〇〇

（【提出日】　　平成〇〇年〇〇月〇〇日）

【あて先】　　特許庁長官　殿

役職名のみでよく、氏名までは記入不要です。

【意匠に係る物品】　〇〇〇〇〇

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号　意匠株式会社内

【氏名】　　創作　次郎

【意匠登録出願人】

【識別番号】　　０１２３４５６７８

識別番号は、番号が付与されている人のみ記載します。識別番号の通知を受けていない者は【識別番号】の欄は設けないでください。

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号

【氏名又は名称】　意匠株式会社

【代表者】　　創作　花子　　印　又は　識別ラベル

書面による出願の場合のみ印を押すか又は識別ラベルを貼ります。

【電話番号】　　03(3581)1101

【手数料の表示】

【予納台帳番号】　１２３４５６

【納付金額】　　１６０００

「円」や３桁ごとの区切り点（,）は記入しません。

【提出物件の目録】

【物件名】　　図面　　1

【意匠に係る物品の説明】〇〇〇〇〇〇

【意匠の説明】　　〇〇〇〇〇〇

（２）図面（意匠法施行規則第３条 様式第６）

意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面は、正投影図法による六面図が基本です。その他、等角投影図法、斜投影図法も認められています。図面に代わるものとして写真、ひな形あるいは見本による出願も可能です。

＜図面の事例第１頁＞

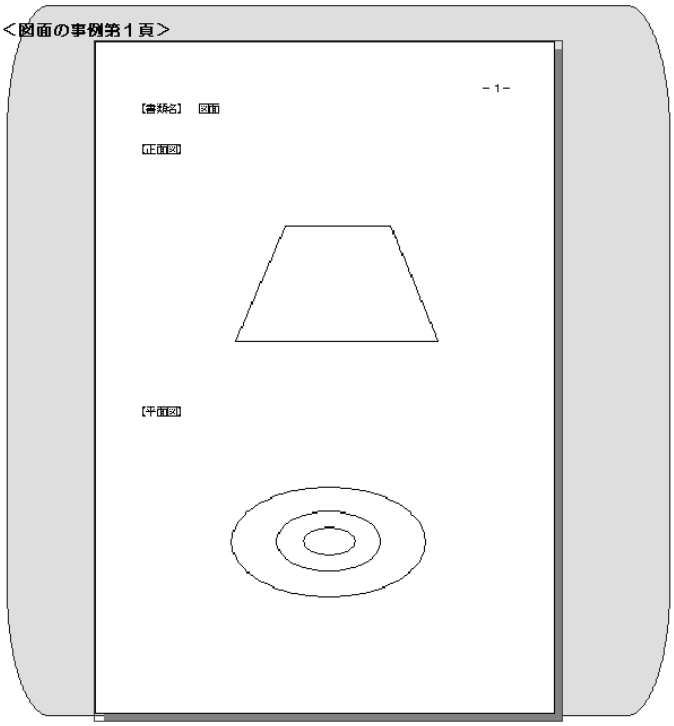

図面に代えて提出するときは【書類名】を次のようにする。

＊　写真の場合　【書類名】　写真
＊　見本の場合　【書類名】　見本
＊　ひな形の場合【書類名】　ひな形

立体を表す場合は、正投影図法（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図の六面図）又は等角投影図法、斜投影図法です。
織物地のような「地もの」を表す場合は、表面図及び裏面図で表します。

＜図面の事例第２頁＞

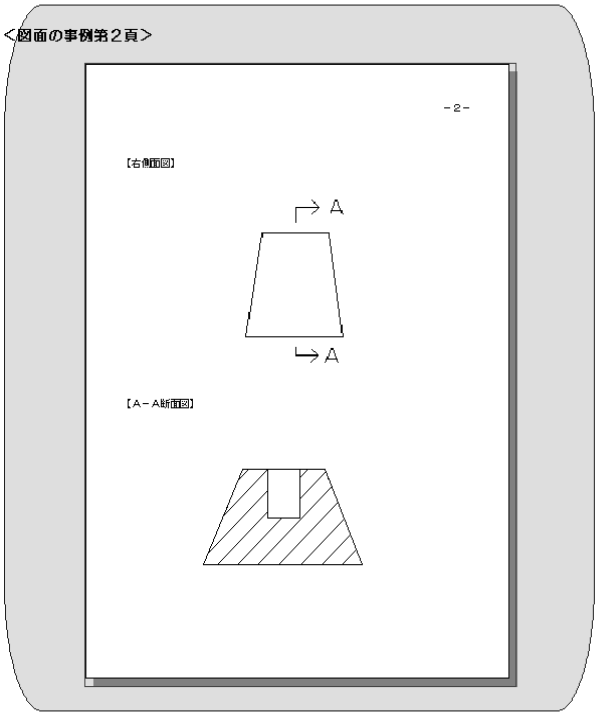

（３）拒絶理由通知書

拒絶理由通知書

意匠登録出願の番号　意願○○○○－○○○○○○
特許庁審査官　○○　○○
起案日　平成○○年○○月○○日
意匠登録出願人代理人　○○　○○

この意匠登録出願については、以下のとおり、登録要件を満たさない理由がありますので、意匠法第１９条で準用する特許法第５０条の規定に基づき、通知します。
この理由について意見があれば、この通知書を発送した日から４０日以内に意見書を提出することができます。
なお、意見書の提出があったときには、その内容を考慮した上で、登録の可否について審査いたします。

理　由

この意匠登録出願の意匠は、その出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった下記の意匠に類似するものと認められますので、意匠法第３条第１項第３号に規定する意匠（先行の公知意匠に類似するため、意匠登録を受けることのできない意匠）に該当します。
この意匠登録出願の意匠と下記の意匠を比較すると、ハンドル部の外形状を、正面視水平な横長の略競技用トラック形状とし、その把手部先端近傍に菱形の貫通孔を設けた基本的な構成態様が共通します。
他方、ハンドルの把手部先端の形状が直線的であるかやや丸みを帯びているかが相違しますが、これは意匠全体から見れば細部の相違であり、またいずれの態様も本願出願前よりごく一般的に見られるものですから、これらの相違点が両意匠の類否判断に与える影響は微弱なものといわざるを得ず、両意匠は類似するものと認められます。

記

特許庁意匠課が１９９０年　４月２７日に受け入れた
月刊パテマルジャーナル　１９９０年　４月３０日
第１３頁所載
建具用錠付き取手の意匠
（特許庁意匠課公知資料番号第ＨＡ×××××××××号）

……

この拒絶理由通知に添付した公知資料の複製物は、特許庁が著作権法の規定により複製したものです。
取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

……

（４）意見書（意匠法施行規則第１３条 様式第１１）

【書類名】　意見書
（【提出日】　平成○○年○○月○○日）
【あて先】　特許庁審査官　　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　意願○○○○－○○○○○○
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【住所又は居所】　○○県○○市○○丁目○番○号
　【氏名又は名称】　□□　□□　株式会社
　【代表者】　意匠　創作　　印又は識別ラベル
【発送番号】　１２３４５６

拒絶理由通知書等のヘッダ部に記載されている数字６桁からなる発送番号を記入して下さい。

【意見の内容】
審査官は「本願出願以前に頒布されたハンカチの意匠に類似する」と判断されましたが、当該物品分野において最も注意を引く部分である中央に配された擬人化されたキャラクターの形状において、鼻や口の形状に相当の差異があります。このようなキャラクターにおいては、鼻や口などの形状は擬人化された表情の差異として観者に極めて異なる印象を与える要素であり、本願に表された丸状の鼻と引例にある棒状の鼻とでは、全く異なる印象を与えるものです。
また、本願の意匠にはキャラクターの周りに円形の縁取りが施されており、引例に対して、より引き締まった印象を与えています。これらの相違から、両意匠は誰が見ても全く異なった印象を与えるものであり、両意匠が類似するものではないので、本願意匠は意匠法第３条第１項第３号に規定する意匠に該当する意匠ではありません。

（５）手続補正書（意匠法施行規則第１５条 様式第１４）

【書類名】　手続補正書
（【提出日】　平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【住所又は居所】　〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号
　【氏名又は名称】　□□　□□　株式会社
　【代表者】　意匠　創作　　印又は識別ラベル
【発送番号】　１２３４５６

【手続補正１】
　【補正対象書類名】　意匠登録願
　【補正対象項目名】　意匠に係る物品
　【補正方法】　変更
　【補正の内容】
　　【意匠に係る物品】　花瓶

当庁からの手続補正指令又は拒絶理由通知に対応する手続の補正を行う場合に記入して下さい。

（６）特徴記載書（意匠法施行規則第６条 様式第９）

出願人が、出願意匠の創作の特徴について、あらかじめ主張したい場合は、願書とは別に、特徴記載書に記載することができます。

【書類名】　特徴記載書
（【提出日】　平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
　【代表者】　意匠太郎　　印又は識別ラベル
【意匠の特徴】
　本願意匠は、自然動物であるペンギンをモチーフとして創作されているが、頭部においては、くちばしを半球状にふくらませ、目の周囲をデフォルメするなどの造形処理がなされていて、実物のペンギンの頭部の形態をそのまま模したものではない。又、本願意匠の基本構成もペンギン全体のプロポーションから大きく相違し、そのデフォルメに創作があるものである。
【説明図】

図を挿入

説明図の記載は任意で

４．商標

（１）商標登録願（商標法施行規則第２条 様式第２）

【書類名】　　商標登録願

【整理番号】　　〇〇〇〇〇〇

（【提出日】　　平成〇〇年〇〇月〇〇日）

【あて先】　　特許庁長官　殿

【商標登録を受けようとする商標】

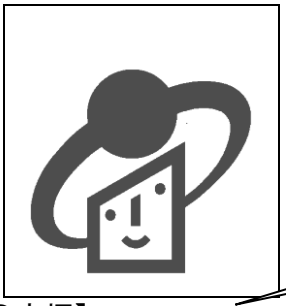

新商標の場合は、出願する商標のタイプに合わせて【動き商標】等を記載。

【〇〇商標】
【商標の詳細な説明】
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

新商標の場合は、【商標登録を受けようとする商標】を特定するよう記載（音商標は任意）。

【第２類】

【指定商品（指定役務）】塗料，染料，顔料

【商標登録出願人】

識別番号は、付与されている人のみ記載。

【識別番号】　　０１２３４５６７８

【住所又は居所】　　東京都千代田区霞が関３―４―３

【氏名又は名称】　　商標株式会社

書面による出願の場合のみ、押印又は識別ラベルを貼付。

【代表者】　　商標　太郎　　印　又は　識別ラベル
【電話番号】　　０３（３５８１）１１０１

（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】）　　１２３４５６
（【納付金額】）　　１２０００

【提出物件の目録】
【物件名】商標法第５条第４項の物件　　１

音商標については、商標法第５条第４項の物件を添付。

【商標登録を受けようとする商標】記載の注意事項

（１）【標準文字】について

標準文字とは

平成８年改正商標法において採用された「標準文字制度」は、「商標登録を求める対象としての商標が文字のみにより構成される場合に、特許庁長官があらかじめ指定した文字（平成９年３月２５日付、平成１５年７月２５日付、平成１７年１月２５日付の「特許庁公報（公示号)」で公表されていたが、平成２８年９月２３日発行の特許庁公報（公示号９）において全て改められた。）をもって商標登録を受けることができる」というものです。

＜標準文字として認められない例＞

①特許庁長官の指定文字以外の文字を含む商標
②図形のみの商標、図形と文字の結合商標
③文字数の制限３０文字を超える文字（スペースも文字数に含まれる）
④スペースの連続を含む商標
⑤縦書きの商標、２段以上の構成からなる商標
⑥ポイントの異なる文字を含む商標
⑦色彩を付した商標
⑧文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載された商標
⑨花文字など特殊文字、草書体など特殊書体で記載された商標

標準文字による場合は、願書には次のように記載します。

【商標登録を受けようとする商標】
○○○○　　←　○の部分に商標を記載。
【標準文字】

（２）新しいタイプの商標

商標には、文字商標、図形商標、立体商標及びこれらの結合商標などのタイプがありますが、新たに、「動き商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」、「位置商標」の５タイプの商標が導入されました。

新しいタイプの商標を出願するにあたっては、出願する商標のタイプに合わせ、【動き商標】、【ホログラム商標】、【色彩のみからなる商標】、【音商標】又は【位置商標】と記載します。また、商標登録を受けようとする商標を特定するように、【商標の詳細な説明】を記載します（音商標の場合は任意です）。なお、音商標については、商標法第５条第４項の物件として、その音を MP３形式で記録した CD－R 又は DVD－R を添付します。

（３）商標登録を受けようとする商標の作成上の注意点

商標記載欄の大きさは、８㎝平方とします。ただし、特に必要があるときは、１５㎝平方までの大きさにすることができます。

【商標登録を受けようとする商標】の欄は以下のように記載します。

「動き商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、時間の経過に伴う商標の変化の状態が特定されるよう記載します。

「ホログラム商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、ホログラフィーその他の方法による商標の変化の前後の状態が特定されるよう記載します。

「色彩のみからなる商標」については、商標登録を受けようとする色彩がなるべく全体にわたり表示された図又は写真によって記載します。若しくは、一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により、当該色彩及びそれを付する位置が特定されるよう記載します。

「音商標」については、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて、商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載します（必要な場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができます）。

「位置商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように記載します。

立体商標を異なる２以上の方向から表示した図又は写真で記載するときは、各図（各写真）を同一縮尺で記載し、各図の間に十分な余白を設けます。

商標記載欄に商標を記載できないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、次ページに【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載します。

（２）地域団体商標登録願（商標法施行規則第２条 様式第３の２）

【書類名】　　地域団体商標登録願
【整理番号】　　〇〇〇〇〇〇
（【提出日】　　平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】　　特許庁長官　殿
【商標登録を受けようとする商標】

霞が関ピーマン

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
　【第３１類】
　【指定商品（指定役務）】東京都千代田区霞が関で生産されたピーマン
【商標登録出願人】
　【識別番号】　　０１２３４５６７８
　【住所又は居所】　　東京都千代田区霞が関３―４―３
　【氏名又は名称】　　商標農業協同組合
　【代表者】　　商標　太郎　　印　又は　識別ラベル
　【法人の法的性質】　　農業協同組合法第２０条
　【電話番号】　　０３（３５８１）１１０１
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）　　１２３４５６
　（【納付金額】）　　１２０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　商標法第７条の２第１項に規定する組合等であることを証明する書面　１
　【物件名】　商標法第７条の２第２項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類　１
　【物件名】　商標法第７条の２第１項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類　１

願書に直接記載することにより、「設立根拠法の写し」の提出に代えることができます。

出願時に必須

出願時に必須

出願時は任意

（注）その他の記載例は、（１）商標登録願を参照してください。

【地域団体商標登録を受けようとする商標】記載の注意事項

・「【指定商品（指定役務）】」は、商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示であって、地域の名称と商品（役務）との関係を、例えば、次のように記載してください。

① 地域の名称が商品の産地であれば「○○（地域の名称）産の△△（商品名）」

② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば「○○（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」

③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「○○（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」

④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば「○○（地域の名称）における△△（役務名）」

（注） 指定商品（指定役務）を具体的に説明する必要があるときは、説明書に「指定商品（指定役務）の説明」と記載し、商品の生産、製造若しくは使用の方法、原材料、構造、効能若しくは用途又は役務の内容、効能、提供の方法若しくは用途の説明その他の必用な説明を記載してください。この場合は、「【提出物件の目録】」「【物件名】」の欄を設けて「指定商品（指定役務）の説明書」と記載してください。

・「商標法第７条の２第１項に規定する組合等であることを証明する書面」は、例えば、登記事項証明書及び正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨（加入の自由）の定めが規定されている組合等の設立根拠法の写しとします。

（注） 設立根拠法の写しに代えて「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、当該設立根拠法の該当条文その他必要な事項を記載することができます。

・「商標法第７条の２第２項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」は、出願に係る商標構成中の地域の名称と商標の使用をしている商品（役務）との密接な関連性を示す資料、例えば、新聞、雑誌、書籍等の記事、パンフレット、カタログ、広告又は商品（役務）に関する商標の使用規則等です。

（注） 商標法第７条の２第１項の規定による商標登録を受けようとする商標が使用された結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する必要があるときは、証明書に「商標法第７条の２第１項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載し、その旨を証明してください。この場合は、「【提出物件の目録】」「【物件名】」の欄を設けて「商標法第７条の２第１項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載してください。

（３）拒絶理由通知書

発送番号〇〇〇〇〇〇
発送日　平成〇〇年〇〇月〇〇日

拒絶理由通知書

商標登録出願の番号	商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
起案日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
特許庁審査官	審査　花子
商標登録出願人代理人	商標　一郎　様

適用条文　　第３条第１項第３号

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第１５条の２（又は同法第１５条の３第１項）に基づきその理由を通知します。
これについて意見があれば、この書面発送の日から４０日以内に意見書を提出してください。
なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

理　　由

この商標登録出願に係る商標は、商品が優れていることを認識される「〇×〇×」の文字を普通に用いられる方法で書してなるにすぎないものですから、これをその指定商品に使用しても単に商品の品質を表示するにすぎないものと認めます。
したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第３条第１項第３号に該当します。

（４）意見書（商標法施行規則第９条の５ 様式第１１の３）

【書類名】　意見書
（【提出日】　平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】　特許庁審査官　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【商標登録出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【住所又は居所】　〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
　【氏名又は名称】　□□□□株式会社
　【代表者】　商標　太郎　　印または識別ラベル

　【発送番号】　１２３４５６

　【意見の内容】

審査官は「本願商標は、これをその指定商品に使用しても単に商品の品質を表示するにすぎないものと認めます。」と判断されました。
しかし、本願商標は「〇×〇×」の文字からなるものですが、これは特定の意味合いを有しない造語であるというべきものであります。したがって、本願商標をその指定商品にしてもこれに接する取引者、需用者は商品の品質を想起することはなく充分自他商品の識別力を有するものと確信するものですから、本願商標は商標法第３条１項第３号に該当するものではありません。

（５）手続補正書（商標法施行規則第１６条 様式第１５の２）

【書類名】手続補正書
（【提出日】平成〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】特許庁長官　　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】
　【識別番号】　　０１２３４５６７８
　【住所又は居所】　〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
　【氏名又は名称】　□□□□株式会社
　【代表者】　　商標　太郎　　印　又は　識別ラベル
【発送番号】　　１２３４５６
【手続補正１】
　【補正対象書類名】　商標登録願
　【補正対象項目名】　指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
　　　【第９類】
　　　【指定商品（指定役務）】家庭用ビデオゲームおもちゃ

Ⅲ　参　考　編

1　産業財産権関係料金一覧

2　公開特許公報（見本）

3　特許原簿（見本）

4　登録証（見本）

5　意匠　組物の物品構成表

6　商品及び役務の区分

7　経済産業局等知的財産室一覧

8　独立行政法人工業所有権情報・研修館（ＩＮＰＩＴ）公報閲覧室

9　独立行政法人工業所有権情報・研修館（ＩＮＰＩＴ）相談・支援窓口一覧

10　ＩＮＰＩＴ知財総合支援窓口一覧

11　外国出願補助金実施支援センター

12　日本弁理士会本部・支部一覧

13　独立行政法人中小企業基盤整備機構地域本部一覧

14　よろず支援拠点一覧

15　承認・認定ＴＬＯ（技術移転機関）一覧

16　農林水産分野に関する知的財産相談窓口一覧

17　営業秘密侵害事犯　窓口連絡先一覧

18　お問い合わせ先一覧

１．産業財産権関係料金一覧

平成３０年４月１日現在

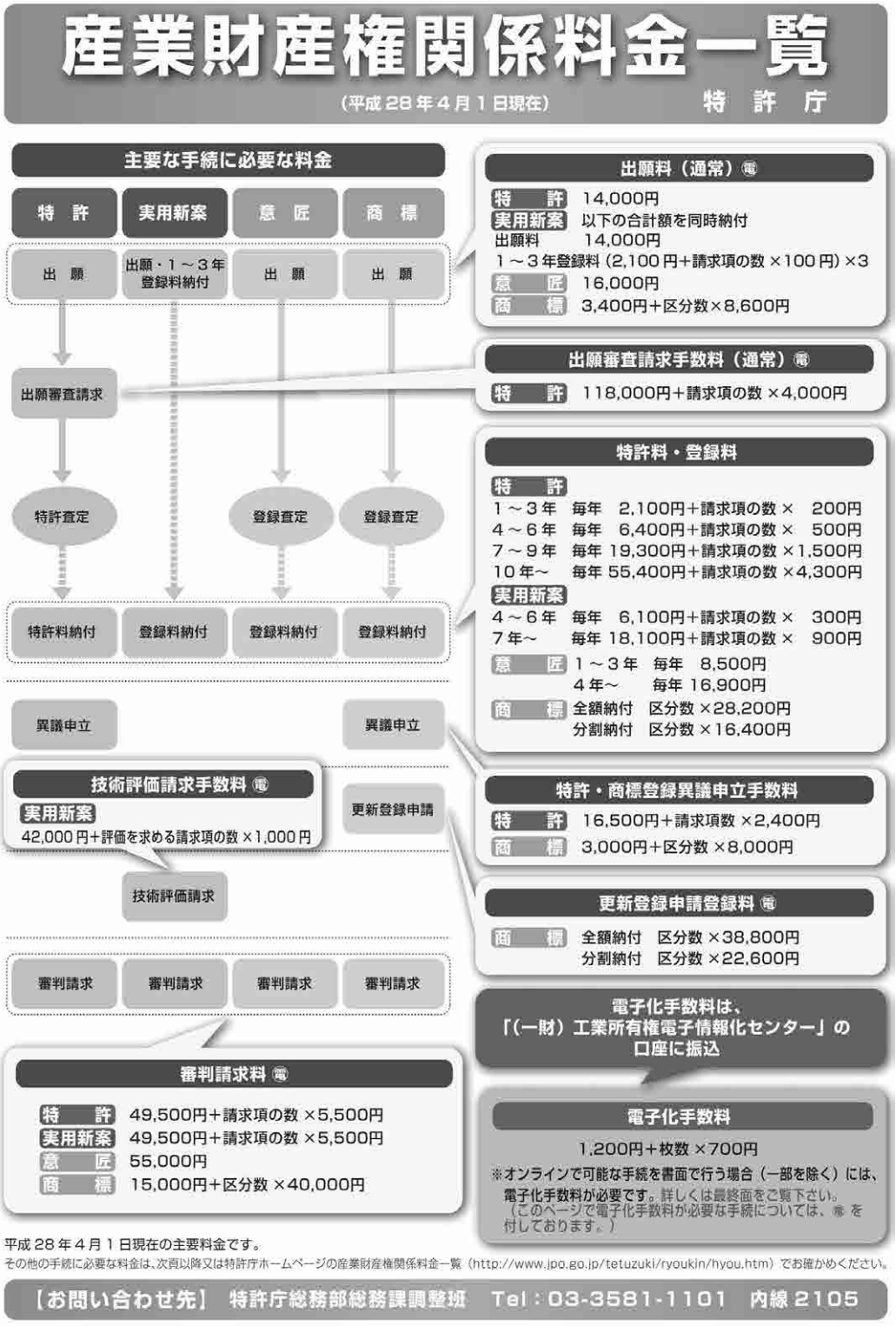

上記は、平成３０年４月１日時点の主要料金です。

その他の手続に必要な料金は、次頁以降又は特許庁ホームページの産業財産権関係料金一覧でお確かめ下さい。＜特許庁ホームページ：http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm＞

１．出　願　料

（１）特　許

・特許出願	14,000円
・特許法第36条の2第2項の外国語書面出願	22,000円
・特許法第38条の3第3項の規定による手続	14,000円
・特許法第184条の5第1項の規定による手続	14,000円
・特許法第184条の20第1項の規定による申出	14,000円
・特許権の存続期間の延長登録出願	74,000円

（２）実用新案（出願時には、出願料と併せて第1年から第3年までの各年分の登録料の納付が必要です）

・実用新案登録出願	14,000円
・実用新案法第48条の5第1項の規定による手続	14,000円
・実用新案法第48条の16第1項の規定による申出	14,000円

（３）意　匠

・意匠登録出願	16,000円
・秘密意匠の請求	5,100円

（４）商　標

・商標登録出願	3,400円 ＋（区分数× 8,600円）
・防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	6,800円 ＋（区分数×17,200円）
・重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録出願	12,000円

２．審査・審判請求料等

（１）特　許

①出願審査請求	118,000円 ＋（請求項の数×4,000円）
（特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願）	71,000円 ＋（請求項の数×2,400円）
（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願）	106,000円 ＋（請求項の数×3,600円）
（特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合）	94,000円 ＋（請求項の数×3,200円）
②誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19,000円
③判定請求	40,000円
④裁定請求	55,000円
⑤裁定取消請求	27,500円
⑥特許異議の申立て	16,500円 ＋（請求項の数×2,400円）
⑦特許異議の申立ての審理への参加申請	3,300円
⑧特許異議申立事件係属中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円 ＋（請求項の数×5,500円）
⑨審判（再審）請求	49,500円 ＋（請求項の数×5,500円）
⑩無効審判係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円 ＋（請求項の数×5,500円）
⑪特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求	55,000円
⑫審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑬審判又は再審への補助参加申請	16,500円

（２）実用新案

①実用新案技術評価請求	42,000円 ＋（請求項の数×1,000円）
（特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願）	8,400円 ＋（請求項の数× 200円）
（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願）	33,600円 ＋（請求項の数× 800円）
②明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正	1,400円
③判定請求	40,000円
④裁定請求	55,000円
⑤裁定取消請求	27,500円
⑥審判（再審）請求	49,500円 ＋（請求項の数×5,500円）
⑦審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑧審判又は再審への補助参加申請	16,500円

（３）意　匠

①判定請求	40,000円
②裁定請求	55,000円
③裁定取消請求	27,500円
④審判（再審）請求	55,000円
⑤審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑥審判又は再審への補助参加申請	16,500円

（４）商　標

①判定請求	40,000円
②商標（防護標章）登録異議申立	3,000円 ＋（区分数× 8,000円）
③商標（防護標章）登録異議申立の審理への参加申請	3,300円
④審判（再審）請求	15,000円 ＋（区分数×40,000円）
⑤審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑥審判又は再審への補助参加申請	16,500円

３．特許料・登録料

（1）特　許　料

○平成16年4月1日以降に審査請求をした出願		
第１年から第３年まで	毎年　2,100円に1請求項につき	200円を加えた額
第４年から第６年まで	毎年　6,400円に1請求項につき	500円を加えた額
第７年から第９年まで	毎年 19,300円に1請求項につき	1,500円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 55,400円に1請求項につき	4,300円を加えた額
※第21年以降は延長登録の出願があった場合に限ります。		

※上記に該当しない出願については、特許庁ホームページでご確認下さい。

（２）実用新案登録料

第１年から第３年まで	毎年　2,100円に１請求項につき	100円を加えた額
第４年から第６年まで	毎年　6,100円に１請求項につき	300円を加えた額
第７年から第10年まで	毎年 18,100円に１請求項につき	900円を加えた額

（３）意匠登録料

第１年から第３年まで	毎年　8,500円
第４年から第20年まで	毎年 16,900円
※第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ対象となります。	

（４）商標登録料

・商標登録料	区分数 × 28,200円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 16,400円
・更新登録申請	区分数 × 38,800円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 22,600円
・商標権の分割申請	30,000円
・防護標章登録料	区分数 × 28,200円
・防護標章更新登録料	区分数 × 33,400円

４．その他の手数料

（１）特許法等関係手数料

①期間の延長、期日の変更	2,100円
②期間経過後の期間の延長	4,200円
③期間経過後の期間の延長（特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの）	51,000円
④登録証の再交付請求	4,600円
⑤承継の届出（名義変更）	4,200円
⑥証明請求　（窓口）	1,400円
（オンライン）	1,100円
⑦書類の閲覧請求	1,500円
⑧紙原簿の閲覧請求	300円
⑨ファイル記録事項の閲覧請求	
（窓口）	900円
（オンライン）	600円
⑩登録事項の閲覧請求（磁気原簿）	
（窓口）	800円
（オンライン）	600円
⑪書類謄本の交付請求	1,400円
⑫紙原簿謄本の交付請求	350円
⑬ファイル記録事項記載書類の交付請求	
（窓口）	1,300円
（オンライン）	1,000円
⑭登録事項記載書類の交付請求（磁気原簿）	
（窓口）	1,100円
（オンライン）	800円
⑮磁気ディスクへの記録（電子化手数料）	1,200円 ＋（書面のページ数×700円）

（２）国際出願（特許・実用新案）関係手数料

①国際出願手数料			
・国際出願の用紙の枚数が30枚まで（Ａ）			153,800円
・30枚を越える用紙1枚につき（Ｂ）			1,700円
・オンライン出願した場合の減額（上記ＡとＢの合計額から減額）			34,700円
②送付手数料			
・国際出願１件につき			10,000円
③調査手数料			
・国際調査機関：日本国特許庁（ＩＳＡ／ＪＰ）			
	国際出願（日本語）１件につき		70,000円
	国際出願（英語）１件につき		156,000円
・国際調査機関：欧州特許庁（ＩＳＡ／ＥＰ）			242,100円
・国際調査機関：シンガポール知的財産庁（ＩＳＡ／ＳＧ）			185,300円
④国際調査の追加手数料	国際出願（日本語）１件につき	60,000円 ×	（請求の範囲の発明の数－1）
国際調査機関：日本国特許庁（ＩＳＡ／ＪＰ）	国際出願（英語）１件につき	126,000円 ×	（請求の範囲の発明の数－1）
⑤予備審査手数料	国際出願（日本語）１件につき		26,000円
国際予備審査機関：日本国特許庁（ＩＰＥＡ／ＪＰ）	国際出願（英語）１件につき		58,000円
⑥取扱手数料 ＜国際予備審査請求 1件につき＞			23,100円
⑦予備審査の追加手数料	国際出願（日本語）１件につき	15,000円 ×	（請求の範囲の発明の数－1）
国際予備審査機関：日本国特許庁（ＩＰＥＡ／ＪＰ）	国際出願（英語）１件につき	34,000円 ×	（請求の範囲の発明の数－1）
⑧文献の写しの請求に係る手数料１件につき			1,400円
⑨書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る請求１件につき			1,400円
⑩優先権の書類の国際事務局への送付の請求に係る手数料１件につき			1,400円
⑪国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料１件につき			1,400円
⑫先の調査の結果の送付請求に係る手数料１件につき			1,700円

（注）為替の変動により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料を特許庁のホームページで
ご確認ください。http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/kokuryo.htm

（３）国際登録出願（意匠）手数料

①日本特許庁に支払う手数料（別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必要）		
※日本国特許庁を介した国際出願（国際登録出願）を行う場合のみ必要		3,500円
②国際事務局（WIPO）に支払う手数料		
・国際登録出願		
（基本手数料）	＜１意匠目＞	397 スイスフラン
	＜２意匠目以降、１意匠毎＞	19 スイスフラン
（公表手数料）	＜１複製物毎＞	17 スイスフラン
	＜書面で複製物を提出する場合	
	複製物を記載した書面の２頁目以降、追加頁毎＞	150 スイスフラン
（追加手数料）	＜意匠の説明が100単語を超える場合、１単語毎＞	2 スイスフラン
（指定手数料）	指定国毎の標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか	
	（各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、ＷＩＰＯウェブサイトでご確認ください。）	
・標準指定手数料：指定国毎に所定の等級の手数料（個別指定手数料の国以外）		
等級１の指定国	＜１意匠目＞	42 スイスフラン
	＜２意匠目以降、１意匠毎＞	2 スイスフラン
等級２の指定国	＜１意匠目＞	60 スイスフラン
	＜２意匠目以降、１意匠毎＞	20 スイスフラン
等級３の指定国	＜１意匠目＞	90 スイスフラン
	＜２意匠目以降、１意匠毎＞	50 スイスフラン
・個別指定手数料：指定国毎の所定の手数料（標準指定手数料の国以外）		
※日本の個別指定手数料	＜１意匠毎＞	665スイスフラン
・国際登録の存続期間の更新申請（５年毎の請求）		
（基本手数料）	＜１意匠目＞	200 スイスフラン
	＜２意匠目以降、１意匠毎＞	17 スイスフラン
（指定手数料）	指定国毎の標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか	
	（各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、ＷＩＰＯウェブサイトでご確認ください。）	
・標準指定手数料：指定国毎に所定の等級の手数料（個別指定手数料の国以外）		
	＜１意匠目＞	21 スイスフラン
	＜２意匠目以降、１意匠毎＞	1 スイスフラン
・個別指定手数料：指定国毎の所定の手数料（標準指定手数料の国以外）		
※日本の個別指定手数料	＜１意匠毎＞（更新１～３回目）	754 スイスフラン
	（更新４回目以降）	※不要
		（※国際事務局に支払う基本手数料は別途必要）

（注）為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料を特許庁のホームページで
ご確認ください。http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/hague_fee_2016.htm

（４）国際登録出願（商標）関係の主な手数料

①日本特許庁に支払う手数料（別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必要）		
・国際登録出願		9,000円
・事後指定		4,200円
・国際登録の存続期間の更新申請		4,200円
・国際登録の名義人の変更の記録の請求		4,200円
②国際事務局（WIPO）に支払う手数料 （下記の手数料の他、権利を取得する国により個別手数料が必要となる場合があります。個別手数料が必要な国及び金額については、特許庁ホームページの「マドリッドプロトコル個別手数料一覧表」をご確認ください。）		
・国際登録出願		
（基本手数料）	＜商標が白黒＞	653 スイスフラン
	＜商標がカラー＞	903 スイスフラン
（付加手数料）	＜１指定国毎＞	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要		
（追加手数料）	＜国際分類の数が３を超えた１区分毎＞	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要		
・事後指定		
（基本手数料）		300 スイスフラン
（付加手数料）	＜１指定国毎＞	100 スイスフラン
・国際登録の存続期間の更新申請		
（基本手数料）		653 スイスフラン
（付加手数料）	＜１指定国毎＞	100 スイスフラン
（追加手数料）	＜国際分類の数が３を超えた１区分毎＞	100 スイスフラン
・国際登録の名義人の変更の記録の申請		177 スイスフラン

（注）為替の変動により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料を特許庁のホームページでご確認ください。http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/madopro_syutugan_fee.htm

（５）弁理士試験受験手数料 12,000円

５．登録免許税（収入印紙で納付）

（１）特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）

①特許権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	＜特許権の件数＞	1件につき　3,000円
・その他の原因による移転の登録	＜特許権の件数＞	1件につき 15,000円
②専用実施権（仮専用実施権を含む。以下同様。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったことに伴い当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。）		
	＜専用実施権の件数＞	1件につき 15,000円
③特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録		
	＜債権金額＞	1000分の4
④専用実施権の移転又は特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	＜特許権等の件数＞	1件につき　1,500円
・その他の原因による移転の登録	＜特許権等の件数＞	1件につき　3,000円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	＜債権金額＞	1000分の2
・質権以外の権利の信託の登録	＜特許権等の件数＞	1件につき　3,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）		
	＜特許権等の件数＞	1件につき　1,000円
⑦登録の抹消	＜特許権等の件数＞	1件につき　1,000円

（２）実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）

①実用新案権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	＜実用新案権の件数＞	1件につき　3,000円
・その他の原因による移転の登録	＜実用新案権の件数＞	1件につき　9,000円
②専用実施権の設定又は保存の登録		
	＜専用実施権又の件数＞	1件につき　9,000円
③実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録		
	＜債権金額＞	1000分の4
④専用実施権の移転又は実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	＜実用新案権等の件数＞	1件につき　1,500円
・その他の原因による移転の登録	＜実用新案権等の件数＞	1件につき　3,000円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	＜債権金額＞	1000分の2
・質権以外の権利の信託の登録	＜実用新案権等の件数＞	1件につき　3,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）		
	＜実用新案権等の件数＞	1件につき　1,000円
⑦登録の抹消	＜実用新案権等の件数＞	1件につき　1,000円

（３）意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）

①意匠権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	＜意匠権の件数＞	1件につき　3,000円
・その他の原因による移転の登録	＜意匠権の件数＞	1件につき　9,000円
②専用実施権の設定又は保存の登録		
	＜専用実施権の件数＞	1件につき　9,000円
③意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録		
	＜債権金額＞	1000分の4
④専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	＜意匠権等の件数＞	1件につき　1,500円
・その他の原因による移転の登録	＜意匠権等の件数＞	1件につき　3,000円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	＜債権金額＞	1000分の2
・質権以外の権利の信託の登録	＜意匠権等の件数＞	1件につき　3,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）		
	＜意匠権等の件数＞	1件につき　1,000円
⑦登録の抹消	＜意匠権等の件数＞	1件につき　1,000円

（４）商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）

①商標権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	＜商標権の件数＞	1件につき　3,000円
・その他の原因による移転の登録	＜商標権の件数＞	1件につき 30,000円
②専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録		
	＜専用使用権又は通常使用権の件数＞	1件につき 30,000円
③商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録		
	＜債権金額＞	1000分の4
④専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	＜商標権等の件数＞	1件につき　3,000円
・その他の原因による移転の登録	＜商標権等の件数＞	1件につき　9,000円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	＜債権金額＞	1000分の2
・質権以外の権利の信託の登録	＜商標権等の件数＞	1件につき　9,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）		
	＜商標権等の件数＞	1件につき　1,000円
⑦登録の抹消	＜商標権等の件数＞	1件につき　1,000円

２．公開特許公報（見本）

公開特許公報などのフロントページは、国際的に標準化された記載形式に従っています。外国で発行された公報も、同様の記載形式に則っています。

国際特許分類（ＩＰＣ）を表しています。（詳細は、第３章［２］に記載しています。）

公報種別を表しています。
他には、特許（登録）された出願を収録した「特許公報」等があります。

(19)日本国特許庁(JP)　(12)**公開特許公報(A)**　(11)特許出願公開番号
特開2007-123456
(P2007-123456A)
(43)公開日 **平成19年5月20日(2007.5.20)**

(51)Int.Cl.		F I			テーマコード（参考）
G01B 12/345	*(2006.01)*	G01B	12/34	101B	2E110
G02C 9/87	*(2006.01)*	G02C	9/87	ZNA	3B005
G01B 67/89	*(2006.03)*	G01B	67/89	Z	
G01B 12/345	*(2006.03)*	G01B	12/345	U	
G01B 34/56	*(2007.01)*	G01B	34:56		

審査請求 有　請求項の数 2　ＯＬ　外国語出願　公開請求　（全 7 頁）　最終頁に続く

カッコ付きの数字は、国際的に統一された書誌事項の識別コードを表しています。
例えば（21）は出願番号を表しています。

(21)出願番号　特願2006-123456
(22)出願日　平成18年9月10日(2006.9.10)
(31)優先権主張番号　83304359.9
(32)優先日　平成17年11月12日(2005.11.12)
(33)優先権主張国　フランス(FR)

特許法第３０条第１項適用申請有り　平成１７年１０月２１日付画像工学会研究専門委員会主催の２００５年度画像符号化シンポジウム（ＰＳＣＪ０５）において文書をもって発表

特許法第６４条第２項第４号の規定により明細書の一部または全部を不掲載とする。
特許法第６４条第２項第４号の規定により図面の一部または全部を不掲載とする。

(71)出願人　290001111
パテント　コーポレーション
アメリカ合衆国ケンタッキールイビルセンターガーデン　ピー・オー・エー・ユー・ピー・ボックス　クロウフォードエリア　コロラドハイウェイ　３５０９０　ルイビルガレリアプラウンタワー１５００（無番地）
日本における営業所
東京都千代田区内幸町４丁目５番６号
(71)出願人　390000011
出願　太郎
東京都千代田区内幸町２４丁目２５番６号
(74)上記１名の代理人　123456789
弁理士　代理　太郎
最終頁に続く

フロントページに収まりきらない出願人、弁理士、分類等の情報は最終ページのあふれ部に掲載しています。

(54)【発明の名称】ファクシミリ走査装置

発明内容の要約が記載されています。

(57)【要約】　(修正有)
【課題】ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。
【解決手段】通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末１ａ、１ｂは制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末７はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。送信側のユニークコードは端末装置が製造された時点で既に装置固有の制御信号の一部として読み出し専用メモリにインプリメントされるので、ハードウェア上の負担にはならない。
【選択図】図１

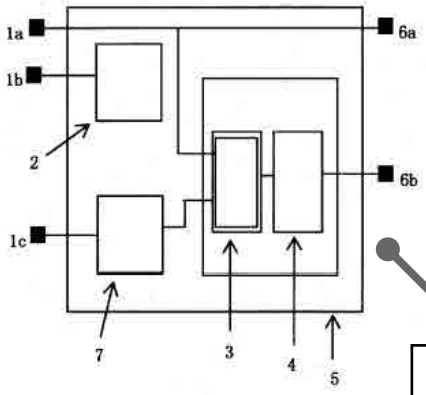

本発明にかかる代表的な図面が掲載されています。

３．特許原簿（見本）

特

特許第５５００００１号

表示部				
表示番号（付記）	登録事項			
1番	出願年月日	平成２６年１０月１０日	出願番号	２０１４－２７０００１
	査定年月日	平成２７年１０月２５日	請求項の数	１
	発明の名称	ハイブリッド型モータの製造装置		
	登録年月日　平成２７年１２月２０日			

特許料記録部
特許料
１年分 金額2300円 納付日 平成２７年１１月２４日　２年分 金額2300円 納付日 平成２７年１１月２４日 ３年分 金額2300円 納付日 平成２７年１１月２４日
国以外の者の持分の割合，軽減，免除，猶予又は返還に関する事項

甲区	
順位番号（付記）	登録事項
1番	東京都港区赤坂１丁目１番１号　××虎ノ門株式会社×× 登録年月日　平成２７年１２月２０日
付記１号	【登録名義人の表示変更】 受付年月日　平成２８年　２月１０日　受付番号　０００１１１ 霞ヶ関株式会社
２番	【特定承継による本権の移転】 受付年月日　平成２８年　２月１０日　受付番号　０００１１１ 東京都港区赤坂１丁目１番５０号　パテント株式会社 東京都千代田区霞ヶ関１丁目１番１号　日本自動車工業株式会社
３番	【特定承継による本権の持分移転】 受付年月日　平成２８年１０月３０日　受付番号　００３３４４ 東京都港区六本木１丁目１番１号　東日本自動車株式会社 本特許権中日本自動車工業株式会社の持分移転

続葉有り

特

特許第５５００００１号

乙　　区	
順位番号（付記）	登　　録　　事　　項
１番	【専用実施権の設定】 受付年月日　平成２９年3月１０日　　受付番号　　０００３３３ 専用実施権者　東京都港区虎ノ門２丁目１番１１号 実用株式会社 １．範囲 地域　日本全国 期間　本特許権の存続期間中 内容　製造、使用、販売

丁　　区	
順位番号（付記）	登　　録　　事　　項
１番	【質権の設定】 受付年月日　平成２８年　2月１０日　　受付番号　　０００１１１ 質権者　大阪市北区堂島１丁目１番１号 関西　クレジット　株式会社 １．原因　平成２８年2月１日付け金銭消費貸借契約に基づく平成２８年2月１日質権設定契約 １．目的たる権利　特許第５５００００１号 １．債権額　　３００万円 １．存続期間　　平成３０年9月３０日まで １．弁済期　　平成３０年9月３０日 １．利息　　年０，０１％ １．債務者 東京都港区赤坂１丁目１番５０号 パテント株式会社 本特許権中パテント株式会社の持分についての質権の設定

（以下余白）

４．登録証（見本）

特　許　証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第２０００００１号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)　コンピュータ

特許権者
(PATENTEE)　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号
パテント株式会社

発明者
(INVENTOR)　東京　太郎

出願番号
(APPLICATION NUMBER)　特願２００８－１１１１１１
出願日
(FILING DATE)　平成２０年１１月１１日(November 11, 2008)
登録日
(REGISTRATION DATE)　平成２２年１０月　１日(October 1, 2010)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成２２年１０月　１日(October 1, 2010)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)
特許太郎

実用新案登録証
(CERTIFICATE OF UTILITY MODEL REGISTRATION)

登録第３０００００２号
(REGISTRATION NUMBER)

考案の名称
(TITLE OF THE DEVICE)　プリンタ

実用新案権者
(OWNER OF THE UTILITY MODEL RIGHT)　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号
実用　太郎

考案者
(CREATOR OF DEVICE)　実用　太郎

出願番号
(APPLICATION NUMBER)　実願２０１０－１１１１１１
出願日
(FILING DATE)　平成２２年　１月　４日(January 4, 2010)
登録日
(REGISTRATION DATE)　平成２２年１０月　１日(October 1, 2010)

この考案は、登録するものと確定し、実用新案原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE UTILITY MODEL IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成２２年１０月　１日(October 1, 2010)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)
特許太郎

意匠登録証
(CERTIFICATE OF DESIGN REGISTRATION)

登録第３０００００１号
(REGISTRATION NUMBER)

意匠に係る物品
(ARTICLE TO WHICH THE DESIGN IS APPLIED)　キーボード

意匠権者
(OWNER OF THE DESIGN RIGHT)　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号
株式会社パテント

意匠の創作をした者
(CREATOR OF THE DESIGN)　意匠　三郎

出願番号
(APPLICATION NUMBER)　意願２０１０－１２３４５６
出願日
(FILING DATE)　平成２２年　１月　７日(January 7, 2010)
登録日
(REGISTRATION DATE)　平成２２年１０月　１日(October 1, 2010)

この意匠は、登録するものと確定し、意匠原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE DESIGN IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成２２年１０月　１日(October 10, 2010)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)
特許太郎

商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第９０００００１号
(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)

JPO

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)
第４１類　電子出版物の提供

商標権者
(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号
パテント株式会社

出願番号
(APPLICATION NUMBER)　商願２００９－１１１１１１
出願日
(FILING DATE)　平成２１年１０月２３日(October 23, 2009)
登録日
(REGISTRATION DATE)　平成２２年１０月　１日(October 1, 2010)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成２２年１０月　１日(October 1, 2010)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)
特許太郎

５．意匠　組物の物品構成表

組物の意匠は、原則として、それぞれの「構成物品」の欄に掲げられる全ての物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならない。

「構成物品」欄に記載されていない物品を含むものについては、その加えられた物品が同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるものとする。

なお、「備考」の欄に注意書が付されている組物は、その「構成物品」の欄内の二種以上を最低限含む組み合わせによるもの、あるいは細分された「構成物品」の欄ごとの組み合わせによるものを組物と取り扱う。

※下記の表は、意匠法施行規則別表第二に基づくものである。

	組　物	構成物品	備考
1	一組の下着セット	ブラジャー ガードル パンティ スリップ キャミソール ペチコート ボディースーツ	欄内の二種類以上の物品を含むもの
2	一組のカフスボタン及びネクタイ止めセット	カフスボタン ネクタイ止め	
3	一組の装身具セット	ネックレス イヤリング	
4	一組の喫煙用具セット	卓上ライター 灰皿	
5	一組の美容用具セット	電気マッサージ器 電気眉そり器 電気洗顔パフ 電気吸引パター	いずれかの欄の組成物品の組み合わせ方によるもの
6	一組のひなセット	内裏びな 三人官女 五人ばやしびな 左右大臣びな	
7	一組の洗濯機器セット	電気洗濯機 衣類乾燥機	
8	一組の便所清掃用具セット	ケース付きたわし 汚物入れ	
9	一組の洗面用具セット	歯ブラシ立て コップ	
10	一組の電気歯ブラシセット	電気歯ブラシ ホルダー	
11	一組のキャンプ用鍋セット	なべ フライパン	
12	一組の紅茶セット	紅茶わん及び受け皿 ティーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
13	一組のコーヒーセット	コーヒーわん及び受け皿 コーヒーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
14	一組の酒器セット	グラス 氷入れ グラス デカンタ 徳利 杯	いずれかの欄の組成物品の組み合わせ方によるもの

	組　物	構成物品	備考
15	一組の食卓用皿及びコップセット	食卓用皿 コップ	
16	一組のせん茶セット	煎茶茶碗 きゅうす	
17	一組のディナーセット	肉皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ	
18	一組の薬味入れセット	食卓塩振り こしょう振り	いずれかの欄の組成物品の組み合わせ方によるもの
		しょう油つぎ ソースつぎ	
19	一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット	ナイフ フォーク スプーン	
20	一組のいすセット	いす（二以上）	
21	一組の応接家具セット	テーブル 安楽いす	
22	一組の屋外用いす及びテーブルセット	屋外いす 屋外用テーブル	
23	一組の玄関収納セット	下駄箱 収納棚	
24	一組の収納棚セット	収納棚（二以上）	
25	一組の机セット	机 脇机	
26	一組のテーブルセット	テーブル（二以上）	
27	一組の天井灯セット	天井灯 天井灯用つり飾り	
28	一組のエアーコンディショナーセット	エアーコンディショナー エアーコンディショナー室外機	
29	一組の洗面化粧台セット	洗面化粧台 化粧鏡 収納棚	
30	一組の台所セット	流し台 調理台 ガス台 収納棚	
31	一組の便器用付属品セット	便蓋カバー 便座カバー 便所用マット	
32	一組の紅茶セットおもちゃ	各構成物品は上記おもちゃでない組物にそれぞれ準ずる。	
33	一組のコーヒーセットおもちゃ		
34	一組のディナーセットおもちゃ		
35	一組の薬味入れセットおもちゃ		
36	一組のナイフ、フォーク及びスプーンセットおもちゃ		
37	一組のゴルフクラブセット	ゴルフクラブ（二以上）	
38	一組のドラムセット	ドラム シンバル	
39	一組の事務用具セット	はさみ ペーパーナイフ ペーパーカッター 定規 ステープラー	欄内の二種類以上の物品を含むもの

	組　物	構成物品	備考
40	一組の筆記具セット	シャープペンシル ボールペン 万年筆 マーキングペン	欄内の二種類以上の物品を含むもの
41	一組の自動車用エアスポイラーセット	自動車用空気整流器（二以上）	
42	一組の自動車用シートカバーセット	シートカバー（二以上）	
43	一組の自動車用フロアマットセット	フロアマット（二以上）	
44	一組の自動車用ペダルセット	アクセルペダル ブレーキペダル	
45	一組の自動二輪車用カウルセット	カウル（二以上）	
46	一組の自動二輪車用フェンダーセット	フロントフェンダー リアフェンダー	
47	一組の車載用経路誘導機セット	車載用経路誘導機本体 モニターテレビ受像機	
48	一組のオーディオ機器セット	チューナー アンプ スピーカーボックス	チューナーとアンプ一体型も含む
49	一組の車載用オーディオ機器セット	車載用チューナー 車載用アンプ スピーカーボックス	車載用チューナーと車載用アンプ一体型も含む。
50	一組のスピーカーボックスセット	スピーカーボックス（二以上）	
51	一組のテレビ受像機セット	テレビ受像器 テレビ台	
52	一組の光ディスク再生機セット	モニターテレビ受像器 光ディスク再生機	
53	一組の電子計算機セット	電子計算機 電子計算機用データ表示機及びデータ出力機	いずれかの欄の組成物品の組み合わせ方によるもの
		電子計算機用データ表示機付き電子計算機 電子計算機用キーボード又はデータ入力機	
		電子計算機用キーボード付き電子計算機 電子計算機用データ表示機	
		電子計算機（二以上（複数の筐体により構成されたもの））	
		電子計算機データ入力用補助機	
54	一組の自動販売機セット	自動販売機（二以上）	
55	一組の医療用エックス線撮影機セット	エックス線撮影機 医療用ベッド	
56	一組の門柱、門扉及びフェンスセット	門柱 門扉 フェンス	

６．商品及び役務の区分

（商品）

第　１　類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第　２　類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第　３　類	洗浄剤及び化粧品
第　４　類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第　５　類	薬剤
第　６　類	卑金属及びその製品
第　７　類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第　８　類	手動工具
第　９　類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第１０類	医療用機械器具及び医療用品
第１１類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第１２類	乗物その他移動用の装置
第１３類	火器及び火工品
第１４類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第１５類	楽器
第１６類	紙、紙製品及び事務用品
第１７類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第１８類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第１９類	金属製でない建築材料
第２０類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第２１類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第２２類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第２３類	織物用の糸
第２４類	織物及び家庭用の織物製カバー
第２５類	被服及び履物

第 ２６ 類	裁縫用品
第 ２７ 類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第 ２８ 類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第 ２９ 類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第 ３０ 類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
第 ３１ 類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第 ３２ 類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第 ３３ 類	ビールを除くアルコール飲料
第 ３４ 類	たばこ、喫煙用具及びマッチ

（役務）

第 ３５ 類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 ３６ 類	金融、保険及び不動産の取引
第 ３７ 類	建設、設置工事及び修理
第 ３８ 類	電気通信
第 ３９ 類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第 ４０ 類	物品の加工その他の処理
第 ４１ 類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第 ４２ 類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第 ４３ 類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第 ４４ 類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第 ４５ 類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

（注）商標登録出願をする際は、上記の表示ではなく、類似商品・役務審査基準に記載されている商品及び役務の表示を参考に記載してください。

（参考）https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/ruiji_kijun10.htm

７．経済産業局等知的財産室一覧

	所　在　地 （管轄地）	電話	FAX
北海道経済産業局 知的財産室	〒060-0808　札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎5階 （北海道）	011-709-5441	011-707-5324
東北経済産業局 知的財産室	〒980-8403　仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟3階 （青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	022-221-4819	022-265-2349
関東経済産業局 知的財産室	〒330-9715　さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館9階 （茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡）	048-600-0239	048-601-1287
中部経済産業局 知的財産室	〒460-8510　名古屋市中区三の丸2-5-2　4階 （愛知、岐阜、三重、富山、石川）	052-951-2774	052-950-1764
近畿経済産業局 知的財産室	〒540-8535　大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館3階 （福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	06-6966-6016	06-6966-6064
中国経済産業局 知的財産室	〒730-8531　広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館3階 （鳥取、島根、岡山、広島、山口）	082-224-5680	082-224-5645
四国経済産業局 知的財産室	〒760-8512　高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階 （徳島、香川、愛媛、高知）	087-811-8519	087-811-8558
九州経済産業局 知的財産室	〒812-8546　福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎6階 （福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	092-482-5463	092-482-5392
沖縄総合事務局 知的財産室	〒900-0006　那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 （沖縄）	098-866-1730	098-860-1375

８．独立行政法人工業所有権情報・研修館（ＩＮＰＩＴ）公報閲覧室

	所　在　地	電話	FAX
公報閲覧室	〒100-0013　東京都千代田区霞が関3-4-3　特許庁２階	03-3580-7947	03-3502-7989

９．独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）　相談・支援窓口一覧

	所在地	電話	FAX
産業財産権相談窓口	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁2階	03-3581-1101 （内線2121～2123）	03-3502-8916
営業秘密・知財戦略相談窓口	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁2階	03-3581-1101 （内線3844）	―
海外展開知財支援窓口	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁2階	03-3581-1101 （内線3823）	―
関西知財戦略支援専門窓口	〒530-0011　大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC9階	06-6486-9122	06-6486-9494
知財総合支援窓口	１０．知財総合支援窓口一覧参照	全国共通ナビダイヤル 0570-082100 お近くの支援窓口につながります	―

※営業秘密・知財戦略相談窓口及び海外展開知財支援窓口は、平成３０年１２月までに移転予定のため、
　最新の情報はINPITのHP（http://www.inpit.go.jp/）でご確認ください。

10. INPIT知財総合支援窓口一覧

平成30年4月1日現在

都道府県	窓口実施機関	郵便番号	設置場所	電話番号	営業時間 ※	電子出願用端末有無
北海道	一般社団法人 北海道発明協会	060-0807	札幌市北区北7条西4－1－2 KDX札幌ビル5階	011-747-8256	9:00～17:00	○
青森県	一般社団法人 青森県発明協会	030-0801	青森市新町2－4－1 青森県共同ビル8階 青森県知的財産支援センター内	017-762-7351	8:30～17:15	○
岩手県	一般社団法人 岩手県発明協会	020-0857	盛岡市北飯岡2－4－25 地方独立行政法人岩手県工業技術センター2階	019-634-0684	9:00～17:15	○
宮城県	一般社団法人 宮城県発明協会	981-3206	仙台市泉区明通2－2 宮城県産業技術総合センター2階	022-779-6990	8:45～17:30	○
秋田県	公益財団法人 あきた企業活性化センター	010-8572	秋田市山王3－1－1 秋田県庁第二庁舎2階	018-860-5614	8:30～17:15	○
山形県	一般社団法人 山形県発明協会	990-2473	山形市松栄2－2－1 山形県高度技術研究開発センター1階	023-647-8130	8:30～17:15	○
福島県	一般社団法人 福島県発明協会	963-0215	郡山市待池台1－12 福島県ハイテクプラザ2階	024-963-0242	8:30～17:15	○
茨城県	公益財団法人 茨城県中小企業振興公社	310-0801	水戸市桜川2－2－35 茨城県産業会館9階	029-224-5339	8:30～17:15	○
栃木県	公益財団法人 栃木県産業振興センター	321-3226	宇都宮市ゆいの杜1－5－40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2617	8:30～17:15	○
群馬県	一般社団法人 群馬県発明協会	379-2147	前橋市亀里町884－1 群馬県産業技術センター内	027-290-3070	8:30～17:15	○
埼玉県	公益財団法人 埼玉県産業振興公社	338-0001	さいたま市中央区上落合2－3－2 新都心ビジネス交流プラザ3階	048-621-7050	9:00～17:00	○
千葉県	一般社団法人 千葉県発明協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6－13－1 千葉県産業支援技術研究所内	043-255-7987	9:00～17:00	○
東京都	一般社団法人 発明推進協会	105－0001	港区虎ノ門2－9－14 発明会館1階	03-6424-5081 03-6273-3332	9:00～17:30	○
神奈川県	一般社団法人 神奈川県発明協会	231-0015	横浜市中区尾上町5－80 神奈川中小企業センタービル4階	045-306-5011	8:30～17:15	○
新潟県	一般社団法人 新潟県発明協会	950-0915	新潟市中央区鐙西1－11－1 新潟県工業技術総合研究所2階	025-211-3722	8:30～17:15	○
山梨県	公益財団法人 やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町2192－8 アイメッセ山梨3階	055-243-1888	8:30～17:15	○
長野県	一般社団法人 長野県発明協会	380-0928	長野市若里1－18－1 長野県工業技術総合センター3階	026-228-5559	8:30～17:15	○
		394-0084	岡谷市長地片間町1－3－1 長野県工業技術総合センター1階	0266-23-4170	8:30～17:15	－
静岡県	一般社団法人 静岡県発明協会	420-0853	静岡市葵区追手町44－1 静岡県産業経済会館1階	054-251-6000	9:00～17:00	○
		410-0801	沼津市大手町1－1－3 沼津商連ビル3階	055-963-1055	9:00～17:00	－
		432-8036	浜松市中区東伊場2－7－1 浜松商工会議所会館8階 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構内	053-489-8111	9:00～17:00	－
富山県	一般社団法人 富山県発明協会	933-0981	高岡市二上町150 富山県産業技術研究開発センター技術開発館1階	0766-25-7259	8:30～17:15	○
		930-0866	富山市高田527 富山県総合情報センター情報ビル2階	076-432-1119	8:30～17:15	－
石川県	一般社団法人 石川県発明協会	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館1階	076-267-5918	8:30～17:15	○
岐阜県	一般社団法人 岐阜県発明協会	509-0109	各務原市テクノプラザ1－1 テクノプラザ5階	058-370-3550	8:30～17:15	○
	公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター	500-8505	岐阜市薮田南5－14－53 OKBふれあい会館10階	058-278-0613	8:30～17:15	－
愛知県	公益財団法人 あいち産業振興機構	450-0002	名古屋市中村区名駅4－4－38 愛知県産業労働センター14階	052-462-1134	8:45～17:30	○
	一般社団法人 愛知県発明協会	460-8422	名古屋市中区栄2－10－19 名古屋商工会議所ビル地下2階	052-223-6765	9:00～17:00	○
三重県	公益財団法人 三重県産業支援センター	510-0851	四日市市塩浜町1－30 公益財団法人三重県産業支援センター北勢支所 高度部材イノベーションセンター内	059-349-5151	8:30～17:15	○
		514-0004	津市栄町1－891 三重県合同ビル5階	059-271-5780	8:30～17:15	○
福井県	一般社団法人 福井県発明協会	910-0102	福井市川合鷲塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター1階	0776-55-2100	9:00～17:00	○
滋賀県	一般社団法人 滋賀県発明協会	520-3004	栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館1階	077-558-4040	8:30～17:15	○
京都府	一般社団法人 京都発明協会	600-8813	京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク内 京都府産業支援センター2階	075-326-0066	9:00～17:00	○

都道府県	窓口実施機関	郵便番号	設置場所	電話番号	営業時間 ※	電子出願用端末有無
大阪府	一般社団法人　大阪発明協会	530-0005	大阪市北区中之島4－3－53　国立大学法人大阪大学中之島センター7階	06-6479-3901	9:00～17:00	○
		577-0011	東大阪市荒本北1－4－1　クリエイション・コア東大阪　北館1階	06-6746-0525	9:30～17:30	－
兵庫県	公益財団法人　新産業創造研究機構	650-0046	神戸市中央区港島中町6－1　神戸商工会議所会館4階	078-306-6808	8:45～17:30	－
	一般社団法人　兵庫県発明協会	654-0037	神戸市須磨区行平町3－1－12　兵庫県立工業技術センター内　技術交流館1階	078-731-5847	8:45～17:30	○
奈良県	一般社団法人　奈良県発明協会	630-8031	奈良市柏木町129－1　奈良県産業振興総合センター内	0742-35-6020	9:00～17:00	○
和歌山県	一般社団法人　和歌山県発明協会	640-8033	和歌山市本町2－1　フォルテワジマ6階	073-499-4105	9:00～17:30	○
鳥取県	公益財団法人　鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南7－5－1　公益財団法人鳥取県産業振興機構　本部内	0857-52-5894	8:30～17:15	○
		689-3522	米子市日下1247　公益財団法人鳥取県産業振興機構 西部支部内	0859-36-8300	8:30～17:15	－
島根県	一般社団法人　島根県発明協会	690-0816	松江市北陵町1　テクノアークしまね1階	0852-60-5145	8:30～17:15	○
岡山県	公益財団法人　岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀5301　テクノサポート岡山3階	086-286-9711	8:30～17:15	○
広島県	一般社団法人　広島県発明協会	730-0052	広島市中区千田町3－13－11　広島発明会館	082-247-2562	8:30～17:15	○
山口県	公益財団法人　やまぐち産業振興財団	753-0077	山口市熊野町1－10　NPYビル10階	083-922-9927	8:30～17:15	○
徳島県	一般社団法人　徳島県発明協会	770-8021	徳島市雑賀町西開11－2　徳島県立工業技術センター2階	088-669-0158	8:30～17:15	○
香川県	公益財団法人　かがわ産業支援財団	761-0301	高松市林町2217－15　香川産業頭脳化センタービル2階	087-867-9577	8:30～17:15	○
愛媛県	一般社団法人　愛媛県発明協会	791-1101	松山市久米窪田町337－1　テクノプラザ愛媛内	089-960-1118	8:30～17:15	○
高知県	一般社団法人　高知県発明協会	781-5101	高知市布師田3992－3　高知県工業技術センター4階	088-854-8876	9:00～17:00	○
福岡県	公益財団法人　福岡県中小企業振興センター	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9－15　福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-0035	8:30～17:15	○
	一般社団法人　福岡県発明協会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9－15　福岡県中小企業振興センタービル11階	092-409-5928	8:30～17:00	
	公益財団法人　北九州産業学術推進機構	804-0003	北九州市戸畑区中原新町2－1　北九州テクノセンター1階	093-873-1432	9:00～17:00	○
佐賀県	公益財団法人　佐賀県地域産業支援センター	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝114　佐賀県地域産業支援センター内	0952-30-8191	8:30～17:15	○
長崎県	一般社団法人　長崎県発明協会	856-0026	大村市池田2－1303－8　長崎県工業技術センター内	0957-46-6230	9:00～17:45	○
熊本県	一般社団法人　熊本県工業連合会	862-0901	熊本市東区東町3－11－38　熊本県産業技術センター内	096-285-8840	8:30～17:15	○
大分県	一般社団法人　大分県発明協会	870-1117	大分市高江西1－4361－10　大分県産業科学技術センター内	097-596-6171	8:30～17:15	○
宮崎県	一般社団法人　宮崎県発明協会	880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂16500－2　宮崎県工業技術センター2階	0985-74-3956	9:00～17:00	○
鹿児島県	公益社団法人　鹿児島県工業倶楽部	892-0821	鹿児島市名山町9－1　鹿児島県産業会館　中2階	099-295-0270	8:30～17:15	○
沖縄県	一般社団法人　沖縄県発明協会	901-0152	那覇市字小禄1831番地1　沖縄産業支援センター内　5階504号	098-987-1750	9:00～17:00	○

※　各窓口ともに土曜、日曜、祝日及び年末年始は休業日になります。（営業日の詳細については各窓口にお問合せください。）

11. 外国出願補助金　平成30年度実施　支援センター

H30.4現在

局	都道府県	都道府県等中小企業支援センター名	住　　所	電話番号
北海道	北海道	(公財)北海道中小企業総合支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目　経済センタービル9階	011－232－2403
東北	青森県	(一社)青森県発明協会	青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル8階　青森県知的財産支援センター内	017－762－7351
	岩手県	(公財)いわて産業振興センター	盛岡市北飯岡二丁目4番26号 岩手県先端科学技術研究センター2階	019－631－3823
	宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構	仙台市青葉区上杉一丁目14番2号	022－225－6638
	秋田県	(公財)あきた企業活性化センター	秋田市山王三丁目1番1号　秋田県庁第二庁舎2階	018－860－5614
	山形県	(公財)山形県企業振興公社	山形市城南町一丁目1番1号　霞城セントラル13階	023－647－0664
	福島県	(公財)福島県産業振興センター　技術支援部(テクノ・コム)	郡山市待池台一丁目12番地(福島県ハイテクプラザ内)	024－959－1929
関東	茨城県	(公財)茨城県中小企業振興公社	水戸市桜川二丁目2番35号　茨城県産業会館9階	029－224－5412
	栃木県	(公財)栃木県産業振興センター	宇都宮市ゆいの杜1－5－40　とちぎ産業創造プラザ内	028－670－2617
	群馬県	(公財)群馬県産業支援機構	前橋市亀里町884－1　群馬産業技術センター内	027－265－5012
	千葉県	(公財)千葉県産業振興センター	船橋市北本町1－17－25　ベンチャープラザ船橋1階	047－426－9200
	千葉市	(公財)千葉市産業振興財団	千葉市中央区中央4丁目5番1号 千葉市ビジネス支援センター内	043－201－9504
	埼玉県	(公財)埼玉県産業振興公社	さいたま市中央区上落合2丁目3番2号 新都心ビジネス交流プラザ3階	048－621－7050
	神奈川県	(公財)神奈川産業振興センター	横浜市中区尾上町5－80　4F	045－633－5203
	新潟県	(公財)にいがた産業創造機構	新潟市中央区万代島5番1号　万代島ビル 9階	025－246－0056
	長野県	(公財)長野県中小企業振興センター	長野市若里一丁目18番1号　長野県工業技術総合センター3階	026－227－5028
	山梨県	(公財)やまなし産業支援機構	山梨県甲府市大津町2192番地8号	055－243－1888
	静岡県	(公財)静岡県産業振興財団	静岡市葵区追手町44-1　静岡県産業経済会館4F	054－273－4434
中部	愛知県	(公財)あいち産業振興機構	名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)14階	052－715－3074
	岐阜県	(公財)岐阜県産業経済振興センター	岐阜市薮田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階	058－277－1079
	三重県	(公財)三重県産業支援センター	津市栄町1－891　三重県合同ビル5階	059－228－3171
	富山県	(公財)富山県新世紀産業機構	富山市高田529番地　富山技術交流ビル1階	076－444－5606
	石川県	(公財)石川県産業創出支援機構	金沢市鞍月2丁目20番地　石川県地場産業振興センター新館1F	076－267－1145
近畿	福井県	(公財)ふくい産業支援センター	福井県福井市川合鷲塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター内	0776－55－1555
	滋賀県	(公財)滋賀県産業支援プラザ	大津市打出浜2番1号　コラボしが21　2階	077－511－1413
	京都府	(公財)京都産業21	京都市下京区中堂寺南町134　京都府産業支援センター内	075－315－9425
	京都市	(公財)京都高度技術研究所	京都市下京区中堂寺南町134番地	075－366－5222
	大阪府	(公財)大阪産業振興機構	東大阪市荒本北1－4－17クリエイション・コア東大阪南館1階	06－6748－1144
	兵庫県	(公財)新産業創造研究機構	神戸市中央区港島中町6丁目1　神戸商工会議所会館4階	078－306－6800
	奈良県	(公財)奈良県地域産業振興センター	奈良市柏木町129－1　奈良県産業振興総合センター3階	0742－36－8312
	和歌山県	(公財)わかやま産業振興財団	和歌山市本町二丁目1番地　フォルテワジマ6階	073－432－5122
中国	鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構	鳥取市若葉台南7丁目5番1号	0857－52－6722
	島根県	(公財)しまね産業振興財団	松江市北陵町1番地　テクノアークしまね内	0852－60－5112
	岡山県	(公財)岡山県産業振興財団	岡山県岡山市北区芳賀5301　テクノサポート岡山	086－286－9711
	広島県	(公財)ひろしま産業振興機構	広島市中区千田町3－7－47　広島県情報プラザ内	082－240－7718
	山口県	(公財)やまぐち産業振興財団	山口市熊野町1－10　NPYビル10階	083－922－9927
四国	徳島県	(公財)とくしま産業振興機構	徳島市雑賀町西開11－2　産業技術共同研究センター内	088－669－4757
	香川県	(公財)かがわ産業支援財団	高松市林町2217－15　香川産業頭脳化センタービル2階	087－869－9004
	愛媛県	(公財)えひめ産業振興財団	松山市久米窪田町337－1	089－960－1264
	高知県	(公財)高知県産業振興センター	高知市布師田3992番地2	088－845－6600
九州	福岡県	(公財)福岡県中小企業振興センター	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階	092－622－0035
	佐賀県	(公財)佐賀県地域産業支援センター	佐賀市鍋島町八戸溝114	0952－30－8191
	長崎県	(一社)長崎県発明協会	長崎県大村市池田2丁目1303－8 長崎県工業技術センター内	0957－52－1144
	熊本県	(公財)くまもと産業支援財団	熊本県上益城郡益城町田原2081－10	096－289－2438
	大分県	(一社)大分県発明協会	大分市高江西1丁目4361-10 大分県産業科学技術センター内	097－596－6171
	宮崎県	(公財)宮崎県産業振興機構	宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2 宮崎テクノリサーチパーク:宮崎県工業技術センター2階	0985－74－3850
	鹿児島県	(公財)かごしま産業支援センター	鹿児島市名山町9番1号　鹿児島県産業会館2階	099－219－1272
沖縄	沖縄県	(一社)沖縄県発明協会	沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター　5階504	098－859－2810

１２.日本弁理士会本部・支部一覧

平成２９年１２月３１日現在

本部・支部	管　轄　地　域	所　　在　　地	電話・ＦＡＸ	無料相談 ※要予約
本部		〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2	TEL 03-3581-1211 FAX 03-3581-9188	
北海道支部	北海道	〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西 4-1-2 ＫＤＸ札幌ビル 3 階	TEL 011-736-9331 FAX 011-736-9332	毎週火,金曜日 14:00-16:00
東北支部	青森県　岩手県 宮城県　秋田県 山形県　福島県	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台本町ビル 5 階	TEL 022-215-5477 FAX 022-215-5478	毎週火曜日 13:00-16:00
関東支部	茨城県　栃木県 群馬県　埼玉県 千葉県　東京都 神奈川県　山梨県	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2	TEL 03-3519-2751 FAX 03-3581-7420 常設知的財産相談室 TEL 03-3519-2707	月～金曜日 10:00-12:00 14:00-16:00 【Ｗｅｂ予約】 https://jpaa-soudan.jp/reservation
東海支部	長野県　岐阜県 静岡県　愛知県 三重県	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル 8 階	TEL 052-211-3110 FAX 052-220-4005	月～金曜日 13:00-16:00
北陸支部	新潟県　富山県 石川県　福井県	〒920-8203 石川県金沢市鞍月 2-2 石川県繊維会館 2 階	TEL 076-266-0617 FAX 076-266-0618	詳細は HP を参照ください。 http://www.jpaa-hokuriku.jp/
近畿支部	滋賀県　京都府 大阪府　兵庫県 奈良県　和歌山県	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 3-3-20 明治安田生命大阪梅田ビル 25 階	TEL 06-6453-8200 FAX 06-6453-8210	月～金曜日 10:00-12:00 14:00-16:00
中国支部	島根県　鳥取県 岡山県　広島県 山口県	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 15-6 広島ちゅうぎんビル 4 階	TEL 082-224-3944 FAX 082-224-3945	毎週水曜日 13:00-15:00
四国支部	徳島県　香川県 愛媛県　高知県	〒760-0019 香川県高松市サンポート 2－1 高松シンボルタワー・ サンポートビジネススクエア 2 階	TEL 087-822-9310 FAX 087-822-9311	詳細は HP を参照ください。 http://jpaa-shikoku.jp/
九州支部	福岡県　佐賀県 長崎県　熊本県 大分県　宮崎県 鹿児島県　沖縄県	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 8 階	TEL 092-415-1139 FAX 092-415-1169	毎週木曜日 10:00-12:00 13:00-15:00

※無料相談は、予約のある来訪の方を優先します。メールでの相談は、受付けておりません。

１３．独立行政法人中小企業基盤整備機構　地域本部一覧

平成３０年４月１日現在

事務所名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ
北海道本部	〒 060-0002　札幌市中央区北2条西1-1-7　ORE札幌ビル6階	011-210-7471	011-210-7481
東北本部	〒 980-0811　仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6階	022-716-1751	022-716-1752
関東本部	〒 105-8453　港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階	03-5470-1637	03-5470-1045
中部本部	〒 460-0003　名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階	052-220-0516	052-220-0517
北陸本部	〒 920-0031　金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	076-223-5546	076-223-5762
近畿本部	〒 541-0052　大阪市中央区安土町2-3-13　大阪国際ビルディング27階	06-6264-8613	06-6264-8614
中国本部	〒 730-0013　広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3階	082-502-6555	082-502-6558
四国本部	〒 760-0019　高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー　タワー棟7階	087-811-1752	087-811-1753
九州本部	〒 812-0038　福岡市博多区祇園町4-2 サムティ博多祇園BLDG.	092-263-0300	092-263-0310
沖縄事務所	〒 901-0152　那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター313-1	098-859-7566	098-859-5770

１４．よろず支援拠点一覧

平成３０年４月１日現在

都道府県	よろず支援拠点受け入れ機関	電話番号	住所
北海道	（公財）北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	北海道札幌市中央区北1条西2丁目　北海道経済センタービル9階
青森県	（公財）２１あおもり産業総合支援センター	017-721-3787	青森県青森市新町2-4-1　青森県共同ビル7階
岩手県	（公財）いわて産業振興センター	019-631-3826	岩手県盛岡市北飯岡2-4-26　岩手県先端科学技術研究センター2階
宮城県	宮城県商工会連合会	022-393-8044	宮城県仙台市青葉区上杉1-14-2　宮城県商工振興センター2階
秋田県	（公財）あきた企業活性化センター	018-860-5605	秋田県秋田市山王三丁目1-1
山形県	（公財）山形県企業振興公社	023-647-0708	山形県山形市松栄一丁目３番８号　山形県産業創造支援センター２階
福島県	（公財）福島県産業振興センター	024-954-4161	福島県郡山市清水台1-3-8　郡山商工会議所会館4階403号室
茨城県	（公財）茨城県中小企業振興公社	029-224-5339	茨城県水戸市桜川2-2-35　茨城県産業会館9階
栃木県	（公財）栃木県産業振興センター	028-670-2618	栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40
群馬県	（公財）群馬県産業支援機構	027-265-5016	群馬県前橋市亀里町884-1　群馬産業技術センター１階
埼玉県	（公財）埼玉県産業振興公社	0120-973-248	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5　ソニックシティビル10階
千葉県	（公財）千葉県産業振興センター	043-299-2921	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1　WBGマリブイースト23階
東京都	（一社）東京都信用金庫協会	03-6205-4728	東京都港区新橋1-18-6　共栄火災ビル1階
神奈川県	（公財）神奈川産業振興センター	045-633-5071	神奈川県横浜市中区尾上町5-80
新潟県	（公財）にいがた産業創造機構	025-246-0058	新潟県新潟市中央区万代島5番1号　万代島ビル10階
山梨県	（公財）やまなし産業支援機構	055-243-0650	山梨県甲府市大津町2192-8
長野県	（公財）長野県中小企業振興センター	026-227-5875	長野県長野市若里1-18-1　長野県工業技術総合センター３階
静岡県	静岡商工会議所	054-253-5117	静岡県静岡市葵区黒金町20-8　静岡商工会議所内
愛知県	（公財）あいち産業振興機構	052-715-3188	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)14階
岐阜県	（公財）岐阜県産業経済振興センター	058-277-1088	岐阜県岐阜市薮田南5-14-53 OKBふれあい会館10階(県民ふれあい会館)
三重県	（公財）三重県産業支援センター	059-228-3326	三重県津市栄町1丁目891番地　三重県合同ビル5階
富山県	（公財）富山県新世紀産業機構	076-444-5605	富山県富山市高田527　情報ビル1階
石川県	（公財）石川県産業創出支援機構	076-267-6711	石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1階
福井県	（公財）ふくい産業支援センター	0776-67-7402	福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 ソフトパークふくい　福井県産業情報センタービル3階
滋賀県	（公財）滋賀県産業支援プラザ	077-511-1425	滋賀県大津市打出浜2-1　コラボしが21 2階
京都府	（公財）京都産業２１	075-315-8660	京都府京都市下京区中堂寺南町134　京都府産業支援センター内
大阪府	（公財）大阪産業振興機構	06-6947-4375	大阪府大阪市中央区本町橋2-5　マイドームおおさか7階
兵庫県	（公財）ひょうご産業活性化センター	078-977-9085	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-8-4　神戸市産業振興センター1階
奈良県	（公財）奈良県地域産業振興センター	0742-81-3840	奈良県奈良市柏木町129-1　奈良県産業振興総合センター3階
和歌山県	（公財）わかやま産業振興財団	073-433-3100	和歌山県和歌山市本町二丁目1番地　フォルテワジマ6階
鳥取県	鳥取県商工会連合会	0857-30-5780	鳥取県鳥取市湖山町東4丁目100番地
島根県	（公財）しまね産業振興財団	0852-60-5103	島根県松江市北陵町1番地　テクノアークしまね内
岡山県	（公財）岡山県産業振興財団	086-286-9667	岡山県岡山市北区芳賀5301　テクノサポート岡山１階
広島県	（公財）ひろしま産業振興機構	082-240-7706	広島県広島市中区千田町3-7-47　広島県情報プラザ
山口県	（公財）やまぐち産業振興財団	083-922-3700	山口県山口市熊野町1-10　NPYビル10階
徳島県	（公財）とくしま産業振興機構	088-654-0103	徳島県徳島市南末広町5番地8-8　徳島経済産業会館2階
香川県	（公財）かがわ産業支援財団	087-868-6090	香川県高松市林町2217-15　香川産業頭脳化センタービル2階
愛媛県	（公財）えひめ産業振興財団	089-960-1131	愛媛県松山市久米窪田町337-1　テクノプラザ愛媛本館内
高知県	（公財）高知県産業振興センター	088-846-0175	高知県高知市布師田3992-2　高知県中小企業会館５F
福岡県	（公財）福岡県中小企業振興センター	092-622-7809	福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号　福岡県中小企業振興センタービル６F
佐賀県	（公財）佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4433	佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114 （公財）佐賀県地域産業支援センター内
長崎県	長崎県商工会連合会	095-828-1462	長崎県長崎市桜町4-1　長崎商工会館9階
熊本県	（公財）くまもと産業支援財団	096-286-3355	熊本県上益城郡益城町田原2081番地10
大分県	（公財）大分県産業創造機構	097-537-2837	大分県大分市東春日町17-20　ソフトパークセンタービル
宮崎県	（公財）宮崎県産業振興機構	0985-74-0786	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2
鹿児島県	（公財）かごしま産業支援センター	099-219-3740	鹿児島県鹿児島市名山町9番1号　鹿児島県産業会館1F
沖縄県	沖縄県商工会連合会	098-859-6150	沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター6階

全国	よろず支援拠点全国本部　（独立行政法人中小企業基盤整備機構）	03-5470-1581	東京都港区虎ノ門3-5-1　虎ノ門37森ビル

※最新の情報はよろず支援拠点全国本部のホームページをご覧下さい。

１５．承認 ・認定ＴＬＯ(技術移転機関)一覧

平成29年9月1日現在

	承認ＴＬＯ名	関連大学等	承認日	設立形態
1	(株)東京大学ＴＬＯ	東京大学等	平成10年12月4日	株式会社
2	関西ティー・エル・オー(株)	京都大学、立命館大学等	平成10年12月4日	株式会社
3	(株)東北テクノアーチ	東北大学等	平成10年12月4日	株式会社
4	日本大学 産官学連携知財センター	日本大学	平成10年12月4日	学内組織
5	早稲田大学 研究推進部 産学官研究推進センター	早稲田大学	平成11年4月16日	学内組織
6	慶應義塾大学 研究連携推進本部	慶應義塾大学	平成11年8月26日	学内組織
7	(有)山口ティー・エル・オー	山口大学	平成11年12月9日	有限会社
8	(公財)新産業創造研究機構	神戸大学、大阪大学等	平成12年4月19日	財団法人
9	(公財)名古屋産業科学研究所	名古屋大学等	平成12年4月19日	財団法人
10	(株)産学連携機構九州	九州大学	平成12年4月19日	株式会社
11	東京電機大学 産官学交流センター	東京電機大学	平成12年6月14日	学内組織
12	タマティーエルオー(株)	工学院大学、東洋大学、首都大学東京等	平成12年12月4日	株式会社
13	明治大学 研究活用知財本部 知的資産センター	明治大学	平成13年4月25日	学内組織
14	よこはまティーエルオー(株)	横浜国立大学、横浜市立大学等	平成13年4月25日	株式会社
15	(株)テクノネットワーク四国	徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学等	平成13年4月25日	株式会社
16	(一財)生産技術研究奨励会	東京大学生産技術研究所	平成13年8月30日	財団法人
17	(株)新潟ＴＬＯ	新潟大学等	平成13年12月25日	株式会社
18	(公財)北九州産業学術推進機構	九州工業大学、北九州市立大学等	平成14年4月1日	財団法人
19	(株)三重ティーエルオー	三重大学等	平成14年4月16日	株式会社
20	(有)金沢大学ティ・エル・オー	金沢大学	平成14年12月26日	有限会社
21	(株)キャンパスクリエイト	電気通信大学等	平成15年2月19日	株式会社
22	(株)鹿児島ＴＬＯ	鹿児島大学等	平成15年2月19日	株式会社

	承認ＴＬＯ名	関連大学等	承認日	設立形態
23	(株)信州ＴＬＯ	信州大学等	平成15年4月18日	株式会社
24	佐賀大学 産学・地域連携機構 知財戦略・技術移転部門（佐賀大学ＴＬＯ）	佐賀大学	平成17年7月7日	学内組織
25	千葉大学 学術研究推進機構 産業連携研究推進ステーション	千葉大学	平成18年7月7日	学内組織
26	東京工業大学 産学連携推進本部	東京工業大学	平成19年4月2日	学内組織
27	富山大学 地域連携推進機構 産学連携部門	富山大学	平成19年6月12日	学内組織
28	群馬大学 研究・知的財産戦略本部	群馬大学	平成19年12月18日	学内組織
29	奈良先端科学技術大学院大学 産官学連携推進本部 ＴＬＯ部	奈良先端科学技術大学院大学	平成19年12月18日	学内組織
30	東海大学 研究推進部 産官学連携センター	東海大学	平成20年3月21日	学内組織
31	東京医科歯科大学 研究・産学連携推進機構 産学連携推進本部 技術移転部門	東京医科歯科大学	平成20年3月31日	学内組織
32	山梨大学 社会連携・研究支援機構	山梨大学	平成20年4月1日	学内組織
33	北海道大学 産学連携本部 ＴＬＯ部門	北海道大学等	平成21年5月1日	学内組織
34	静岡技術移転(同)	静岡大学等	平成22年5月28日	合同会社
35	ｉＰＳアカデミアジャパン（株）	京都大学等	平成28年1月22日	株式会社

	認定ＴＬＯ名	関連試験研究機関	認定日	設立形態
1	(公財)ヒューマンサイエンス振興財団	厚生労働省所管の試験研究機関	平成15年5月1日	財団法人

※ 承認ＴＬＯ：「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(ＴＬＯ法)」に基づき、大学等の研究成果を民間事業者に移転する事業を行う者として、文部科学大臣及び経済産業大臣により実施計画の承認を受けた技術移転機関

※ 認定ＴＬＯ：ＴＬＯ法に基づき、国立試験研究機関又は試験研究独立行政法人の研究成果を民間事業者に移転する事業を行う者として、国立試験研究機関又は試験研究独立行政法人を所管する大臣の認定を受けた技術移転機関

１６．農林水産分野に関する知的財産相談窓口一覧

農政局等の名称	担当課室	連　絡　先
北海道農政事務所	生産経営産業部 事業支援課	〒064 - 8518 札幌市中央区南22条西６丁目２－２２　エムズ南22条ビル TEL：011-330-8810
東北農政局	経営・事業支援部 地域食品課	〒980-0014 仙台市青葉区本町３－３－１　仙台合同庁舎Ａ棟 TEL：022-221-6403
関東農政局	経営・事業支援部 地域食品課	〒330-9722 さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 TEL：048-740-0152
北陸農政局	経営・事業支援部 地域食品課	〒920-8566 金沢市広坂２－２－６０　金沢広坂合同庁舎 TEL：076-232-4890
東海農政局	経営・事業支援部 地域食品課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸１－２－２ TEL：052-223-4602
近畿農政局	経営・事業支援部 地域食品課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 TEL：075-414-9025
中国四国農政局	経営・事業支援部 地域食品課	〒700-8532 岡山市北区下石井１－４－１　岡山第二合同庁舎 TEL：086-230-4258
九州農政局	経営・事業支援部 地域食品課	〒860-8527 熊本市西区春日２－１０－１　熊本地方合同庁舎 TEL：096-300-6358
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部 食料産業課	〒900-0006 那覇市おもろまち２－１－１ 那覇第２地方合同庁舎２号館 TEL：098-866-1673
農林水産省本省	食料産業局 知的財産課	〒100-8950 東京都千代田区霞が関１－２－１ TEL：03-6738-6442

17. 営業秘密侵害事犯　窓口連絡先一覧

自社の情報漏えいに対して、刑事的措置を検討するときには、以下に掲載の各都道府県警察本部の不正競争防止法違反（営業秘密侵害事犯）を担当する課（生活経済課、生活環境課など）に御相談ください。

NO	警察名	代表電話
1	北海道警察本部生活経済課	011-251-0110
2	北海道警察函館方面本部生活安全課	0138-31-0110
3	北海道警察旭川方面本部生活安全課	0166-35-0110
4	北海道警察釧路方面本部生活安全課	0154-25-0110
5	北海道警察北見方面本部生活安全課	0157-24-0110
6	青森県警察本部保安課	017-723-4211
7	岩手県警察本部生活環境課	019-653-0110
8	宮城県警察本部生活環境課	022-221-7171
9	秋田県警察本部生活環境課	018-863-1111
10	山形県警察本部生活環境課	023-626-0110
11	福島県警察本部生活環境課	024-522-2151
12	警視庁生活経済課	03-3581-4321
13	茨城県警察本部生活環境課	029-301-0110
14	栃木県警察本部生活環境課	028-621-0110
15	群馬県警察本部生活環境課	027-243-0110
16	埼玉県警察本部生活経済課	048-832-0110
17	千葉県警察本部生活経済課	043-201-0110
18	神奈川県警察本部生活経済課	045-211-1212
19	新潟県警察本部生活保安課	025-285-0110
20	山梨県警察本部生活安全捜査課	055-221-0110
21	長野県警察本部生活環境課	026-233-0110
22	静岡県警察本部生活保安課	054-271-0110
23	富山県警察本部生活環境課	076-441-2211
24	石川県警察本部生活環境課	076-225-0110
25	福井県警察本部生活環境課	0776-22-2880
26	岐阜県警察本部生活環境課	058-271-2424
27	愛知県警察本部生活経済課	052-951-1611
28	三重県警察本部生活環境課	059-222-0110
29	滋賀県警察本部生活環境課	077-522-1231
30	京都府警察本部生活保安課	075-451-9111
31	大阪府警察本部生活経済課	06-6943-1234
32	兵庫県警察本部生活経済課	078-341-7441
33	奈良県警察本部生活環境課	0742-23-0110
34	和歌山県警察本部生活環境課	073-423-0110
35	鳥取県警察本部生活環境課	0857-23-0110
36	島根県警察本部生活環境課	0852-26-0110
37	岡山県警察本部生活環境課	086-234-0110
38	広島県警察本部生活環境課	082-228-0110
39	山口県警察本部生活環境課	083-933-0110
40	徳島県警察本部生活環境課	088-622-3101
41	香川県警察本部生活環境課	087-833-0110
42	愛媛県警察本部生活環境課	089-934-0110
43	高知県警察本部生活環境課	088-826-0110
44	福岡県警察本部生活経済課	092-641-4141
45	佐賀県警察本部生活安全企画課	0952-24-1111
46	長崎県警察本部生活環境課	095-820-0110
47	熊本県警察本部生活環境課	096-381-0110
48	大分県警察本部生活環境課	097-536-2131
49	宮崎県警察本部生活環境課	0985-31-0110
50	鹿児島県警察本部生活環境課	099-206-0110
51	沖縄県警察本部生活保安課	098-862-0110

１８．お問い合わせ先一覧

お問い合わせにあたり、次の事項をお読みください

◇　お問い合わせの際は、あらかじめ特許庁ホームページ（http://www.jpo.go.jp/indexj.htm）内の「はじめての方へ」、「出願窓口」コーナーや「特許」、「実用新案」、「意匠」、「商標」コーナーなどをご覧いただきますと、より理解が深まります。

◇　複雑なご相談、ご質問については、できるだけ「郵便」、「FAX」、「お問い合わせフォーム」をご利用くださるようお願いいたします。
その際は必ず、「住所」、「氏名」、「電話番号」、「FAX番号」などの事項をご記入ください。記載頂いた個人情報は、法令の定めにより、お問い合わせに関して使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。

◇　電話でのお問い合わせの場合
最初に、電話に出た者が担当する職員かご確認ください。担当者であれば名乗りますので、できるだけその名前をメモして下さい。
次に、あなた様のお名前、電話番号などをお伺いいたしますので、ご協力をお願いいたします。
なお、専門的事項のお問い合わせに対しましては、担当者が不在などのため、即答できないことがあります。

◇　次のような場合は、回答できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

・「こんな発明をしたが、これは特許になるか」、「この場合、出願明細書はどのように書けば良いのか」など、発明等に関する個別具体的な判断や明細書の記述内容に関する場合
・「こんな商標は登録できるか」などの個別具体的な判断に関する場合
・お名前、ご連絡先などをお答えいただけない場合

◆特許庁所在地　〒100−8915　東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
（郵便の場合、「特許庁担当部署名」を宛先としてください）

◆開　庁　日　月～金曜日（平日）

◆問い合わせ受付時間　9時から17時30分まで

◆電話＜代表＞　03−3581−1101（音声ガイダンスに従って内線番号を操作してください）

（平成30年4月現在）

相談内容	担当部署	連絡番号
（Ⅰ）一般的相談について		
1. 一般的相談		
特許庁舎内における相談窓口 ※特許等に関する一般的な相談にお答えします。また、開設している知財相談・支援ポータルサイトでは、出願書類等の様式集も提供しております。 知財相談・支援ポータルサイト（http://faq.inpit.go.jp）もご利用ください。	独立行政法人　工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター　相談部 （平日 8時30分～19時）	内線2121～2123番 Fax　03-3502-8916
地域における相談窓口 ※中小企業等が企業経営等の中で抱える知財に関する悩みや課題を一元的に受け付け、ワンストップで解決支援する「知財総合支援窓口」を全国に開設しております（全窓口の連絡先は「10. INPIT知財総合支援窓口一覧」参照）。	独立行政法人　工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター　地域支援部	「10. INPIT知財総合支援窓口一覧」参照
営業秘密管理に関すること	独立行政法人　工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター　知財戦略部 営業秘密管理担当	内線3844番 Fax　03-3502-8916 trade-secret@inpit.go.jp
（Ⅱ）出願等手続について		
2. 出願の事前手続に関すること		
識別番号の付与の請求、住所・氏名・印鑑等の変更の届出、包括委任状の提出及び識別ラベルの交付請求に関すること	出願課 申請人等登録担当	内線2764番 Fax　03-3501-6010 pa1670@jpo.go.jp
予納の届出、口座振替の申出・依頼及び現金による納付書の交付請求に関すること	出願課 申請人等登録担当	内線2766番 Fax　03-3501-6010 pa1670@jpo.go.jp
3. 出願（申請）番号に関すること		
特許（PCTを除く）、実用新案（PCTを除く）、H12.1.1以後の意匠及び商標について、書面の提出により行われた手続に関する出願（申請）番号通知及び受領書に関すること	出願課 電子記録基準管理班	内線2762番 Fax　03-3580-6901 pa1650@jpo.go.jp
4. 出願手続に関すること		
特許の出願手続の方式審査に関すること	審査業務課　方式審査室 第3担当	内線2616番 Fax　03-3501-6042 pa1120@jpo.go.jp
実用新案の出願手続の方式審査に関すること	審査業務課　方式審査室 実用新案方式担当	内線2617番 Fax　03-3501-6042 pa1120@jpo.go.jp
意匠の出願手続の方式審査に関すること	審査業務課　方式審査室 意匠方式担当	内線2654番 Fax　03-3501-6042 pa1251@jpo.go.jp
商標の出願手続の方式審査に関すること	審査業務課　方式審査室 商標方式担当	内線2657番 Fax　03-3501-6042 pa1200@jpo.go.jp
方式審査の基準に関すること	審査業務課 基準班	内線2115番 Fax　03-3580-8016 pa0c00@jpo.go.jp
5. 国際出願（PCT）の手続、出願番号等に関すること（特許・実用新案）		
国際出願の手続の方式審査に関すること （日本国特許庁を受理官庁とする国際出願手続等）	出願課　国際出願室 受理官庁担当	内線2643番 Fax　03-3501-0659 pa1a31@jpo.go.jp
国際出願の日本への国内移行及び移行後の手続の方式審査に関すること （日本国特許庁を指定官庁とする国際出願の国内移行手続等）	審査業務課　方式審査室 指定官庁担当	内線2644番 Fax　03-3501-6042 pa1270@jpo.go.jp

相談内容	担当部署	連絡番号
6. 意匠の国際出願(ハーグ協定のジュネーブ改正協定)手続に関すること		
意匠の国際登録出願手続に関すること (日本国特許庁を経由して行う国際登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 ハーグ担当	内線2683番 Fax 03-3580-8033 pa1bd0@jpo.go.jp
意匠の国際意匠登録出願の方式審査に関すること (日本国特許庁を指定官庁とする意匠登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 ハーグ担当	内線2683番 Fax 03-3580-8033 pa1bd0@jpo.go.jp
7. 商標の国際出願(マドリッド協定議定書)手続に関すること		
商標の国際登録出願手続に関すること (日本国特許庁を本国官庁とする国際登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 本国官庁担当	内線2671番 Fax 03-3580-8033 pa1b00@jpo.go.jp
商標の国際商標登録出願手続の方式審査に関すること (日本国特許庁を指定国官庁とする商標登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 指定国官庁担当	内線2672番 Fax 03-3580-8033 pa1b00@jpo.go.jp
8. 電子出願に関すること		
インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害等に関すること	電子出願ソフトサポートセンター (平日 9時～20時)	直通(東京)03-5744-8534 (大阪)06-6946-5070 Fax 03-3582-0510
電子出願の制度に関すること	出願課 特許行政サービス室 電子出願調整班	内線2508番 Fax 03-3501-6010 pa1822@jpo.go.jp
電子出願の電子証明書登録等の手続に関すること	出願課 申請人等登録担当	内線2510番 Fax 03-3501-6010 pa1670@jpo.go.jp
PCT国際出願に係る電子出願手続に関すること	出願課 国際出願室 受理官庁担当	内線2643番 Fax 03-3501-0659 pa1a31@jpo.go.jp
電子出願データの着信状況の確認	特許庁ホットライン (24時間 365日)	直通 03-3580-5002
9. 出願書類等の証明・閲覧に関すること		
証明に関すること	出願課 特許行政サービス室 証明担当	内線2754番 Fax 03-3501-6010 pa1620@jpo.go.jp
閲覧に関すること	出願課 特許行政サービス室 閲覧担当	内線2756番 Fax 03-3501-6010 pa1620@jpo.go.jp
(Ⅲ)審査について		
10. 事業戦略対応まとめ審査に関すること	調整課 企画調査班	内線3107番 Fax 03-3580-8122 pa2160@jpo.go.jp
11. 特許の審査に関すること		
特許の審査基準に関すること	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3597-7755 pa2a10@jpo.go.jp
特許の審査品質に関すること	調整課 品質管理室	内線3121番 Fax 03-3595-4553 pa2a30@jpo.go.jp
特許の優先審査に関すること	調整課 企画調査班	内線3107番 Fax 03-3580-8122 pa2160@jpo.go.jp
特許の早期審査・スーパー早期審査に関すること	調整課 審査業務管理班	内線3106番 Fax 03-3580-8122 pa2210@jpo.go.jp
特許審査ハイウェイに関すること	調整課 審査業務管理班	内線3106番 Fax 03-3580-8122 pa2210@jpo.go.jp
特許の新規性喪失の例外に関すること	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3597-7755 pa2a10@jpo.go.jp
職務発明に関すること	企画調査課 企画班	内線2154番 Fax 03-3580-5741 pa0920@jpo.go.jp
地方面接・TV面接に関すること	調整課 地域イノベーション促進室 面接審査管理専門官	内線3114番 Fax 03-3580-8122 pa2103@jpo.go.jp
特許の審査状況伺いの手続に関すること	調整課 審査業務管理班	内線3106番 Fax 03-3580-8122 pa2210@jpo.go.jp
先行技術文献調査の外注に関すること	調整課 審査推進室 審査推進企画班	内線2453番 Fax 03-3585-2113 pa2220@jpo.go.jp
12. 実用新案の審査に関すること		
基礎的要件に関すること	調整課 審査推進室 実用新案業務班	内線2469番 Fax 03-3585-2113 pa0780@jpo.go.jp
技術評価書作成の作成基準に関すること	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3597-7755 pa2a10@jpo.go.jp
実用新案の新規性喪失の例外に関すること	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3597-7755 pa2a10@jpo.go.jp

相談内容	担当部署	連絡番号
13. 意匠の審査に関すること		
意匠の審査基準に関すること	意匠課　意匠審査基準室	内線2910番 Fax　03-5570-1588 pa1d00@jpo.go.jp
意匠の早期審査に関すること	意匠課 企画調査班	内線2907番 Fax　03-5570-1588 pa1530@jpo.go.jp
意匠の新規性喪失の例外に関すること	意匠課　意匠審査基準室	内線2910番 Fax　03-5570-1588 pa1d00@jpo.go.jp
意匠の審査状況伺い書の手続きに関すること	意匠課 審査支援管理班	内線2905番 Fax　03-5570-1588 pa1520@jpo.go.jp
14. 商標の審査に関すること		
商標の審査基準・審査実務に関すること （登録の可否、方式審査事項及び指定商品・役務の表示・区分に関するものを除く）	商標課　商標審査基準室	内線2807番 Fax　03-3580-5907 pa1t00@jpo.go.jp
商標の早期審査に関すること	商標課 企画調査班	内線2805番 Fax　03-3580-5907 pa1400@jpo.go.jp
商標の審査状況伺いの手続に関すること	商標課 審査支援管理班	内線2804番 Fax　03-3580-5907 pa1t70@jpo.go.jp
地域団体商標制度に関すること	商標課　地域ブランド推進室	内線2828番 Fax　03-3580-5907 pa1481@jpo.go.jp
15. 分類関係に関すること		
特許分類に関すること	調整課 特許分類企画班	内線2463番 Fax　03-3580-8122 pa0l10@jpo.go.jp
意匠分類に関すること	意匠課 分類担当	内線2903番 Fax　03-5570-1588 pa1501@jpo.go.jp
指定商品・役務の区分に関すること	商標課 商標国際分類室	内線2836番 Fax　03-3580-5907 pa1t90@jpo.go.jp
16. 遺伝子配列コードデータ（テキストデータ）の記録媒体による提出に関すること	調整課　審査推進室 特許分類業務班	内線2456番 Fax　03-3585-2109 pa0762@jpo.go.jp
（Ⅳ）審判の審理について		
17. 審判請求の手続きに関すること		
特許の拒絶査定不服審判の手続に関すること 特許異議の申立ての手続に関すること	審判課 調査班	内線3622番 Fax　03-3580-5388 pa6120@jpo.go.jp
意匠の拒絶査定不服審判の手続に関すること	審判課 第8担当	内線3693番 Fax　03-3580-5114 pa6120@jpo.go.jp
商標の拒絶査定不服審判の手続に関すること 商標登録異議の申立ての手続に関すること	審判課 第9担当	内線3682番 Fax　03-3580-5114 pa6120@jpo.go.jp
特許・実用新案の無効審判の手続に関すること 特許・実用新案の訂正審判の手続に関すること 特許・実用新案の判定の手続に関すること	審判課　特許侵害業務室 侵害第1担当	内線5801番 Fax　03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
意匠の無効審判の手続に関すること 意匠の判定の手続に関すること	審判課　特許侵害業務室 侵害第3担当	内線3693番 Fax　03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
商標の無効審判の手続に関すること 商標の取消審判の手続に関すること 商標の判定の手続に関すること	審判課　特許侵害業務室 侵害第4担当	内線5804番 Fax　03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
18. 審判請求の審理に関すること		
審判に係る審理に関すること 特許異議の申立てに係る審理に関すること 商標登録異議の申立てに係る審理に関すること 判定に係る審理に関すること	審判部　審判企画室	内線5852番 Fax　03-3584-1987 pa6b00@jpo.go.jp
特許・実用新案の審判事件等の口頭審理の手続及び巡回審判に関すること	審判課　特許侵害業務室 侵害第1担当	内線5801番 Fax　03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
意匠の審判事件等の口頭審理の手続及び巡回審判に関すること	審判課　特許侵害業務室 侵害第3担当	内線3693番 Fax　03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
商標の審判事件等の口頭審理の手続及び巡回審判に関すること	審判課　特許侵害業務室 侵害第4担当	内線5804番 Fax　03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
審判の審理状況伺いの手続に関すること	審判課 調査班	内線3622番 Fax　03-3580-5388 pa6120@jpo.go.jp

相談内容	担当部署	連絡番号
（Ⅴ）権利の登録等について		
19. 登録の設定、年金に関すること		
特許の設定・年金に関すること	審査業務課　登録室 特許担当	内線2707番 Fax　03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
実用新案の設定・年金に関すること	審査業務課　登録室 実用新案担当	内線2709番 Fax　03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
意匠の設定・年金に関すること	審査業務課　登録室 意匠担当	内線2710番 Fax　03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
商標の設定・更新に関すること	審査業務課　登録室 商標担当	内線2713番 Fax　03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
国際意匠・商標登録の設定・更新登録に関すること	審査業務課　登録室 国際意匠・商標担当	内線2706番 Fax　03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
包括納付に関すること	審査業務課　登録室 管理班	内線2703番 Fax　03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
特許料等の自動納付に関すること	審査業務課　登録室 管理班	内線2703番 Fax　03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
20. 権利の移転の申請等に関すること		
特許・実用新案の権利移転の申請に関すること	審査業務課　登録室 特実移転担当	内線2715番 Fax　03-3501-6064 pa1360@jpo.go.jp
意匠・商標の権利移転の申請に関すること	審査業務課　登録室 意商移転担当	内線2717番 Fax　03-3501-6064 pa1360@jpo.go.jp
国際意匠・商標登録の国内申請（使用権・質権等）に関すること	審査業務課　登録室 国際意匠・商標担当	内線2706番 Fax　03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
仮専用実施権の申請に関すること	審査業務課　登録室 特実移転（仮実施権）担当	内線2720番 Fax　03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
（Ⅵ）特許情報等について		
21. 公報に関すること		
公報全般（公報の仕様も含む）に関すること（ただし、以下の「公報に関すること」の各項目に該当するものを除く）	普及支援課 公報企画班	内線2305番 Fax　03-3508-0877 pa0620@jpo.go.jp
具体的な案件の公報の発行予定日に関すること ※特許公報、登録実用新案公報、意匠公報、商標公報については、登録番号が通知された後にお問い合わせください。		
公開特許公報、登録実用新案公報	普及支援課 品質管理第一担当（公開）	内線2308番 Fax　03-3508-0877 pa0570@jpo.go.jp
特許公報、実用新案登録公報	普及支援課 品質管理第一担当（特許）	内線2306番 Fax　03-3508-0877 pa0570@jpo.go.jp
意匠公報、審決公報	普及支援課 品質管理第二担当（意匠・審決）	内線2310番 Fax　03-3508-0877 pa0571@jpo.go.jp
商標公報、公開・国際商標公報	普及支援課 品質管理第二担当（商標）	内線2311番 Fax　03-3508-0877 pa0571@jpo.go.jp
ホームページ掲載の公報発行予定表の内容に関すること 権利譲渡又は実施許諾の用意に関する公報掲載の申込書の様式に関すること	普及支援課 公報管理班	内線2326番 Fax　03-3508-0877 pa05b1@jpo.go.jp
公報の閲覧・購入		
公報の閲覧に関すること	独立行政法人　工業所有権情報・研修館 知財情報部　閲覧担当	内線3811番 Fax　03-3502-7989 ip-jh03@inpit.go.jp
公報・公報情報の購入に関すること	一般社団法人発明推進協会 市場開発グループ 情報サービスチーム（販売許可事業者） （http://www.jiii.or.jp/koho/contact.html#form）	直通 03-3502-5491 Fax　03-5512-7567
22. 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に関すること		
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の操作方法に関する相談	J-PlatPatヘルプデスク （平日 9時～21時）	直通　03-6666-8801 Fax　03-6666-8802 helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の運営・講習会に関すること	独立行政法人　工業所有権情報・研修館 知財情報部　情報提供担当	内線2413番 Fax　03-3502-7989 ip-jh05@inpit.go.jp
23. その他の特許情報等に関すること		
PAJ（公開特許公報英文抄録）に関すること	独立行政法人　工業所有権情報・研修館 知財情報部　特許情報協力担当	内線2409番 Fax　03-3502-7989 ip-jh06@inpit.go.jp
特許情報提供事業者の特許庁ホームページ掲載に関すること	総務課　情報技術統括室 特許情報企画調査班	内線2361番 Fax　03-3592-8838 pa0630@jpo.go.jp

相談内容	担当部署	連絡番号
(Ⅶ)その他		
24. 情報公開及び個人情報保護に関すること	秘書課 情報公開推進室	内線2767番
25. 法律・政令等の制度の改正に関すること	総務課 制度審議室	内線2118番 Fax 03-3501-0624 pa0a00@jpo.go.jp
26. 広報に関すること(特許庁の見学・取材の申込み含む)	総務課 広報班	内線2108番 Fax 03-3593-2397 pa0270@jpo.go.jp
27. 知的財産権制度説明会に関すること		
初心者向け説明会に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 相談部	内線2121～2123番 Fax 03-3502-8916
実務者向け説明会・法改正説明会に関すること	普及支援課 地域調整班	内線2107番 Fax 03-3506-8615 pa02C0@jpo.go.jp
28. 知的財産人材育成に関すること		
知的財産人材のための研修に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財人材部 知的財産権関連人材担当	内線3907番 Fax 03-5512-1203 ip-jz04@inpit.go.jp
29. 中小企業等支援に関すること		
審査請求料・特許料等の減免措置に関すること		
減免制度に関すること	総務課 調整班	内線2105番 Fax 03-3593-2397 pa0260@jpo.go.jp
具体的案件に関すること(審査請求料)※国際出願以外	審査業務課 方式審査室 第3担当	内線2616番 Fax 03-3501-6042 pa1120@jpo.go.jp
具体的案件に関すること(審査請求料)※国際出願／指定官庁	審査業務課 方式審査室 指定官庁担当	内線2644番 Fax 03-3501-6042 pa1270@jpo.go.jp
具体的案件に関すること(特許料)	審査業務課 登録室 特許担当	内線2707番 Fax 03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
具体的案件に関すること(国際出願に係る料金)	出願課 国際出願室 受理官庁担当	内線2643番 Fax 03-3501-0659 pa1a31@jpo.go.jp
外国出願、外国での権利侵害対策及び海外知財訴訟費用保険の補助金に関すること	普及支援課 支援企画班	内線2145番 Fax 03-3506-8615 pa02G0@jpo.go.jp
知財金融の促進に関すること	普及支援課 支援企画班	内線2145番 Fax 03-3506-8615 pa02G0@jpo.go.jp
中小企業等に対する知的財産関連支援策に関すること	普及支援課 産業財産権専門官	内線2340番 Fax 03-3506-8615 pa0661@jpo.go.jp
30. 知的財産の活用に関すること		
知的財産プロデューサー、産学連携知的財産アドバイザーに関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財人材部 専門人材担当	内線3909番 Fax 03-5512-1203 ip-jz01@inpit.go.jp
開放特許情報データベースに関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 調整担当	内線3822番 Fax 03-3502-8916 ip-sr01@inpit.go.jp
海外知的財産プロデューサーに関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 海外展開支援担当	内線3823番 Fax 03-3502-8916 ip-sr01@inpit.go.jp
31. 模倣品(産業財産権侵害)対策に関すること	国際協力課 海外戦略班	内線2575番 Fax 03-3581-0762 nisemono110@jpo.go.jp
32. 外国の産業財産権制度等に関すること (国際出願を除く)	国際協力課 調査統計班	内線2573番 Fax 03-3581-0762 pa0842@jpo.go.jp

講師派遣等相談メモ

〇産業財産権専門官等の派遣を希望される場合は、以下に必要事項を記載してＦＡＸでご送付ください。なお、電話や電子メールでもご相談に応じています。

企業・団体名	
住所	
担当者名	
電話	
メール	
希望する講習会・勉強会等の内容を記載してください。	主催者： 開催場所： 開催日時：平成　　年　　月　　日（　） ：　　～　　：　　（　　時間） 聴講対象者： 聴講人数： 講演内容：

（注）本メモは連絡調整のためのものです。内容によっては、派遣できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

特許庁総務部普及支援課　産業財産権専門官
〒100-8915　東京都千代田区霞が関３－４－３
電　話：03-3501-5878 ＦＡＸ：03-3506-8615
e-mail：PA0661@jpo.go.jp

※ここに記入された個人情報は、当該講師派遣等の連絡調整だけに利用し、それ以外には使用しません。ただし、本人から同意が得られた場合、他の支援機関等にご紹介することがあります。

＜特許庁＞

●住　　所：〒100-8915　東京都千代田区霞が関３－４－３

●代表電話：03－3581－1101

●ホームページ：http://www.jpo.go.jp/indexj.htm

●周辺地図

●主要交通機関

〇丸ノ内線・千代田線・日比谷線／霞ヶ関駅（出口 A-13 番）より徒歩５分

〇丸ノ内線・千代田線／国会議事堂前駅（出口３番）より徒歩５分

〇銀座線／虎ノ門駅（出口５番）より徒歩３分

〇南北線・銀座線／溜池山王駅（出口８番）より徒歩５分

※六本木仮庁舎へのアクセスは特許庁ウェブサイトをご覧ください。

本冊子は、グリーン購入法に基づく判断基準を満たす紙を使用しており、
「A ランク」のみを用いて作成しているため、「紙へリサイクル可」